

P F I 手法による施設整備における
要求水準の設定及び業績監視の手引

平成 2 1 年 1 0 月
国土交通省大臣官房官庁営繕部

P F I 事業における官庁施設の品質確保手法検討会

委員名簿

座長	嘉納 成男	早稲田大学 教授
委員	土屋 雅裕	大成建設株式会社 都市開発本部パブリックソリューション部長 (社団法人建築業協会 都市・住宅部会 委員)
	田中 宣彰	株式会社三菱地所設計 建築設計一部 主幹 (社団法人日本建築士事務所協会連合会)
	中村 導彦	株式会社久米設計 環境設備設計部 主管 (社団法人日本建築士事務所協会連合会)
	小林 利之	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 管理課長
	鈴木 千輝	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課長
	水落 雅之	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 設備・環境課長
	羽山 眞一	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 特別整備室長
	吉田 弘	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 施設評価室長

目 次

<本編>

第1章 総則

1. 1	手引の目的	1
1. 2	手引の位置付け	1
1. 3	手引の適用範囲	1
1. 4	手引の構成	1
1. 5	P F I 事業に係るこれまでの法整備等の経緯	2

第2章 要求水準の設定

2. 1	「手続き標準」の記載	3
2. 2	要求水準項目の構成	4
2. 3	性能規定と仕様規定	4
2. 4	各要求水準項目の概要	5
2. 5	要求水準の設定における考え方	8

第3章 業績監視等

3. 1	「手続き標準」の記載	11
3. 2	業績監視のあり方	12
3. 3	業績監視要領の構成	17

第4章 その他

4. 1	対話のあり方	19
4. 1. 1	対話に係る申合せ	19
4. 1. 2	対話の実施方針	21
4. 2	各種資料に記載すべき事項	23

<資料編>

資料1	作成例の活用要領
資料2	要求水準書の作成例（業績監視に係る部分を含む）
資料2-1	別添資料
資料3	業績等の監視及び改善要求措置要領の作成例
資料4	〇〇庁舎整備等事業実施方針
資料5	入札説明書
資料5-1	〇〇庁舎整備等事業 提出書類の記載要領
資料6	P F I 事業の品質確保の観点から事業契約書に新たに盛り込むべき事項

《 本 編 》

第1章 総則

1. 1 手引の目的

本手引は、今後PFI事業による施設整備がより一般化していくと想定されることに鑑み、現在までにPFI手法を導入した官庁施設整備の経験から得られた知見や課題を踏まえて、特に技術面で重要と位置付けられる要求水準の記載及び業績監視の標準的な方法についてとりまとめたものである。本手引の活用により、実際のPFI事業の実務にあたる発注担当者の事務の適正化・効率化や、民間事業者の事業参入に際しての的確なリスク評価などに資することを目的とする。

なお、現在までに既に着手されたPFI事業において、施設の維持管理・運営段階に移行した事業はまだ少ないこと、またすでに移行した事業においても移行してからの経過期間が短いことから、維持管理・運営段階における知見や課題を十分得るまでに至っていない。このため本手引ではPFI事業のうち施設整備段階のみを対象とし、維持管理・運営段階は対象としていない。

1. 2 手引の位置付け

本手引は、「官庁施設のPFI事業手続き標準（第1版）」（平成15年10月国土交通省大臣官房官庁営繕部とりまとめ。以下「手続き標準」という。）のうち、施設整備業務に係る要求水準の設定及び業績監視等について、その考え方や具体の記述方法などを示したものである。

1. 3 手引の適用範囲

本手引は、主として業務施設（庁舎）及びこれに一般的に附帯することの多い福利厚生施設を対象とし、事業に含まれる設計業務及び建設業務に係る要求水準並びに業績監視の方法を規定するための標準的な方法として使用することができる。特殊な設備機器を多く有する研究施設や特定の検査のための施設等においては、それらの特殊条件に応じて検討が必要となる。

1. 4 手引の構成

本手引は<本編>と<資料編>から構成されている。

<本編>では、現在までにPFI手法を導入した官庁施設整備の経験から得られた知見や課題を踏まえた「業務要求水準の設定」と「業績監視等」の基本的な方針を示すとともに、「その他」として入札段階における発注者・事業者間の対話のあり方や、要求水準書や業績監視要領を除く各種資料に上記の方針に基づいて記載すべき事項を整理している。

一方、<資料編>では、<本編>で示した方針や整理事項を反映した業務要求水準書や業績監視実施要領、実施方針、契約図書等の記載例を示している。（記載例の活用方法については、<資料編>「1. 標準書式の記載例」を参照。）

1. 5 P F I 事業に係るこれまでの法整備等の経緯

施設整備に係る要求水準、モニタリングの位置付け・整理（概要）

平成11年7月
『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律』制定
庁舎等の整備は、民間事業者が行うことが適切なものは、できる限り P F I 事業で実施

内閣府の動向

平成12年3月
『P F I 事業の実施に関する基本方針』
民間事業者の自主性と創意工夫を尊重した P F I 事業の推進

- ① 構造物、建築物等の具体的な仕様の特定は必要最小限にとどめる。
- ② 民間事業者への関与を必要最小限のものとする配慮をしつつ、公共サービスの水準を監視する。

国土交通省及び官庁営繕部の動向

(事務庁舎等の P F I 事業実績)
平成14年6月 中央合同庁舎第7号館整備等事業
(実施方針公表 以下同じ)

平成15年4月 九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業

平成15年10月 『官庁施設の P F I 事業手続標準』

1. 施設整備業務の要求水準で定める事項は、性能規定を基本方針とし以下の通りとする。
 - ・ 適用範囲
 - ・ 設計条件
 - ・ 性能別要求水準
 - ・ 施設別要求水準
2. 必要最低限の業績監視を行う。業務要求水準書の作成にあわせて測定指標を設ける。

平成16年 1月 苫小牧法務総合庁舎整備等事業

平成16年12月 衆議院新議員会館整備等事業
参議院新議員会館整備等事業

平成19年11月 『P F I 推進委員会報告—真の意味の官民パートナーシップ 実現に向けて—』

- 今後の対応が必要な項目
- ① 要求水準書作成前での明確なコンセプト形成
 - ② 要求水準書の具体化、明確化、精緻化
 - ③ コストと要求水準書との関係の明確化

平成20年 2月 熊本合同庁舎 B 棟整備等事業
甲府地方合同庁舎（仮称）・公務員宿舍
甲府住宅（仮称）整備等事業

平成20年 3月 盛岡第2合同庁舎（仮称）整備等事業
立川地方合同庁舎（仮称）整備等事業
大津地方合同庁舎（仮称）整備等事業

平成20年7月 『P F I 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）』

- 業務要求水準書に関する諸課題と対応の方向性
1. 管理者等の意図の明確化
 2. 業務要求水準の具体化、明確化、精緻化
 - ① 業務要求水準の明確化
 - ② 達成すべき基準の明確化
 - ③ 業務要求水準・モニタリング・支払メカニズムの三位一体

の検討

平成20年6月 『国土交通省所管事業への P F I 活用に関する発注担当者向け参考書』

国土交通省所管事業を実施する地方公共団体等が効率的で実効性、客観性の高いモニタリングが実施できるよう発注担当者向けの参考書を作成。
効果的・効率的なモニタリングを行うための、事業プロセスに沿って必要な作業を整理。

第2章 要求水準の設定

2. 1 「手続き標準」の記載

『官庁施設のPFI事業手続き標準』（第6編「要求水準の設定」第1章～4章より）

第6編 要求水準の設定

(1) 総則

・目的

本編は、PFI手法による官庁施設の整備に際し、サービスの要求水準として検討すべき項目とその留意事項を提示することにより、業務要求水準書の作成に資することを目的とする。

PFI事業における業務の範囲・ニーズを明確化し、サービスの水準を定めることを目的として要求水準の設定を行う。

また、設定した要求水準をもとに業務要求水準書を作成する。業務要求水準書は、VFM評価の根拠となるとともに入札公告時の公表資料の一部を構成し、求めるサービスの水準を明示するものである。

業務要求水準書は、入札に際して、国にとっては入札予定価格算出の、民間事業者にとっては入札価格算出の基礎資料であるとともに、事業実施時には、事業内容の適否を判断する基準となる重要な図書であり、求めるサービスを的確かつ明確に示す必要がある。

また、業務要求水準書は、民間事業者にとっては事業参画の意向決定の判断材料の一つとなることを考慮し、実施方針公表時や特定事業選定時など早い段階でその案を公表し、民間事業者の意見を求め、お互いに理解を深めておくことが望ましい。

(2) 基本的事項

①要求水準設定の基本的考え方

要求水準の設定にあたっては、官庁施設として必要な公共サービスを確保するため、官庁施設の整備等に必要事項についてその内容を的確に示すものとし、その際、民間の資金、経営能力、技術的能力十分に活用することができるよう配慮すること。

②要求水準書に定めるべき事項およびその構成

要求水準書を作成する際には、業務の内容に応じた構成とすること。

③基準類の位置付け

要求水準書には、既存の基準類の適用の考え方を明記すること。

(3) 全体概要として定める事項

①全体概要として定める事項

全体概要には、民間事業者が、施設整備に関する国の基本的考え方、業務の概要など、当該PFI事業の全容を理解できる内容を規定すること。

(4) 施設整備編に定める事項

①総則

・構成

施設整備業務の要求水準は、全体の内容を網羅するとともに、多岐にわたる内容を把握しやすい明快な構成とすること。

このため、施設全体の概要から細部へと規定していくこと及びできる限り性能で規定することを基本的な方針とすること。

②適用範囲

適用範囲では、要求水準が適用される施設整備に関する業務の内容及び範囲、業務実施に当たっての条件を明確に規定すること。

③設計条件

設計条件では、設計業務を進めるにあたって民間事業者が遵守すべき前提条件を明らかにすること。

④性能別要求水準

性能別要求水準では、設計条件として規定した基本的性能基準及び技術基準に加えて、当該事業の対象となる施設が備えるべき性能に関する水準を規定すること。

⑤施設別要求水準

施設別要求水準では、性能別要求水準だけでは、施設のある部位に係る要求水準を統一的に示すことが困難な場合に、施設の諸室や設備等部位別に要求水準を規定すること。

2. 2 要求水準項目の構成

施設整備業務の要求水準項目は、原則として以下のとおりとする。各項目に規定すべき具体的内容は「2. 4 各要求水準項目の概要」で詳述する。

(1) 適用範囲

- ① 基本的な考え方
- ② 施設の設計及び建設に関する事項
- ③ 業務実施にあたっての条件

(2) 設計条件

- ① 敷地条件
- ② 施設内容
- ③ 周辺の都市基盤整備状況
- ④ 要求水準の設定
- ⑤ 準拠事項

(3) 性能別要求水準

- ① 社会性に関する性能（地域性、景観性に関する性能）
- ② 環境保全性に関する性能（環境負荷低減、周辺環境保全性に関する性能）
- ③ 安全性に関する性能（防災性、機能維持性、防犯に関する性能）
- ④ 機能性に関する性能（利便性、ユニバーサルデザイン、室内環境、情報化対応性に関する性能）
- ⑤ 経済性に関する性能（耐用性、保全性に関する性能）

(4) 施設別要求水準

- ① 諸室毎及び諸設備の性能
- ② 特定の部位に関する性能

2. 3 性能規定と仕様規定

施設整備に関する多くのPFI事業では、設計、建設、維持管理等の業務を包括的に委託し、事業者が創意工夫を最大限に発揮できること、並びにこれに伴い可能な限り発注者から事業者へリスクを移転するため、業務要求水準を可能な限り性能規定で記述する必要がある。

PFI事業における性能規定とは、施設整備において最終的に完成した施設が備えるべき機能や状

態、維持管理において保たれている状態等として、発注者が求める最低限度を定めるものであり、これらの機能や状態等をどのように達成するかといった「手段」や「手順」に関する内容を含まない。

これに対し仕様規定とは、施設整備において施設やその部分の具体的な形状、使用材料、施工方法、維持管理における業務頻度や作業手順といった、達成手段に相当する内容を規定したものである。

「性能規定」と「仕様規定」の違いは、耐久性のある仕上材料やクリーンな自然エネルギーの採用等の「定性的表現」と、各室の面積や騒音対策の目標値の指定などの「定量的表現」の違いではないことに留意する必要がある。また、例えばある建築材料について仕様ではなく性能を規定したとしても、最終的に完成した施設がどのような機能、状態を備えるかという観点からは、個別の建築材料に関する規定を置くことがそもそも達成手段について規定したものであり、仕様規定に属するものではない場合もあるなど、「性能規定」と「仕様規定」の違いは個々の規定の表現方法に単純によるものではないことにも留意する必要がある。

2. 4 各要求水準項目の概要

施設整備業務の要求水準項目に規定する内容は、「手続き標準 第6編第4章施設整備編に定める事項」によるほか、以下のとおりとする。

(1) 適用範囲についての考え方

①基本的な考え方

- ・要求水準が適用される施設、施設整備に関する業務の内容及び範囲等の、事業の実施に関する基本的な枠組を規定する。
- ・要求水準はできる限り性能で規定することを基本的な方針とするが、発注者が求める性能をより明確にするため、性能規定では正確に伝わらないおそれのある事項等については「仕様規定」や「参考図」、「ヒアリング（対話）」等により正確に伝える。

②施設の設計及び建設に関する事項

- ・設計業務、建設業務、工事監理業務の範囲を明確にする。
- ・上記の業務の実施に必要な調査、申請、届出その他の行政手続きや、事業を円滑に実施するための調整等が業務に含まれるか否かを明確にする。

③業務実施にあたっての条件

- ・業務実施の方法、設計業務の成果品の内容、施工時の遵守事項等を明確にする。
- ・業績監視における発注者の確認、検査の内容を明確にする。

(2) 設計条件

①敷地条件

- ・敷地条件、都市計画条件、緑化その他事業の敷地特有の条件の整理及び調査し、提示する。

② 施設内容

- ・延べ面積制限、各室面積、その他の付帯条件の明確化
- ・要望面積の上限や下限、発注者の要求の条件を提示する。

③周辺の都市基盤整備状況

- ・上下水道、エネルギー供給、通信などの整備状況等を予め整理及び調査し、提示する。

④要求水準の設定

- ・性能別要求水準、施設別要求水準の作成にあたって技術基準の適用とその位置づけを明確にし、その確認方法も整理し提示する。

⑤準拠事項

- ・摘要基準、準拠事項の優先順位等を明確にし、その確認方法も整理し提示する。

(3) 性能別要求水準

設計条件の他に事業対象となる施設が備えるべき性能に関する水準を明確にする。

なお、基本的各性能項目は「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」を参考に、事業で求める各要求性能を検証し、整理することが有効である。

この官庁施設の基本的性能基準には、基本的性能及び技術的事項並びに検証方法が定められているが、この基準に定めのない性能の項目又は官庁施設若しくはその室等の分類に応じた性能の水準、これらに対する技術的事項、検証方法については、関係法令等によるほか、必要に応じて別途設定するものとされている。

基本的性能基準に定められていない項目等について要求水準を設定するにあたっては、把握しやすい明快なものとするため、施設全体に係る概要から細部へと規定していく構成とすると良い。要求水準の規定においては、基本的性能を明示し設定根拠を明確に示すとともに、基本的性能基準に習った技術的事項を設定することにより解釈の幅の小さい具体的な記述を心掛ける。

また、基本的性能基準において適用類型を選択する必要がある場合は、該当する分類を明示し、性能の小分類として、技術基準に規定する技術的事項を利用することが望ましい。

要求水準は可能な限り性能規定とすることが適当であるが、性能規定での表記が十分に行えない場合は、かえって発注者の意図が正確に事業者へ伝達されにくいこともあることから、求める性能の内容、水準、文章・数値表記の有効性等を総合的に勘案したうえで、仕様規定で表記することが適切である場合もある。

以上を踏まえ、各性能項目を「基本的性能」「技術的事項」「提案事項」で構成する。

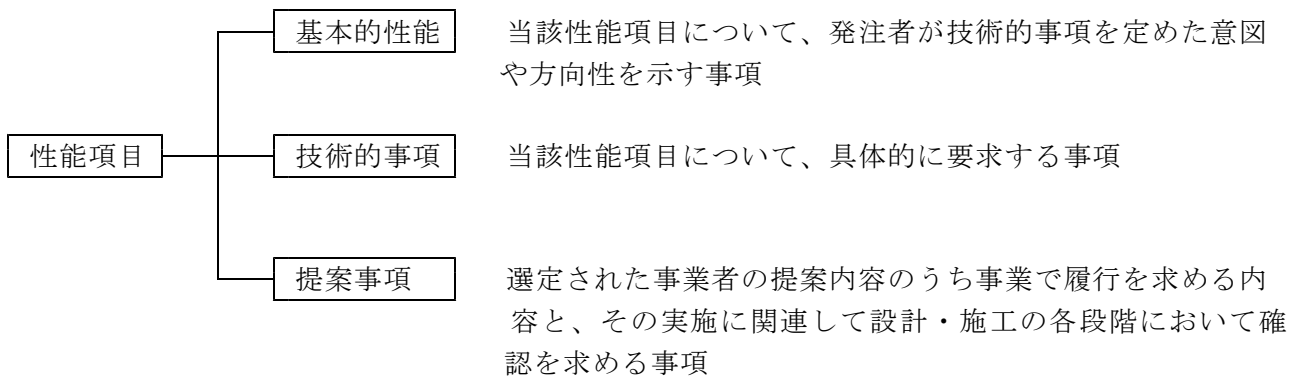


図1. 「性能別要求水準」における各性能項目の構成

①基本的性能

基本的性能は、当該性能項目について「技術的事項」に記載する性能・仕様の背景として、発注者がどのような考え方・方向性を持っているかを定性的又は定量的に記述したものとする。したがって、基本的性能は要求水準の具体的な内容を規定するものではなく、「②技術的事項」に記載する要求水準を事業者が読み解き、理解するための指針となる。

これを記載することにより、入札手続きの事業計画提案段階における応募者の事業リスク評価のぶれの最小化や、質疑応答における発注者・応募者間のやりとりの効率化、設計業務における発注者・事業者間の相互理解と検討の方向性の絞り込みなどの効果が期待できる。

②技術的事項

技術的事項は、要求水準の本体といえる部分であり、発注者の具体的な要求内容について性能規定を基本として記述したものとする（ただし、前述のとおり部位や要素によっては仕様規定で記述することも可。）。

以下に、性能規定、仕様規定それぞれで記述することが適切な性能項目とその記述方法について

て示す。

<性能規定で記述することが適切な性能項目と記述方法>

- (ア) 要求水準を設定する必要がある項目で、仕様規定で表記する以外の項目は全て性能規定とする必要がある。
- (イ) 性能規定は、事業対象の施設が完成した状態で具備すべき性能を、いわゆる状態規定として表記するものであり、施工手順その他の状態規定と無関係な内容を含まない。施工終了時には隠蔽されることにより状態を確認できなくなる部分や、施工手順が性能の確保に直接関係する部分については、業績監視要領等の契約図書にあらかじめ必要な記載を行う。)
- (ウ) 文章による性能規定の表現に限界があるなどにより、性能規定の解釈に幅がある記述となっている場合、その記述から読み取れる最低限度の水準を事業者が採用した場合であっても、発注者が意図する水準が確保されるように記述する必要がある。このため、発注者が求める最低限度の水準を定量的に示すことを基本とし、これにより難しい場合は必要に応じて仕様規定の記述や参考図を加えることも検討する。
- (エ) 「適切に～」 「原則として～」 「可能な限り～」 等の曖昧な表現は、当該性能について発注者の考え方の一定の方向性を表す表現ではあるものの、厳密には達成が義務づけられる要求水準としての意義は持たない。したがって、その内容が真に「技術的事項」に属するものであるかどうか（「基本的性能」に属するものではないか）に注意を払う必要がある。曖昧な表現は、事業者提案を求める性能・事項に限って使うことが望ましい。

<仕様規定で記述することが適切な性能項目>

- (ア) 性能項目のうち、発注者の必要に応じて仕様を限定しなければならない要素については、形式的に性能規定で記述する必要性が無い（むしろ、発注者の望まない提案が事業者から提出される原因となる恐れがある）ことから、仕様規定で要求水準を記述することが適切である。仕様規定による記述が適当な項目として、以下の場合が考えられる。
- ・ 発注者側の基準等により仕様が限定されるもの
(例) 法務省型鋼製書架
 - ・ 政策上、行政上の目的のために仕様が限定されるもの
(例) 標準型建具、耐震レベル
 - ・ 安全面、機能面から仕様の限定が必要となるもの
(例) 各入居官署の諸室の位置関係、敷地出入口や建物等におけるセキュリティ
 - ・ 発注者や入居官署等の要求で、提案を求める余地がなく限定されるもの
(例) 家具・什器・備品等の設置 等
- (イ) 建築材料、設備機器等のうち、当該材料・機器等の流通状況や建築設計・工事の慣習上、民間工事も含めて標準的な仕様として定着している等の状況がある項目で、事業者の工夫による事業費の低減を期待することに合理性が無い要素については、仕様規定による記述を検討する。
(例) 事務室内の天井や床の仕上げ

③提案事項

・事業計画提案事項

入札手続きの事業者選定段階において、事業者から提出された事業計画提案のうち、事業において実施することを事業者が義務づける事項については、事業提案書を契約図書に含むことでその履行を義務づけることとなるが、当該事項の実施が他の要求水準との関係を含め設計・施工段階において的確に処理されるようにするため、必要な事項を要求水準書に則って書き入れ、実施内容を明確に規定し、業績監視を行うことが適切である。

事業者提案として、発注者あるいは入居官署が排除したい望まない提案が提出される可能性があると思われる場合は、入居官署と綿密な打合せを行い、これを防ぐための提案条件の付

加の必要がある。

・設計・建設段階における提案事項

要求水準として最低限の水準を定める事項、他の性能項目との関係、入居官署の施設利用段階の前提条件となる事項など、設計・建設段階で内容を確認しておく必要がある事項については、業務の実施に関する要求水準として提案を求める事項であることや当該事項が設計・建設段階における業績監視対象であることなどを明確にしておく必要がある。

(4) 施設別要求水準

「(3) 性能別要求水準」において、施設が備えるべき性能のうち諸室や設備等の各部位に求められる性能の全てまでは表現しがたい場合には、当該部位ごとに要求水準を規定し、必要条件を正確に伝えることとする。

①諸室及び諸設備に関する性能

各種基準類等が定められている場合、その位置づけや扱いについて明確にする。

②特定の部位に関する性能

当該部位の用途上求める特殊条件を正確に伝えるため、仕様や参考図等のツールを用いた具体的な資料を提示する。場合によっては応募者へのヒアリング等の対話を併用することも検討する必要がある。

2. 5 要求水準の設定における考え方

業務要求水準書は、入札の応募者が事業計画を提案する際に参照し、応募意志の決定、事業計画の立案、事業リスクの評価などを踏まえて入札価格を決定するために必要となる全ての事項を含む必要がある。また、要求水準書は設計・建設段階の業績監視において、業績が要求水準を満足しているかどうかを決定する根拠・基準となるものであるため、要求性能の他に、敷地条件、社会基盤等の附帯する条件を予め要求水準書で明らかにする必要がある。このため、最低限、以下に掲げる項目を盛り込むものとする。

(1) 技術基準類の適用に関する規定

公共部門における事業発注では、各施設の整備水準の統一化や業務の効率化のため、多くの場合、施設整備に関する技術基準や仕様書等（以下「技術基準類」という）を発注者側が有しており、その内容は設計・仕様に係る基準、施工（工事）に係る基準、成果物の仕様に係る基準等、多岐にわたる。

これらの技術基準類を従来の事業と同様にPFI事業にも適用することは、事業者の創意工夫の余地を削ることになりかねない。しかし、適用範囲を厳密に規定した上で技術基準類を活用することは、事業者が発注者の意図をより正確に理解し、あるいは未確定リスクを最小化するうえで有効な場合もある。

したがって、技術基準類は原則として適用するものとして、その旨を要求水準として明記するものとする。ただし、技術基準類によりがたい場合は、事業者が性能等の証明を行い発注者と協議した上でこれによらないことができるようにする。

また、仕様書で「特記による」とされている事項のうち、仕様規定で記述する必要があるものについては要求水準として明記するものとする。

(2) 代替方法の採用条件に関する規定

事業者による事業計画提案では、民間における創意工夫、新技術の導入など、発注者の想定外の提案が常にあり得るという考え方に立ち、要求水準と同等以上の性能を有することが証明された場合、代替案の導入を可能とすることが適当である。このため、以下の条件を全て満たす場合に、代

替案によることができる旨を要求水準として記述する。

- ・要求水準に係る性能を満たしていることが適切な手段で証明されていること
- ・代替案の内容及び性能の証明方法について発注者と協議し、確認が得られていること
- ・要求水準において発注者が他との関連等において仕様の完全な限定が必要なため、「代替案を受付けない」と規定した事項でないこと。

(3) 参考図の取扱いに関する規定

(ア) 参考図を提示する意義と留意点

要求水準は性能規定、仕様規定の別を問わず、文章記述により要求水準を表記することが基本であるが、諸室における家具等の配置その他、入居官署の要求を要求水準として表現するために、よりの確で正確に伝達する必要がある場合には部分平面・配置図等を参考資料として提示することが適切である場合もある。

当該参考図は、要求水準書の内容を概ね満足する一例として、要求水準の理解の手助けとなるものと位置付けられる。しかし、発注者が作成する参考図は、事業の成立要件や事業実施において事業者課す制約条件の確認といった事前検討のために作成されるものであることが多く、関係する法令への適合といった基本的な前提条件などについてその全てを網羅的に考慮したものとはなっていないことも多い。このような性格を持つ参考図を、図の方がわかりやすいといった理由で安易に提示することは、事業者の提案の幅を狭め、事業者の能力の活用というPFI手法の本来のメリットを損なうおそれや、本来事業者に移転すべきリスクの一部を発注者側が担う結果になってしまう場合があるため、特に注意する必要がある。参考図の内容によっては、法律上の全ての規定に合致しているとは限らない旨を付言する等、適切な提示の方法をとる必要がある。

参考図の注意書きの例示

「参考図は要求水準を概ね満たす一例であり、事業者独自の提案を制限するものではない。」

「参考図は法律上の全ての規定に適合しているとは限らない。」

なお、発注者が保有する技術基準等に含まれるような、施設の部分の具体の形状といった仕様を規定するための図は、ここでいう参考図ではなく、業務要求水準の仕様規定の一部を構成するものであることに留意する必要がある。

参考図としては、例えば以下のような図画類が考えられる。

- ・配置、平面、立面、断面などのイメージ図（大まかな建物配置や入居する組織の階割り付けなどを伝える）
- ・諸室位置関係図（入居組織の機能上のつながり等を伝える）
- ・イメージ透視図（行政需要などに基づく景観方針のイメージなどを伝える）

(イ) 参考図を公表することによるメリットとデメリット

実施方針の公表以降の段階にあるPFI事業において参考図を各階公表している事業は、多くはないが数事例ある。

例えば、国立大学の研究施設等で研究内容や学内の関係者の意見調整に時間がかかるとみられる施設や、特に事業者提案を求めたくないものがあり、各階平面図を公表し、さらに提案してもらいたい箇所を絞ってより専門性の高い事業者提案を求める方法を用いた事例がある。

以下の公表されることによる参考図ごとのメリットとデメリットをいくつか例示する。参考図が「参考」とする資料とはいえ、事業者にこれを変更する際のリスクを負わせる可能性がある強いイメージ伝達手法であることを留意する必要がある。

公表参考図	公表する時の考え方（例）	公表に伴うメリット	公表に伴うデメリット
平面イメージ図	動線、使用勝手や配置計画 上、各階平面計画が確定さ れている場合に提示する	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の意図、要望、意見等を明確に把握できる。 ・提案において発注者の意図から外れない。 ・提案書の確認（変更）等のリスクが少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面、配置、断面上の工夫や提案を抑制しやすい。 ・コストの縮減効果が得られにくい。
断面イメージ図 ・構成図	縦動線、階数や断面的に規 定する場合に提示する		
立面イメージ図	各階平面計画案が確定され ている場合で立面の例示が 必要な場合に提示する	<ul style="list-style-type: none"> ・外観デザインについて発注者の意図、要望、意見等が明確に把握できる。 ・提案において発注者の意図から外れない。 ・発注者が求める計画に極力近い提案が受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外観や仕上げ等の工夫や提案を抑制しやすい。 ・コストの縮減効果が得られにくい。
イメージ透視図	外観デザイン等による周辺 環境に対する配慮、用途上 必要事項があり、外観デザ イン上提案を求めない場合 に提示する		
諸室関係図	諸室間の隣接・近接等、動 線や配置が限定されている 場合提示する	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する部屋の関係が明確になり、発注者の意図から外れない平面計画ができる。 ・要求水準書や各室性能表などの文字情報で伝えられない具体例を伝達できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平面計画上の創意工夫が少なくなる。
配置イメージ図	動線、緑地や公園、駐車場 計画等、周辺計画で確定す る必要がある場合に提示す る	<ul style="list-style-type: none"> ・外構や植栽や広場、駐車場等周辺環境との関係が明確になり、外構との調整がやりやすくなる。 ・複数棟整備や既存施設との関係を明確に出来る。 ・地域要件や制限、近隣住民との協議事項を正確に伝達できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置計画における自由度や創意工夫が出にくい。 ・外構や植栽、駐車場計画の創意工夫や提案が出にくい。

表 1. 参考図の考え方とメリット・デメリット

※基本計画、基本設計等の設計業務実施後に P F I 事業とする場合、参考とするか、V E 提案を求めるか等検討する。

第3章 業績監視等

3. 1 「手続き標準」の記載

『官庁施設のPFI事業手続き標準』（第10編「業績監視等」第1章～3章より）

<業績監視等>

(1) 総則

本編は、PFI事業期間を通じ、国が求めるサービス水準の維持を確保するために国が実施する業績監視（モニタリング）、業務改善要求、減額措置のあり方において検討すべき項目について定めるとともに入札公告等において公表する「業績監視要領」の作成に資することを目的とする。

業績監視等の本質的な意義は、減額による財政負担の軽減にあるのではなく、サービス水準の維持やサービス提供の円滑化にある。従って、最終的に良質なサービス享受を可能とするため、かかる意義を理解した上で業績監視等の内容を検討することが重要である。業績監視等は業務要求水準（及び測定指標）と密接な関係があるので、契約後に検討するのではなく、各要求水準の設定時にあわせて検討しておかなければならない。

施設整備段階の業績監視等の目的は、供用開始後におけるサービス水準が要求水準書に記載された性能を充足するよう、設計図書の作成段階や施設の建設段階においてあらかじめ確認することにある。このため、減額措置を行うことよりも確実に性能が発揮されるよう業績監視や業務改善要求を行うことが重要である。なお、その場合においても、選定事業者の創意工夫を阻害するような過度な干渉は厳に慎まなければならない。

(2) 基本的事項

・検討上の留意事項

業績監視、業務改善要求及び減額措置（以下、「業績監視等」という。）については、「モニタリングに関するガイドライン」に即して検討を行うこと。

また、業績監視等の検討にあたっては、その目的が選定事業者へのインセンティブ付与によるサービス水準の確保・維持、サービス提供の円滑化等にあること、及び業績監視等の内容が現実的であるとともに、国及び選定事業者の間で、解釈にずれが生じることのないよう留意すること。

(3) 検討すべき項目

①基本的考え方

・業績監視と減額までのプロセス

業績監視、業務改善要求及び減額措置は、一体となって初めて効果をもつものであることから、包括的に検討し、特にその手順を明確化すること。

・業績監視の区分

業績監視、業務改善要求及び減額措置の対象となるサービスをあらかじめ明確化すること。

②業績監視の内容、方法及び体制

・施設整備段階

施設整備段階の業績監視等については、供用開始後におけるサービス水準が要求水準書に記載された性能を充足するよう、設計図書の作成段階や施設の建設段階においてあらかじめ確認することを目的として業績監視及び業務改善要求の内容、方法及び体制を定めること。

・業績監視職員

業績監視職員の任命について検討すること。

③業務改善要求及び減額措置

業務改善要求や減額措置を行う場合、当該措置の対象となる業務の不履行箇所やその程度等を、要求水準書を基準として業績監視等において明らかにすること。また、業務不履行の発生の確認方法や業務不履行の程度の違いによる対応方法についても明確化すること。

3. 2 業績監視のあり方

(1) 業績監視のための確認行為の位置づけ及び会計法令との関係

P F I 事業の実施における業績監視のための確認行為は、業務の履行状況が業務要求水準書を満足しているかどうかを発注者が確認するものであり、会計法令に基づく監督、検査とは異なる。

従来型事業においては、設計業務における設計図書の作成、建設工事における工事目的物の完成を目的とした請負契約を締結し、その履行について監督、検査を行うため、発注者側の監督担当職員による図面審査、指示、承諾等の監督行為、同じく検査担当職員による図面の検査、工事の中間・完成検査といった関与が行われる。

これに対し P F I 事業における業績監視に係る「確認」は、業務の履行状況が業務要求水準を満足しているかどうかを発注者が確認するものであり、従来型事業における監督担当職員の修正指示、承諾等の行為は発生せず、確認の結果、要求水準の満足度合いに疑義があることが判明した場合、それについて質問・指摘することはできるが、業績監視職員が指示等を行うことはなく、事業に係る契約に基づき修補、減額等の措置が行われることとなる。

なお、P F I 事業における業績監視行為とは別に、施設の完成後、権利移転 (transfer) により国が財産を取得するにあたり、会計法第 29 条の 11 第 2 項に基づく検査が必要である。構造部材等完成状態では隠蔽される部位があるなど、完成時に一度に検査することは現実的ではないため、適切な検査の実施に必要な情報を建設途中で得ておくことが必要になる。

(2) 設計段階における確認

① 設計段階における確認の意義

設計段階では、設計内容が設定された要求水準を満たすものとなっているかを確認することとなるが、設計業務は段階を追ってその熟度が高まることが通常であり、全ての性能項目 (図面に表すことができない設計意図に関するものを除く。) を確認できるのは実施設計終了時となる。

しかし、設計業務の終了段階で確認を行った結果要求水準を満たしていないと認められたり、疑義が生じて性能を証明する必要があるが生じた場合、その修正のための時間が事業スケジュールに悪影響を与えたり、修正のための業務量が無駄となるおそれがある。このため、基本設計、実施設計といった設計内容の確定のための大きな節目となる各段階で各性能項目を満たすためにどのような設計となったかを確認することが、発注者、事業者の双方にとって一定程度のメリットとなると考えられる。

② 設計段階における確認のポイント

施設整備段階では、最終的に要求水準を満たした施設が完成することが必要であるが、施設完成後に生じる様々な不具合等について修補が必要な場合もある。このような場合に的確な対応を行うため、不具合等が何に起因するものかを確定できる必要がある。このため、設計段階における確認においても、設計内容の各要素の確定という意志決定、すなわち各性能項目ごとにいつの段階で何を確認したかを記録することで、トレーサビリティ (追跡可能性) を確保することが有効である。設計内容の確認のほか、性能を証明して代替案を採用することとした場合の経緯や内容、確認時より後の段階で確定することとした場合はその内容と予定時期などを、発注者、事業者の双方で共通認識とし、最終的な施設の性能がどのように達成されたかを追跡できるように記録した要求水準確認書を作成することが適当である。

③ 一般的な確認手順

- (ア) 基本設計終了前段階、実施設計終了前段階での「設計図書の確認」を行う。
- (イ) この「設計図書の確認」は要求水準書の性能項目の全てについて、事業者からの説明とこれに対応する図面等参照資料の内容を確認することにより行うものとする（チェックシート方式による要求水準確認書が適当、図2. チェックシート方式による要求水準確認書の記入要領を参照）。
- (ウ) 要求水準確認書に、甲（発注者）が乙（事業者）からの説明及び図面により確認（≠承認）した内容、及びそれに対して甲から乙に対して指摘（≠指示）した内容を記載する。なお、確認行為は中間検査ではないことから、この段階で「指摘」した内容について甲から乙へ設計図書の修正指示等を行わない。乙が自主的に修正した場合は修正した内容をもって再度、確認の手順を実施する。
- (エ) 設計段階における一連の確認が終了した後、甲乙間で要求水準確認書を取り交わす（形式的には甲が乙に交付する）。なお、確認内容はシートに記載された項目及びそれらに対して要求水準確認書に記載した内容のみに限られるものであり、この内容について疑義がないよう必要に応じ甲乙間で十分な協議を行う。
- (オ) 設計図書に付随する検討書類（設計意図の伝達業務において作成される色彩計画書等の原案等）についても確認対象とする。
- (カ) 設計図書や付随する検討書類で確認できない事項や仕様についてその確認時期や検証方法等について協議する（例えば、「建設段階の現地確認において、段差の勾配を計測、確認する」など）。
- (キ) 工事の着手までに要求水準の確認が完全に終了していない場合はあるが、実施設計は工事に着手する前に完成していなければならない。
- (ク) 要求水準確認書で確認した事項以外で、設計図等の変更の必要が生じた場合は、甲に報告し、変更の可否について確認をうける。
- (ケ) 要求水準確認書の作成は乙が行うが、チェックシート方式により作成することが適当と考えられる。図2にチェックシート方式による要求水準確認書の記入要領を示す。

(3) 建設段階・完成段階における確認

①建設段階における確認の意義

建設段階での業績監視を、業務要求水準書と施工状況を直接比較することで行うことは困難であるため、設計図書が要求水準を満足していることを確認したうえで設計図書と施工状況が適合していることを確認するという手法を一般にとらざるを得ない。また、建設段階において個別の施工部位ごとに工事の進捗に合わせて要求水準満足状況を確認しようとする場合、その確認段階・部位ごとに設計図書の確認、施工状況の確認を行う必要が生じ、発注者にとっても事業者にとっても非常に煩雑な事務となるうえ、当該確認段階で確認する部分と関係する他の要素・部位等との整合性の確認などが的確に行えないおそれがある。

上記（2）の手法により設計段階の業績監視により各性能項目ごとの確認が行われた設計図書となっている場合は、その設計図書と施工状況の照合を行うとともに、要求水準確認書で建設段階において仕様を決定することされている性能項目や設計段階で確認できていない疑いがある性能項目等については、当該性能項目について設計段階の業績監視の手順を実施（設計段階の業績監視にフィードバック）することにより、的確な業績監視を行うことができる。

②建設段階における確認のポイント

(ア) 建設段階で確認すべき事項

設計段階の業績監視において設計図書に的確に反映されたことが要求水準確認書等に記載されている性能項目については、建設段階では設計図書と施工状況の照合を行うことにより確認を行うことができる。建設段階ではこれに加え、設計段階で仕様が確定しておらず建設段階で決定することとされている性能項目や性能項目とされていない要素に関する施工状況

が性能確認対象項目と整合しているかどうかについて確認する必要がある。

(イ) 重点的に確認すべき事項と検査の関係

P F I 事業であっても、施設の完成後、権利の移転に伴って会計法令に基づく完成検査を実施する必要がある。実際には隠蔽部分など、施工途中でしか確認できない部分が多くあり、これらの部分について完成検査に必要な一切の情報を建設段階で得るには、完成検査の視点から施工状況を把握しておく必要があるが、P F I 事業では既済部分確認のため、完成検査一環として、業績監視を行う

③一般的な確認手順

(ア) 建設段階における業績監視は(1)により「設計図書の確認」を受けた設計図書と施工状況を照合することにより行う。施工状況は、建築中の建築物、施工図、品質管理関係書類、工事監理関係書類等により把握する。

(イ) 隠蔽部分その他完成時に確認し難い部分について施工状況を確認するため、予め施工状況の確認時期を業務要求水準書に設定する。

(ウ) 要求水準への適合の可否に影響する要素で設計段階における確認の対象でなかった部分について建設段階で検討の必要が生じた場合は、「設計図書の確認」手順に準じて確認を行う。

(エ) 設計段階で確認できなかった事項や仕様等について、確認する。

(オ) 中間確認を業績監視員（施工担当）が行うほか、検査官も行える体制を作る必要がある。

① 性能別要求水準の社会性、環境保全性等の各主テーマ及び施設別要求水準の建築、電気設備、機械設備の区分を記載する。

要求水準確認書例(案)

項目	要求水準	基本設計における対応	実施設計における対応	参照先	施工時における対応	参照先
4-3-4 機能性 (1)利便 a. 移動ア、昇降機設備 性	<p>① 要求水準で規定する施設等が備えるべき性能の各項目及び事業者が提案した各項目をもれなく記入する。</p> <p>・エレベーター、小荷物専用昇降機及びエスカレーターは、「建築設備設計基準」に基づき、施設の用途、規模及び利用者数、搬送対象物等に応じて、適切な搬送能力(定員、台数、速度等)が確保されているほか、構造、運転操作方式及び速度制御方式等が適切な仕様となっている。</p>	<p>下記のとおりに、台数を確認。 ・エレベーター：○台 ・小荷物専用昇降機：○台 ・エスカレーター：○台</p> <p>② 主テーマに続く社会性の場合における地域性、景観性等のテーマ区分を記入する。</p> <p>③ テーマがさらに細分化される場合に記入する。</p>	<p>平面図、別基準に基づいて、定員、速度等を確保し、構造、運転操作方式、速度制御方式等が適切な仕様となっている。</p> <p>④ 各項目の施工が実施されたこと及び施工段階での確認結果を記入する。</p>	<p>○○図</p> <p>M</p>	<p>⑦ 各項目の施工が実施されたこと及び施工段階での確認結果を記入する。</p> <p>⑧ 確認に参照した資料等の名称を記入する。</p>	
	イ. 車路及び駐車場	<p>有効スペースの確保を確認。 (詳細の寸法は実施設計図面にて確認する。)</p> <p>A</p>	<p>半径Omの回転軌跡がされている。</p> <p>配置図</p> <p>A</p>	<p>車道の回転軌跡の確認資料)</p> <p>A</p>	<p>⑥ 確認に参照した資料等の名称を記入する。(ここまでの確認が行われた段階で、甲は乙に要求水準確認書を交付する。)</p>	

※ ①～⑧は記入の順番を示す。

図2. チェックシート方式による要求水準確認書の記入要領

業績監視の改善案 ～中間確認の明確化～

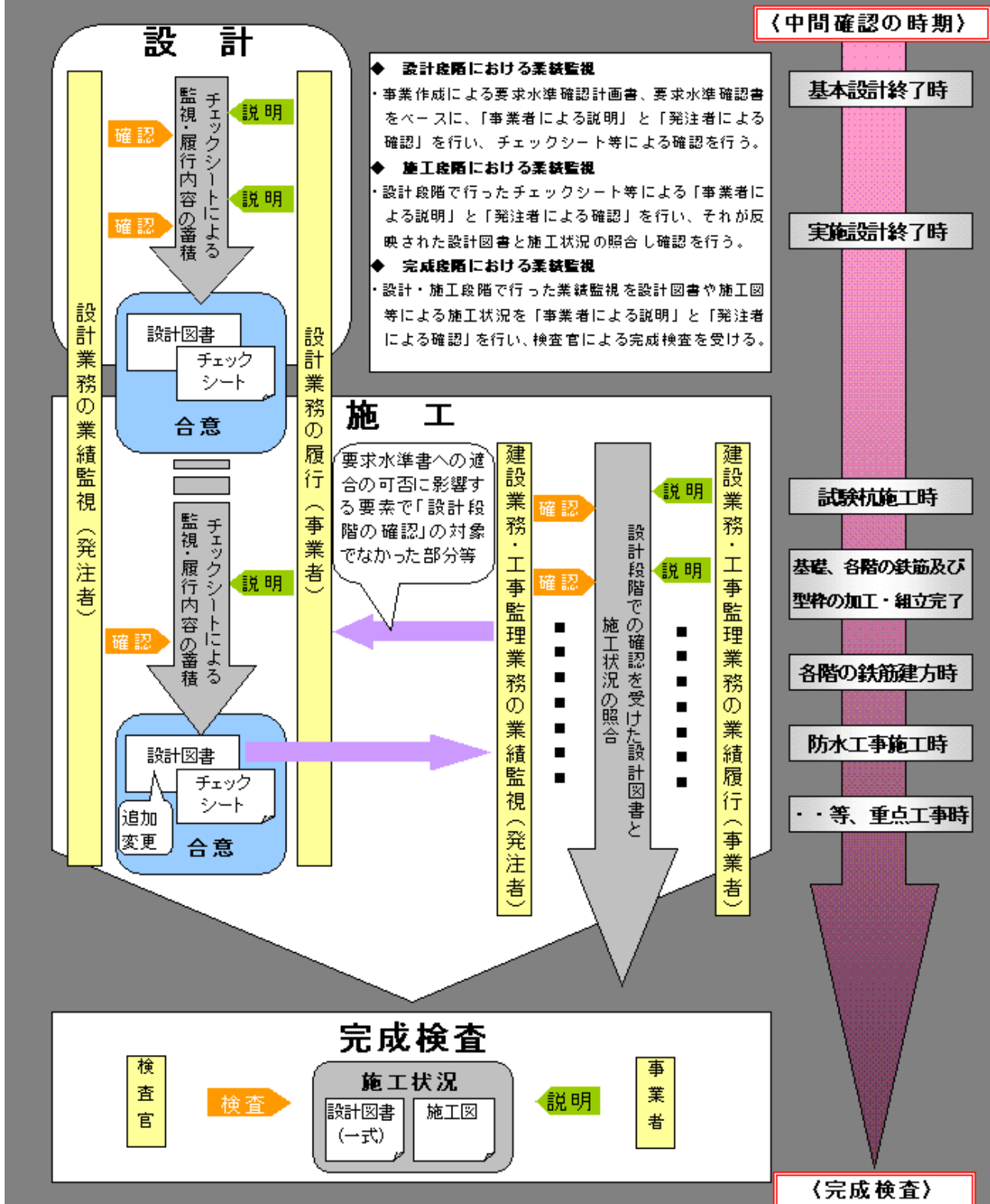


図 3. 業績監視の手順

(4) 業績監視と工事監理の役割

工事監理企業は事業者からの委託を受けた建築士事務所として、建築士法に基づく工事監理業務を実施することとなる。工事監理業務の内容は、一般に平成21年国土交通省告示第15号に定める業務内容であり、その重要な部分は設計図書と工事・施工図との照合及び確認となる。

これに対し建設段階における業績監視は、工事監理企業が行う工事監理業務そのものの実施状況を含め、設計段階で確認を受けた設計図書及び要求水準確認書の記載内容に沿って施工が行われていることを確認するものである。業績監視員は一般には、建設企業が作成した確認に必要な資料及びそれを工事監理者が検討等した結果並びに建設企業及び工事監理者からの報告等の情報をもとに確認を実施するが、重点確認工程等は実地における確認を行う。

このため、国は、要求水準書において、工事監理企業に対して、工事監理業務計画書、監理業務報告書等の資料提出、説明及び工事監理状況報告のほか業績監視員による工事の実地確認の立会い等を定めている。

3. 3 業績監視要領等の構成

上記3. 2を踏まえ、施設整備業務の実施に関する要求水準や業績監視要領に定める項目は、一般に以下のような内容になると考えられる。

<施設整備業務の実施に関する要求水準>

(1) 基本的事項(事業者の役割)

(2) 共通事項

(2) - 1 基本事項

- ①コスト管理計画書の作成
- ②要求水準の確認
- ③設計・施工工程表の作成

(2) - 2 共通項目

- ①記録等の作成
- ②電子データのセキュリティ確保
- ③個人情報の保護

(2) - 3 環境対策等

- ①環境保全性の検証
- ②エネルギー使用量の予測

(3) 設計業務

- ①調査
- ②設計業務計画書の作成
- ③管理技術者及び主任担当技術者の通知
- ④基本的性能に係る設計説明書の作成
- ⑤リサイクル計画書の作成
- ⑥設計
- ⑦設計図書の作成
- ⑧透視図及び模型等の作成
- ⑨申請及び手続き等
- ⑩公共建築設計者情報システムの登録

(4) 建設業務

- ①建設工事
- ②仮設事務所の設置
- ③工事着手届の提出
- ④監理技術者又は主任技術者の通知
- ⑤施工体制台帳及び施工体系図の作成
- ⑥国による重点確認工程等
- ⑦施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出
- ⑧施工体制の点検
- ⑨実施工程表・月間工程表の提出
- ⑩進捗状況報告書の提出
- ⑪別途工事との調整
- ⑫使用材料の詳細に係る確認
- ⑬電波障害対策
- ⑭地中障害物の撤去、搬出及び処分
- ⑮申請及び手続き等
- ⑯国有財産台帳付属図面の調製に係る資料等の作成
- ⑰完成図の作成
- ⑱施設の保全に係る資料の作成
- ⑲完成写真の提出
- ⑳パンフレット等の作成
- ㉑事業記録の作成
- ㉒建設工事に関する留意事項

(5) 工事監理業務

- ①工事監理
- ②工事監理者及び主任技術者の通知
- ③工事監理業務計画書の提出
- ④工事監理状況の報告
- ⑤工事監理業務報告書の作成
- ⑥施工計画書及び品質管理計画書の確認
- ⑦施工報告書の確認

< 施設整備業務の業績等の監視 >

(1) 施設整備に係る確認方法

- ①基本的な考え方
- ②書類による確認
- ③実地における確認

第4章 その他

4. 1 対話のあり方

対話とは、入札の際の判断材料となる事項について、発注者と民間事業者との意思の疎通を図るための質問・回答等をいう。欧州で導入された「競争的対話方式※」を起源としており、日本国内のPFI事業においても病院や裁判所、航空管制塔等、民間事業者に施設整備の知見が無く（もしくは少なく）、民間事業者の要求水準に対する任意の解釈や創意工夫だけでは発注者の要望に沿った施設の実現が困難な事業において行われた事例がある。

本手引の作成にあたり、PFI事業の要求水準の設定及び業績監視について民間事業者にヒアリングを実施したところ、「参考図の提示とともに、ヒアリング等の対話する場を設けてほしい。」旨の意見があった。要求水準の解釈について発注者・民間事業者の間で齟齬が生じないようにするためには、対話の実施の可能性について検討する意義がある。

※競争的対話方式とは、プロジェクトの規模・様態等の要因により、プロジェクトの必要性又は目的を満足する技術的手段や法的・財務的構成を客観的に特定できない場合等に、民間事業者に多様な提案を提出させ、発注者の要求を完全に満足させた者と契約する入札方式。EU公共調達指令（2004年公布）において示された。

4. 1. 1 対話に係る申合せ

対話については、下記の事項を背景に平成18年11月22日にPFI関係省庁連絡会議幹事会において申合せがとりまとめられている。以下にその概要を示す。

- ・病院や刑務所のように、運営の比重が高く、発注者のみの能力で要求水準を作成することが困難な事業の出現
- ・平成17年PFI法改正附則第3条に基づく民間事業者との対話の在り方の検討の必要性
- ・欧州における競争的対話方式の導入の状況

平成18年11月22日PFI関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ

「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きについて」（抜粋）

3. 発注者側と民間事業者との意思の疎通について

(1) 対話の意義

PFI事業は、発注者がサービスの水準を要求水準書として規定し、具体的な仕様は応募者が個別に提案するいわゆる性能発注であるため、応募者の提案には幅が生じる。このため、発注者は応募者に対してニーズを明確に伝え、応募者からニーズにあった提案が提出されるための工夫をすることが求められる。このため、実施方針の公表以降において、入札の際の判断材料となる事項について、発注者と民間事業者との意思の疎通を図るための質問・回答等（以下、「対話」という。）を行うことで、発注者と民間事業者との意思の疎通を図ることが重要となる。

(2) 対話を行うのが適当と考えられる事業

対話は、発注者のみの能力では十分な要求水準書等を作成することが困難である場合や、応募者からの提案内容の予測が困難である場合に有益であると考えられる。

また、対話は発注者、応募者双方において相応の負担を伴うことになるため、事業規模が大きく、対話手続きに要する時間・コストの負担が相対的に小さい事業が望ましい。具体的には、病院や刑務所のように、運営の比重が高く、かつ運営内容を規定するために民間事業者の知見が重要となる事業や、複合施設、意匠性の高い建物等、発注者の意図を明確に伝えるのが困難と考えられる事業があげられる。

(3) 入札の際の判断材料となる事項

入札の際の判断材料となる事項としては、制度上、入札公告前に公表することとされている実施方針以外に、要求水準書、契約書案、選定基準等が考えられる。これらについても、対話を円滑に進めるためになるべく入札公告を行う前の段階から公表することが望ましい。

なお、これらの事項の中で、特に対話を行うことが有効であると考えられる個別の項目としては、例えば、リスク分担や、応募者が想定する施設設計が考えられる。

(4) 対話を行う方法

対話を行う場合には、公正性・透明性等を担保するため、実施方針等においてその旨を明記し、文書による質問・回答、説明会の実施等の方法により、応募者全員に対して共通の方法で行うとともに書面により記録し、その内容を共有することが基本となる。

なお、応募者毎に対面で対話を行うことにより、発注者のニーズに適った提案が得られる可能性が高まる場合も考えられるため、必要に応じて応募者毎に対面による対話を行うことも考えられる。

(5) 対話の内容の公表

全員に対して行う対話の内容は、原則として全て公表することとなる。

他方、応募者毎に個別に対話を行う場合には、入札に際して提出される提案書に関する情報が提供される場合も考えられるため、公表すべき情報と秘匿すべき情報の明確化を図る必要がある。なお、公正性・透明性等を担保するため、秘匿すべき情報は、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに限られる。

(6) 対話に当たって留意すべき事項

①発注者は、入札公告後における対話はもちろんのこと、入札公告前の対話においても、特定の応募予定者を利するような行為はしてはならない。

また、対話に際しては、事業選定手続の公正性・透明性等を担保するため、中立かつ公正な立場の学識経験者等の意見を聴取する等の環境整備を行うことで、事業者選定における発注者の恣意性の介入や発注者と応募者との間の癒着等を防止する必要がある。なお、この場合においても、民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は発注者にあることに留意する必要がある。

②入札公告を行う前の段階の対話にあたっては、民間事業者の負担軽減や、ノウハウやアイデアの保護の観点から、以下の点に留意する必要がある。

ア 図面や設計書の作成等、民間事業者に対して過剰な資料等の提供は求めない。

イ 民間事業者からノウハウやアイデアを聴取するのではなく、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい要求水準書等を作成するという観点で民間事業者の意見を求める。

ウ 民間事業者から提示されたノウハウやアイデアは、当該事業者の了解無しに第三者に漏洩しない。

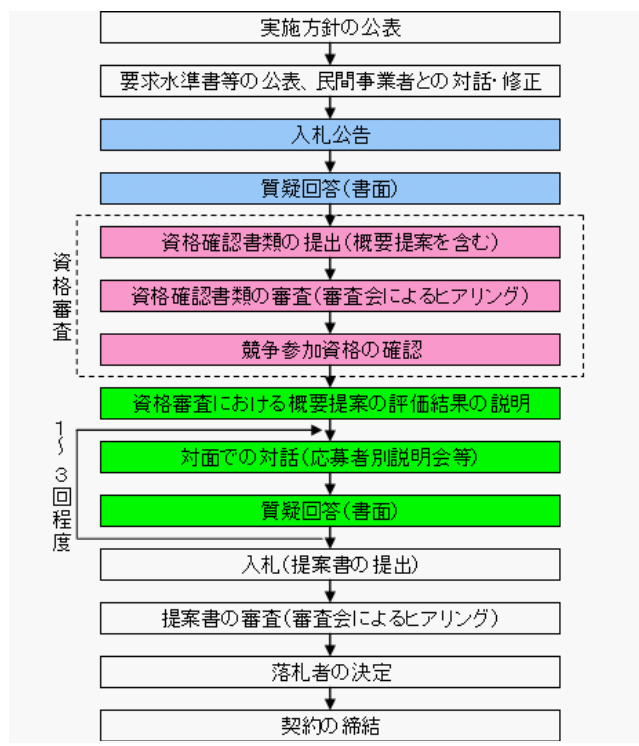
③応募者に対して、対話の内容に係る事項について、書面による提出を複数回求める場合には、その負担に配慮するとともに、検討の期間を十分に確保する必要がある。

④個別の対話を行う場合には、各応募者から当該応募者の提案に関する情報が提供される可能性があるが、応募者の提案にかかると考えられる発言内容については、当該応募者の了解なしに第三者に漏洩する、またはほのめかすような行為や、特定の応募者に限り提案内容を誘導するような行為を行わないよう、特に留意する必要がある。

⑤個別の対話を行う場合には、対話の回数、時間、出席者等の各種条件について、応募者間での公平性が保たれるようにする必要がある。

⑥個別の対話により、例えば、発注者が新たなニーズや条件を認識した場合は、その都度、全応募者に通知することが必要である。なお、公告において提示された内容を変更する場合には、変更後に会計法令等において定める公告期間が必要となることに留意する必要がある。

【参考2】PFI事業の実施手順の例



4. 1. 2 対話の実施方針

上記の申合せを踏まえて、各事業において対話の実施の必要性を検討するものとする。検討にあたっては以下の事項について個別の事業ごとに判断する必要がある。

(対話の実施の基本的考え方)

PFI事業はいわゆる性能発注の形をとるため、発注者が業務要求水準書をいかに入念に作成したとしても、民間事業者が事業計画を検討するうえで、発注者の意図を正確に把握するために十分な記述がされていない部分や、発注者が想定していないために記述しきれていない前提条件等が多かれ少なかれ存在することがある。また、実施方針の公表や入札公告に伴い実施する質疑回答では、通常はその内容の全てを公表するため、民間事業者独自の提案の枢要なアイデアの成否などに係る前提条件等に関する質問を行う場合に、他の応募者に情報が漏れないよう、質問内容自体を十分な回答を得るに足るものとはできない場合もあり得る。十分な回答を得られなかった項目については、競争に参加しようとする民間事業者にとって不確定要素(=リスク)となるため、入札においてコストとして上乗せするなどの対応が行われることが考えられ、結果的に事業費の増加に結びつくおそれがある。

対話は、発注者・民間事業者間の意思疎通を図り、提案の幅や業務要求水準書の記載の解釈の曖昧さなどを小さくすることで、民間事業者が発注者のニーズに沿った事業計画を最小限のコストで提案できるようにするための手法と捉えることができる。

発注者は、対話を通じて得た民間事業者の考えを踏まえ、設定していた要求水準の内容のうち発注者の意図を十分伝えられていない部分等を把握し、必要に応じて要求水準書の記載の適正化や補足を行うことが期待できる。

民間事業者は、限られた回数公表形式の質問・回答では深く掘り下げて聞くことができなかった内容等について理解を深めることができ、事業提案の検討精度を高めることが期待できる。

なお、適正な対話の実施のためには、事業の前提条件等で民間事業者間の公平性を確保するうえで共通化する必要がある内容は応募者の意志に関わらず全ての応募者に公表すること、実際の対話に携わる発注者側の担当者の恣意や事業者との癒着を防ぐための措置が講じられていることが必要である。

(対話の実施時期)

入札公告後かつ入札説明書に関する質問受付期限前に実施することが対話を行うことの効果を最も得られる。実施方針公表後から入札公告前間に実施することは可能であるが、入札参加の意思を持つ民間事業者が確認できていない段階であるため、不特定多数の企業が対話に参加する可能性があり、事業実施の工程上困難であると思われる。

(対話の方法)

ここでの対話は、従来のPFI事業において行ってきた、実施方針の公表及び入札公告に伴って行う書面による質疑回答に加えて行うことを想定している

- ・応募者毎に対面による対話を行う。
- ・対話では、民間事業者からみて要求水準書では読み取ることが困難な事項やそもそも記載のない条件等で事業提案に関わる事項について、応募者が質疑し、発注者が回答するものとする。具体的には以下のような事項が対象となると想定できる。
 - ・事業実施に関する発注者の意図に関すること
 - ・要求水準の解釈に関すること
 - ・事業計画の提案において配慮する点に関すること
 - ・事業の背景に関すること
 - ・事業者が検討している提案に関するもののうち、要求水準に抵触するか、加算項目に該当するか否かの確認に関すること。ただし提案の評価に類する内容を回答してはならない
- ・発注者は、事業者の質問事項のうち回答を行った場合に公表すべき内容か秘匿すべき内容かを判断し、その旨を事業者に伝えたいうで回答する。
- ・発注者は、要求水準に対する質問回答を入札説明書に関する質問受付の期間内に併せて書面で提出する旨、応募者に伝える。
- ・書面で提出された質問に対し、公表する内容、秘匿する内容の別にそれぞれの方法で書面により回答する。

(対話の内容の公表)

- ・発注者は、対話の場で公表することとした質疑回答を、応募者全員入札説明書に関する質問回答公表と併せて公表する。
- ・発注者は、秘匿すべきとした質疑については、質疑を行った応募者に対してのみ書面で回答する。

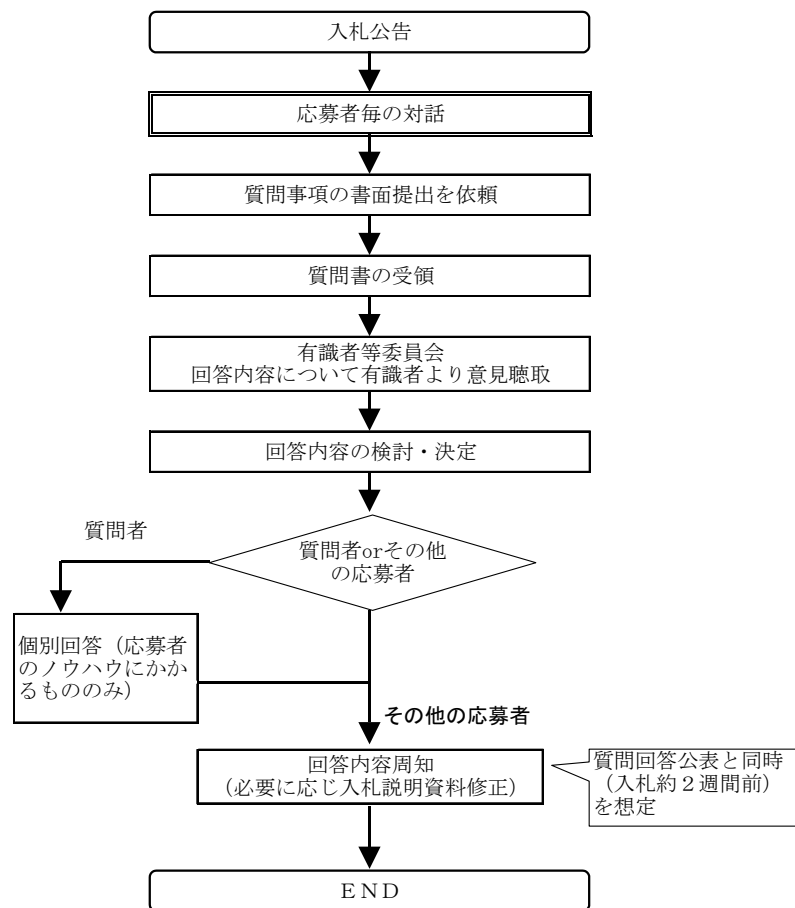
(要求水準書等の修正)

対話を行った結果、要求水準書等の入札公告において提示した資料内容を修正する場合には、応募者全員にその内容を周知するとともに、修正後に会計法令等において定める公告期間を改めて確保する。

(有識者等の意見聴取)

事業選定手続きの公正性・透明性を確保するため、応募者からの質疑に対して回答を行う際には、その回答方法（書面や口頭）に拘らず、有識者等から意見を聴取するものとする。

以下に、対話の手続き例を示す。



(注) 直接対話により実施する内容

図4. 対話の手続き

4. 2 契約書等に記載すべき事項

これまで述べてきた、業績監視の方法に沿った施設整備や対話による事業者選定を行うために、事業の実施方針や入札説明書、契約書等の各種資料に以下の事項を明記しておくことが必要である。

(1) 施設整備に係る業務における事業者の対応

- ①施設整備の各段階における適切な業績監視の確認方法（実施時期や範囲、内容等）
- ②設計段階や施工段階・完成段階における確認（3. 2 (2)・(3) 参照）に係る業務（発注者への説明等）
- ③業績監視で発注者が指摘した事項のフォローアップに対する事業者の説明責任
- ④業績監視項目と事業者のセルフモニタリング項目との調整や協議
- ⑤実施設計図面の完成時期（工事着手前に完成していなければならない。）

(2) 維持管理開始後の瑕疵

例えば設備機器など、施設の完成時点では要求水準が達成されているか否かが必ずしも十分に確認できず、維持管理開始後の運転データ等に基づく評価によって初めて要求水準の達成が確認できる場合がある。このような維持管理開始後の確認の結果、運用に関する発注者の事前の想定の違いによるものではなく、施設整備段階における事業者の瑕疵によって要求水準が達成されていないことが判明した場合、発注者は契約書に定める瑕疵担保条項を適用し、施設の引渡日から2年以内に修補の指示または損害賠償の請求等の措置をとる必要がある。

(3) 対話の実施

- ①実施時期
- ②対話の方法に関する事項（応募者毎に対面により行う等）
- ③発注者からの回答方法に関する事項
- ④対話の内容の公表に関する事項
- ⑤対話に基づく業務要求水準書の修正に関する事項

《 資 料 編 》

資料編の活用要領

1. 要求水準作成例の前提、活用の仕方について

(1) 作成例の前提

- ① 本作成例は、事業者が決定しその後事業者との契約に際して添付する要求水準をイメージして作成されている。

例：事業者からの提案のうち、実施を求める事項を明記することになっている。

- ② 「摘要」欄については、各性能項目に係る要求水準を作成するにあたって、の留意事項その他参考となる事項や解説を記載している。

(2) 作成例の活用の仕方

- ① 本作成例は、事業者を決定しその後事業者との契約に際して添付する要求水準をイメージしているため、実施方針の公表や入札公告時に添付する要求水準書については、事業者決定後書き込む内容については、削除して公表する必要がある。

- ② 本要求水準書の本文は、摘要欄を参照し適宜本文から削除して、それぞれの事業に整合させることが必要である。

- ③ 基準類の適用にあたっては、その位置づけ、定義及び契約後基準類が改定された場合の扱いを明確にする必要がある。

例：契約後の基準類の改定について発注者と協議する。 等

- ④ その他、数値等で必ず実行を求めるものは、曖昧な表現とせず明確に記載する。

要求水準書作成例

目次

第1章 総則			
1-1 要求水準書の目的・意義	1	地盤状況	5
1-2 適用	1	社会基盤	5
1-3 用語の定義	1	施設内容	5
1-4 事業提案書	1	各室性能等	6
第2章 事業の目的及び計画条件		施設整備に係る基本的性能	7
2-1 事業の目的	1	社会性	7
2-2 入居官署機関の概要	2	環境保全性	8
2-3 業務の概要	2	安全性	13
2-4 施設整備業務	2	機能性	23
2-5 維持管理業務	2	経済性	34
2-6 運営業務	2	施設計画	37
2-7 秘密の保持	2	建築計画に関する要求性能	37
2-8 要求水準書の規定の取扱い	3	電気設備計画に関する要求水準	53
2-9 法令遵守及び適用基準等	3	機械設備計画に関する要求水準	65
2-10 業績の監視	3	業務の実施に関する要求水準	72
2-11 材料	3	4-5-1 基本的事項	72
2-12 事業期間終了時の水準	4	4-5-2 共通事項	72
2-13 要求水準の変更	4	4-5-3 設計業務	75
2-14 特許権・著作権等の使用	4	4-5-4 建設業務	79
第3章 経営管理		4-5-5 工事監理業務	83
第4章 施設整備		第5章 維持管理	省 略
4-1 基本方針	4	第6章 運営	省 略
4-2 設計条件	4		
4-2-1 敷地条件	4		

目 次

別添資料

- 1-1 用語の定義
- 2-1 適用基準リスト
- 4-1 敷地測量図
- 4-2 既存土質柱状図
- 4-3 敷地社会基盤現況資料（参考）
- 4-4 電波障害机上検討図（参考）
- 4-5 各室性能表
- 4-6 既存調査図面
- 4-7 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表
- 4-8 L0002 算出方法
- 4-9 地震動作成の際の適合条件
- 4-10 地下階の耐震安全性確保の検討方法
- 4-11 セキュリティに関する基本的考え方
- 4-12 揮発性有機化合物の濃度測定
- 4-13 各入居官署の諸室位置関係図
- 4-14 特殊負荷一覧表
- 4-15 工事種目一覧表
- 4-16 要求水準確認書
- 4-17 仮設事務所の設備・備品等
- 4-18 重点確認実施要領
- 4-19 総合施工計画書作成要領
- 4-20 建設工事に関する留意事項

■ 要求水準書

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
総則		1章		
要求水準書の目的・意義		1-1	<p>〇〇庁舎整備等事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、〇〇庁舎整備等事業(以下「本事業」という。)の業務を遂行するにあたり、事業者が要求する業務の水準その他事項を示すものである。</p> <p>入札者は要求水準書に規定されている事項(以下「要求水準」という。)を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、国は要求水準を事業者の選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らか な提案については欠格となる。</p> <p>また、事業者が提案した事業計画(以下「事業提案書」という。)の内容のうち、本要求水準に示す要求水準を上回るものについては、事業者が本事業を実施するに当たっての要求水準の一部として扱うものとする。</p> <p>事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。国による業績監視により事業者が要求水準を達成できていないことが確認された場合は、別に定める「〇〇の取扱いについて」に基づき、サービス対価の減額あるいは契約解除の措置がなされる。</p>	
適用		1-2	要求水準書は、施設整備業務、維持管理業務、運営業務に適用する。	
用語の定義		1-3	要求水準書で使用する用語は、【別添資料1-1】「用語の定義」による。	
事業提案書		1-4	事業提案書の内容のうち、要求水準書(または別紙〇)において実施しなければならないと認められた事項については、これを達成しなければならない。ただし、他の要求水準との整合性については事業者の責任において担保しなければならない。	事業者は事業提案書と入札価格との総合評価で選定されているので、事業提案書の内容は確実に実施される必要がある。ただし国は、選定において他の要求水準との整合性を確認する訳ではないので、その部分については事業者の責任において担保されることを明記する必要がある。
事業の目的及び計画条件		2章		
事業の目的		2-1	<p>国は、国民生活に密接な行政サービスを行う官庁施設の集約・立体化及び国有財産の効率的な活用の推進に加え、耐震安全性が確保されていない庁舎について、地震防災機能を発揮するために必要な事務庁舎の整備を進めているところである。</p> <p>本事業は、〇〇市内に分散している行政機関を集約・立体化することにより、国有財産の有効利用と利用者の利便性の向上や業務効率の増進、耐震安全性が確保されていない庁舎について耐震安全性を確保し、さらに、まちづくり、バリアフリー対策、環境負荷低減への貢献を目的とし、この目的を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象が事務庁舎では無い場合は、適宜文章を差替える。 ・必要に応じ地域の都市計画マスタープラン等特別な条件を付記する。

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			達成するために民間の技術、知識を活用することにより、国が自ら行った場合に比べより効率的かつ高水準の行政サービスの提供を実現しようとするものである。なお、庁舎の耐震安全性の確保のために建替えを行う場合について、「今後の国有財産の制度及び管理処理のあり方について」効率的重視に向けた改革」(平成18年1月18日財産制度等審議会答申)において、PFIの活用を進めることが期待されていることを踏まえ、PFIの導入により、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的にこれを実施しようとするものである。	
	入居官署機関の概要	2-2	<p>本施設に入居する官署の概要は、次表のとおりである。なお、人数は現状に基づき想定である。</p> <p>(1)〇〇事務所</p> <p>ア. 業務の概要： 〇〇〇に関する業務。</p> <p>イ. 入居予定職員数： (常勤) 〇名、(非常勤) 〇名</p> <p>ウ. 外来者数： (1日平均) 約〇名、(1日最大) 約〇名</p> <p>(2)〇〇事務所</p> <p>以下入居官署ごと上記ア、イ、ウの各事項を記述。</p> <p>■本施設入居予定職員数 常勤： 〇名 非常勤： (通常期(〇月～〇月)) 〇名、(確定申告時期等繁忙期(〇月～〇月)) 〇名</p> <p>■本施設外来者数 (通常期(〇月～〇月)) 1日平均： 約〇名、1日最大： 約〇名 (確定申告時期等繁忙期(〇月～〇月)) 1日平均： 約〇名、1日最大： 約〇名</p>	すべての入居官署ごとに概要を記述すると共に、ホームページがある入居官署についてはURL、その他事業者が得られる情報入手の手段についても記述する。
	業務の概要	2-3	<p>事業者は、本事業に関して、関係する法令(条例を含む)を遵守し、以下の2-4から2-6に掲げる業務を行う。なお、各業務の実施に必要な調査、申請、届出その他の行政手続き、事業を円滑に実施するための調整の一切の業務を含むものとする。</p>	
	施設整備業務	2-4	<p>(1)設計業務(〇〇庁舎に係る施設一式(以下「本施設等」という。)の基本設計・実施設計、設計に伴う近隣対応等設計事業に起因する事項)</p> <p>(2)建設業務(既存施設の解体撤去、本施設等に係る建設工事、電波障害対策工事、建設に伴う近隣対応等建設事業に起因する事項)</p> <p>(3)工事監理業務(本施設の工事監理)</p>	
	維持管理業務	2-5	<p>(1)建築物点検保守・修繕業務(植栽管理、環境測定を含む)</p> <p>(2)建築設備運転・監視業務</p> <p>(3)清掃業務(害虫防除を含む)</p>	
	運営業務	2-6	<p>(1)警備・受付業務</p> <p>(2)福利厚生諸室運営業務</p>	
	秘密の保持	2-7	(1)事業者は、本事業により知り得た一切の情報を、第三者に開示、漏洩、又は本事業以外の目的に使用	

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
要求水準書の規定の取扱い		2-8	<p>用してはならない。ただし、あらかじめ国の承諾を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 事業者は、本事業に関して事業者から業務を受託する又は請負う者に秘密の保持に係る措置を取り、その措置について、国の確認を受けなければならない。</p> <p>事業者は、本事業に係る業務の実施にあたり本要求水準書の第2章から第5章及び適用基準等に規定する事項の全てに適合しなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 材料仕様、工法、業務方法その他について具体的に特定の方法を規定しているものについて、事業者が性能を証明する措置を行ったうえでその内容について国と協議を行い、当該規定による場合と同等以上の性能、業務成果が得られると国が認めた場合。 2. その他、要求水準によりがたい場合で国と協議の上認められた場合。 	<p>要求水準の各項目において「原則として○」等の曖昧な表現は使用しない。その代わり、左記の項目を記述することによって、本要求水準書に適合しない場合を担保する。</p>
法令遵守及び適用基準等		2-9	<p>業務は、法令及び告示、行政機関による通達、技術的助言を遵守する他、【別添資料2-1】「適用基準等リスト」に掲げる基準等に適合するよう実施しなければならない。</p> <p>なお、同資料に示す基準等に関して、本事業の入札公告時後の改定については、その適用について国と事業者で協議するものとする。</p> <p>事業者は、適用される○基準等において、監督職員承諾を得ることとされている事項のうち、業績監視要領において業績監視員が監視することとされている事項については、業績監視員及び工事監理業務を実施する旨と、その他の事項については工事監理業務を実施する旨にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>本要求水準書と基準等の間に相違がある場合は、本要求水準書を優先するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札公告後に基準等を後出して適用する場合は、必ず事業者と協議する。 ・ 適用する基準等で、同様の承諾行為その他の確認を要する記述が含まれている場合は、読み替え規定を記述しておく必要がある。
業績の監視		2-10	<p>国は要求水準を満たしているかどうかを確認する上で必要あるものとして業績監視要領に規定した各段階において、各段階において確認することとされている内容について事業者に報告を求め、及び事業者自らの責任において行う各業務の実施状況についても確認することにより業績監視を行う。</p> <p>業績監視は、要求水準確認書によって行うものとし、事業者が要求水準確認書に記述した実施事項に対し、国は要求水準を満足していることを確認した場合においては、確認した旨を記述した要求水準確認書を事業者に対して交付する。</p> <p>業績監視の結果によっては、国は改善要求措置や維持管理・運営費及びその他の費用の減額を行うことがある。なお、監視の具体的な時期及び方法並びに改善要求措置の詳細は、「業績等の監視及び改善要求措置要領標準案」による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が要求水準の確認を行う各段階を4-5-4で具体的に記述する。 ・ 要求水準確認書の「確認」の欄には、その段階で確認できない事項については、後工程で確認する旨記述する。空欄は作らず必ずどの段階で確認するか記入する。
材料		2-11	<p>(1) 使用する材料及び設備機材等は新品（概ね製造後1年以内で、適切に保管され当初の性能を有しているもの（専ら仮設に供するものを除く。）をいう。ただし、その期間内であっても性能の劣化が生じるものについては、当初の性能を有している期間までのものをいう。）とする。</p> <p>(2) リサイクル製品で一般的に流通している材料は品質が確認された時点で新品として扱うものとし、資機材等の選択にあたっては、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12</p>	<p>事業に改修工事を含む場合で、使用材料が新品の定義に当てはまらないものがある場合は、どのような状態の材料を用いるのか具体的に記述する。</p>

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			年法律第 100 号)」(以下「グリーン購入法」という。)を遵守する。	
事業期間終了時の水準		2-12	本事業に基づき事業者が整備した本施設等の事業終了時の状態は、第 4 章に規定する要求水準を満足している状態とする。 ただし、内外装その他機材で、経年的な劣化が生じる材料、機材については、維持管理業務及び運営業務の要求水準に適合した適正な維持管理及び運営が行われ、かつ通常の使用状況であった場合の状態を維持していれば足りる。	施設整備に関する要求水準は新築時における状態を示しているが、事業終了時の内外装材その他機材については、事業期間中の経年劣化があることから、事業終了時の状態に関する記述を行う。
要求水準の変更		2-13	国は、事業期間中に要求水準を見直し、変更を行うことがある。当該変更に関する手続きの詳細については、事業契約書の定めによる。	
特許権・著作権等の使用		2-14	(1)事業者は、本事業に関わる特許権、意匠権、著作権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっていない履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を持たなければならない。 (2)事業者は、国が成果物を自由に利用すること及び成果物又は本施設等の内容を自由に公表することを許諾する。	・本文は、特許権、著作権の使用について、「建築設計業務委託契約書」の第 9 条（著作権者人格の制限）第 13 条（特許権の使用）を引用しているが、その他それぞれの事業において必要がある事項については「建築設計業務委託契約書」の中から引用し記述する。
経営管理		3 章	省 略	対象外
施設整備		4 章	省 略	
基本方針		4-1	本庁舎の敷地は「〇〇駅周辺地域整備基本計画」の一角に属しており、まちなみ形成の視点から周辺地域との調和のとれた景観形成や地域のコミュニティ形成の場となること、また人にやさしいまちづくりが求められている。本庁舎の施設整備業務の基本方針を以下に定める。 1. 周辺環境と調和し、新しい街の核となる施設 2. 一般来庁者が入りやすく使いやすい庁舎 3. 職員が利用しやすく、効率的な管理が可能な施設 4. 防災性に優れた施設 5. 環境負荷の低減に配慮した計画 6. ライフサイクルコストの低減に配慮された計画	施設整備にあたっての基本方針を記述する。 左記はあくまでも記述例であり、個別の事業内容に応じて適宜変更する。
設計条件		4-2	省 略	
敷地条件		4-2-1	(1)立地場所： 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 (2)敷地面積： 約〇〇㎡ (敷地形状については、【別添資料 4-1】「敷地測量図」及び【別添資料 4-2】「既存土質柱状図」による。) (3)用途地域等： 〇〇地域 (4)法定建ぺい率： 〇〇% (5)法定容積率： 〇〇%	・地区計画その他の条件が定められている場合は、それらも記述する。 ・事業者が事業内容をよりの確に理解できるように、可能な限り把握した情報を全て示す。

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
地盤状況	4-2-2	<p>(6)防火指定： ○○地域 (7)地域地区： ○○地域、○○地区、○○区域 (8)接道条件： (○側)県道○号線・幅員○m、(○側)市道○号線・幅員○m</p> <p>地盤状況は、【別添資料 4-1】「敷地測量図」及び【別添資料 4-2】「既存土質柱状図」による。ただし、設計にあたり、事業者が別添資料だけではすべての地盤の状況が判断できないとなった場合、事業者が自ら地盤調査、その他必要な調査を行う。</p>	<p>地盤状況の資料については、敷地現況として特別な条件がある場合も含めて可能な限り把握した情報を全て示す。</p> <p>しかし、過去の資料が絶対ではない場合もあるため、「設計において、事業者が提供された敷地測量図及びボーリング柱状図では地盤の状況が判断できないとなった場合は、自ら地盤調査を行うこと」の記述を行い、地盤状況の判断の責任は事業者にあることを明確にする。</p>	
社会基盤	4-2-3	<p>各社会基盤の状況について以下に示す。詳細は、【別添資料 4-3】「敷地社会基盤現況資料」に示す。</p> <p>a. 上水道の敷設状況 b. 下水道の敷設状況 c. 都市ガスの敷設状況 d. 電話の敷設状況 e. 電力の敷設状況 f. テレビ電波障害</p> <p>受信障害の障害範囲の想定について、【別添資料 4-4】「電波障害机上検討図」に示す。</p>	<p>その他の状況（重要無線回線による制限、各種社会基盤受益者負担金の事業者負担）があれば追記する。</p>	
施設内容	4-2-4	<p>(1)整備対象施設 a. 本施設：○○庁舎 各入居官署の所要室で構成される専用部分及び交通、共用会議室、設備関連諸室、福利厚生諸室、官用車駐車場等により構成される共用部分からなる○○庁舎（以下「庁舎」という。）。 b. 附帯施設：来庁者用駐車場及びその他外構施設一式 一般来庁者用の駐車場（以下「来庁者用駐車場」という。）及びその他屋外に設置される外構施設一式（以下「外構施設」という。）。</p> <p>(2)整備規模 主要な施設の所要面積規模については、次に示すとおりとする。なお、面積は国有財産法（制定昭和 23 年 6 月 30 日法律第 73 号）に基づき算定方法によるものとする。 ア. 庁舎床面積</p>		

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			<p>専用部分：〇〇㎡、共有部分：〇〇㎡、全体面積：〇〇㎡</p> <p>イ. 来庁者用駐車場 駐車台数：〇〇台以上(身体障害者用駐車スペース分を含む)</p> <p>(3) 面積の考え方及び変更 庁舎の床面積の考え方については、次に示すとおりとする。</p> <p>a. 専用部分 専用部分の合計床面積は(2)アのとおりとし、各入居官署の所定の面積以上が確保されている。また、各室の面積は、【別添資料4-5】「各室性能表」に示す所定の面積を基準とし、その面積の95%以上105%以下の範囲内で確保されている。</p> <p>ただし、設計段階において、各入居官署の所定の合計床面積以上を確保し、各室の要求水準を満たした上で合理的な理由に基づく提案を行い、国と別に定める平面計画の協議が整った場合は、これを変更することができる。</p> <p>b. 共用部分 共用部分の各室面積は、【別添資料4-5】「各室性能表」において面積指定のある室については、所定の面積以上となっている。</p> <p>c. 全体面積 庁舎の全体面積は、上記a、bの条件を満たしたうえで、上記(2)ア. 全体面積を上限值、これに対する95%の面積(〇〇㎡)を下限値とし、この範囲内で面積が確保されている。</p> <p>d. 専用部分の各室を結ぶ廊下については、共用部分の廊下の面積として算出する。</p> <p>e. 官用車駐車場 多段式機械駐車設備による形式(計画により一部平置きでも可)とし、機械駐車設備部分における面積は、当該部分の水平投影面積とする。</p> <p>(4) 解体撤去対象施設 本事業において解体撤去を行う既存施設の概要を以下に示す。なお、詳細は【別添資料4-6】「既存調査図面」による。</p> <p>a. 庁舎 構造規模：〇〇造地上〇階建、延床面積：〇〇㎡ 現入居官署名：〇〇局、〇〇庁、〇〇事務所</p> <p>b. 車庫 構造規模：〇〇造〇階建、延床面積：〇〇㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各室面積については、特に小部屋について一律に所定の面積に対し±5%以内の規定を達成することが難しいことから、国と協議が整った場合±5%以内の規定を変更できる旨の記述を行う。 庁舎全体面積の下限値を具体的に記述する。 個別の案件に応じて、適宜記述内容を変更する。 解体撤去がある場合はすべての対象施設について概要を記述する。
各室性能等	4-2-5			<ul style="list-style-type: none"> 各室の面積、天井高、音環境、光環境、積載荷重その他各諸室ごとの詳細な要求性能を「各室性能表」「官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表」に記述する。

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
施設整備に係る基本的性能 社会性	4-3	4-3-1	<p>(1) 地域性</p> <p>【基本的性能】</p> <p>ア. 歴史、文化・風土への配慮 周辺の歴史、文化及び風土に配慮した素材、工法及び構法その他の手法により、地域のまちなみと調和している。</p> <p>イ. 地域活性化への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇市の玄関口、顔としての魅力とにぎわいの創出に向け、憩いの広場や情報発信コーナーその他、地域の人々が庁舎への親しみをもち、気軽に立ち入れるよう開放的な空間と計画している。 ・〇〇駅から県庁を結ぶ人の流れを意識し、人の流れを呼び込める魅力ある計画となっている。 <p>ウ. 関連計画との整合</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇市の「都市計画マスタープラン」「中心市街地活性化基本計画」等、〇〇市や〇〇県における都市計画及びその他関連計画との整合及び調整がされている。 <p>【技術的事項】</p> <p>事業提案からの実施を求めると示すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇〇 <p>(2) 景観性</p> <p>【基本的性能】</p> <p>ア. 歴史、文化・風土への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇市は古くから栄えてきた歴史のある街であることから、先進性の中にも和の風情が感じ取れるなど、周辺の歴史や文化・風土と調和している。 <p>イ. 周辺の自然環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇〇市の「〇〇環境の保全と〇〇条例」に基づき緑化基準と整合し、周辺地域への圧迫感がなく、周辺地域の景観性が向上している。 <p>ウ. 周辺の都市環境への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性について、国としてどのような性格の施設とするのか、定量的に把握することが難しいことから事業者にも国の意図が伝わるように【基本的性能】で記述する。 ・その地域で都市計画その他街造りに関して計画が定められている場合、整合させる必要がある計画については、その計画に整合させる旨を記述する。 ・事業者選定後、事業提案書において提案された事項のうち本事業において実施を求めると事項を技術的事項に記述する。 ・「地域性に関する提案はすべて実施する。」というように提案を包括的に記述することは差し支えない。 (以下、「実施を求めるとする提案事項を記述」と略す) ・景観性については、定量的に判断することが難しい事項であり、又評価も分かれるおそれがあることから、国がどのような方向で景観性をとらえているのか、方向性を打ち出し記述する必要がある。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
環境保全性	4-3-2	<p>・周辺都市景観に調和しつつ、先進性の中にも親しみがあり、長期にわたって飽きのこないデザインとし、将来における景観形成に対して先導的な外観デザインとなっている。</p> <p>・車両の出入りにおいて、周辺交通への影響がない。</p> <p>・建物のボリュームによる圧迫感を抑え、周辺に与える影響がない。</p> <p>・〇〇駅及び沿線からの景観に調和している。</p> <p>・隣接する住宅や施設に対し、住環境の保全が図られている。</p> <p>エ. 関連計画との整合</p> <p>・〇〇市の「景観法施行条例」に定められた〇〇地景観及び〇〇景観保全区域の規定を遵守し、周辺まちづくりとの整合及びバランスのとれた計画となっている。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。</p> <p>1. 〇〇〇〇〇〇</p> <p>2. 〇〇〇〇〇〇</p>	<p>・実施を求めめる提案事項を記述。</p>
		<p>(1) 環境負荷低減性</p> <p>a. 総合的環境性能の目標</p> <p>【基本的性能】</p> <p>ライフサイクル二酸化炭素排出量(以下「LCC02」という)が削減されている。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>LCC02の削減目標は、「グリーン庁舎基準」における1990年水準庁舎に対して、削減率15%以上となっている。なお、LCC02削減率の算定方法については、【別添資料4-8】「LCC02算出方法」による。</p> <p>b. 長寿命</p> <p>【基本的性能】</p> <p>施設の長寿命化が、将来的な建替え、破棄も含めた総合的な環境負荷低減を実現している。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>後述の「耐久性」「フレキシビリティ」による。</p> <p>c. 適正使用・適正処理</p> <p>【基本的性能】</p> <p>施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物の総量が削減されている。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 建設副産物対策</p> <p>・建設副産物対策(発生の抑制及び再資源化、再利用及び再利用の促進、適正処理の徹底)が提示され、設計及び建設工事に反映されている。</p>	<p>・LCC02の削減率については、情勢に対応した数値を記述する。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>・再生材やリサイクル可能な材料が使用されている。</p> <p>イ. 温室効果ガス等の使用抑制と適正回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層破壊物質の使用を避け、代替手法が採用されている。 ・CO2等地球温暖化係数の高い温室効果ガスが使用されていない。 ・排気ガスの排出が抑制されている。 ・工事に伴う温室効果ガスの漏洩防止と適正回収がなされている。 <p>ウ. 施設運用時の廃棄物の適正処理の設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的に分別収集が可能な関係諸室、搬送装置が確保されている。 <p>エ. 工事に用いる資機材は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づき環境物品の調達の推進に関する基本方針の特定調達品目が優先的に使用されており、国土交通省における環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）に従い環境への負荷の少ない物品が調達されている。</p> <p>d. エコマテリアル</p> <p>【基本的性能】</p> <p>人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮した、建設資機材が選定されている。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 低環境負荷材料の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減及び人体に安全、安心な材料が採用されている。 ・使用部位に応じて材料に求められる性能やその材料特性を勘案した上で、天然石材や間伐木材などの自然材料が活用されている。 ・アスベストを含む材料が使用されていない。 ・電線及びケーブル類は、エコ電線及びエコケーブルなど環境に配慮したものが採用されている。 <p>イ. 熱帯材型枠の使用合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱帯材型枠が使用されていない。 ・環境負荷の少ない材料や転用性の良い材料が採用されている。 <p>ウ. 副産物・再生資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環に配慮した資機材が活用されている。 <p>エ. 分解が容易な材料・工法の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の材料を容易に分解し、部分的に更新可能な材料や工法が採用されている。 <p>e. 省エネルギー・省資源</p> <p>【基本的性能】</p> <p>ア. 施設が消費するエネルギー、資源による環境への負荷が〇〇と比較して低減されている。</p>	<p>・使用して良いもの、使用してはいけないものを具体的に記述する。</p> <p>・使用して良いもの、使用してはいけないものを具体的に記述する。</p> <p>・環境への負荷の低減については、表現が曖昧</p>

項目	事業名	草・節 番号	本文	摘要
			<ul style="list-style-type: none"> ・建物配置 地域の環境特性を考慮し、建物の向き及び形状、室の配置の工夫により、熱負荷が低減されている。 ・外壁、屋根、床の断熱 日射や室内外の温度差による外皮からの熱損失及び熱取得を低減し、熱負荷が削減されている。 ・窓の断熱、日射遮蔽、気密化 日射や室内外の温度差による開口部からの熱損失及び熱取得を低減し、熱負荷が削減されている。 ・空調負荷の低減 空調負荷や送風機など搬送動力の少ないシステムが構築されている。 ・エネルギー損失の低減 エネルギー損失を低減する建築設備システムが構築されている。 <p>イ. 自然エネルギーの有効利用が図られ、総合的に環境負荷が〇〇と比較して低減されている。</p> <p>ウ. 自然エネルギーの有効利用が図られ、総合的に環境負荷が〇〇と比較して低減されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの有効かつ効率的利用 エネルギーの変換及び利用が効率的に実施されるような建築設備システムが構築されている。 ・電力負荷が低減及び平準化された建築設備システムとなっている。 ・搬送エネルギーの最小化 空調及び換気を使用する送風機やポンプ及び昇降機の省エネルギー化が行われている。 ・照明エネルギーの最小化が行われている。 ・上水消費量が削減されているとともに、雨水が有効利用されている。 ・適正な運転管理が可能なシステムが構築されている。 <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 省エネルギー法におけるPAL値及びCEC値が、次に掲げる目標値以下となっている。 PAL: 270MJ/m²、CEC/AC: 1.40、CEC/N: 0.9、CEC/EV: 0.8、CEC/L: 0.9</p> <p>イ. 自然エネルギーの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然採光(直接利用) 開口部の形状や仕様及び照明の制御により、照明負荷が低減されている。 	<p>になりがちであるので、〇〇と比較して、あるいは、〇〇年を基準として削減されている若しくは低減されているというような記述が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱負荷の低減については、具体的な提案をさせるよう記述をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの採用について、建築物の高さ、立地条件等を検討して、具体的に可能な方策の提案をさせるよう記述をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術的事項には、具体的な手法で実施ことを求める場合は、その事項を記述する。 ・PAL、CEC/AC、CEC/N、CEC/EV、CEC/Lの目標値は、建物規模により適用が厳しくなることもあるため、案件ごとに確認する。

項目	事業名 草・節 番号	本文	適要
		<ul style="list-style-type: none"> ・自然通風、自然換気(直接利用) <ul style="list-style-type: none"> ー開口部や吹き抜け空間、ポイド等により、通風経路が確保されている。 ー各階の外部に面する開口部は、換気が可能な構造となっている。 ・自然エネルギー利用(変換利用) <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電その他のクリーンな自然エネルギーが採用されている。(4-4-2 7. 発電設備 (2) 太陽光発電装置による。) ウ. エネルギー・資源の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの有効かつ効率的利用 <ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー型や高効率型の設備機器が採用されている。 ・照明エネルギーの最小化 <ul style="list-style-type: none"> 高効率照明器具の採用や照明制御システムが採用されている。 ・水の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> 衛生器具は節水型器具が採用されている。 エ. 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ <p>(2) 周辺環境保全性</p> <p>a. 地域生態系保全</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設建設に伴う施設周辺の生態系へ及ぼす負の影響を最小限に抑える。 <p>ア. 地形の変更が抑制されている。</p> <p>イ. 緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り緑化が推進されている。 ・ヒートアイランド現象を抑制している。 ・地域の環境保全に寄与し、魅力ある都市空間となっている。 <p>ウ. 環境汚染物質の排出抑制</p> <p>大気、水質、土壌の汚染が防止されている。</p> <p>エ. 水の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地外への雨水の流出が抑制されている。 <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 地形変更の抑制</p> <p>地形の変更は必要最小限とし、生態系が保全されている。</p> <p>イ. 緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化率は4-4-1 16. 外構計画(13) a. による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施を求めめる提案事項を記述。 ・周辺環境保全性については、地域の自然環境、周辺の街並みの状況等を把握した上で、その地域の特性に応じた環境性を求める。 ・4-4 施設計画 4-4-1 建築計画に関する要求

項目	事業名 草・節 番号	本文	適要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存樹木が、建物配置の工夫や植栽の移植等により保存されている。 ・ 外壁面、屋上、外部空間廻り、困障及び人工地盤が緑化されている。 ・ 屋上緑化や保水性舗装材の採用により、ヒートアイランド現象を抑制している ・ 周辺街路の緑地の状況を考慮し、効果的な構内緑地の形成により、緑の連続性を創出し ている。 <p>ウ. 環境汚染物質の排出抑制 有害物質は発生させない。発生した場合には敷地外へ排出しない計画となっている。</p> <p>エ. 水の利活用 雨水の流出係数は、〇〇以下となっている。</p> <p>オ. 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ <p>b. 周辺環境配慮 【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設建設に伴う施設周辺の大気、水、音その他環境に悪影響を最小限に抑える。 <p>ア. 騒音・振動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事中において、周辺地域への影響が抑制されている。 ・ 施設運営段階において、周辺地域へ影響を与えない。 <p>イ. 風害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい風害を発生させない。 <p>ウ. 光害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域への影響を与えないようになっている。 <p>エ. 反射障害による周辺地域への影響がない。</p> <p>オ. 日照障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域への影響を極力少なくなっている。 <p>カ. 電波障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害対策を行う。 <p>キ. 排気・排熱対策を行う。</p> <p>ク. 排水の適正処理を行う。</p> <p>ケ. 交通障害の発生させない</p> <p>コ. 環境負荷対策を行う。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 騒音・振動</p>	<p>性能に緑化率の下限値を記述し、その項目をこの欄に引用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その地域で、定められている雨水の流出係数を記述する。 ・ 実施を求める提案事項を記述。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境配慮についても、周辺環境安全性と同様に、地域の自然環境、周辺の街並みの状況等を把握した上で、その地域の特性に応じた配慮する事項を求める。

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事中において、周辺地域への影響を与えない。 ・施設運営段階において、建築物に附属する機器類が発する騒音・振動及び生活騒音について、周辺地域へ影響を与えない。 イ. 風害 <ul style="list-style-type: none"> ・風洞実験、コンピューターシミュレーションその他の方法によりビル風の予測評価を行い、著しい風害を発生させない。 ウ. 光害 <ul style="list-style-type: none"> ・照明の配置・照射方向、設置方法、照明時間設定及び必要な明るさを設定し、周辺地域への影響を与えないようにするとともに、水平面より上方への漏れ光が無い。 エ. 反射障害 <ul style="list-style-type: none"> ・外装面について、光の反射による周辺地域への影響がない。 オ. 日照障害 <ul style="list-style-type: none"> ・建物の配置、形状により、周辺地域への影響が極力少なくなっている。 カ. 電波障害 <ul style="list-style-type: none"> ・電波障害が生じる場合、本事業において障害範囲に対する補償対策を行う。 キ. 排気・排熱 <ul style="list-style-type: none"> ・排気口の設置位置、形状などにより周辺地域への影響を与えない。 ク. 排水 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の降雨水は、敷地内で収集し、敷地外に排出するようになっている。 ケ. 交通障害の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域への来行者用車両による交通障害がない。 コ. 環境負荷 <ul style="list-style-type: none"> ・使用する冷媒は、オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数が極力小さいものとなっている。 サ. 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境配慮について具体的に実行させる事項を記述する。 ・実施を求める提案事項を記述。
安全性	4-3-3	(1) 防災性 a. 耐震	<p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の地震災害及びその二次災害に対する安全性を確保するために、施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響、施設が立地する地域的条件に応じて、構造体、建築非構造部材、建築設備について、その性能が確保されている。 ・各部位の耐震安全性は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」の規定に従い、耐震安全性の分類は○表による。 ・耐震安全性確保に必要な施設機能として定める各室は、以下となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点室、活動支援室、活動通路の具体的

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			<p>活動拠点室：〇〇室、事務室、〇〇会議室 活動支援室：湯沸室(1ヶ所)、便所(1階)、中央監視室、浴室、機械室、電気室、自家発電電気室、車庫、車路 活動通路：玄関ホール、交通部分(廊下・通路・E Vホール)</p> <p>【技術的事項】 (a) 耐震構造の場合 ① 構造体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有水平耐力に基づく計算によるものとなっている。 ・ 建物の高さが45mを超える場合、上記計算方法に加え、時刻歴応答解析によるものとし、指定性能評価機関の審査を受けるものとなっている。 ・ 水平方向に作用する地震動は、以下に規定するところによる。なお、地震動の入力位置は地下階を含めた最下層レベルとし、地盤に接する部分を評価した検討を行う。また地震動作成の際の適合条件は【別添資料4-9】「地震動作成の際の適合条件」による。(稀に発生する地震動：レベル1) 「平成12年建設省告示第1461号」第4号イ(1)から(3)の規定による地震波3波過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して選定した地震波(最大速度振幅25cm/sec)3波(極めて稀に発生する地震動：レベル2) 「平成12年建設省告示第1461号」第4号イ(1)から(3)の規定による地震波3波過去における代表的な観測地震波のうち、建設地及び建築物の特性を考慮して選定した地震波(最大速度振幅50cm/sec)3波 建設地周辺における活断層分布、断層破壊モデル、過去の地震活動、地盤構造等に基づき作成した模擬波1波以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下階については、建築構造設計基準(平成〇〇年版)に規定される地下部分の地震力に対して、各部材応力が短期許容応力度以内であることに加えて、【別添資料4-10】「地下階の耐震安全性確保の検討方法」に示す方法によって地下階の大地震動に対する耐震安全性が確保されていることが確認されている。 ・ 基礎構造については、下記による。 計画地の地盤特性を踏まえ、耐震安全性を確保する工夫や工法上の工夫をした計画となっている。中地震動によって杭材、接合部に生じる応力度は、許容応力度以下となっている。 大地震動に対して、鉛直方向の耐力低下が著しいものでなく、基礎構造の損傷により上部構造の機能には有害な影響を与えないものとなっている。 	<p>な室名を記述する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震計画基準」「構造設計基準」等に基づき具体的に実施する計算方法を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>杭基礎の場合、保有水平耐力の確認を行う。</p> <p>② 建築非構造部材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部材については、大地震動時の構造体の変形に対して追従するとともに、水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき必要な安全性を確保されている。また、各部の設計については、大地震動時及び大地震動後において、部材が所要の機能を発揮するよう、部材の特性及び接合方法を的確に把握した上で行う。 <p>③ 建築設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器、配管については、大地震時の水平方向及び鉛直方向の地震力に対し、移動、転倒、破損が生じないよう固定されている。また、配管は、大地震動時の構造体の変形及び地盤との相対変位に追従するとともに、所要の機能を確保されている。 ・ 各種ライフラインの機能確保については、「官庁施設の総合耐震計画基準」の規定に従い設定されている。 <p>(b) 制振構造又は免震構造の場合</p> <p>① 構造体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算は時刻歴地震応答解析によるものとし、指定性能評価機関の審査を受けるものとなっている。 ・ 水平方向に作用する地震動は、前記「(a) 耐震構造の場合」に準じる。 ・ 上下方向の入力地震動については、その影響が考慮されている。 ・ 免震構造の支承材と減衰材及び制振構造の減衰材は、メンテナンスが容易でかつ大地震後に速やかに所定の耐震性能が確保されていることを確認できるものとなっている。また所定の性能が確保されていないと判断された場合に、交換が容易な構造となっている。 ・ 制振部材は、断面に長期応力度が生じる部分(柱、梁)としない。 ・ 制振構造の場合の耐震性能の目標は以下による。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 地上階 <ul style="list-style-type: none"> 〈レベル1〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 層間変形角: 1/200以下。 ・ 構造耐力上主要な部分(制振部材を除く): 短期許容応力度以内。 〈レベル2〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 層間変形角: 1/125(1/100)以下。 ・ 構造耐力上主要な部分(制振部材を除く): 終局耐力以内。 イ. 地下階 <ul style="list-style-type: none"> 〈備考〉 <ul style="list-style-type: none"> ()内は敷地の地盤条件、断層からの伝搬特性及び震源から敷地までの減衰特性を仮定した模擬波による応答の場合を示す。 	

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>〈レベル2〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内。 <p>ウ. 基礎構造</p> <p>〈レベル2〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内。 ・ 免震構造の場合の耐震性能の目標は以下による。 <p>ア. 上部構造</p> <p>〈レベル1〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 層間変形角：1/500以下。 ・ 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内。 <p>〈レベル2〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 層間変形角：1/250以下。 ・ 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内。 ・ 支承材：引張力が生じないこと。 <p>イ. 下部構造</p> <p>〈レベル2〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内。 <p>ウ. 基礎構造</p> <p>〈レベル2〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造耐力上主要な部分：短期許容応力度以内。 <p>② 建築非構造部材・建築設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 免震構造又は制振構造を採用した場合の建築非構造部材及び建築設備の固定部の設計用地震力は、時刻歴地震応答解析結果を踏まえて設定するものとなっている。これに加えて「官庁施設の総合耐震計画基準」の規定によるものとし、建築非構造部材のA類、建築設備の甲類の規定も、同時に満たすものとなっている。 <p>b. 対火災</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災に対して、人命に加え、財産・情報の安全の確保が図られるよう、耐火、初期火災の拡大防止及び火災時の避難安全確保についての性能が確保されている。 <p>【技術的事項】</p> <p>(a) 耐火</p>	

項目	事業名 章・節 番号	本文	概要
		<p>ア.屋外に面する壁 壁：次のいずれかの要件を満たしている。 イ) 耐火構造である。 ロ) 建築基準法第2条第九号のニイ(2)の政令で定める技術的基準に適合している。 開口部：火災の延焼に対して、防火設備等防火上有効な措置が講じられている。 イ. 防火区画 床又は壁：次のいずれかの要件を満たす床又は壁又は壁により区画されている。 イ) 耐火構造である。 ロ) 建築基準法第2条第九号のニイ(2)の政令で定める技術的基準に適合している。 開口部：開口部（内部建具に限る）の建具は、次の要件を満たしている。 イ) 特定防火設備である。 ロ) 常時閉鎖若しくは作動した状態にあるか、煙が発生した場合及び火災により温度が急激に上昇した場合のいずれの場合にも、自動的に閉鎖若しくは作動するものである。 ハ) 遮煙性能を有する。 ニ) 特定防火設備の二重化、開口部から収容物までの距離の確保その他の手法により開口部に面して保管される収容物に影響を及ぼさない。</p> <p>(b)初期火災の拡大防止 ア. 内部仕上げの不燃化 ・壁及び天井の内装は仕上げ及び下地共不燃材となっている。 イ. 消火設備の設置 ・収容物に応じた消火設備が設置されている。 ウ. 消防利水の対応 ・消防法(昭和20年法律186号)の規定に適合し、消防水利施設の確保及び消防用活動空地が確保されている。 ・開発協議に基づき防火水槽が設置されている。 エ. 消火による水損への対策 ・隣接室の消火のために使用した水が以下に示す室に浸入しない構造、設備となっている。 1. ○○機械室 2. ○○室 3. . . .</p> <p>(c)火災時の避難安全確保 ア. 避難経路の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・壁の耐火性能については、耐火構造、準耐火構造又は1時間準耐火構造など具体的に耐火性能を記述する。 ・たて穴区画に用いられる建具は建築基準法第2条第九号のニロに規定する防火設備でも法令を満足するので、法令の範囲で良いものについては、その旨を記述する。 ・面積区画及び異種用途区画に用いられる特定防火設備は、煙感知器連動でなくとも、火災により温度が急激に上昇した場合に閉鎖すれば法令を満足するので、法令の範囲でよいものは、その旨を記述する。 ・美術館、博物館等の収蔵庫や重要書類の保管庫などがある場合記述する。 ・内装材料及びその下地材の不燃、準不燃の別を記述する。 ・水損の対策を行う室を記述する。ただし、各室性能表に記述することは差しつかえないが、その場合は「各室性能表による」との記述を行う。

項目	事業名 草・節 番号	本文	摘要
		<p>・ 水平移動に係る避難経路は段差を設けず、高齢者、障害者等の移動が円滑に行えるものとなっている。</p> <p>イ. 車いす使用者等が一時避難する場所の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に当たり垂直移動が必要となる場合については、車いす使用者等が救助者の到着まで一時避難する場所が設けられている。 ・ 一時避難する場所は、次に掲げる要件を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> イ) 避難経路上又は避難経路に隣接した場所にあるとともに、救助者の到達及び一時避難する人の外部への救出が可能となっている。 ロ) 耐火構造の床、壁若しくは遮煙性能を有する特定防火設備により区画された屋内の場所、又は屋外のバルコニーに設けられている。 ハ) 屋外のバルコニーに設けられる一時避難する場所にあつては、屋内に面する壁は耐火構造であり、屋内からの出入口には遮煙性能を有する特定防火設備が設けられている。 ニ) 一時避難する場所に面する外壁に開口部が設けられている場合は、火災の延焼に対しては防火設備とするなど防火上有効な措置が講じられている。 ホ) 壁からの輻射熱に影響されない。 ヘ) 煙を有効に排出することができる。 ト) 車いす使用者等が一時避難していることが建物内の当該室の外側及び建物外部から識別できる。 チ) 想定される一時避難する人の数に対応するとともに、避難動線の妨げとならない。 <p>c. 対浸水</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害に対して、人命の安全性の確保に加え、災害応急対策活動に必要な機能の維持又は財産、情報の損傷の防止が図られている。 <p>【技術的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機能維持上特に重要な設備諸室について、〇〇階に配置しない。 ・ 機能維持上特に重要な設備諸室は下記による。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇設備室 2. 〇〇電気室 3. <p>d. 耐風</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風に対して、人命の安全性に加え、施設の機能の確保が図られるよう、構造体、建築非構造部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ31mを超える等施設の規模が大きい場合又は不特定かつ多数の人が利用する室等が、職員では車いす使用者等の救助が困難な階に設置されているような場合において、必要があると認められる場合は、一時避難場所についての記述を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地条件により、機能維持上対浸水性について、特に重要な室の位置（階）を指定する場合は、具体的に記述する。 ・ 機能維持上特に重要な室を記述する

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>材及び建築設備についての性能が確保されている。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>(a) 構造体</p> <p>ア. 風圧力に対する安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行令第 87 条に規定される風圧力の〇.〇倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。 <p>イ. 風による振動に対する安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風方向振動、風直交方向振動、揺れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。 <p>(b) 建築非構造部材</p> <p>ア. 風圧力に対する安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行令第 82 条の 4 に規定される風圧力の〇.〇倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。 <p>イ. 風による振動に対する安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風方向振動、風直交方向振動、揺れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。 <p>(c) 建築設備</p> <p>ア. 風圧力に対する安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策活動上必要な機器は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 に規定される風圧力の〇.〇倍の風圧力に対して、構造耐力上安全である。 ・ 災害応急対策活動上必要な機器は、以下に示す設備とする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇〇 3. <p>・ その他の機器は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 に規定される風圧力に対して、構造耐力上安全である。</p> <p>イ. 風による振動に対する安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風方向振動、風直交方向振動、揺れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。 <p>・ 事業提案からの実施を求めると事項は下記に示すものとする。</p> <p>1. 〇〇〇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造体の耐風性能については、施設の種類によって、建築基準法施行令第 87 条に規定される風圧力に対する倍率（安全率）を記述する ・ この場合の非構造部材は、屋根ふき材、外装材、屋外に面する帳壁を対象としている。非構造部材の耐風性能については、施設の種類によって、建築基準法施行令第 82 条の 4 に規定される風圧力に対する倍率（安全率）を記述する ・ 建築設備の耐風性能については、施設の種類によって、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 に規定される風圧力に対する倍率（安全率）を記述する ・ 災害応急対策活動上必要な機器等を記述する。 <p>・ 実施を求めると事項を記述。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>2.000・・・</p> <p>e. 耐雪・耐寒</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積雪及び寒冷気候に対して、施設の安全性を確保できるよう、構造体並びに外部空間、建築物の形状、仕上げ及び建築設備について性能が確保されている。 <p>(a) 構造体</p> <p>ア. 積雪荷重に対する安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法施行令第 86 条に規定される積雪荷重に対して、構造耐力上安全である。 <p>イ. 地盤凍結に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤凍結の影響を受ける可能性のある構造体について、凍結深度より深い根入れ深さの確保、その下の地盤の凍上の防止など地盤凍結に対し不具合が生じない。 <p>(b) 外部空間、建築物の形状、仕上げ及び建築設備</p> <p>ア. 外部空間の安全性の確保</p> <p>ア) 通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積雪、路面凍結に対して、歩行者及び車両の通行に当たって安全なものとなっている。 <p>イ) 建物周り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者及び車両、隣地、損傷のおそれのある工作物に、氷雪が落下しないようになっている。 <p>ウ) 外構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤凍結により損傷が生じないようになっている。 <p>イ. 建築物の形状、仕上げに係る対策</p> <p>ア) 屋根、パラペット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積雪、凍結により防水機能が損なわれないような形状となっている。 ・ 傾斜部は、雪が堆積若しくは自然落下しにくい形状となっている、又は融雪装置が設置されている。 ・ 端部は、凍結により損傷が生じないような形状となっている。 <p>イ) 建具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部の建具は、雪が堆積しにくい形状となっている。 <p>ウ) 仕上げ材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 凍害に対し損傷が生じない。 <p>ウ. 建築設備に係る対策</p> <p>ア) 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置環境に対し、建築設備の動作に影響がない。 <p>イ) 配管</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒冷地における施設の場合は、気温、積雪の状況に応じ、要求する事項を必ず記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>【技術的事項】</p> <p>ア. 構造体の損傷又は変形の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時荷重により、構造体に使用上の支障となる、損傷が生じない強度が確保されているとともに、変形が生じない剛性が確保されている。 ・ 構造体の変形により、建築非構造部材又は建築設備に支障が生じない。 <p>イ. 構造体の移動又は転倒の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土圧により構造体の移動又は転倒が生じない。 <p>ウ. 構造体の浮き上がりの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水圧により構造体の浮き上がりが生じない。 <p>(2) 機能維持性</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合においても、国家機関として必要な機能を維持するための機能が確保されている。 ・ 地震によりライフラインが途絶した場合の機能の維持については、耐震に関する性能による。 <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 電力供給機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商用電源の途絶時又は施設内での電力供給に係る事故の発生時においても、庁舎として必要な機能を維持するために要する電力供給機能が、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき必要な期間にわたり確保されている。 ・ 幹線経路は2重化が可能なスペースを設ける。 ・ 敷地内(建物内は除く)に敷設する配管は、地中埋設配管となっている。 <p>イ. 通信・情報機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆通信網の途絶時又は停電時においても、庁舎として必要な機能を維持するために要する通信・情報機能が、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき必要な期間にわたり確保されている。 ・ ○○局の用に供する引き込み経路を2重化となっている。 ・ 敷地内(建物内は除く)に敷設する配管は、地中埋設配管となっている。 <p>ウ. 給水機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道の途絶時においても、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき、災害応急対策活動を行う職員に必要な給水が確保されている。 <p>エ. 排水機能の確保</p>	

項目	事業名	章・節 番号	本文	摘要
機能性	4-3-4	(1) 利便性 a. 移動	<p>・下水道の途絶時においても、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき必要な期間にわた り災害応急対策活動の際に必要な排水機能が確保されている。</p> <p>・ライブラインの途絶時においても、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づき、必要な活 動拠点室の機能を維持するために要する空調機能が確保されている。</p> <p>力. 空調機能の確保</p> <p>・ライブラインの途絶時において、ライブラインの途絶時においても、「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づ き必要な期間にわたり必要な国家機関としての機能を維持するために要する非常用の食 料、飲料水、医薬品及び生活物資を備蓄できるスペースが確保されている。</p> <p>(3) 防犯性</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を利用する人及び物を保護するため、維持管理及び運営方法と整合した防犯種別を設定 し、外部からの人及び物の侵入防止や犯罪の発生を未然に防ぐ。 ・入居官署のブライバシーを確保し、用途、目的及び利用状況に応じたセキュリティエリアにつ いて、その境界が適切に確保され、エリアに応じた防犯性が確保されている。 <p>【技術的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設のセキュリティの考え方については、【別添資料 4-1 1】「セキュリティに関する基 本的考え方」による。 ・制御の方法については、人的及び機械的なシステム（非接触型個人カードによる電気錠）とな っている。 ・各入居官署のセキュリティについての考え方や、機械警備システムとも連携、整合し、施設 全体として防犯性能をもたせる。 ・〇〇庁の専用部分において、逃亡防止や危害防止を図る建築及び設備の構造、形状及び仕様と し、国と協議し決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・接触型の IC カードは、読み取り器までの距 離によって、密着型（～2 mm）近接型（～10cm） 近傍型（～70cm）に分けられ、通信方式によ り、タイプ A、タイプ B、タイプ C に分けられ る。タイプ A は、IC テレホンカード、タイ プ B は住民台帳カード、タイプ C は、スイカ、 パスモ、電子マネーなどに応用されている。 ・現在中央省庁で使用されている国家公務員 IC カードは、タイプ B であり、国において は今後このタイプ B に統一される可能性が 大きい。確認の上、実際使用するカードの タイプを記述する。
			<p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途、目的、利用状況に応じた移動空間及び搬送設備を確保し、人の移動、物の搬送が円滑か つ安全に行えるものとなっている。 ・動線は明快なものとし、かつセキュリティの考え方に整合した計画となっている。 <p>ア. 動線計画</p> <p>ア) 異種動線の交差回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と車両の動線は、できる限り交差しないよう計画されている。 	

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>イ) 動線の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の動線が、できる限り遠回りとならないものとなっている。 <p>イ. スペース、寸法の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関、廊下、階段及び傾斜路は、利用者数、利用方法に応じたスペース、寸法が確保されている。 <p>ウ. 館内動線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の主たる縦動線は、主玄関から分かりやすく利便がよい。 ・窓口官署への動線については、分かりやすくかつその距離が縮されている。 ・食堂・喫茶や売店、共用会議室への動線は、玄関ホールから分かりやすいものとなっている。 <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 動線計画</p> <p>ア) 異種動線の交差回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者とサービスの動線、来庁者と職員の動線異なる種類の動線が分離されている。 <p>イ. 館内動線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者及び職員の主要動線とは別に、各種作業、物品搬出入、ごみの搬出に対応した縦動線が設けられている。 ・〇〇地方検察庁の地下階と地上階の専用エリアを結ぶ動線を、他の動線と交錯することなく独立して設けられている。 <p>ウ. 昇降機設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター、小荷物専用昇降機及びエスカレーターは、「建築設備設計基準」に基づき、施設の使用、規模及び利用者数、搬送対象物に応じた搬送能力(定員、台数、速度)が確保されているほか、構造、運転操作方式及び速度制御方式が「建築設備設計基準」に基づいた仕様となっている。 <p>エ. 車路及び駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両が円滑に回転できるよう、回転軌跡に応じたスペースが確保されている。 <p>オ. 安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒、転落、接触及び衝突の事故を防止するため、仕上げ、詳細における対策、見通しが確保されている。 ・通行に支障を及ぼす突出物がない。 <p>カ. 庁舎へのアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者と車両動線が明確に分離された構造となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降機設備については、交通計算をする上で、適用する基準を明確に記述し、乗駅の幅の無きようしておく。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○駅方向及び県庁方向からの敷地へのアプローチを設ける。 ・ 主玄関の他、職員が随時利用できる出入口(以下「通用口」という。)を別に設ける。 ・ 通用口に至る経路は門や囲障で区画せず、24時間外部から直接利用できる位置に設ける。 ・ 主玄関及び通用口とは別に、厨房への業務従事者、納入業者のサービスマン動線を設ける。 ・ ○○地方裁判所から直接敷地内及び庁舎までの、安全かつ円滑な動線を設ける。 ・ 来庁者用駐車場から主玄関に至る経路は、敷地内にて安全かつ円滑な歩行者用通路となっている。 ・ 身体障害者用駐車場から主玄関に至る経路は、雨に濡れず近接した動線となっている。 ・ 地下の官用車駐車場からの職員動線を、建物内部に設ける。 ・ 主玄関を含めた各出入口は、段差やスロープを設けない。 <p>キ. 車両動線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者と車両動線が明確に分離された構造とする。 ・ 敷地への進入口は、車両出入りのピーク時においても、周辺道路への影響を及ぼさない配置や形態となっている。 ・ 来庁舎用駐車場と官用車駐車場はそれぞれ集約して設けるが、敷地出入口及び動線の一部共用することは妨げない。 ・ 官用車は敷地外から駐車場入口への動線において、来庁者用駐車場への入場待ちをしている車両の影響を受けない。 ・ サービス車両の出入口は、職員及び来庁者の動線とは分離されている。 ・ 納入業者の車両動線(厨房サービス、ごみ収集、郵便、宅配便、官署業務による大型車)には駐停車スペースを設け、荷捌き時における一般来庁車や官用車の通行を阻害しない。 ・ 大型車両の動線は、来庁者用駐車場動線とは分離し、利用者安全性を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. ○○○○○ 2. ○○○○○ <p>b. 操作</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可動部又は操作部の安全性が確保されている。 <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 可動部の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可動部の動作中に事故が発生しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求める提案事項を記述。 ・ 操作の安全性確保の方法を提案させる記述とする。

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>イ. 操作部の安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操作が安全性にできる。 ・ 排煙設備は、緊急時に容易に操作できる。 ・ 操作を行う人が限定される建築設備の操作部については、その他の人による誤操作を防ぐ措置が講じられている。 <p>ウ. 安全性の確保に必要な表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可動部の動作に当たっての安全性の確保に必要な注意喚起、警告及び安全な操作に必要な情報について、表示がされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求め事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. ○○○○○ 2. ○○○○○ <p>(2) ユニバーサルデザイン</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての利用者が、円滑かつ快適に施設を利用できる。 <p>【技術的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に適合している。 ・ ユニバーサルデザインレビュアーを具体的に計画し実行する。 ・ 不特定多数が利用する階及び事務室のある各階に、多目的便所が1か所設置されている。 ・ 不測の事態が業務従事者に通報できる。 <p>(3) 室内環境性</p> <p>a. 音環境</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要となる静寂さを確保できる性能が確保されている。 <p>【技術的事項】（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは「官庁施設の基本的性能基準」音環境に関する性能による）</p> <p>ア) 外部騒音への対策</p> <p>イ) 施設の配置</p> <p>Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ: 騒音源からの距離の確保及び遮蔽物の設置により、外部騒音の影響が対象とする室の性能水準を満足している。</p> <p>イ) 外壁及び外部建具</p> <p>Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ: 室の用途及び外部騒音の大きさに応じ、騒音の影響が対象とする室の性能水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求め事項を記述。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「官庁施設の基本的性能基準」の音環境に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。 ・ 各室性能表に、それぞれの部屋の音、環境、光環境、熱環境について記述する。官庁施設の基本的性能基準の内容を引用する場合は、必ず適用基準に指定し、適用する箇所を

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>準を満足している。</p> <p>イ. 内部騒音への対策</p> <p>ア) 室の配置</p> <p>I, II, III: 騒音源からの距離の確保、暗騒音の高い室と低い室を分けたゾーニングにより、他の室からの騒音の影響が対象とする室の性能水準を満足している。</p> <p>イ) 室内の吸音性</p> <p>I, II, III: 対象とする室の用途に応じた吸音性が確保されている。</p> <p>ウ) 騒音源に係る対策</p> <p>I, II, III: 低騒音型機器の使用及び防振基礎の設置により、設備機器からの騒音の発生及び伝搬が抑制されている。</p> <p>設備機器から発生する騒音、近接する室の用途に応じて、設備室の壁厚の確保、遮音扉の設置、吸音材の使用、遮音性及び吸音性が確保されている。</p> <p>ウ. 室の配置</p> <p>ア) 空調機器から伝搬する騒音の目標値</p> <p>I: NC-00以下となっている。</p> <p>II: NC-00以下となっている。</p> <p>III: NC-00以下となっている。</p> <p>イ) 上階からの床衝撃音の目標値</p> <p>I: 重量床衝撃音が、JISA1419-2:2000によるLi, Fmax, r, H(1)-00以下となっている。</p> <p>軽量床衝撃音が、JISA1419-2:2000によるLi, r, L-00以下となっている。</p> <p>II: 重量床衝撃音が、JISA1419-2:2000によるLi, Fmax, r, H(1)-00以下となっている。</p> <p>軽量床衝撃音が、JISA1419-2:2000によるLi, r, L-00以下となっている。</p> <p>III: 重量床衝撃音が、JISA1419-2:2000によるLi, Fmax, r, H(1)-00以下となっている。</p> <p>軽量床衝撃音が、JISA1419-2:2000によるLi, r, L-00以下となっている。</p> <p>イ. 音声漏洩への対策</p> <p>ア) 壁の遮音性の目標値</p> <p>I: JISA1419-1:2000によるRr-00以上となっている。</p> <p>II: JISA1419-1:2000によるRr-00以上となっている。</p> <p>III: -</p> <p>イ) 内部建具に係る対策</p> <p>I: 位置についての配慮、前室の設置、JISA4702:2000によるT-0以上の遮音性を有するドアセットの使用の組み合わせにより音声の漏洩がない。</p> <p>II: 位置についての配慮、前室の設置、JISA4702:2000によるT-0以上の遮音性を有するドアセットの使用の組み合わせにより音声の漏洩がない。</p> <p>III: -</p>	<p>明確にしておく。</p> <p>・室の分類による騒音の目標値を具体的に記述する。</p> <p>・室の分類による遮音の具体的な目標値を記述する。</p> <p>・外部から室内に入る騒音は、壁からだけでなく、遮音性能なく、家具、床、天井からもあり、遮音性能だけでは表現することが難しい。特に精聴を必要とする室（録音スタジオ等）では部屋の内部における暗騒音レベルを記述するのがよい。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>ウ) その他 I, II:天井裏及び二重床下の遮音性が確保されている。 消音チャンバーにより、ダクトを通じた音声の漏洩がない。 III:-</p> <p>b. 光環境 【基本的性能】 ・必要となる光環境を確保できる性能が確保されている。</p> <p>【技術的事項】（I、II、IIIは「官庁施設の基本的性能基準」光環境に関する性能による） ア. 照度の確保 I: 室の用途、利用者の活動内容に応じた照度が確保できる。 II: 室の用途、利用者の活動内容に応じた照度が確保できる。 照度分布は、照明均斉度を考慮し、適切に確保されている。 III: 室の用途、利用者の活動内容に応じた照度が確保できる。</p> イ. 照明のグレア規制 I, II: グレアによる不快感を受けないよう、室の用途に応じたグレア規制が行われている。 III: 室の用途に応じたグレア規制が行われている。 ウ. 照明の光源の光色及び演色性 I, II, III: 室の用途、利用者の活動内容に合致している。 エ. 照明の意匠性 I, II, III: 照明器具の配光、デザイン及び配置が、室の用途に合致している。 オ. 照明の制御 I: 利用者の活動内容に応じて、光の演出を考慮したゾーンニング、調光が行える。 II: 室の用途に応じて、省エネルギーを考慮したゾーンニング、調光が行える。 III: 室の用途に応じて、ゾーンニング、調光が行える。 カ. 自然採光 I, II, III: 室の用途に応じて、開口部の面積及び位置が設定されるとともに、自然光が取り入れられている。	<ul style="list-style-type: none"> 「官庁施設の基本的性能基準」の光環境に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。
		<ul style="list-style-type: none"> 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。 1.〇〇〇・・・ 2.〇〇〇・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> 実施を求める提案事項を記述。

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>c. 熱環境</p> <p>【基本的性能】 「官庁施設の基本的性能基準」のⅠ、Ⅱ、Ⅲの熱環境を確保している。</p> <p>【技術的事項】（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは「官庁施設の基本的性能基準」熱環境に関する性能による） ア. 温湿度の設定 Ⅰ、Ⅱ：乾球温度で冷房時26～28℃、暖房時19～22℃が確保でき、相対湿度の目標値が冷房時50～60%、暖房時40～50%となっている。 温度分布が室内各部において均一となるよう計画されている。 Ⅲ：設置される機器、収容物に適した温湿度が確保できる。 Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ：特殊な空間で、吹抜等、温熱環境に偏りが生じる空間、気流や輻射により影響のある空調空間では、空間・部位の特性に応じたシミュレーション、予測検討を行い、快適性が保持されている。</p> <p>イ. 気流の設定 Ⅰ、Ⅱ：気流速度は、0.5m/s以下となっている。 吹出口は、冷風又は温風を均一に拡散し、ドラフト感を与えない配置となっている。</p> <p>ウ. 熱負荷の取得の低減 Ⅲ：設置される機器、収容物に適した気流速度及び吹出口の配置となっている。 下記に示す熱負荷の取得の低減がなされている。 Ⅰ、Ⅱ：方位、周辺環境を考慮した建築物の形状及び配置・平面計画により、屋外から受ける熱負荷の取得が低減されている。 壁、開口部の断熱性及び気密性を確保するとともに開口部の大きさにより、屋外又は隣接室から受ける熱負荷の取得が低減されている。 Ⅲ：施設全体でのバランスを考慮しつつ、方位、周辺環境を考慮した建築物の形状及び配置・平面計画により、屋外から受ける熱負荷の取得が低減されている。 壁、開口部の断熱性及び気密性を確保するとともに開口部の大きさにより、屋外又は隣接室から受ける熱負荷の取得が低減されている。</p> <p>エ. 空調システム Ⅰ：空調のゾーニングは、熱負荷の傾向、室の使用条件、空調条件をもとに、機能性及び経済性が確保されている。 気温、気候の屋外条件及び利用者数、使用時間、作業内容、室の利用形態の変化に対応でき、室毎に個別に制御できるシステムとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「官庁施設の基本的性能基準」の熱環境に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。 ・設定する温湿度条件、気流の条件を実績に合わせ具体的に記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>II：空調のゾーニングは、熱負荷の傾向、室の使用条件、空調条件をもとに、機能性及び経済性が確保されている。</p> <p>気温、気候の屋外条件及び利用者数、使用時間、作業内容の室の利用形態の変化に対応でき、系統で一括して制御できるシステムとなっている。</p> <p>III：設置される機器、収容物に適した制御が可能なシステムとなっている。</p> <p>オ. 熱負荷の発生抑制</p> <p>I, II, III：照明、空調の設備機器は、発熱量の少ないものとなっている。</p> <p>機器の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調・換気により、できる限り発生源の近傍で処理され、周囲に与える影響がない。</p> <p>カ. 結露</p> <p>I, II, III：室内に発生する表面結露及び内部結露による建物性能や室内環境への悪影響が無い。</p> <p>・ 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。</p> <p>1. 〇〇〇・・・</p> <p>2. 〇〇〇・・・</p> <p>d. 空気環境</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要となる空気環境を確保できる性能が確保されている。 <p>【技術的事項】（I、IIは「官庁施設の基本的性能基準」空気環境に関する性能による）</p> <p>ア. 換気量の設定</p> <p>I：快適で効率的に作業を行うために必要な新鮮空気が確保されている。</p> <p>換気量は、二酸化炭素(CO2)について確保すべき空気清浄度及び労働強度別二酸化炭素(CO2)発生量を考慮して、$0.0\text{ m}^3/(\text{h}\cdot\text{人})$以上となっている。</p> <p>II：室の用途、利用状況に応じた新鮮空気が確保されている。</p> <p>換気量は、二酸化炭素(CO2)、一酸化炭素(Co)、浮遊粉塵量(SPM)、有毒ガスの換気を必要とする要因に応じた量となっている。</p> <p>イ. 換気方式の選定</p> <p>I, II：換気方式は、室の用途、位置、床面積に応じたものとなっている。</p> <p>外気取入口は、周辺環境、建築物の配置及び平面計画を考慮して、必要な空気清浄度の確保に要する外気を導入できる大きさ、位置となっている。</p> <p>イ) 空気汚染物質の発生抑制及び処理</p> <p>ウ. 空気清浄度の確保</p>	<p>・ 実施を求める提案事項を記述。</p> <p>・ 「官庁施設の基本的性能基準」の空気環境に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>ア) 空気清浄度</p> <p>I : 快適で効率的に作業を行えるよう、次に掲げる空気清浄度が確保されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 二酸化炭素(CO2)濃度: 〇〇〇〇ppm 以下 2) 一酸化炭素(CO)濃度: 〇〇ppm 以下 3) 浮遊粉塵量(SPM): 〇. 〇〇mg/m³以下 4) ホルムアルデヒド量: 〇. 〇mg/m³以下 <p>II : 室の用途、利用状況に応じた空気清浄度が確保されている。</p> <p>イ) 空気汚染物質の発生抑制及び処理</p> <p>I : 内装材、保温材の材料の適切な選択により、ホルムアルデヒド、揮発性有機化合物(VOC)等の空気汚染物質の発生がない。</p> <p>室内の揮発性有機化合物(VOC等)の濃度は、引き渡し時において厚生労働省が定める指針値以下となっている。確認の方法は【別添資料4-12】「揮発性有機化合物の濃度測定」による。</p> <p>II : 喫煙、燃焼により局所的に発生する空気汚染物質は、発生源の近傍で処理され、その影響が周囲に拡散しない。</p> <p>エ. 受動喫煙の防止空気バランスの確保</p> <p>I, II : 健康増進法に従い、受動喫煙防止対策が行われている。</p> <p>室の内外の空気の圧力バランスを考慮して、必要な給気風量及び排気風量が確保されている。</p> <p>・ 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇 . . . 2. 〇〇〇 . . . <p>e. 衛生環境</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人の健康に悪影響を与えない衛生環境が確保されていること。 <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 給水・給湯設備(上水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水量、水圧及び水温は、用途に応じたものとなっている。 ・ 給水システムについては、給水圧力の安定及び水資源の有効活用を図れる設備となっている。 ・ 給湯室には洗浄用の給湯設備を設ける。 ・ 給水、給湯設備は死水にならない。 	<p>・ 実施を求めめる提案事項を記述。</p> <p>・ 「官庁施設の基本的性能基準」の衛生環境に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>イ. 給水設備(排水再利用水、雨水再利用水及び井水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水再利用水、雨水再利用水及び井水の水質は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)などの関係法令に適合し、用途に応じたものとなっている。 ・水量及び水圧は、用途に応じたものとなっている。 <p>ウ. 排水設備(下水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な排水方式、貯留及び廃棄により、室内への汚染が防止されている。 <p>エ. 空調設備【空調用水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理システムが備えられている。 ・水量及び水圧は、用途に応じたものとなっている。 <p>オ. 衛生器具設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生器具の個数は、施設の使用、利用状況に応じたものとなっている。 ・衛生器具の形式は、用途、利用方法に応じたものとなっている。 <p>カ. ごみ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種類及び発生量に応じて、収集、貯留、処理、搬出が可能なスペースを設ける。 <p>・事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ <p>f. 振動</p> <p>【基本的性能】</p> <p>人の動作又は設備による振動、交通による振動及び風による振動、地震以外の要因による振動により心理的又は生理的な不快感を与えない。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>(a) 人の動作又は設備によるもの</p> <p>ア. 応答加速度の目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な振動発生源になると想定される加振条件下で、床の応答加速度が、「建築物の振動に関する居住性能評価指針」(日本建築学会環境基準AIJES-V001-2004。以下、「居住性能評価指針」という。)の鉛直振動に関する性能評価曲線V-〇〇～〇〇以下となっている。 <p>イ. 室の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室用途上、振動源からの距離の確保その他の方法により、振動による影響がない。 <p>ウ. 振動源における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動の低減が図られた機器の使用、防振基礎の設置、床の剛性の確保又は浮き床の設置その他の方法により、機器から発生する振動による影響がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施を求める提案事項を記述。 ・「官庁施設の基本的性能基準」の振動に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>(b) 交通によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応答加速度の目標値 ・ 交通による振動の影響が最も大きくなると想定される加振条件下で、床の鉛直振動及び水平振動の応答加速度が、居住性能評価指針の鉛直振動に関する評価曲線 V-00~00以下、交通による水平振動に関する性能評価曲線 H-00~00以下となっている。 <p>(c) 風によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応答加速度の目標値 ・ 再現期間1年の風による床の最大応答加速度が、居住性能評価指針の風による水平振動に関する性能評価曲線 H-00~00以下となっている。 <p>(4) 情報化対応性</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家機関としての機能を確保するために必要となる通信・情報システムを構築できるよう、情報処理機能及び情報交流機能が確保されている。 <p>【技術的事項】</p> <p>(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは「官庁施設の基本的性能基準」情報化対応性に関する性能による)</p> <p>ア. 設置スペースに係る対応</p> <p>ア) 設置スペース及び配線スペース</p> <p>Ⅰ：高度かつ大規模な通信情報システムを構築できるよう、安全性及び保全本性を有する専用の通信・情報処理装置の設置スペース及び配線スペースを設ける。</p> <p>Ⅱ：通信・情報システムを構築できるよう、端末機その他の通信・情報処理装置を機能的に配置できるスペース及び配線スペースを設ける。</p> <p>Ⅲ：端末機の設置に対応できる配線がされている。</p> <p>イ) 水損対策</p> <p>Ⅰ：水系の配管が通過しておらず、床及び壁の防水措置の対策がなされている。</p> <p>Ⅱ、Ⅲ：-</p> <p>イ. 電源の確保</p> <p>Ⅰ：電源設備は、高度かつ大規模な通信・情報システムが確実に機能するための容量を有し、操作性、保守性及び安全性が確保されている。</p> <p>Ⅱ：電源設備は、通信・情報システムが確実に機能するための容量を有し、操作性、保守性及び安全性が確保されている。</p> <p>Ⅲ：電源設備は、設置される端末機が確実に機能するための容量を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求めるとする事項は下記に示すものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「官庁施設の基本的性能基準」の情報化対応性に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求めるとする事項を記述。

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<p>1.000・・・ 2.000・・・</p>	
経済性	4-3-5	<p>(1) 耐用性 a. 耐久性 【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、修繕、更新をしながら、劣化により安全性を損なうことなく、施設の機能を維持できる合理的な耐久性が確保されるよう、構造体、建築非構造部材、建築設備の性能が確保されている。 ・ 施設の使用期間については65～100年程度を目標とし、使用期間中その機能を維持するために、構造体及び被覆の修繕(ただし、大規模な修繕を除く。)をすることにより、大規模な修繕を行わずに、長期的に構造耐力上必要な性能が確保できるものとなっている。 <p>【技術的事項】</p> <p>(a) 構造体</p> <p>ア. 材料に係る措置</p> <p>特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのある部分には、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されている。</p> <p>(b) 建築非構造部材</p> <p>ア. 建築資機材全般に係る耐久性</p> <p>想定される使用条件において、容易に損傷しない耐久性が確保されている。</p> <p>イ. 外装、屋根・防水に係る耐久性</p> <p>施設の規模及び構造、これらに応じた更新性を考慮した耐久性が確保されている。</p> <p>ウ. 構内舗装に係る耐久性</p> <p>想定される使用条件に応じた耐久性が確保されている。</p> <p>(c) 建築設備</p> <p>ア. 設備資機材全般に係る耐久性</p> <p>適切な更新周期が想定されており、更新時期まで所要の性能を発揮できる耐久性が確保されている。</p> <p>イ. 屋外に設置する設備資機材に係る耐久性</p> <p>風雨による影響について、適切な対策がされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「官庁施設の基本的性能基準」の構造体、非構造部材及び建築設備の耐久性に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。 <p>1.000・・・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求める提案事項を記述。 	

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>2.000・・・</p> <p>b. フレキシビリティ 【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的状況の変化による施設の用途、機能の変更に柔軟に対応できる性能が確保されている。 <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 建築計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務室のレイアウトや耐力壁の配置が、部分的な用途及び利用形態の変更が容易に行える平面計画となっている。 部分的な間仕切壁の変更が容易に行えるようになっている。 軽微な設備の変更、増設を考慮した配管、配線及びダクトスペースが設けられている。 <p>イ. 建築設備</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽微な設備システムの変更、増設が可能となっている。 事務室の部分的な用途、利用形態の変更に対応できる設備機器の配置となっている。 <ul style="list-style-type: none"> 事業提案からの実施を求めるとする事項は下記に示すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1.000・・・ 2.000・・・ <p>(2) 安全性</p> <p>a. 作業性</p> <p>【基本的性能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃、点検保守の維持管理が、効率的かつ安全に行える性能が確保されている。 <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 平面計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃、点検保守の作業内容に応じた作業スペースが確保されている。 清掃、点検保守の作業に使用する機材の搬出入のための経路が確保されている。 点検保守が容易にできるよう配管・配線・ダクトスペースが設けられている。 <p>イ. 作業用設備の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「官庁施設の基本的性能基準」のフレキシビリティに関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。 実施を求めるとする事項を記述。 「官庁施設の基本的性能基準」の安全性に関する性能事項のうち、必要な事項を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>・清掃、点検保守のための作業用設備が設置されている。</p> <p>ウ. 仕上げ材及び納まり</p> <p>・内外装の仕上げ及び納まりは、汚れにくく、清掃が容易である。</p> <p>エ. 建築設備</p> <p>・設備システム及び機器配置は、清掃、点検保守が効率的かつ容易に行える。</p> <p>オ. 外構</p> <p>・雑工作物は汚れにくく、清掃、点検保守が効率的かつ容易なものとなっている。</p> <p>・植栽について、灌水、剪定、清掃の維持管理が効率的かつ容易なものとなっている。</p> <p>・事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。</p> <p>1. 〇〇〇・・・</p> <p>2. 〇〇〇・・・</p> <p>b. 更新性</p> <p>【基本的性能】</p> <p>・材料、機器の更新が、経済的かつ容易に行える性能が確保されている。</p> <p>【技術的事項】</p> <p>ア. 平面計画</p> <p>・更新時の作業内容に応じた作業スペースが設けられている。</p> <p>・更新時に使用する材料、機材の搬入のための経路が設けられている。</p> <p>・更新が容易にできるよう配管・配線・ダクトスペースが設けられている。</p> <p>イ. 材料、機器の分離及び組合せ</p> <p>・材料、機器は、更新時の道連れ工事が少なく経済的かつ容易に更新が行えるよう、分離され、組み合わされている。</p> <p>ウ. 建築設備</p> <p>・機器の更新周期の同期化、互換性及び汎用性の確保により、経済的かつ容易な更新が可能となっている。</p> <p>・事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。</p> <p>1. 〇〇〇・・・</p> <p>2. 〇〇〇・・・</p>	<p>・実施を求める提案事項を記述。</p> <p>・「官庁施設の基本的性能基準」の更新性に関する性能の事項のうち、必要な事項を記述する。</p> <p>・実施を求める提案事項を記述。</p>

項目	事業名	章・節番号	本文	適要
施設計画	4-4	4-3に示す各種要求性能に加え、施設および部位毎の要求水準を示す。	<ul style="list-style-type: none"> 整備対象施設の条件に対応した建築・電気設備・機械設備の要求水準を規定する。 	
建築計画に関する要求水準	4-4-1	<p>4-3「施設整備に係る基本的性能」に加え、建築計画にて定めるべき性能及び仕様について、本節にて内容を規定する。各諸室の性能については、【別添資料4-5】「各室性能表」による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 配置計画 <ol style="list-style-type: none"> 4-2「設計条件」、4-4「施設整備に係る基本的性能」及び本4-4-1の諸条件及び要求水準を満足した計画となっている。 潤いとゆとりのある魅力的な空間が確保できるよう、敷地が最大限有効活用されている。 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1.〇〇〇・・・ 2.〇〇〇・・・ 棟構成 <ol style="list-style-type: none"> 1) 庁舎及び来庁者用駐車場の整備にあたって、それぞれを1棟として整備されている。ただし、官用車駐車場の一部及び諸設備室の一部を別棟として整備することを妨げない。 2) 庁舎及び来庁者用駐車場を一体の建物として整備することは妨げないが、その場合は以下の点を満足するものとなっている。 <ol style="list-style-type: none"> 各々で必要な機能が完結され、所定の面積が確保されており、かつ明確な管理区分を設定しセキュリティが確保されている。 各々の機能性及び利便性を損なわないような動線計画及び各室配置とし、各々の機能が独立で成立するよう、出入口の配置、縦動線及び避難経路が確保されている。 構造体及び建築設備が独立している。 3) 来庁者用自転車置場及び官用自転車置場は、各々に独立して整備されている。ただし、庁舎及び来庁者用駐車場の庇下部を利用することを妨げない。 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1.〇〇〇・・・ 2.〇〇〇・・・ 平面構成 <ol style="list-style-type: none"> 1) 各要求水準を満足した上で、構造計画や設備計画と整合させ、合理的で機能的な計画となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施を求めめる提案事項を記述。 棟の構成について指定する場合は、要求する内容を記述する。特に、既存施設がある場合等においては、既存施設とのつながりを詳細に記述する。 実施を求めめる提案事項を記述。 法務省関係、裁判所関係が入居する施設の場合、それぞれ基準があるので、この基準を適 	

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<p>(2) 各官署諸室の利用形態及び特性を十分に把握し、フロア毎に機能的な計画となっている。</p> <p>(3) スパンは、各室の面積や用途及び設備システムと整合したものととなっている。</p> <p>(4) 各室の形状は、その用途により縦横のバランスがとれた、できるだけ限り凹凸のない計画となっている。また、壁面収納棚の設置を確保するため、まとまった壁面が確保されている。</p> <p>(5) 大部屋タイプの室と個室タイプの室の両方が成立する計画となっている。</p> <p>(6) 外壁窓面からの奥行きは00m程度となっている。</p> <p>(7) 極力室内に独立柱が出ないものとなっている。</p> <p>(8) 主要廊下の幅は、内法0,000mm以上となっている。ただし、特定少数の者のみ使用する廊下については、この限りでない。</p> <p>(9) 各階における床仕上げレベルは、同一となっている。ただし、設備室及び条件が明示されている室については、この限りでない。</p> <p>(10) 居室は可能な限り、自然排煙となっている。</p> <p>(11) 書架が設置可能な重量ゾーンを設置する。そのゾーンは当該フロアにおける各入居官署専用部の面積の00%以上、幅を0,000mm以上となっている。また、床荷重は、床版又は小梁計算用0,000N/m²/大梁・柱又は基礎計算用000,000N/m²/地震力計算用0,000N/m²となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 000 2. 000 <p>4. 階層構成</p> <p>(1) 各部門の基本的な階層構成は、○表に示すとおりとなっている。</p> <p>(2) 各官署の専用部分は、可能な限り同一の階に配置し、複数階にわたる場合は、連続する階に配置されている。ただし、本章の「17. 各室計画条件」に条件が明示されている室については、この限りでない。</p> <p>(3) 各フロアに配置する諸室の面積や用途及び構造計画や設備計画と整合した階高となっている。</p> <p>(4) 各室の天井高は、【別添資料4-5】「各室性能表」に規定する高さ以上が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 000 2. 000 <p>5. 仕上げ</p> <p>(1) 同一仕上げ面は、全面にわたり均一となっている。</p>	<p>用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁面からの奥行きを指定する場合はその寸法を指定する。 ・ 重量ゾーンの荷重、面積を記述する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求めめる提案事項を記述。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の入居官署との調整で、階層割りが決まっている場合は、具体的に記述する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求めめる提案事項を記述。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕上げの状態について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<p>(2)経年による変形や著しい変色が生じないものとなっている。</p> <p>(3)色や柄については、自然採光や照明の効率性のよいものとなっている。</p> <p>(4)異なる仕上げの取合い部分は、見切縁を設けるなど、変位による破損や経年変化による隙間の発生及び傷がない。</p> <p>(5)鋼製のものは、下地も含め防錆処置を行う。</p> <p>(6)外装、内装及び外構の仕上げグレード、材質及び色彩は、それぞれに連続性やつながりをもたせる。玄関廻りについては内外装材との統一性をもたせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1.〇〇〇・・・ 2.〇〇〇・・・ <p>6. 外装計画</p> <p>(1)施設全体にわたり統一感のあるものとし、主要な外装部分については、建築後65年間にわたって経年変化、劣化、褪色及び極度の汚染がなく、大規模な修繕を必要としない。</p> <p>(2)平面構成、断面構成及び構造計画と整合されたデザインとし、機能性と意匠性を合致させる。</p> <p>(3)地域の歴史、文化、風土及び入居官署の特性をデザイン要素としたモチーフを設定し、外装の各部分で表現し、施設全体の統一性をもたせる。</p> <p>(4)汚れ防止に効果のある素材やディテールを用いる。</p> <p>(5)周辺の状況をにより、開口部の配置、形状及び仕様により、プライバシーが確保されている。</p> <p>(6)設備機器は外部から直接見えないものとなっている。目隠し板を設ける場合は、外壁の仕上げと同等の仕様となっている。</p> <p>(7)主玄関を含む来庁者が出入する玄関の建具はステンレス製又は同等以上とし、その周囲の連続する開口部についても、同様となっている。</p> <p>(8)各出入口には、その機能に応じた庇を設ける。特に、主玄関には車寄せに対応した庇とし、庁舎の顔としての意匠性及び耐久性が考慮されている。また、その他の庇においても、外観との調和を図った形状、仕上げとなっている。</p> <p>(9)金属を使用する場合は錆や腐食の無い素材となっている。</p> <p>(10)上記各性能を考慮した上で、主要な外装部分については、以下に示す外装材又は同等以上のものとなっている。</p> <p>a. 外壁 P Cカーテンウォール(石仕上げ/花崗岩/JISA5003の1等品を満足する) P Cカーテンウォール(タイル仕上げ/磁器質/300角以上) 金属製カーテンウォール(アルミ成形以上/押出形材はJISA4001、板材はJISH4000を満足す</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施を求める提案事項を記述。 ・外装材について、耐久性、耐汚染性、デザインに関する事項その他必要とする要求性能について記述する。 ・周辺の街並みや環境から、外装材、色彩等を圍として指定する場合はそれを記述する。

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<p>b. 玄関出入口床 花崗岩 (JISA5003 の 2 等品を満足する) 磁器質タイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求め事項は下記に示すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ <p>7. 内装計画 (1) 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 仕上げ材は、【別添資料 4-5】「各室性能表」に示すものと同等以上とし、各部門、諸室の用途及び使用頻度、部位の特性を把握した上で選定するとともに、耐久性があり維持管理が容易な材料となっている。 b. 内装仕上げの色彩は、各部門の機能にふさわしい色彩となっている。 c. 内装仕上げについて、各室が空間的に同一となった場合、上位の仕上げに統一されている。特に、1 階玄関ホール、EV ホール、廊下及び階段の交通部分において、空間的に同一となる場合は仕上げの統一性を図る。 d. 同一空間内で同一部位に 2 種類以上の仕上げを使用する場合、切り替え部分に見切縁を設けるなど、意匠性や機能性を考慮し処理されている。 e. 地域の歴史、文化、風土及び入居官署の特性をデザイン要素としたモチーフを設定し、内装の各部分で表現し、施設全体の統一感を図る。 <p>(2) 床</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 水勾配の目的がある場合を除き、床仕上げ面は水平かつ平坦となっている。 b. 床仕上げ材は、日常行動、交通及び物流による衝撃で、欠損や剥離が生じない。 c. 廊下、階段はスリップ防止・衝突防止の措置を講ずる。 d. 床置きする各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、床面から突出させない。 e. 床仕上げ面に取り付けるものは、歩行に支障がない。 f. 人の往来が予定される床面に EXP-J を設ける場合は、カバーで隠蔽されている。 g. 床面に空調吹き出し口を設ける場合は壁又は窓際に設け、周辺の仕上げ材と調和させる。また、ピンヒールや硬貨等細かいものが落ちにくいようにし、落ちた場合には拾える構造となっている。 h. 【別添資料 4-5】「各室性能表」における内装床仕上げについて、タイルカーペット (1) はパイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求め事項を記述。 ・ 内装材の程度については、各室性能表にそれぞれの部屋の仕上げ材等を記述する。 ・ 床、壁、天井の仕上げの状態、性能その他必要な事項について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 各室性能表に示す、タイルカーペットの程度

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>ル長○mm程度(全厚○mm程度)、タイルカーペット(2)はパイル長○.○mm程度(全厚○.○mm程度)となつている。なお、両タイプとも、防汚性及び耐久性のある材料となつている。</p> <p>(3)壁</p> <ol style="list-style-type: none"> 日常行動、交通及び物流による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がりが生じない強度を有し、ぐらつきが生じない。 壁面に設置する各種設備機器(消火器ボックス含む)は、法令等により規定のあるものを除き、壁面に埋め込み突出させない。 堅樋やドレンの堅配管は、基本的に壁面内に隠蔽とするが、容易に点検及び清掃ができるものとなつている。 主要搬入経路上にあたる交通部分は、キックガードやコーナーガードを設ける。 スライディングウォールは、手動式で可動しやすく○に示す遮音性(天井裏共)を有するものとし、人の出入りが可能な扉を設けるとともに、収納時に設置室の利用を妨げないようになつている。 スチールパーテーションは、パネル形式のものとし、ガラスを採用する部分には強化ガラスや網入りガラスなどの採用、飛散防止フィルム貼りその他の方法で、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、ガラス面に衝突防止サインが設置されている。 ガラススクリーンは、鋼製枠による全面ガラスの構造とし、強化ガラスや網入りガラスなどの採用、飛散防止フィルム貼りその他の方法で、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、ガラス面に衝突防止サインが設置されている。 ピクチャーレールは、【別添資料4-5】「各室性能表」の所要室に設置し、設置長さは当該室の壁総延長の○%程度となつている。また、アルミ押出既製品の中量用(○kg程度)とし、フック及びフックハンガーセットなど付属金物付きとなつている。 <p>(4)天井</p> <ol style="list-style-type: none"> 梁型、各種設備機器(目的上隠蔽することが出来ない設備機器を除く)及びその横引き配管は、天井内に隠蔽されている。 天井内に隠蔽された各種設備機器は、点検口により点検できる。 天井面に取り付けられる各種設備機器は、法令等により規定のあるものを除き、天井面から突出させない。 天井面に現れる各種設備機器の配置は、柱のスパン割からのモジュールを設定して行う。 スクリーンやプロジェクターを設ける場合は、天井埋め込みのボックスやカバーにより隠蔽されている。 <p>(5)造り付け家具</p> <ol style="list-style-type: none"> 設置する室及び種別は、【別添資料4-5】「各室性能表」による 家具1は、幅○.○mm、奥行○.○mm、高さは天井までとし、鍵付ロッカー、書棚、洗面化粧 	<p>を記述する。</p> <p>・遮音性を有するスライディングウォールの場合、具体的な遮音性能を記述する。</p> <p>・造り付け家具を設ける室については、各室性能表の備考欄にその仕様(タイプ)記述する。</p> <p>・造り付け家具の寸法、仕上げの程度、積載荷</p>

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			<p>台及び飾り棚を有する。</p> <p>c. 家具2は、幅〇、〇〇〇mm、奥行き〇〇〇mm、高さは天井までとし、鍵付ロッカー、書棚を有する。</p> <p>d. 〇〇に示す、積載荷重に耐えられる構造となっている。</p> <p>e. 各機能別に間仕切り及び扉を設置し、面仕上げは木製の化粧単板貼となっている。</p> <p>f. ロッカーは、幅〇〇〇mm程度のハンガーが掛けられ、靴及び靴が収納できる棚を設ける。</p> <p>g. 書棚は、A4ファイルを縦長に収納して最大限確保できる数とし、高さ調整ができる構造となっている。</p> <p>h. 洗面化粧台は、幅〇〇〇mm程度とし、洗面上部壁面には上半身が写る平面鏡(耐水・耐防湿)と照明を設ける。また、洗面器下の配管が隠蔽される構造となっている。</p> <p>i. 飾り棚は、置物や絵画を飾ることができよう凹形状とし天板及び垂れ壁を設ける。また、ピックアップレール及び照明を、見え掛かりにならない位置に設置されている。上下の地袋及び天袋は、扉付の棚となっている。</p> <p>(6) 二重床</p> <p>a. 設置する室は、【別添資料4-5】「各室性能表」による。</p> <p>b. 仕様は、下記の通りとなっている。</p> <p>(a) 下有効高さを〇mm以上とし、各室に必要な配線・配線機器の展開が可能な高さを有する。</p> <p>(b) 室に設定された床荷重と同等以上の耐過重を有し、適用地震時水平力は1.0Gとなっている。</p> <p>(c) 配線取出口はインナーコンセント取付タイプとし、全てのパネルに1箇所程度設ける。また、取出口のカバーは容易に破損しないものとなっている。</p> <p>(d) 二重床の上には仕上げ材を張り、容易に張替えができる。</p> <p>(e) 仕上げ材を張った二重床は帯電性(〇kv以下)を有し、きしみ、ぐらつき、不陸がない(最大変形量〇mm以下)。</p> <p>(f) 床仕上げ面に取り付けられるものは、歩行に支障を来たさない。</p> <p>(g) 仕上げ材は端末機の配置に応じて、配線取出口のカットを行う。</p> <p>(h) 間仕切り下部についても、部分的に配線経路が確保されている。</p> <p>(i) 鋼製の材料を使用する場合は、錆その他の有害な不具合を発生させない。</p> <p>(7) 書架</p> <p>a. 〇〇法務支局の書庫に、法務省型書架を設置する。書架の詳細については、「検察支部、法務支局等庁舎設計基準」による。</p> <p>b. 書架の段数は、〇段となっている。</p> <p>c. 壁付書架とする場合は、断熱、防湿及び換気などの措置を行い、結露の発生がない。また、外壁側への壁付書架は設けない。</p> <p>d. 書架の支柱は彫り込みアンカーを使用して床及び壁に固定するとともに、頭つなぎ、斜めつなぎを設けるなど、耐震性が確保されている。</p>	<p>重を、そのタイプごとに記述する。</p> <p>・法務省関係の官署が入居する場合、「検察支部、法務支局等庁舎設計基準」による旨の記述を行い、資料を添付する。</p>

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<p>8. 建具関係 (1) 共通</p> <p>a. 各室の使用内容に応じた計画とし、「17. 各室計画条件」及び【別添資料 4-5】「各室性能表」が適用されている。開口部の大きさ、開き勝手及び各種仕様については、指定されたもの以外は、各種条件において設定されている。</p> <p>b. 日常行動及び交通・物流による衝撃で、欠損、剥離、傾き、曲がりが生じない強度を有し、ぐらつきを生じさせない。また、経年による反り、錆が発生しない。</p> <p>c. 高齢者、障害者等の利用が想定される出入口は、支障となる段差を生じない。また、車いす利用者が容易に開閉して通過できる構造となっている。</p> <p>d. ガラス扉及びガラス入り扉は、強化ガラスや網入りガラスなどの採用、飛散防止フィルム貼りその他の方法で、衝突時の安全性確保や飛散防止の処置を行い、ガラス面に衝突防止サインが設置されている。また、可動部は蹴込みに対して安全な形状となっている。</p> <p>e. 自動扉は、スライド自動扉とし、挟み込み防止や引込み部の巻込み防止の処置を行う。また、非常時開放装置を設ける。</p> <p>f. 重量シャッターは、障害物感知装置を設ける。</p> <p>g. 外部に面する建具は、下記の通りとなっている。</p> <p>(a) 各室の性能が確保できる耐風圧性 (S-O)、気密性 (A-O)、水密性 (W-O)、遮音性、断熱性を有する。</p> <p>(b) 結露防止や結露水が室内に及ばない構造となっている。</p> <p>(c) 下部及び上部(建具が壁面と同面の場合)に水切りを設置し、浸水や壁面汚染防止を図る。</p> <p>(d) 室内への浸水に考慮し、可動部が室内に侵入することがない、開閉機構及び開き勝手となっている。</p> <p>(e) 附属金物は、各種性能を満足するものとし、取手やクレセントの操作部については、操作性や強度が確保されている。</p> <p>h. 扉の仕上げは、壁の仕上げ・色彩と調和させる。</p> <p>(2) 各室出入口</p> <p>a. 有効開口幅は 900 mm 以上とし、各室の機能や規模に応じ、利用者をはじめ収納家具、備品、間仕切りユニット、設備機器が台車で搬入可能な有効寸法となっている。</p> <p>b. 窓口業務を行う各室に設置する自動扉は、指定箇所以外は開口幅 1,200 mm 以上となっている。</p> <p>c. 各室出入口の建具については、下記の通りとなっている。ただし、各室の性能に合致しない場合は、この限りでない。</p> <p>(a) 各室の性能が確保できる気密性 (A-O)、水密性 (W-O) を有する。</p> <p>(b) 標準型建具(建設省営建発第 19 号)を使用し、同一空間内については高さを揃える。また、フッ樹脂入り(ガラス入りを含む)にシリンドー本締錠又は各種シリンドー本締錠となっている。</p> <p>(c) 鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部建具については、耐風圧性、気密性、水密性、遮音性、断熱性を具体的に記述する。 ・ 各室出入口、外部出入口、その他の建具について、標準案本文をもとに、各事案ごとな事項を記述する。 ・ 具体的に、気密性、水密性を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>(d) 開き戸レバーハンドルとし、自閉装置付となっている。</p> <p>(e) 各室の廊下への出入口扉は内開きとし、開閉時に扉が廊下に出さない。</p> <p>(f) 戸当たりを設け、扉の開閉時に壁を傷つけない。</p> <p>d. 【別添資料 4-5】「各室性能表」以上の居室については、簡易気密型となっている。</p> <p>e. 設備関係諸室の遮音が必要な室については、気密型となっている。その場合、グレモンハンドルとし、各居室やホール・廊下に面する部分は、取り外し式のハンドルとなっている。</p> <p>(3) 外部出入口</p> <p>a. 外部出入口の上部全てに庇が設置されている。</p> <p>b. 開き扉の場合は、外開きとなっている。</p> <p>c. 主玄関を含めた全ての玄関は、ステンレス製の自動引分け扉となっている。</p> <p>d. 屋上への出入口は、屋上防水の立上げの上に設置されている。その場合、容易に入入りできるよう階段が設置されている。</p> <p>(4) 外部窓</p> <p>a. 位置及び寸法は、着席時に外部への視界を遮らずに見通せる高さ及び幅となっている。</p> <p>b. 外気を取り入れられる構造となっている。</p> <p>c. 窓を開放して使用することが想定される室や防虫の必要な室のガラリについては、網戸が設置されている。</p> <p>d. 開口部の位置が低い場合は、手摺りを設置し、落下防止の処置が行われている。</p> <p>(5) その他の建具及び点検口</p> <p>a. 寸法は、機器類及び物品類入が可能な大きさとし、必要以上に大きくしない。</p> <p>b. 防火設備については、感知器連動の常時開放型となっている。また、開放時において壁面から突出さない納まりとなっている。</p> <p>(6) 建具廻り</p> <p>a. 各室の外壁に面する窓廻り部分には、ブラインド又はカーテンが設置されている。その取り付け部分は隠蔽できるよう、カーテンブラインドボックス及びカーテンボックスが設置されている。また、カーテンブラインドボックスは天井埋込みとなっているなど、露出しない構造となっている。カーテン(引き分け・ドレープ付)を設ける室は、【別添資料 4-5】「各室性能表」による。特記なき室においては、ブラインドが設置されている。</p> <p>b. 建具と内部仕上げの取合い部は、変位による破損や経年変化による隙間の発生がない。</p> <p>9. サイン</p> <p>(1) 共通</p> <p>a. 施設全体として、サインシステムや色彩計画を作成し、誰もが容易かつ正確に目的地へたどり着くことのできる誘導となっている。</p>	<p>・ 防火設備（防火戸）の感知器について、煙又は熱の別を防火設備ごとに記述する。</p> <p>・ 内部、外部に設置されるサインについて、標準案本文をもとに、各事案ごとに必要な事項を記述する。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>b. 建築空間と調和し、デザインや仕様の意匠性に統一感をもたせ、視認性に優れた形状、寸法、設置位置及び表示内容となっている。</p> <p>c. 地域の歴史、文化、風土及び入居官署の特性をデザイン要素とし、地場産の材料や技能が活用されている。</p> <p>d. 表記文字はピクトグラフを除き日本語となっている。また、敷地外部より、施設全体の玄関ホールに至るまでの誘導、玄関ホール及びE Vホールにおける表記は、日本語に加え英語が併記されている。</p> <p>e. 「4-4-1 電気設備」で設置する音声誘導装置と整合させる。</p> <p>(2) 外部</p> <p>a. O及びO側の前面道路から視認できる片名表示(建物名称は国と協議による。)を、敷地出入口及び庁舎玄関付近の分かりやすい位置にそれぞれ設置されている。</p> <p>b. O及びO側の前面道路から視認できる入居官署名表示を、敷地出入口及び庁舎玄関付近の分かりやすい位置にそれぞれ設置されている。</p> <p>c. 車両の敷地出入口に駐車場表示が設置されている(サービス車両動線専用の出入口は除く。)。また、構内において来庁者用駐車場と官用車用駐車場の別が明確になるように表示を行う。</p> <p>d. 歩行者に対する本施設までの案内表示を、O O駅からの歩行者アプローチ動線上に、O O市及び関係機関と協議の上設置することになっている。</p> <p>e. 車による来庁者に対する本施設までの案内表示を、車両アプローチ動線の周辺道路上に、O O市及び関係機関と協議の上設置することになっている。</p> <p>f. 堅固で錆の発生しない構造となっている。</p> <p>(3) 内部</p> <p>a. 玄関ホールの受付付近に総合案内板が設置されている。</p> <p>(a) 総合案内板には、インターホン、点字及び触知図を設け、各入居官署及び施設の出入口が明示されている。なお、サブ玄関を設置する場合には、当該玄関付近にも同程度の案内板が設置されている。</p> <p>(b) 総合案内板には、各施設及び各室の配置及び機能又は名称が表示されている。</p> <p>(c) 入居官署の将来的な変更や各諸室の使用用途やレイアウト変更に対応し、表示内容の変更が容易にできるものとなっている。</p> <p>b. 各階E Vホールに、各階案内板が設置されている。</p> <p>(a) 各階案内板には、点字及び触知図を設ける(地階E Vホールは除く)。なお、O O入国管理局O O出張所に関連する案内表示については、日本語、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語が表示されている。</p> <p>(b) 各階案内板には、各施設及び各室の配置及び機能又は名称が表示されている。</p> <p>(c) 入居官署の将来的な変更や各諸室の使用用途やレイアウト変更に対応し、表示内容の変更</p>	<p>・施設の用途のより、併記する外国語の種類を記述する。</p> <p>・施設の用途のより、併記する外国語の種類を記述する。</p>

項目	事業名 草・節 番号	本文	適要
		<p>が容易にできるものとなっている。</p> <p>c. 各室の名称を示した室名表示を、室出入口付近に設置されている。</p> <p>(a)「17. 各室計画条件」に記述の室名とするが、設置位置及び表示内容は、国と協議によるものとなっている。</p> <p>(b) 室名表示は、ピクトグラフがある場合はこれを優先する。なお、ピクトグラフは JISZ8210 によるものとし、該当する規格がない場合はこの限りではない。</p> <p>(c)「17. 各室計画条件」に記述の「会議室」及び「相談室」の各室については、室名表示と併せ、使用中表示が設置されている。</p> <p>d. 昇降機かご内に、各階案内板が設置されている。</p> <p>e. 視聴覚者誘導ブロックが設置されている。敷設の位置、形状及び材質については〇〇市の「〇〇〇〇〇福祉のまちづくり条例」等の規定を満足する。ただし、色については、黄色となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ <p>10. 掲示板</p> <p>(1) 共通</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 設置高さは概ね目線の高さとなっている。 b. 掲示物は磁石、テープ及び画鋲で取り付けることができ、手で取り替えができる。 c. 歩行者の通行に支障のない位置に設置されている。 d. 建築空間と調和し、デザインや仕様の意匠性に統一性をもたせる。また、壁面に設置する場合は埋め込みとするなど一体感をもたせる。 <p>(2) 屋外掲示板</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 敷地内の前面道路付近に設置されている。大きさは、A 1 版ポスター〇枚程度の掲示が可能なものとなっている。 b. 来庁者や通行人から見えやすく、職員の掲示のしやすいものとなっている。 c. 鍵及び照明付となっている。 d. 堅固で錆の発生がなく、掲示物が雨に濡れず、歩行者などに剥がされない構造となっている。 <p>(3) 屋内掲示板</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 玄関ホールに設置し、大きさは、A 1 判ポスター〇〇枚程度の掲示が可能なものとなっている。また、パンフレットスタンド(A 4 判、〇列〇段、〇ヶ所程度)を併設されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求める提案事項を記述。 ・ 内部、外部に設置される掲示板について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>b. 1階及び地下階を除く各階E Vホール付近に設置されている。大きさは、A 1版ポスター〇枚程度(度)の掲示が可能なものとなっている。また、パンフレットスタンド(A 4判、〇列〇段、〇ヶ所程度)が併設されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1.〇〇〇〇〇〇〇 2.〇〇〇〇〇〇〇 <p>11. スロープ</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 構内及び屋内通路には段差を設けない。 b. やむを得ず設ける場合は、下記の通りとなっている。 <ol style="list-style-type: none"> (a) 〇〇市の「〇〇〇〇〇〇福祉のまちづくり条例」等の規定を満足する。 (b) 2段手摺りを両側に取り付け、手摺り内法幅を1,500mm以上となっている。階段を併設する場合は、1,200mm以上となっている。 (c) 手摺りの始終端部に、現在位置と誘導方向を示す点字表示を設ける。 <p>12. 来庁者用駐車場</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 来庁者用として自走式立体駐車場が設置されている。 b. 駐車台数は、「〇〇市中高層建築物の建築に対する技術基準」に基づくとともに、身体障害者用駐車スペースを含め〇〇〇台を下限とし、極力多くの台数が確保されている。 c. 外観は庁舎と調和し、施設全体として良好な景観形成を図る。 d. 外装仕上げ材は、耐久性や維持管理メンテナンス性が良好なものとなっている。 e. 閉庁日及び閉庁時間において独立して管理できるよう、出入口に進入防止装置を設ける。 f. 車室の大きさは、普通車:幅2,500×奥行5,000mm以上とし、1台毎に明示し止めが設置されている。 g. 車路及び車室は、ワンボックス車が通行及び駐車できる有効高さとなっている。 h. 駐車区画線、矢印及び停止線などの、路面表示を行う。 <ol style="list-style-type: none"> i. 車路のスロープの勾配は、車両の移動に支障が無いものとし、滑りにくいものとなっている。 j. 車両と構造物、車両と車両の接触や衝突がない形態、有効幅及び仕上げとし、車両が構造物に当たった場合、お互いが損傷しにくいものとなっている。 k. 階段を含めた歩行者用通路を設ける。 l. 歩行者の転倒や転落防止及び落下物防止が図られている。 m. 上階の駐車場は下階への漏水がないものとし、雨水を樋によって排水する構造となっている。 n. 安全を確保するため、見通しを良く死角をなくし、コーナーガードやカーブミラーその他安全のための手段が講じられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施を求めめる提案事項を記述。 ・バリアフリーの観点から、スロープに関する水準を、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・外来者用駐車場について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名 草・節 番号	本文	適要
		<p>o. 用途に応じた照明、維持管理用の電源（〇〇V、〇箇所／㎡）、給水及び拡声設備が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ <p>13. 来庁者用自転車置場</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 「〇〇市中高層建築物の建築に対する〇〇基準」に基づくとともに、駐輪台数〇台以上設置されている。 b. 屋根付きとし、エリアが明確になっている。なお、庁舎及び来庁者用駐車場の庇下部の利用や、庁舎との一体的な構造とすることを妨げない。 c. 自転車及び2輪車用の区画（自転車：600×2,000 mm、2輪車：900×2,000 mm）を設ける。 d. 駐輪方法は、平置きとなっている。 e. 建物の外壁汚損防止用のバーを兼ねた、ラックが設けられている。 f. 来庁者の利便性のよい位置に設置されている。 g. 外観は庁舎と調和し、施設全体として景観形成が図られている。 h. 堅固で錆の発生しない構造となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとなっている。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ <p>14. 官用自転車置場</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 「〇〇市中高層建築物の建築に対する技術基準」に基づくとともに、駐輪台数〇〇台程度設置されている。 b. 屋根付きとし、エリアが明確になっている。なお、庁舎及び来庁者用駐車場の庇下部の利用や、庁舎との一体的な構造とすることを妨げない。 c. 自転車及び2輪車用の区画（自転車：600×2,000 mm、2輪車：900×2,000 mm）を設ける。 d. 駐輪方法は、2段式又はスライド式の機械式自転車置場を使用しても良い。 e. 建物の外壁汚損防止用のバーを兼ねた、ラックを設ける。 f. 通用口付近でオープンスペースに面して設けるが、前面道路からは直接見通せない位置に設置すると共に閉庁日及び閉庁時間においても出し入れしやすい、職員の利便性の良い位置に設置されている。 g. 外観は庁舎と調和し、施設全体として景観形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求める提案事項を記述。 ・ 外来者用自転車置場について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 実施を求める提案事項を記述。 ・ 官用自転車置場について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>h. 堅固で錆の発生しない構造となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇 . . . 2. 〇〇〇 . . . <p>15. 屋上</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 屋上へは階段にてアクセスできる。 b. 利用形態や維持管理に必要な手摺りが設置されている。手摺りの位置、形状、材質及び色彩は、耐久性があり、景観性を損なわない。 c. 各種設備の基礎を設ける場合は、防水改修時において道連れ工事が発生しない。 d. ヘリポートを設置する場合は、退避場所を設ける。退避場所は、緊急時において非常用E/Vからアクセスできる位置となっている。 e. 窓ガラスの清掃や外壁の点検に利用できるゴンドラが設置されている。ゴンドラは、使用時に屋上や外壁の各部位を損傷しないものし、メンテナンスにおける安全性や作業効率性がよく、全ての外壁面を包含できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇 . . . 2. 〇〇〇 . . . <p>16. 外構計画 (1) 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 敷地内に整備する外構全般において、その形状、材質及び色彩の統一性を図り、庁舎との調和がとれたものとし、施設全体としての景観形成を図るものとなっている。 b. 空間的に同一となった場合、上位の仕上げに統一されている。 c. 経年変化、劣化、退色及び極度の汚染がない。 d. 汚れの防止ができる素材やディテールを用いたものとなっている。 e. 設備機器は外部から直接見えないようになっている。目隠し板を設ける場合は、周辺景観との調和を図る。 f. 消防設備を含む各種設備の工作物についても、その位置や形状、材質や色彩の外観は庁舎との調和を図り、施設全体として景観形成を図るものとなっている。 g. 夜間において、敷地内に無断で車両を駐車されない対策となっている。 h. 歩行者用通路、構内車路及び緑地の仕上げの見切りは、縁石を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求めめる提案事項を記述。 ・ 屋上に関する水準について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 実施を求めめる提案事項を記述。 ・ 外構計画について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>i. 敷地及び道路境界線上には、〇〇市指定のプレートにより境界ポイントを明示する。</p> <p>(2) オープンスペース 下記の a. ～ e. までの性能を満足したオープンスペース設ける。 a. セキュリティに配慮しつつ、門や囲障で区画せず、24 時間出入り可能な公共性を有する空間となっている。 b. 敷地〇側及び〇側の前面道路沿いの全面に、有効幅員〇, 〇〇〇mm以上の歩行者用通路を設ける。 c. 誰もが休憩できる憩いの空間を敷地の水平部分に設け、車いす使用者も寄り付けられる構造となっている。 d. 地域の歴史、文化、風土や入居官署の特性をデザインモチーフとし、地場産の材料や技能を活用した修景要素を用い、地域に対して貢献できる、魅力的な外部空間構成となっている。 e. 文字などの情報を表示する屋外情報表示装置を設ける。外形は高さ約〇m、幅約〇mとし、〇〇駅からの歩行者アプローチ上で、容易に視認できる配置となっている。景観や意匠性に配慮したデザインとし、詳細は「6 節電気設備」による。</p> <p>(3) 歩行者用通路 a. 歩行者動線における舗装仕上げ材は、地面に固定し、滑りにくく、つまずきにくいものとする。 b. 前面道路から (2) e. の屋外情報表示装置、主玄関及び受付に至るまでの経路には、必要に応じて手摺りや触知図を設ける。</p> <p>(4) 車路 a. 主玄関には、マイクロバスが寄付き可能な車寄せを設ける。 b. 主玄関の車寄せ付近に、普通車(ワンボックス型を含む)2 台分の待機スペースが確保されている。 c. 車面の通行により沈下、不陸及び段差が生じない構造となっている。 d. 車面が無理なく通行できる車路巾を確保し、舗装面への白線引きや案内標識が設置されている。 e. 舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水桝及び側溝の蓋も含め耐荷重性能が適切な計画となっている。また、通行により舗装面が傷つけないものとなっている。 f. 適切な排水性能が継続的に確保でき、環境に配慮した舗装となっている。 g. 職員の定期健康診断時に、レントゲン車 2 台が駐車できるスペースが設けられている。 h. 〇〇市指定による消防活動空地が確保されている。</p> <p>(5) 身体障害者用駐車スペース a. 〇〇県「〇〇〇〇福祉のまちづくり条例」等に基づいた、身体障害者用駐車スペース及び標識が設けられている。 b. 庁舎玄関に近接させ、玄関へ通じる通路には屋根又は庇を設ける。</p>	

項目	事業名 草・節 番号	本文	適要
		<p>(6)〇〇庁用駐車場</p> <p>a. 官用車用駐車場とは別に、屋外平面駐車場にて駐車スペース(幅2,500×奥行5,000mm)を〇台分が設けられている。</p> <p>b. 官用車用駐車場入口付近に設け、1台毎に明示し車止めが設置されている。</p> <p>(7)門扉・囲障</p> <p>a. 車面及び歩行者の敷地出入口(オープンスペースを除く。)に門扉を設けるとともに、オープンスペース以外の敷地境界線沿いに囲障が設置されている。ただし、門扉、囲障の位置は、緑地や歩行者用通路の配置により、敷地境界線からセットバックすることを妨げない。</p> <p>b. 門扉、囲障及び建物壁面で囲まれた部分をセキュリティ上の管理エリアとし、時間外のセキュリティに整合したものとなっている。</p> <p>c. 門扉、囲障のデザイン、素材及び色彩の外観は庁舎と調和し、施設全体として景観形成を図るものとなっている。</p> <p>d. 門扉は操作性、耐久性に配慮した構造とし、高さは約〇m程度となっている。</p> <p>e. 囲障は圧迫感や閉塞感がない構造で、生垣を不可とし、高さは約〇m程度となっている。</p> <p>(8)雨水排水</p> <p>a. 建物の屋上、屋根、庇、外部水平面及びその他の屋根面の降雨水は、収集して樋により処理するものとなっている。なお、雨水利用の詳細については、「4-4-3 機械設備」による。</p> <p>b. 敷地内の降雨水は敷地内で収集し処理を行い、敷地外に垂れ流れないものとなっている。また、浸透性枳を使用するなど、環境に寄与するものとなっている。</p> <p>c. グレーチングなど排水側溝の蓋の形状については、ピンヒールや硬貨など細かいものが落ちにくいようにするとともに、落ちた場合には拾える構造となっている。</p> <p>d. オープンスペースや歩行者用通路などに側溝を設ける場合は、化粧蓋となっている。</p> <p>(9)ポスト</p> <p>a. 開庁時間外においても郵便物や新聞を收受できるよう、通用口付近に各入居官署及び庁舎管理室分のポストが設置されている。</p> <p>b. 1箱分の大きさは、幅〇〇〇mm、奥行き〇〇〇mm、高さ〇〇〇mm程度となっている。</p> <p>c. 堅固で錆の発生がなく、郵便物が雨に濡れない構造とし、文書を内外から関係者以外の者が容易に取り出せないような構造となっている。</p> <p>d. 設置にあたっては、外壁面埋込みや外構との一体感のあるものとなっている。</p> <p>(10)〇〇税務署用文書収受箱</p> <p>a. 時間外に文書を投函できる文書収受箱が、通用口付近に設置されている。</p> <p>b. 収受箱の大きさは幅・奥行き〇〇〇mm、高さ〇,〇〇〇mm程度の大きさとし、風雨に耐える材質となっている。また、庁舎管理室の前室から職員が投函された文書を取り出せるような構造とし、文書を内外から関係者以外の者が容易に取り出せないような構造となっている。</p> <p>c. 堅固で錆の発生がなく、郵便物が雨に濡れない構造とし、鍵付となっている。</p>	

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			<p>d. 設置にあたっては、外壁面埋込みや外構との一体感のあるものとなっている。</p> <p>(11) 旗掲揚ポール</p> <p>a. 国旗を掲揚できる旗掲揚ポールが設置されている。設置は通行に支障とならず、掲揚作業に容易に寄りつける位置となっている。また、施設全体の景観を害しないものとなっている。</p> <p>b. 旗竿は1本、高さは約〇〇mとし、旗が設置でき、旗竿最上部まで旗の移動ができる構造となっている。</p> <p>(12) 清掃用水栓及び流し</p> <p>a. セキュリティ管理エリア内において、通用口に近い位置に、清掃用の水栓及び流しが設置されている。</p> <p>b. 設置は通行に支障とならず、施設全体の景観に配慮した計画となっている。</p> <p>(13) 植栽</p> <p>a. 〇〇市の緑化基準に適合させるとともに、敷地面積に対する緑化率を最低20%とする。</p> <p>b. 各種機器に支障のない範囲及び維持管理に支障が内範囲で、屋上緑化を行う。</p> <p>c. 立地環境や地域性、設置場所の特性に応じた、緑化を行う。</p> <p>d. 灌水設備や縁石、支柱により樹木の生育が確保されるものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業提案からの実施を求めめる事項は下記に示すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1.〇〇〇〇〇〇〇 2.〇〇〇〇〇〇〇 	<ul style="list-style-type: none"> 実施を求めめる提案事項を記述。
			<p>17. 各室計画条件</p> <p>各入居官署の専用部分及び共用部分の所要室の計画条件について、〇〇に示す。また、各室性能についての詳細は【別添資料4-5】「各室性能表」による。なお、各室の位置関係については、【別添資料4-13】「各入居官署諸室位置関係図（参考）」による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各室計画条件は、「各室性能表」にすべて記述する。 「各入居官署諸室位置関係図」に各室の関係を記述する。 〈下記に記述内容の例を示す〉 <p>ア. 隣接</p> <ul style="list-style-type: none"> 壁により隣り合う室を表す。なお、隣接する室間の壁に連絡用出入口設置の指定がない場合、計画により部分的に事務室など専用部の通路的な空間を介して近接的に配置する計画も許容する。 <p>イ. 近接</p> <ul style="list-style-type: none"> 動線ができるだけ可能な限り短く、廊下を介してできるだけ近い位置にある室の位置関係を示す。なお、計画上「隣接」させることも可とする。 <p>ウ. 別添</p>

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
電気設備計画 に関する要求水準	4-4-2	<p>各諸室の性能については、【別添資料4-5】「各室性能表」による。</p> <p>1. 共通事項</p> <p>(1) 機材の規格については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成〇〇年版）」の該当部分を適用する。ただし、該当する規格がない場合にはこの限りではない。また、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行う」と読み替える。</p> <p>(2) 設計照度、幹線ケーブルのサイズ、受変電機器の選定、発電機の選定、直流電源装置の蓄電池容量、整流器の定格直流電流、無停電電源装置の容量及びテレビ共同受信設備の各テレビ端子利得は、「建築設備設計基準（平成〇〇年版）」の計算方法により性能を満たしていることを確認する。</p> <p>(3) 電気設備は、高効率変圧器の採用によるエネルギー損失の低減、太陽光発電装置などの設置による自然エネルギー利用及び電力貯蔵設備や常用発電設備の導入による負荷の平準化を行うことでエネルギーの効率的利用について熱源設備を含めた最適な組み合わせにより、ランニングコストの低減及び環境負荷低減した設備となっている。</p> <p>(4) 照明器具は、「グリーン購入法」に適合したエネルギー消費効率の高い器具を用いる。また、概ね〇.〇mを超える高天井に設ける場合は、電動昇降装置付となっている。</p> <p>(5) 電灯及び動力設備については、入居官署毎に専用部分の電力消費量が計測できる機能が設けられている。また、別章で規定する「福利厚生諸室運営業務」において、事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分に関しては、電力消費量や通信使用料が計測でき、それに基づく各種料金算出を行う機能が設けられている。</p> <p>(6) 電気関係諸室及び幹線経路は、保守点検時並びに機材増設時及び更新時に配慮し、機器レイアウト及びスペース確保を行う。また、予備品の保管スペースを確保されている。</p> <p>(7) 通信・情報設備、中央監視制御設備は電源の瞬時電圧低下などの異常時や保守点検時にも機能停止を招かぬよう、停電補償が行なわれている。</p> <p>(8) 機器及びシステムにおいて、技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に国と協議する。</p> <p>(9) 通信・情報設備のシステム構成は、電話交換室に主装置を設け、保守が容易になっている。</p> <p>(10) 見え掛かり部分は、形状、材質、色彩など景観性、意匠性に合致するものとなっている。</p> <p>(11) 採用する機器に関する消耗品、及び交換部材については、手配から納入までの期間が〇週間以内に対応可能なものとなっている。また、設備機器の故障による緊急対応の手段が構築されている。</p>	<p>・本事業以外で別途設置が行われるものを示し、事業者は当該設置に伴うスペースの確保及び各種設備の計画等、必要な対応を行う。</p> <p>エ.〇〇</p>	

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業提案からの実施を求める事項は下記に示すものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 〇〇〇・・・ 2. 〇〇〇・・・ 2. 電灯設備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 照明制御は、各種照明制御方式を組み合わせたシステムとし省エネルギーを図る。照明器具は庁舎管理室及び中央監視室にて点滅操作を行えるものとなっている。 (2) 上記の照明制御による2. 電灯設備(1)照明制御は、各種照明制御方式を組み合わせたシステムとし省エネルギーを図るものとなっている。 (3) 上記の照明制御による総合省エネルギー効率は、(社)日本照明器具工業会の技術資料130による「標準事務所ビル」において〇〇%以上となるシステムとなっている。 (4) 分電盤は予備回路及び予備スペースが確保されている。また、予備回路数は実装回路数の〇〇%以上又は電源種別毎に〇回路以上となっている。 (5) 〇A機器用分電盤には、低圧SPD(サージ防護装置レベルⅡ)を設置されている。 (6) コンセントは電圧種別の確認が容易にできるものとし、次のものはプレート上に表示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> a. 単相100V以外の電源種別 b. 商用電源以外の電源種別(発電回路、UPS回路)の総合省エネルギー効率は、(社)日本照明器具工業会の技術資料130による「標準事務所ビル」において〇〇%以上となるシステムが採用されている。 (7) 各室の特殊負荷については、【別添資料4-1-4】「特殊負荷一覧表」による。 (8) 省エネルギーに係わる業務報告に必要な機能を設ける。 (9) 外構には夜間の通行安全性、防犯性を確保するため外灯が設置されている。設置にあたっては景観性を損なわないものとなっている。外灯の点滅は自動制御にて行うものとし、周辺への光害が防止されている。 (10) 外構の保守点検上必要な箇所に屋外コンセント(防水錠付)が設置されている。 (11) レントゲン車用コンセント(ステンレス防水箱共)を、当該駐車スペース付近に設置されている。 (12) 非常照明器具は、電源別置型となっている。 (13) 視覚障害者及び聴覚障害者の避難時の支援として、外部への避難口及び基準階避難階段に誘導灯が設置されている。誘導灯は、自動火災報知設備と連動した点滅機能、音声誘導機能及び自動点検機能付きとなっている。 (14) 〇〇に自動販売機用の電源を設け、電力量計の設置場所が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施を求める提案事項を記述。 ・ 電灯設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 「特殊負荷一覧表」に各室の特殊負荷を記述する。

項目	事業名 草・節 番号	本文	適要
		<p>3. 動力設備</p> <p>(1) 防災設備用の制御回路を含む制御盤は、一般負荷用の制御回路を含む制御盤と区別されている。</p> <p>(2) 電動機の始動方式は、負荷容量及び負荷の特性により決定されている。</p> <p>(3) 主幹器具は、端子とし、定格電流は最大使用電流以上のもとなっている。ただし、分岐用遮断器の定格電流が過大となる場合は、配線用遮断器となっている。</p> <p>(4) 動力設備の監視及び制御は、制御盤の盤面により行えるものとし、中央監視装置に対応した入出力回路及び接点を設けるものとなっている。</p> <p>4. 雷保護設備</p> <p>(1) JISA4201-2003「建築物等の雷保護」の規定による。</p> <p>(2) 建築設備計画基準により保護レベルが選定されている。ただし、選定に当たり参考指数に幅がある場合は、中間値以上の指数が用いられている。</p> <p>5. 受変電設備</p> <p>(1) 電力事業者からの供給電力については、多回線引き込みを含めた停電対策が行われている。</p> <p>(2) 電力事業者との責任分界点以降は、通常時及び保守点検時において、電気の供給が停止することにより、専用部分の業務に極力支障が及ばない構成となっている。</p> <p>(3) 手動又は自動による遮断器の切替作業が確実に行える構造となっている。</p> <p>(4) 受変電設備に用いる機器は、不燃化を図る。</p> <p>(5) 配電盤形式は、キュービクル式配電盤とし、屋内に設けられている。</p> <p>(6) デマンド監視が行われている。</p> <p>(7) 高調波対策が行われている。</p> <p>(8) 将来の負荷の増加に対して設備容量が増加できるものとし、見込むべき増加分の容量は、施設完成時の負荷に対して〇〇%以上となっている。</p> <p>(9) 中央監視装置に対応した入出力回路及び接点が設けられている。</p> <p>(10) 商用電源が途絶しても、操作及び監視・計測が行えることとなっている。</p> <p>(11) 自動力率制御を行う。また、改善後の力率は受電盤内で〇.〇〇～〇.〇となっている。</p> <p>6. 静止型電源設備</p> <p>(1) 静止型電源装置は、消防法等の関連法令の規定に適合するものとなっている。</p> <p>(2) 直流電源装置の蓄電池及び整流装置は、キュービクル型とし、受変電設備と同一の室に設けられている。</p> <p>(3) 直流電源装置は、非常用照明及び受変電設備の制御用となっている。</p> <p>(4) 蓄電池として鉛蓄電池を採用する場合は、長寿命型となっている。</p> <p>(5) 直流電源装置の放電時間は、〇〇分以上となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動力設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 雷保護設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 受変電設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 静止型電源設備を設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<p>(6) 交流無停電電源装置は、特殊負荷に対して無瞬断で電力の供給が行えるものとなっている。</p> <p>(7) 交流無停電電源装置の停電補償時間は、〇分以上となっている。</p> <p>7. 発電設備</p> <p>(1) 燃料系発電装置</p> <p>a. 機器仕様については、それぞれの有する特性及び用途を考慮し、採用するシステムを総合的に検討の上選定されている。</p> <p>b. 特殊負荷として【別添資料4-14】「特殊負荷一覧表」により発電回路とした負荷には、商用電源が途絶した後も発電装置より電源が供給されるものとなっている。</p> <p>c. 非常用発電装置は、商用電源途絶時に防災用負荷、保安用負荷及び業務上停電が許されない負荷への電源供給を行う。</p> <p>d. キュービクル式とし、屋内に設ける。</p> <p>e. 防災兼用常用発電装置を使用する場合は、商用電源と系統連系が行われている。</p> <p>f. 原動機の連続運転可能時間は、〇〇時間以上となっている。</p> <p>g. 燃料槽は、運転時間を〇〇時間以上とし専用で設けられている。</p> <p>h. 発電装置の排気ガス経路及びその排出口は、執務に影響を与えず、排気ガスにより近隣や外壁に影響を与えない位置もしくは方法により設置されている。</p> <p>i. 各機器は運転音のできるだけ小さい機種となっている。</p> <p>(2) 太陽光発電装置</p> <p>a. 公称出力〇〇kW以上の太陽光発電装置を設置し、商用電源と系統連系が行われている。</p> <p>b. パワーコンディショナーは屋内に設置されている。</p> <p>8. 構内情報通信網設備</p> <p>(1) 構内情報通信網設備については、入居官署の運用形態、情報の種類・量及び信頼性・保守性を考慮し、拡張性の高いシステムを構築されている。</p> <p>(2) 各階に支線系スイッチを設けられるようになっている。</p> <p>(3) 各階廊下部に専用のケーブルラックを布設し、保守性が高められている。</p> <p>(4) 各入居官署が事業外で整備する構内情報通信網設備の、配線スペース、機器設置スペースが設けられている。</p> <p>9. 構内交換設備</p> <p>(1) 構内交換装置に収容される各入居官署の局線は、【別添資料4-5】「各室性能表」により選定されている。また、局線については、引き込み可能な通信事業者の引込み経路の全てが確保されているものとし、光ケーブル及びメタルケーブルの引込みができるものとなっている。なお、引込み経路については局線と同程度の予備経路が設けられるものとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備を設置する場合には、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 発電設備の負荷その他については、「特殊負荷一覧表」に必要な事項を記載する。 ・ 「官庁施設の基本的性能基準」に基づき発電機の運転時間その他必要な事項を記述する。 ・ 構内情報通信網設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 構内交換設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>(2)構内交換装置</p> <p>a. 通話方式はダイヤル方式及びテナント方式とし、中継台方式にも対応可能となっている。</p> <p>b. 施設内のすべての内線電話機(別工事で設置するものも含む)と内線の相互通話が行える機能が設けられている。</p> <p>c. 通話者が通話中の相手に対して、任意に保留音の送出ができる機能が設けられている。</p> <p>d. 受話器外し及びダイヤル途中放棄の場合、一定時間経過後に自動的に警報音の送出を当該内線電話機にて行う機能が設けられている。</p> <p>e. 内線電話機を呼出す際、該当内線が通話中であれば、グループ内の空き内線電話機に自動的に転送し呼出しを行う機能が設けられている。</p> <p>f. グループ内のいずれかの内線電話機へ着信があった場合、グループ内の他の内線電話機から応答できる機能が設けられている。</p> <p>g. 内線電話機にて特定の番号を入力することにより、あらかじめ登録された内線番号及び外線番号への発信ができるものとし、また、内線電話機毎に外線番号及び内線番号の登録・変更が容易にできる機能が設けられている。</p> <p>h. 内線電話機毎に国際、市外及び市内への外線発信制限の設定及び変更ができる機能が設けられている。</p> <p>i. 着信した外線にて通話中の通話者が、任意の内線電話機にその外線通話を転送し、転送先の内線電話機で継続して通話を行える機能が設けられている。</p> <p>j. リダイヤル機能が設けられている。</p> <p>k. 入居官署毎の使用料金を算出できる課金機能が設けられている。</p> <p>l. 警備及び保守用として、必要箇所に構内PHS機能(接続装置CS共)が設けられている。</p> <p>m. IP電話システムに対応している。</p> <p>n. 電話機から拡声設備を通じて呼出ができるよう、ページング機能を設ける。</p> <p>o. 時間外の電話の対応として、オートアナウンス機能を設ける。</p> <p>(3)内線電話機</p> <p>a. 押しボタン式とできるものとなっている。</p> <p>b. 多機能電話機となっている。ただし、多機能電話機が不要の場所については一般電話機の採用を可とする。また、メタルの外線数については停電補償機能付きとなっている。</p> <p>c. 通話時間及び発信した場合はその番号が確認できる機能が設けられている。</p> <p>d. (2)c、f、g、i、jの各機能に必要なボタンを設けられるものとなっている。</p> <p>(4)PHS</p> <p>a. 設置範囲及び共有部分で送受信可能なように接続装置(CS)が設けられている。</p> <p>b. 構内PHS子機は、充電器付となっている。</p> <p>(5)地階のエリアを含め、外部通信キャリア(第1種電気通信事業者)〇社程度の携帯電話中継設備が導入可能なよう、機器の設置スペース及び配線経路並びに電源が設けられている。</p>	

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>10. 情報表示設備</p> <p>(1) マルチサイン装置</p> <p>a. 施設利用者に対して、各入居官署の行政情報や会議案内を表示するマルチサイン機能が玄関ホールに設けられている。なお、表示間隔は一定間隔おき及び連続とし、表示は同時、交互又は単独で行えるものとするが、両者の表示を同一の表示部では行わないものとなっている。</p> <p>b. 施設利用者に対して、太陽光発電装置による発電電力、電力量及び日射量を表示できるようになっている。</p> <p>c. 表示部</p> <p>(a) 表示方式は液晶又はプラズマとなっている。</p> <p>(b) 大きさは〇〇インチ以上とし、縦横比は〇:〇〇となっている</p> <p>d. 操作部は次による。</p> <p>(a) 片舎管理室にて、キーボード及びマウスの入力機器により、表示データの作成ができ、内容の保存及び変更が随時可能となっている。</p> <p>(b) 紙面情報(画像、文字)、電子データの取込みができる機能が設けられている。</p> <p>(c) 片舎管理室にてリアルタイムで表示状態を確認できるものとなっている。</p> <p>(d) 表示内容については、年間スケジュールの設定及び変更ができるものとなっている。</p> <p>(e) 緊急地震速報システムに対応し、自動にて画面の切替が行えるものとなっている。</p> <p>(2) 屋外情報表示装置</p> <p>a. 表示色はフルカラーとし、1画面に表示できる文字数は縦1列で〇文字又は、縦〇列で〇〇文字が表示可能となっている。</p> <p>b. 表示盤は両面タイプとし、表示部毎に別々の内容を表示することができるものとなっている。また、交互に表示することもできるものとなっている。</p> <p>c. 表示機能は、表示内容の固定、表示面下から上及び上から下へのスクロール表示ができるものとし、また、文字色の指定が可能となっている。</p> <p>d. 表示面の輝度は〇,〇〇〇cd/m²以上とし、画素ピッチは〇〇mm以下となっている。</p> <p>e. 表示面の大きさは、高さ約〇m、幅約〇mとし、〇〇駅からの歩行者アプローチ上からも、充分な視認距離を有する構造となっている。</p> <p>f. 屋外情報表示装置操作部は(1)d.の操作部から(a)(b)(c)で示す機能ができてくるものとなっている。</p> <p>g. 空間全体の意匠性に配慮した機器となっている。</p> <p>(3) 出退表示装置</p> <p>a. 表示部、操作部、制御装置で構成し、入居官署における表示対象者の「在室」、「会議」、「退庁」の出退状態を、【別添資料4-5】「各室性能表」に示す表示対象室にて容易に確認できる出退表示</p>	<p>・情報表示設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。</p> <p>・出退表示の表示対象者、対象室を「各室性能</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>機能を設けるものとし、出退状態の変更は表示対象者又は代行操作者が任意に行えることとなっている。</p> <p>b. 表示部</p> <p>(a) 制御装置からの出退状態信号を基に表示を行えることとなっている。</p> <p>(b) 表示方式は液晶、LEDを用いた機器となっている。</p> <p>(c) 出退状態の表示方法は、表示色の変化、点灯及び消灯となっている。</p> <p>(d) システムの通信プロトコルは、TCP/IPとなっている。</p> <p>c. 操作部</p> <p>押しボタン、トグルスイッチを操作する事で「在室」、「会議」、「退庁」の出退状態を制御装置へ伝送することとなっている。</p> <p>d. 制御装置</p> <p>(a) 庁舎管理室にて表示内容の変更が随時可能となっている。</p> <p>(b) 各入居官署の出退状態は、庁舎管理室にて常時確認できる機能が設けられている。</p> <p>(c) 商用電源の途絶時は、直前の出退状態を〇〇分以上記憶できる機能が設けられている。</p> <p>(4) 時刻表示装置</p> <p>a. 親時計及び子時計で構成し、各入居官署専用部分及び共用部分のいずれにおいても、同一の時刻を表示、確認できる時刻表示機能が設けられている。</p> <p>b. 親時計</p> <p>(a) 発振装置は水晶式とし、精度は週差〇.〇秒以下となっている。</p> <p>(b) 子時計は回線毎に回線モニタ及び一斉運針停止ができる機能を設ける。なお、1回線に接続できる子時計は〇〇個以上となっている。</p> <p>(c) 自動時刻修正機能については、アンテナを設けることにより、補正信号を受信できるものとなっている。</p> <p>(d) モニタ用時刻表示部を設け、庁舎管理室にて常時確認が行えることとなっている。</p> <p>(e) プログラムタイムが設けられている。</p> <p>(f) 電子式チャイム機能を設ける場合は、音量調節可能となっている。</p> <p>(g) 電波式とする場合は、標準電波を正確に受信できるものとなっている。</p> <p>c. プログラムタイム</p> <p>(a) 平日、休日の設定及び変更ができる機能が設けられている。</p> <p>(b) 1週間周期とし、1分単位で任意の時刻設定ができる機能が設けられている。</p> <p>(c) 商用電源途絶時に、プログラム設定を〇〇時間以上記憶できる機能が設けられている。</p> <p>d. 子時計</p> <p>(a) 時刻表示部は、【別添資料4-5】「各室性能表」に示す設置対象室内のどの場所においても時刻を容易に確認できるものとなっている。</p>	<p>表」に記述する。</p> <p>・時刻表示装置について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。</p>

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			<p>(b)表示方式をデジタル式とする場合は、表示時刻を12時間・24時間表示に切替可能となっている。</p> <p>(5)その他</p> <p>a.使用中表示装置</p> <p>(a)【別添資料4-5】「各室性能表」に示す入居官署の必要な場所については、使用状況が分かる表示灯が設けられている。</p> <p>(b)表示灯はLEDを用い、各室の室名表示付近又は出入口扉の上部に設けられている。</p> <p>b.非常呼出設備</p> <p>(a)【別添資料4-5】「各室性能表」に示す入居官署の必要な場所については、緊急対応用の警報ブザーを設置し、所定の場所で点滅灯及びブザー灯にてすぐに確認できるよう発報させられるようになっている。なお、スライディングウォールにより分割して使用する室がある場合は、各室毎に警報灯が設置されている。</p> <p>11.映像・音響設備</p> <p>(1)共用会議室及び食堂・喫茶(喫食スペース)の映像・音響機能は、○表により設けられている。</p> <p>(2)映像又は音響出力は、当該室にて選択可能な計画となっている。</p> <p>なお、映像・音響設備の性能については、画面の照度、輝度及び音響効果シミュレーション(残響時間、反射音、音圧分布)により確認することになっている。</p> <p>(3)各入居官署が事業外で設置する映像・音響設備のための配線経路及び設置スペースが設けられている。</p> <p>12.拡声設備</p> <p>(1)消防法、その他関係法令を遵守した非常放送設備と業務用放送設備の兼用型とし、拡声放送を行う主装置は中央監視室に設置されている。</p> <p>(2)中央監視室及び庁舎管理室より各入居官署別のゾーン別及び全館に放送が行える拡声機能が設けられている。</p> <p>(3)拡声機能は次表の機能を有するものとなっている。</p> <p>(4)各入居官署の専用部分での拡声機能は、各入居官署において各々の専用部分への放送が行えるものとし、有する機能は、コールサイン及びモニターとなっている。</p> <p>13.誘導支援設備</p> <p>(1)音声誘導装置</p> <p>a.視覚障害者への支援として、前面道路境界より建物内に至るまでの部分に、専用白杖の磁気式検出部を用いた音声誘導装置が設けられている。</p> <p>(2)インターホン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「各室性能表」に使用中表示装置が必要な室を記述する。 ・「各室性能表」に非常呼出設備が必要な室を記述する。 ・映像・音響設備を設置する場合には、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・拡声設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・音声誘導装置やインターホンを設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<p>a. 開庁時間内の身体障害者等への対応として、庁舎外部からの呼び出し用のインターホン設備を、受付に通じるよう設置されている。</p> <p>b. 開庁時間外の来庁者対応として、通用口にカメラ付インターホン設備（カラー）を設置し、【別添資料4-5】「各室性能表」に示す場所から当該出入口の電気錠を遠隔操作により施錠できるものとなっている。</p> <p>c. 開庁時間外の〇〇地方検察庁用の来庁者対応として、官用車駐車場への車両出入口シャッター一部（スロープの地上部分）、地下の護送車用駐車場入口シャッター一部及び検察庁専用通路入口部分に、カメラ付インターホン設備（カラー）を設置し、【別添資料4-5】「各室性能表」に示す場所から当該出入口を遠隔操作により施錠できるものとなっている。</p> <p>(3) 便所呼出装置</p> <p>a. 多目的便所には、使用者が必要な時に庁舎管理室及び中央監視室並びに最寄りの事務室へ連絡できる非常呼出し機能が設けられている。</p> <p>b. 呼出しボタンは確認灯付きとなっている。</p> <p>c. ボタンが押されると同時に音声による通話が可能な装置が設けられている。</p> <p>d. 便所廊下側には呼出しが行われたことを表示する表示機能が設けられている。</p> <p>e. 庁舎管理室及び中央監視室では呼出しされた場所が速やかに確認できるものとなっている。</p> <p>14. テレビ共同受信設備</p> <p>(1) 地上波デジタル放送、BS及びCS(110°)の受信が可能なテレビ共同受信機能が設けられている。</p> <p>また、ケーブルテレビの引き込みにも対応できるものとなっている。</p> <p>(2) 各テレビ端子の要求性能は、UHFは〇〇dB以上、BS及びCSは〇〇dB以上となっている。</p> <p>15. 監視カメラ設備</p> <p>(1) 庁舎及び構内において、防犯監視上有効な位置に監視カメラを設置し、防犯監視の抜け落ちのないように配置となっている。監視カメラは、設置したエリアの様子がリアルタイムで容易に確認及び記録できる機能が設けられている。</p> <p>a. カメラ部</p> <p>(a) 撮像部は固体撮像素子とし、カラーとなっている。</p> <p>(b) 水平解像度は〇〇〇TV本以上となっている。</p> <p>(c) 最低被写体照度は〇〇lx以下となっている。</p> <p>(e) ホワイトバランスは自動補正方式となっている。</p> <p>(d) 可変焦点レンズ（オートフォーカス）となっている。</p> <p>(e) カメラの操作は電動操作となっている。</p> <p>b. 監視・操作部（庁舎管理室〇か所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口を遠隔操作により施錠できる場所を指定する場合は、その場所を「各室性能表」に記述する。 ・ 前記に同じ <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ共同受信設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 監視カメラ設備を設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>(a) モニタはカラーとし、サイズは〇〇形以上となっている。</p> <p>(b) 水平解像度は〇〇〇TV本以上となっている。</p> <p>(c) カメラ1台毎の操作ができる。</p> <p>(d) 録画時間は定間隔にて連続〇〇〇時間以上可能となっている。また、アラーム信号にて自動的に連続録画が行えるものとなっている。</p> <p>(e) タイマー録画はスケジュール設定が可能となっている。</p> <p>(f) 映像に日時を重ねて録画できる機能を有するものとなっている。</p> <p>c. 各入居官署が事業外で設置する監視カメラのための配線経路及び設置スペースが設けられている。</p> <p>16. 駐車場管制設備</p> <p>(1) 管制盤、検知器、信号灯・警報灯及びカーゲートその他の方法で構成され、車の入庫・出庫を検知し、警報表示、管理制御が行われている。</p> <p>a. 官用車駐車場と来庁者用駐車場のシステムは、別管理が行えるシステムとなっている。</p> <p>b. 両駐車場とも、敷地への車両の出入口近辺には、利用者に対して駐車場の入庫・出庫状況を表示する機能が設けられている。また、出庫時における歩行者への警報表示機能を設けるものとし、視覚及び聴覚のいずれにおいても歩行者が容易に確認できるものとなっている。</p> <p>c. 来庁者用駐車場の出入口においては、満・空車表示設備を設ける。また、階層が2以上に分かれる場合は、利用者に対して階毎の入庫・出庫状況が分かるように表示灯が設けられている。</p> <p>d. 地下部分に駐車場がある場合については、車両の通行が安全に行えるよう、信号灯や行先表示灯などを設置されている。</p> <p>e. 空間全体の意匠性に配慮した機器となっている。</p> <p>(2) 管制盤</p> <p>a. 検知器から信号を受け、車路の管制及び警報を行い、表示部、制御部、電源部及び信号入出力部により構成するものとなっている。</p> <p>b. 表示部は発光ダイオードによる直射式となっている。</p> <p>c. 管制盤は、中央監視室その他、必要な場所に設置するものとなっている。</p> <p>d. 制御方式は、時素制御方式又は閉塞制御方式となっている。</p> <p>(3) 信号灯・警報灯</p> <p>a. 発光ダイオードによる投射式となっている。</p> <p>b. 視認性に対して、表示灯相互による影響を及ぼさないものとなっている。</p> <p>c. 警報ブザーを内蔵した場合は、ブザー音の停止及び音量調整ができるものとなっている。</p> <p>(4) 検知器は、設置される箇所に応じた検知方式とし、次による。</p> <p>a. 検出対象車両は、四輪軽自動車以上となっている。</p> <p>b. 検出対象速度は、〇～〇〇km/h以内となっている。</p>	<p>・ 駐車場管制設備を設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごとに必要な事項を記述す</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>(5)カーゲート</p> <p>a. 入庫用と出庫用は別々に設ける。</p> <p>b. バーの材質は、車両が衝突した場合、破断することで利用者の身体に及ぶ被害がないようになっている。</p> <p>17. 防犯・入退室管理設備</p> <p>(1) 施設利用者に対して、「第4節3. (3)」による入退室管理機能が設けられている。</p> <p>a. 管理内容</p> <p>(a) 各室の出入口については【別添資料4-5】「各室性能表」による。電気錠の開閉は個人カード又はテンキーにて行うようになっている。</p> <p>(b) 各室の入室規制は、施設利用者毎に設定可能とし、設定の変更は特定権者により随時可能となっている。</p> <p>b. 電気錠</p> <p>(a) 電氣的(瞬時通電、通電時)に施錠制御が可能な錠で、機械的(鍵、サムターン)に施錠も行うことが可能となっている。</p> <p>(b) 施錠状態、扉の開閉状態を認識部へ出力できる。</p> <p>(c) 電気錠の形式は、通電時施錠型となっている。</p> <p>(d) 火災発生、大地震による災害時には、基本的に電気錠はすべて開錠されるものとなっている。</p> <p>c. 個人カード認識部(カードリーダー)</p> <p>(a) 個人カード情報を読み取り、その情報を管理装置へ出力するものとなっている。</p> <p>(b) 設置位置は各室出入口の近傍かつ個人カード操作が容易に行える位置となっている。</p> <p>(c) 個人カードの認識は非接触で行えるものとなっている。</p> <p>d. テンキー部分</p> <p>(a) あらかじめ設定された暗証番号を入力することで、解錠することができる。</p> <p>(b) テンキー本体は蓋付きとなっている。</p> <p>(c) 蓋を開けるたびにキ配置が変わる機能が設けられている。</p> <p>e. 管理装置</p> <p>(a) 認識部より送られた情報内容を、蓄積及び判別した施開錠が行われている。</p> <p>(b) 許可・不許可設定ができる。</p> <p>(c) 商用電源が途絶しても、管理設定データを〇〇時間以上保持できる。</p> <p>(d) 入退室状況は、中央監視室や庁舎管理室にて監視、記録ができる。</p> <p>(e) 管理設定の変更については、特定権者により随時行える。</p> <p>f. 個人カードは非接触式(近接触)のタイプ〇のICカードとなっている。</p> <p>(a) カードの枚数は入居予定職員数分を用意し、予備として総数の〇〇%を見込むものとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯・入退室管理設備を装置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。 ・ 電気錠を設ける室を「各室性能表」に記述する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人ICカードの種類を記述する。

項目	事業名 章・節 番号	本文	摘要
		<p>いる。</p> <p>g. 各入居官署専用部分において、入居者側にて事業外で整備する入退室管理(1)設備(入室規制を行う室)の配線経路及び設置スペースが設けられている。なお、本事業の管理装置はその接続、対応が可能なものとなっている。</p> <p>(2)施設使用者に対して、鍵管理機能が設けられている。</p> <p>a. 管理内容</p> <p>(a)各室出入口の鍵については、【別添資料4-5】「各室性能表」による鍵管理ボックスを設け、利用は前記の個人カード又はテンキーにて行うようになっている。</p> <p>(b)鍵管理ボックス利用の規制は、施設利用者毎に設定可能とし、設定の変更は特定権者により随時可能となっている。</p> <p>(c)鍵の貸出状況は、中央監視室及び庁舎管理室において監視、記録可能となっている。</p> <p>(d)こじ開けを検出できるものとなっている。</p> <p>(e)鍵管理ボックスは、庁舎管理室の前室部分に設ける。</p> <p>(3)防犯装置として、建物への不正侵入を検知することができる防犯機能が設けられている。</p> <p>a. 建物の〇階以下については、不正侵入が予測される箇所に応じて赤外線センサー及びガラス破壊センサーが設置されている。ただし、地下階については、1階に通じる箇所となっている。なお、各官署において別途導入するセキュリティシステムとの整合を図るものとなっている。</p> <p>b. 不正侵入の状況は、中央監視室、庁舎管理室にて監視、記録可能となっている。</p> <p>(4)各入居官署が事業外で設置する防犯・入退室管理設備については、配線経路及び設置スペースを設け、本事業で整備する管理装置との接続、対応可能な計画となっている。</p> <p>18. 自動火災報知設備</p> <p>(1)自動火災報知装置</p> <p>a. 消防火災、その他関係法令を遵守し設置することとなっている。</p> <p>b. 受信機の仕様については、イニシャルコストとメンテナンスコストの両面から検討し、P型かR型かを選定し、国と協議し決定すること。</p> <p>c. 受信機は中央監視室に設置し、庁舎管理室に副表示器を設置することとなっている。</p> <p>(2)自動閉鎖装置</p> <p>a. 建築基準法、消防法及びその他の関係法令を遵守し、必要な設備を設置することとなっている。</p> <p>(3)ガス感知器</p> <p>a. ガス使用場所には、集中監視できるガス感知器を設置することとなっている。</p> <p>19. 中央監視制御設備</p> <p>(1)受変電設備、発電設備、静止型電源設備及び防災設備の監視・制御を行う。内容については「中央監視制御項目表」による。</p>	<p>・各室の出入口の鍵については「各室性能表」に記載する。</p> <p>・自動火災報知設備については、関係法令、適用基準により、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する。</p> <p>・「中央監視制御項目表」に監視、制御を行う内容及び機能を記述する。</p>

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
機械設備計画 に関する要求水準	4-4-3	<p>(2) 中央監視制御機能は、次表「中央監視制御機能表」による。</p> <p>4-3「施設整備に係る基本的性能」に加え、機械設備計画にて定めるべき性能及び仕様について、本節にて内容を規定する。各諸室の性能については、【別添資料 4-5】「各室性能表」による。</p> <p>1. 共通事項</p> <p>(1) 機材及び施工については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成〇〇年版）」の該当部分を適用する。ただし、該当する規格がない場合にはこの限りではない。また、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行う」と読み替える。</p> <p>(2) 水損対策の必要な室には、水系の配管を設けない。スプリンクラー設置義務がある場合は、不活性ガス消火設備で代替されている。やむを得ず設ける場合は、下記による水損対策を行う。また、上階に水系の配管を設けた場合は、配管の漏水を中央監視室にて監視できる構造となっている。</p> <p>a. 配管の漏水により室内の機器に影響を及ぼさない防護処置が行われている。</p> <p>b. 漏水を検知し自動的に配管を閉塞できる構造となっている。</p> <p>c. 漏水に対する警報及び状態を中央監視室にて監視できる構造となっている。</p> <p>d. 室内の機器の床面には、漏水による浸水を防止する防水堤が設けられている。</p> <p>(3) 別章に規定する「福利厚生諸室運営業務」において事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分に関しては、給水・給湯・ガスの各消費量が計測でき、それに基づき各種料金算出を行う機能が設けられている。</p> <p>(4) 見え掛かり部分は、形状、材質、色彩など景観性、意匠性に合致するものとなっている。</p> <p>(5) 採用する機器に関する消耗品、及び交換部材については、手配から納入までの期間が〇週間以内に対応可能なものとなっている。また、設備機器の故障による緊急対応の手段が講じられている。</p> <p>・ 事業提案からの実施を求めると示すものとする。</p> <p>1. 〇〇〇・・・</p> <p>2. 〇〇〇・・・</p> <p>2. 空気調和設備</p> <p>(1) 熱源及び空調システムは年間の空調負荷特性に適合するものとなっている。</p> <p>(2) 熱源システム（熱源機器と必要な周辺機器を含むシステム）は、本施設に対応する熱源システムの中でライフサイクルコストが最小となるものとなっている。また、冷媒を使用する場合はオゾン破壊係数ゼロで、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい冷媒となっている。</p> <p>(3) 空調システムは、エネルギーの効率利用、負荷の平準化、自然エネルギーの利用などのシステムの組み合わせとなっている。また、環境負荷低減に努め、LCCO2を可能な限り低減するシステムとなっている。</p>	<p>・ 実施を求める提案事項を記述。</p> <p>・ 空気調和設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する</p>	

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>(4) 熱源システムは中央方式とする。ただし、【別添資料4-5】「各室性能表」に示す24時間使用室、特殊使用室については、パッケージ空気調和機の使用を妨げない。</p> <p>(5) 建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、排気により不快を感じないものとなっている。</p> <p>(6) 蒸気配管を計画する場合は、熱源機械室内において使用圧力まで減圧してから各需要箇所へ供給できるものとなっている。</p> <p>(7) 空調ゾーンングは、方位別、部位別、室用途別の要因を把握し行われている。</p> <p>(8) 空調の発停や制御の区画単位は、室用途に応じ細分化し(約0.0m程度)室全体一括でも制御できるものとなっている)、且つ間仕切りの変更に対応できるものとなっている。</p> <p>(9) 室内の空調システムは全空気方式又はファンコイル併用方式とし、使用者が気流によるドラフトを感じないシステムとなっている。</p> <p>(10) 共用会議室、食堂・喫茶(喫食スペース)、売店にあっては、在室人員の変動に応じ、外気導入量の制御が行えることとなっている。</p> <p>(11) 災害時に使用する室の空調及び冷房は、非常電源のみで稼働できる構造となっている。</p> <p>(12) 保管庫、書庫は、中に納める物品の保存状態に悪影響のない環境となっている。</p> <p>(13) 吹抜けで人が滞留する空間がある場合は、居住空間の快適性を有する空調方式となっている。</p> <p>(14) 【別添資料4-5】「各室性能表」に示す特殊使用室のうち、サーバを設置する室の空調は、「施設整備に係る基本的性能」に示す室内環境性のうち、熱環境の性能を「サーバ等設置室空調条件表」の温湿度条件となっている。</p> <p>空調調和機の故障、メンテナンスの際に業務の継続に支障の無いよう、バックアップを持つものとなっている。</p> <p>(15) 熱負荷計算におけるコンピューター室以外の設計用室内条件は、乾球温度は夏期28℃冬期19℃、相対湿度は夏期50%冬期40%、となっている。また、設計用屋外条件は、夏期は4ヶ月における各時刻の危険率0.0%のTAC温度とし、冬期は4ヶ月における危険率0.0%のTAC温度となっている。</p> <p>(16) 空調負荷計算では、【別添資料4-5】「各室性能表」の特殊負荷の機器の発熱量が見込まれている。</p> <p>(17) リターン吸込み位置や温湿度センサー取付位置は、室内の什器・備品などに影響を受けない位置となっている。</p> <p>なお、空調設備の水準は下記により確認する。</p> <p>a. 熱源システムは、コスト(建築費、運転維持管理費)、耐久性、操作性・メンテナンスの難易、地域のエネルギー供給状況、エネルギーの入手難易度、設置面積、性能特性(部分負荷性能、省エネ性能)、振動・騒音、エネルギー源、信頼性(実績)、負荷への柔軟性、について、機器の種類及びエネルギー別にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC比較検討書を作成し、確認する。</p> <p>b. 人が滞留する吹抜け空間の空調方式については、快適性、経済性、維持管理性のLCC比較検討</p>	<p>・24時間使用室を「各室性能表」に記述する。</p> <p>・特殊使用室のうち、サーバを設置する室を「各室性能表」に記述する。</p> <p>・「サーバ等設置室空調条件表」にサーバ設置室の温湿度条件を記述する。</p>

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			<p>書にて確認する。</p> <p>c. 熱負荷計算は「建築設備設計基準(平成〇〇年版)」により確認する。</p> <p>3. 換気設備</p> <p>(1) 室内全体を均一に換気できるものとなっている。</p> <p>(2) 熱源機械室、電気室、エレベーター機械室の熱の排除は、経済性及び環境性を検討し、換気方式、冷房方式、換気・冷房併用方式のいずれか優れた方式となっている。</p> <p>(3) 各室にて発生した臭気や物質が他の室に影響を及ぼさないものとなっている。</p> <p>(4) 喫煙室には、たばこの煙を当該喫煙室以外に拡散する前に、屋外に排出する換気設備を設けるものとなっている。さらに、喫煙室については、喫煙室の入口において、喫煙室に向かう風速が0.0 m/s以上となるようになっている。また、空気清浄機を設置するものとなっている。</p> <p>(5) 建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、厨房、便所、喫煙室等臭いの発生する室からの排気により不快を感じないものとなっている。</p> <p>(6) 倉庫は、中に納める物品の保存状態に影響のない環境となっている。</p> <p>4. 排煙設備</p> <p>(1) 関係法令等を遵守し、火災により発生した煙の拡散を防止し、避難経路が確保されている。</p> <p>5. 自動制御設備</p> <p>(1) 中央監視装置は中央監視室に設置し、空調設備、換気設備、給水設備、排水設備、雨水利用設備の集中監視制御が行われている。</p> <p>(2) 用途別の各種エネルギー消費量及び主要熱源機器の機器効率を随時把握し、統計処理ができるものとなっている。また、「第3章1節9.(3)b.省エネルギーに係る業務報告」において資料の作成に必要な分析が行える機能が備えられている。</p> <p>(3) 中央監視装置は、入居官署別及び、「第4章運営2節福利厚生諸室運営業務」において事業者が独立採算によって費用を別途負担する部分の各室の光熱水費の課金管理が可能なものとなっている。</p> <p>(4) 中央監視装置は、システムの部分的な障害が全体に悪影響を及ぼさない構成となっている。</p> <p>(5) 温度の設定は、各室にて操作できるものとなっている。</p> <p>・ 事業提案からの実施を求めると示すものとする。</p> <p>1.〇〇〇・・・</p> <p>2.〇〇〇・・・</p> <p>6. 衛生器具設備</p>	<p>・ 換気設備について、標準案本文をともに、各事案ごと必要な事項を記述する</p> <p>・ 自動制御設備について、標準案本文をともに、各事案ごと必要な事項を記述する</p> <p>・ 実施を求めると示す事項を記述。</p> <p>・ 衛生器具設備について、標準案本文をともに、</p>

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			<p>(1) 手洗水栓は自動水栓となっている。</p> <p>(2) 洋風便器は、暖房機能付きの温水洗浄便座付きとなっている。温水洗浄便座は、電気用品安全法に準じた漏電に対する保護機能をそなえたものとなっている。</p> <p>(3) 男子便所及び女子便所の洋風便器の1組の便房及び和風大便器の便房には手すりが設けられている。</p> <p>(4) 小便器はリップ縁までの高さが床面より1000mm以下の壁掛形とし、個別感知洗浄弁一体型となっている。</p> <p>また、各男子便所の小便器1組は手すり付きとなっている。</p> <p>(5) 共用部分の男子便所及び女子便所内の洗面器のうち、それぞれ1組は手すり付きとなっている。</p> <p>(6) 多目的便所には身体障害者用の便器、洗面器、オストメイトの排泄物処理ができる汚物流しと、便器に座ったまま使用できる手洗器が設けられている。</p> <p>(7) 便所の衛生器具の数は、利用者が遅延なく快適に使用できるものとし、地上階の各階においては、同数となっている。但し、当該階層のほとんどが設備室、倉庫で、通常時には入居職員が滞在しない場合は、この限りでない。</p> <p>なお、衛生器具設備の水準は以下により確認する。</p> <p>便所内の衛生器具の数は、適切に設定されていることを、計算資料により確認する。</p> <p>(8) 女子便所には擬音装置が設けられている。</p> <p>7. 給水設備</p> <p>(1) 給水設備は、給水先の各器具及び機器に使用する用途に必要なとす水量、水圧で、衛生的な水が汚染されることなく供給されている。</p> <p>(2) 屋外散水栓については、1つの散水栓の散水範囲を最大で半径00mの範囲とし、外構全域を包含するのに必要な位置に設置されている。</p> <p>(3) 植栽を行う部分については、自動灌水装置が設置されている。</p> <p>(4) 雑用水系統のうち、便器の洗浄水及び自動灌水(土中埋設もしくは地上敷設した点滴ホースを用いたもの)には雨水利用による雑用水を利用するものとする。</p> <p>(5) 各階の外来者が使用しやすい場所に、飲料用冷水機及びうがい器を設ける。冷水機は車椅子使用者の利用が可能なものとなっている。</p> <p>(6) 冷却塔を設ける場合は、補給水量を計量し、下水道料金減免のための申請を行うようになっている。</p> <p>なお、給水設備の水準は以下により確認する。</p> <p>給水方式の選定に当たっては、コスト(建築費、運転維持管理費)、耐久性、操作・メンテナンスの難易、設置面積、振動・騒音、信頼性(実績)について、システムの種別毎にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC比較検討書を作成し、確認する。</p>	<p>各事案ごと必要な事項を記述する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーを確保する観点から手すりの有無、個数について記述する。 ・多目的便所については、具体的に設置する器具を記述する。 <p>・給水設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適要
		<p>8. 排水設備</p> <p>(1) 各種排水を衛生的に公共下水道まで導く設備となっている。</p> <p>(2) 排水槽は、排水が流出しない構造となっている。</p> <p>(3) 排水槽に設ける排水ポンプは、緊急時の緊急排出と故障時対応ができるものとなっている。</p> <p>(4) 建物利用者が建物内外における通常の利用状態において、通気管やマンホールからの臭気を感じないものとなっている。</p> <p>9. 給湯設備</p> <p>(1) 給湯設備においては、使用する用途に必要な温度、量及び圧力の湯が衛生的に供給されている。</p> <p>(2) 給茶用の給湯器は、給湯温度00°C以上の沸し上げ、週間タイマー及び自動排水機能を設け、給湯量は利用人員に見合った量となっている。</p> <p>(3) 【別添資料4-5】「各室性能表」に示す洗面台、流し台の設置部分については、適温 (45°C程度)の給湯をシングルレバー混合水栓にて行う。</p> <p>なお、給湯設備の水準は以下により確認する。</p> <p>給湯方式は、給湯規模、湯の用途により、コスト(建築費、運転維持管理費)、耐久性、操作・メンテナンスの難易、設置面積、振動・騒音、信頼性(実績)について、システムの種別毎にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC比較検討書を作成し、確認する。</p> <p>10. 消火設備</p> <p>(1) 関連法令等に基づき、必要な消火設備が設けられている。</p> <p>(2) 特殊消火設備は駐車場、危険物取扱い室を除き、不活性ガス消火設備となっている。</p> <p>11. ガス設備</p> <p>(1) ガス設備は、使用目的を把握し、使用者の安全性、利便性、耐久性のあるものとなっている。</p> <p>(2) ガス設備の利用対象は、空気調和熱源機器、給湯熱源機器及び厨房機器となっている。</p> <p>12. 厨房機器設備</p> <p>(1) サービシステム、メニュー及び運営方式は、「第4章2節3. 食堂・喫茶運営業務」による。</p> <p>(2) 食数は施設使用者に対応できるものとなっている。</p> <p>(3) 厨房設備として、以下のもの他、運営業務に即したものを備える。</p> <p>a. 下処理器具一式</p> <p>b. 加熱調理器具一式</p> <p>c. 炊飯内器具一式</p> <p>d. 冷却用器具一式</p> <p>e. サービシステム用保温保冷器具一式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排水設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する ・給湯設備について、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する ・「各室性能表」に洗面台を設置する室を記述する。 ・消火設備を設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する ・ガス設備を設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する ・厨房機器設備を設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する

項目	事業名	章・節 番号	本文	適要
			<p>f. 洗浄・保管器具一式 g. その他(湯沸し器)</p> <p>(4) 厨房用熱源は、経済性、安全性において有利なものとなっている。</p> <p>13. 雨水利用設備 (1) 雨水利用設備が設置されている。 (2) 故障時の雨水流入による浸水を防ぐため、流入遮断機能が設けられている。 なお、雨水利用設備の水準は以下により確認する。 雨水利用設備の設計にあたっては、の「排水再利用・雨水利用システム計画基準」(平成〇〇年版)により計算し、処理フローと計算書にて、効率的な利用となっているか確認する。</p> <p>14. 昇降機設備 (1) 耐震性能は、「昇降機耐震設計・施工指針」(平成〇〇年版)2.2 設計用水平震度の設計用標準震度 K_s の区分「S」にて設計されている。 (2) 入居官署各階に着床するエレベーターは不停止階制御機能を有するものとなっている。 (3) 非常用エレベーターは人荷用と兼用とし、専用運転可能となっている。 (4) 乗用エレベーターは身障者用エレベーターとし、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による身体障害者用付加仕様が設けられている。 (5) 〇〇地方検察庁の被疑者専用エレベーターは〇人乗り以上とし、身障者対応は不要とする。 (6) 入居官署各階に着床する乗用エレベーターの交通計算は、次の a. から d. により行う。 a. エレベーター利用人数は、「第1章5 節入居官署機関の概要」の人員数による。ただし、来庁者は職員の出勤時刻と重ならないものとしてよい。また、計算に当たっては、エントランス階及びその直上階を除いた階のものとなっている。 b. 身障者用ボタンが押された場合の扉開閉時間の延長については考慮しない。 c. 5分間輸送能力は〇〇%以上となっている d. 平均運転間隔(平均待ち時間)は60秒以下となっている。 (7) エレベーターの監視制御盤は、中央監視室に設置されている。 なお、昇降機設備の水準は以下により確認する。 乗用エレベーターの計算式は、「建築設備設計基準(平成〇〇年版)第8編搬送設備第1章エレベーター」の交通計算により計算し、上記項目が満足するか確認する。 (8) エレベーターには、地震時管制運転、火災時管制運転、並びに停電時救出運転又は非常用発電時管制運転機能が設けられている。 15. 機械式駐車設備 (1) 機械式駐車設備は、入庫中の車を出庫することなく入庫できる方式とし、職員が業務上日常的に使用することを前提に、遅滞なく車面を出庫できる構造となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水利用設備を設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する ・ 昇降機設備を設置する場合は、標準案本文をもとに、各事案ごと必要な事項を記述する ・ 昇降機の計算方法、その他の付加機能について具体的に記述する。

項目	事業名	草・節 番号	本文	適要
			(2) 駐車する車はワンボックス車程度が対象となっている。	文をもとに、各事業ごと必要な事項を記述する

項目	事業名	章・節番号	本文	適用
業務の実施に関する要求水準		4-5		
基本的事項 (事業者の役割)	4-5-1	<p>a. 「要求水準書及び事業提案書のとおりに施設を完成させること」を実現するためには、施設整備を実施する設計企業、建設企業、工事監理企業の役割分担を適切に行うとともに、各企業の能力が十分に発揮できるように、体制整備とその管理を適切に行わなければならない。特に施設の品質確保を確実にするためには、品質確保プロセスを適切に計画し実行し管理しなければならない。</p> <p>b. 事業者は、設計企業、建設企業、工事監理企業に対して委託あるいは請け負わせる業務に関して、施設整備をより適切に実施するために、その業務内容に応じて業務分担を適切にかつ具体的に定めるものとする。</p> <p>c. 事業者は、総括代理人に、設計企業、建設企業、工事監理企業が的確に業務を実施するように、それぞれ業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行わしめるものとする。</p> <p>d. 事業者は、各業務を行うにあたり、関係地方公共団体や近隣住民等からの要請や意見に対して可能な限り対応し、地域に配慮した施設整備を実現する。</p>		
共通事項	4-5-2	<p>1. 基本事項</p> <p>(1) コスト管理計画書の作成</p> <p>事業者は、基本設計着手前、基本設計終了時、実施設計終了時、建設工事着手前、建設工事途中及び建設工事完了時の各段階においてコスト管理計画書を作成し、国に提出する。コスト管理計画書の内容、提出時期は次表のとおりとする。ただし、事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に国と協議し変更することが出来る。</p> <p>建設工事着手前のコスト管理計画書は、本事業契約書に記載の内訳書と整合するものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行う。また、各段階において基本設計終了時のコスト比較を行い、工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合、あるいはその他必要が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。なお、工事種目は【別添資料4-15】「工事種目一覧表」による種目の別をいう。</p> <p><コスト管理計画書の内容></p>	<p>コスト管理計画書は、施設整備が、安定的にかつ確実に遂行されるよう、事業者によるコスト管理状況を確認するために事業の進行の段階に応じて提出を求めらるものである。コスト管理計画書の提出時期は、国と協議により変更できるようにする。</p> <p>コストの変動を把握するために、一定以上の変動があった場合は国に報告することを規定する。</p>	

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用															
		<table border="1" data-bbox="248 600 754 1720"> <thead> <tr> <th colspan="2">内容</th> <th>提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括表</td> <td>建設工事費の金額を「建築」「電気設備」「機械設備」「外構」「その他」に区分して記載し、国に提出する。</td> <td>基本設計着手前</td> </tr> <tr> <td>工種別内訳表</td> <td>各工種別の内訳金額を記載する。</td> <td>基本設計終了時</td> </tr> <tr> <td>内訳明細書</td> <td>「公共工事内訳書標準書式」(建築工事・設備工事編)による。</td> <td>実施設計終了時、建設工事着手前、建設工事途中、建設工事完了時</td> </tr> <tr> <td>変更金額一覧表</td> <td>コストの変動が生じた場合に、変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容で作成する。また、設計・施工過程において、コストの変動が生じた場合及び変更金額の確認の必要が生じた場合に、国と事前協議した上で、速やかに提出する。</td> <td>提出の必要が生じた時</td> </tr> </tbody> </table> <p>総括表、工種別内訳書、内訳明細書は、提出時以降の設計、施工工程において変更があった場合には、変更協議の内容に応じて修正を行う。</p> <p>(2) 要求水準の確認</p> <p>a. 国は要求水準確認書により業績監視を行う。</p> <p>事業者は、【別添資料4-16】「要求水準確認書」に実施事項を記載し、国の確認を受ける。</p> <p>b. 要求水準の確保のための事業者による管理の基本的考え方</p> <p>事業者は、要求水準書及び事業提案書の内容を満たすため、各業務の工程表に基づくとともに、以下の対応により設計業務、建設業務及び工事監理業務の管理を行う。</p> <p>(a) 設計時における、設計図及び計算書等の書類の確認</p> <p>(b) 各部位の施工前における、施工計画書・施工図及び品質管理計画書の確認</p> <p>(c) 各部位における、計画書に基づいた施工の確認</p> <p>c. 要求水準確認計画書の作成</p> <p>(a) 事業者は、前記を踏まえ、要求水準確認計画書を国と協議の上で作成し、国に提出し、確認を受ける。なお、内容は「建築(外構を含む。)」、「構造」、「設備」及び「解体撤去」に区分し、さらに設備は、「電力設備」、「通信設備」、「衛生設備」、「空調和設備」及び「昇降機設備」に区分する。</p> <p>(b) 基本設計に着手する前及び建設工事に着手する前に、設計業務に係る要求水準確認計画書及び建設業務に係る要求水準確認計画書を作成する。</p> <p>(c) 設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認の</p>	内容		提出時期	総括表	建設工事費の金額を「建築」「電気設備」「機械設備」「外構」「その他」に区分して記載し、国に提出する。	基本設計着手前	工種別内訳表	各工種別の内訳金額を記載する。	基本設計終了時	内訳明細書	「公共工事内訳書標準書式」(建築工事・設備工事編)による。	実施設計終了時、建設工事着手前、建設工事途中、建設工事完了時	変更金額一覧表	コストの変動が生じた場合に、変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容で作成する。また、設計・施工過程において、コストの変動が生じた場合及び変更金額の確認の必要が生じた場合に、国と事前協議した上で、速やかに提出する。	提出の必要が生じた時	<p>事業者は自らの責任において各業務の管理を行うが、この基本的考え方、作成資料等の内容を規定し、国の確認を受けることを定めることにより、事業の確実な実施を確保する。</p>
内容		提出時期																
総括表	建設工事費の金額を「建築」「電気設備」「機械設備」「外構」「その他」に区分して記載し、国に提出する。	基本設計着手前																
工種別内訳表	各工種別の内訳金額を記載する。	基本設計終了時																
内訳明細書	「公共工事内訳書標準書式」(建築工事・設備工事編)による。	実施設計終了時、建設工事着手前、建設工事途中、建設工事完了時																
変更金額一覧表	コストの変動が生じた場合に、変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容で作成する。また、設計・施工過程において、コストの変動が生じた場合及び変更金額の確認の必要が生じた場合に、国と事前協議した上で、速やかに提出する。	提出の必要が生じた時																

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<p>方法(性能を証明する書類、施工現場での測定等)と確認の時期(設計図書作成時点、施工実施時点等)、確認をする者(設計企業、建設企業、工事監理企業)その他必要な事項を記載するものとする。</p> <p>(d)建設業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書に基づく設計業務の実施状況を反映したものとする。具体的には設計業務に係る要求水準確認計画書との整合性を確保するものとする。具体的には設計業務に係る要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目毎に要求水準の確認の方法(性能を証明する者(設計企業、建設企業)と確認の時期(設計図書作成時点、施工実施時点等)、確認をする者(設計企業、建設企業、工事監理企業)その他必要な事項に関して、技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行った上で建設業務に係る要求水準確認計画書としてとりまとめるものとする。</p> <p>(e)設計業務及び建設業務に係る要求水準確認計画書については、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計着手時、基本設計終了時、建設工事着手時、その他業務の進捗に応じた必要な時期において適宜変更及び見直しを行うものとする。</p> <p>c. 要求水準確認報告書の作成</p> <p>(a)事業者は、要求水準確認計画書に記載された個別の確認項目が適正に実施されているかを確認し、その結果を要求水準確認報告書として取りまとめ、国に提出し、確認を受ける。</p> <p>(b)設計業務に係る要求水準確認報告書は、基本設計終了時及び実施設計の各段階(「3. (7) c. 」に示す各実施設計書の区分毎の提出時)に提出する。</p> <p>(c)建設業務に係る要求水準確認報告書は、建設工事の各部位の施工後(「4. (7)b. 」に示す各施工報告書の提出時)に提出する。</p> <p>(3)設計・施工工程表の作成</p> <p>事業者は、基本設計着手前に国と協議を行い、各種書類の提出時期及び国との協議調整工程を盛り込んだ設計・施工工程表を作成のうえ国に提出し、確認を受ける。工程表には以下の内容を記入する。</p> <p>a. 調査工程 事業者が実施する調査の工程</p> <p>b. 設計工程 (a)基本設計(平面計画協議を含む)の工程 (b)実施設計の工程 (c)確認申請等各種申請手続き及びその調整の工程 (d)透視図、模型等の提出時期 その他設計の工程管理に必要な事項を記載するものとする。</p> <p>c. 施工工程 調査を実施する場合の工程並びに「躯体」、「仕上げ」、「外構」、「電力設備」、「通信設備」、「衛生設備」、「空気調和設備」、「昇降機設備」及び「解体撤去」等各工事に於ける工程、その他施工</p>	

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<p>の工程管理に必要な事項を記載するものとする。</p> <p>d. 近隣説明の工程 e. 国への施設等の引渡し工程</p> <p>2. 共通項目 (1)記録等の作成 事業者は、国及びその他関係機関と協議・打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認する。 (2)電子データのセキュリティ確保 事業者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる成果物等、電子データを国に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策されたものを提出する。 (3)個人情報の保護 事業者は、業務の実施に当たって、関連する法令等に基づき、個人情報保護を確保しなければならない。 3. 環境対策等 (1)環境安全性の検証 a.事業者は、基本設計完了時、実施設計途中、工事途中及び工事完了時の各段階において「グリーン庁舎基準及び同解説」により環境安全性の検証を行い、その結果を、各段階における要求水準確認報告書等に記載する。 (2)エネルギー使用量の予測b.事業者は、工事途中に、施設の供用開始後一箇年の電力、ガス及び水道等のエネルギー使用量の予測値を算出し、各入居官署毎の負担値とともに提出する。</p>	<p>環境安全性の確保がなされていることの検証には、段階的な確認が必要である。</p> <p>供用開始後に必要となるエネルギー使用量の予測値を算出し維持管理が円滑に行えるようになる。</p> <p>協定書等がある場合は遵守する旨を規定する。</p>
設計業務	4-5-3	<p>事業者は、要求水準書及び事業提案書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。</p> <p>(1)調査 事業者は、設計に先立ち、必要に応じて本敷地に関する設備の社会基盤調査、地盤調査、敷地測量(平面・高低)、電波障害事前調査、土壌調査、生活環境に関わる調査(交通量、風害、日照、景観等)を行う。 a. 調査計画書の提出 調査を実施する場合には、調査着手前に調査計画書を作成し、国に提出する。 b. 調査報告書の提出</p>	<p>設計業務の内容は国土交通省告示第15号により定める。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<p>調査終了時に、調査報告書を作成し、国に提出する。提出時期については、実施する調査内容に応じて国と協議する。</p> <p>(2) 設計業務計画書の作成 事業者は、基本設計着手前に、設計業務計画書を作成のうえ国に提出し、確認を受ける。業務計画書の内容には、実施体制、工程等を盛り込むものとし、詳細については国と協議を行うものとする。</p> <p>(3) 管理技術者及び主任担当技術者の通知 事業者は、基本設計着手前に、資格確認資料に記載された設計業務における管理技術者及び主任担当技術者を選任のうえ、国に通知し確認を受ける。</p> <p>(4) 基本的性能に係る設計説明書の作成 事業者は、要求水準書、事業提案書基本設計及び実施設計の着手時に、「官庁施設の基本的性能基準」(平成18年3月31日 国営整第156号 国営設第162号)に定める性能を満たすための条件を整理し、設計に反映させるため、本施設の設計説明書を作成し、国に確認を受ける。</p> <p>(5) リサイクル計画書の作成 事業者は、設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として作成し、国に提出する。</p> <p>(6) 設計</p> <p>a. 基本設計</p> <p>(a) 業務内容 業務内容は国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添一の1の二による。</p> <p>(b) 平面計画の協議 事業者は、基本設計終了前に、施設の配置及び各階平面における諸室の配置等(以下「平面計画」という。)について国と協議する。この場合の協議期間は40日を見込む。また、協議の内容は平面計画のみならず、フロア間にわたるものも含むものとする。なお、当該協議を行うために、国との事前の打合せを、設計業務と並行して行う。</p> <p>b. 実施設計 業務内容は国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添一の1の二による。 実施設計は、工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。また、建設工事着手後に実施設計書の変更を行う場合に作成する設計も、同様な内容とする。</p> <p>c. 工事段階で設計者が行う実施設計に関する業務 業務内容は国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添一の1の三による。</p> <p>(7) 設計図書の作成</p> <p>a. 図面の作成 図面の作成は、「建築工事設計図書作成基準」、「建築設備工事設計図書作成基準」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。</p>	<p>基本的性能の確認の重要性から設計説明書の作成と確認を明示する。</p> <p>リサイクルの促進を図るためリサイクル計画書を作成し、提出する。</p> <p>告示では実施設計図書の作成完了時に、工事費概算書を作成するとしているため、実施設計は国が必要とする工事費内訳明細書を作成することに十分な内容とすることを明記する。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<p>b. 設計に係る資料の提出方法 図面その他の設計に係る資料は、「建築設計業務等電子納品要領(案)」により国に提出する。</p> <p>c. 基本設計書の提出 基本設計書は、「建築」、「構造」、「設備」及び「外構その他」に区分し、さらに設備は、「電力設備」、「通信設備」、「衛生設備」、「空気調和設備」及び「昇降機設備」に区分するものとし、それぞれについて、基本設計終了時に国に提出する。 提出する内容は以下による。提出サイズは「建築工事設計図書作成基準」による。</p> <p>(a) 基本設計概要書 ○部 (b) 基本設計書 ○部 (c) 第2原図 ○部 (d) 陽画焼付製本 ○部 (e) 各種計算書 ○部 (f) 各種技術資料 ○部 (g) 工事概算書 ○部 (h) 打合せ議事録 ○部 (i) 電子媒体 (a)～(h)をCD-Rに加工したもの ○部</p> <p>d. 実施設計書の提出 実施設計書は、前記c.の区分に基づき作成し、それぞれを工事着手前に、国に提出する。提出する内容は以下による。提出規格は「建築工事設計図書作成基準」による。</p> <p>(a) 原図 ○部 (b) 第2原図 ○部 (c) 陽画焼付製本 ○部 (d) 各種計算書 ○部 (e) 各種技術資料 ○部 (f) 工事費内訳明細書 ○部 (g) 打合せ議事録 ○部 (h) 電子媒体 (a)～(g)をCD-Rに加工したもの ○部</p> <p>e. 設計意図伝達に関する資料等の作成 設計意図の伝達に関する以下の資料等を作成し、国に提出する。 (a) 説明図及びデザイン詳細図等 (A4判):○部 (()内は例示、以下同じ) (b) 色彩等計画書(A4判):○部 (c) 質疑に関する検討及び回答案 (A4判):○部 (d) 電子媒体 (a)～(g)をCD-Rに加工したもの(○部)</p> <p>f. 面積算出資料の提出 各設計段階において、各入居官署の各室等の面積及び各階のそれぞれの共用部分の面積を面</p>	<p>必要に応じてアプリケーションを指定</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<p>積表にまとめ、面積算出資料とともに国に提出する。なお、面積算出は、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)及び国有財産法に基づいた2種類の方法にて行う。(提出サイズ、部数等を指定する)</p> <p>(a)面積算出資料 (A3判):○部 (b)電子媒体 (a)をCD-Rに加工したもの(○部)</p> <p>(8)透視図及び模型等の作成</p> <p>a. 透視図 実施設計がほぼ終了する段階で、建物の内観及び外観透視図を作成し、以下により国に提出する。</p> <p>(a)彩色 A2版(アルミ製):内観及び外観各○カット (b)木製パネル水貼り 半切り版:各○部 (c)写真 カラーキヤベネ版(A4判):各○部 (d)電子媒体 (b)をCD-Rに加工したもの(○部)</p> <p>b. 模型 実施設計がほぼ終了する段階で、周辺道路等を含む完成予想模型を作成し、以下により国に提出する。模型材料は、変形及び退色しにくいものとする。</p> <p>(a)製作寸法○mm×○程度(台座及びアクリルケース付) (b)写真 カラーキヤベネ版:○カット各○部 (c)電子媒体 (b)をCD-Rに加工したもの(○部)</p> <p>c. 事業紹介ポスター 実施設計完了時に、図面及び透視図等を使用し、施設のコンセプト等の説明文・イメージ図等を加えて本事業紹介用のポスター(カラー)を作成し、以下により国に提出する。</p> <p>(a)ポスター (A1判):○部、(A2判):○部、(A3判):○部 (b)電子媒体 (a)をCD-Rに加工したもの(○部)</p> <p>(9)申請及び手続き等</p> <p>a. 申請及び手続き等で関係行政機関等に提出した書類の写しを製本し、着工時に国に○部提出する。正副本の扱いについては国の指示による。また、電子媒体(CD-Rに加工したもの)についても○部提出する。</p> <p>b. 国が実施する地域住民への説明補助作業を行うこと。</p> <p>(10)公共建築設計者情報システムの登録 事業者は、設計業務完了時において、業務完了後10日以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に基づき「業務カルテ」を作成し、国の確認を受けた後に(社)公共建築協会に提出するとともに、(社)公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを国に提出する。</p>	

項目	事業名	章・節 番号	本文	適用
建設業務	4-5-4	<p>事業者は、要求水準書及び事業提案書並びに設計・施工工程表等に基づき、以下の業務を実施する。</p> <p>(1)建設工事</p> <p>事業者は、以下の工事を実施する。 なお、工事の実施上記に伴い発生する給水負担金・給水加入金、下水道負担金等の以下の工事の各種負担金は、工事に含めて対応する。</p> <p>a. 解体撤去工事 既存施設及び関連する既存基盤施設(引込配管等)の解体撤去工事</p> <p>b. 本体工事 庁舎及び来庁舎用駐車場の建設工事</p> <p>c. 外構工事 外構施設一式の建設工事</p> <p>d. 関連工事 設備等インフラ及び道路接続に伴い発生する必要な工事</p> <p>e. 近隣対応等 電波障害対策(対策工事・事後確認調査含む)及び近隣対応(説明会等)。</p> <p>f. 別途工事との調整等 別途行われる工事との調整対応。</p> <p>(2)仮設事務所の設置</p> <p>事業者は、国が使用する〇〇㎡程度の仮設事務所を設置する。仕上げは一般事務室程度とし、仮設事務所には、机、椅子、ロッカー、電話等の備品や電灯、給排水及びその他の設備を設け、詳細は【別添資料4—17】「仮設事務所の設備・備品等」による。これらに関する光熱水料、電話使用料及び消耗品等は、全て事業者の負担とする。</p> <p>(3)工事着手届の提出</p> <p>事業者は、建設工事に着手する前に、工事着手届を国に提出する。</p> <p>(4)監理技術者又は主任技術者の通知</p> <p>事業者は、建設工事に着手する前に、資格確認資料に記載した建設業法第26条に定める監理技術者又は主任技術者を選任の上、国に通知し確認を受ける。</p> <p>(5)施工体制台帳及び施工体系図の作成</p> <p>事業者は、下記の事項又は書類を盛り込んだ上で、建設業法に基づき施工体制台帳に係る書類及び施工体系図を作成し、国に提出する。</p> <p>a. 「建設業法施行規則」第14条の2第1項第2号口の請負契約及び同項第4号口の請負契約に係る建設業法第19条第1項及び第2項の規程による書面の写し</p> <p>b. 統括安全衛生責任者名、安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名</p> <p>c. 監理技術者、主任技術者(下請負人を含む。)の顔写真</p> <p>d. 一次下請負人となる警備会社がある場合は、その商号又は名称、現場責任者名及び工期</p> <p>e. 緊急時の連絡体制表</p> <p>(6)国による重点確認工程等</p> <p>a. 国は下記の施工段階において提出書類及び実地による重点的な確認を行う。 (重点確認施工段階の例) ・試験杭施工時</p>	<p>国は重点確認が必要な事項を明示するとともに、その確認内容を具体的に提示する。</p>	

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<ul style="list-style-type: none"> ・基礎、1階、○階、○階、○階の鉄筋及び型枠の加工・組立終了時 ・○階、○階、○階の鉄骨建方時 ・1階、○階、○階、○階コンクリート打設時 ・防水工事施工時 ・外装材施工時 ・外部建具施工時 ・自家発電機据付け時 ・分電盤・制御盤据付け時 ・電気設備各機器の運転調整及び総合調整 ・受水槽・給水ポンプ据付け時 ・空調機器据付け後 ・エレベーター据付け時 ・機械設備各機器の総合運転調整及び試験調整 <p>b. 国による重点的な確認に当たって事業者が提出する資料、提出時期等は【別添資料4—18】「重点確認実施要領」による。</p> <p>c. 事業者が提出する資料等は要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。</p> <p>d. 事業者は国による実地確認に立会うものとする。</p> <p>(7) 施工計画書、品質管理計画書、施工報告書の提出</p> <p>a. 事業者は、建設工事の着手前に、総合施工計画書を作成し、国に提出する。総合施工計画書は、【別添資料4—19】「総合施工計画作成要領」により作成する。b. 事業者は各工事の着手前に、工種別の施工計画書及び品質管理計画書を作成し、国に提出する。</p> <p>c. 事業者は、施工計画書等に基づき適切に施工したことを示す施工報告書及びその他関連する書類について、各部位の施工後に国に提出する。</p> <p>d. 施工計画及び品質管理計画の策定に当たっては、要求水準確認計画書における建設工事の業務内容や役割との整合性を確保するものとする。</p> <p>(8) 施工体制の点検</p> <p>事業者は、国から、監理技術者又は主任技術者の設置の状況及びその他の工事現場の施工体制が、施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これに対応する。</p> <p>(9) 実施工程表・月間工程表の提出</p> <p>a. 事業者は、「躯体」、「外構」、「電力設備」、「通信設備」、「衛生設備」、「空調和設備」、「昇降機設備」及び「解体撤去」の区分毎に、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、国に提出する。</p> <p>b. 事業者は、前記a. の区分毎に月間工程表を作成し、該当月前月末日までに国に提出する。</p>	<p>提出資料等の具体的内容は重点確認工程毎に定める。</p> <p>進捗状況報告書は、施設整備が、予定通りに確</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<p>(10)進捗状況報告書の提出 事業者は、(9)a.の区分毎に出来高を算出し、その出来高による進捗状況報告書を工事期間中に毎月国に提出する。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。</p> <p>(11)別途工事との調整 事業者は、工事期間中に本施設に係る別途工事との工程及び仮設等の調整を行う。調整に当たっては、総合図(各工事及び別途工事との内容を合わせて作成する施工図)を作成し、国と協議し、別途工事への協力を行う。</p> <p>(12)使用材料の詳細に係る確認 設計及び建設工事において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、事前に国にその内容を提示し確認を得る。また、その結果をもって入居官署に説明を行い、調整の必要な事由が生じた場合は国と協議する。</p> <p>(13)電波障害対策 事業者は、施設整備に伴い周辺住民への電波障害が発生した場合、従前の状態まで復旧させ、対策後に電波障害対策関連報告書を速やかに国に提出する。 なお、国の机上予測検討に基づく本事業に伴う受信障害の発生が予測される範囲について、【別添資料4-4】に参考として示す。</p> <p>(14)地中障害物の撤去、搬出及び処分 a. 事業者は、地中障害物について、撤去、搬出及び処分を行うものとする。 b. 要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者は、その撤去、搬出及び処分については国と協議を行うものとする。</p> <p>(15)申請及び手続き等 a. 事業者は、建設工事の実施、完了及び施設の供用開始に必要な一切の協議、申請及び手続きを行う。 b. 事業者は、上記の書類について写しを保存し、施設引渡し時に速やかに国に製本の上提出する。 正・副本の扱い等体裁については、国と協議して定める。</p> <p>(16)国有財産台帳付属図面の調製に係る資料等の作成 事業者は、国有財産台帳付属図面を「国有財産台帳等取扱要領」(平成13年5月24日財1859号)により作成し、建設工事完了後速やかに国に提出する。</p> <p>(17)完成図の作成 a. 完成図は、建設工事完成時における工事目的物たる建築物の状態を明瞭かつ正確に表現したものととして以下により作成し、建物引渡し時に速やかに国に提出する。 b. 図面の作成は「営繕工事電子納品要領(案)」、「建築工事設計図書作成基準」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。 (a)原図 (A1判):○部 ()内は例示、以下同じ)</p>	<p>実に遂行されるよう、施工の進捗状況を確認するために提出を求め、工事の進捗が予定から変動した場合その理由を把握するために、契約書に定める5%以上の変動があった場合は国に報告することを規定する。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<p>(b) 第2原図 (A1判): ○部 (c) 陽画焼付製本 (A2判): ○部 (d) 金文字黒表紙ファイル製本 (A4判): ○部 (e) 電子媒体 (a)~(d)をCD-Rに加工したもの ○部</p> <p>c. 完成図は、下記に掲げる内容を含むものとする。ただし、施設の設計内容に応じ、追加する必要がある図等が生じる場合があるため、その作成にあたっては国と協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築： <ul style="list-style-type: none"> 概要書/案内図/配置図/室名及び室面積や耐震壁が表示された各階平面図/立面図/断面図/仕上表/面積表/矩計図/詳細図/天井伏図/建具/カーテンウォール施工図/施工計画書、その他必要と思われる図書等 ・構造： <ul style="list-style-type: none"> 特記図/伏図/杭図/軸組図/断面表/構造躯体施工図、その他必要と思われる図書等 ・電気設備(電力設備・通信設備)： <ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書/各階の各種配線図及び文字・図示記号/分電盤・動力制御盤・配電盤等の単線接続図/各種系統図/電気関連諸室の平面図・機器配置図/各種構内線路図/主要機器一覧表、その他必要と思われる図書等 ・機械設備(衛生設備・空気調和設備・昇降機設備)： <ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書/主要機器一覧表/衛生器具一覧表/各種系統図/各種平面図(各階)/主要機械室詳細図(平面・断面)・便所詳細図/屋外配管図/雨水利用設備・ディスプレイ設置設備・昇降機設備・自動制御設備等の特殊設備図、その他必要と思われる図書等 ・その他： <ul style="list-style-type: none"> サイン図、各種試験成績書・報告書、その他必要と思われる図書等 <p>(18)施設の保全に係る資料の作成 保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、建設工事完了後、次の部数を国に提出する。なお、資料には「施設保全マニュアル作成要領」に基づき「施設保全マニュアル」の作成を含むものとする。</p> <p>(a)金文字黒表紙ファイル製本 A4 判ファイルに A1 版図面折り込み: ○部 (b)電子媒体 (a)をCD-Rに加工したもの ○部</p> <p>(19)完成写真の提出</p> <p>a. 完成写真</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)写真 カラーキャビネ版: ○カット各○部、○カット各○部 (b)木製パネル水貼り: 半切り版: ○カット各○部 (c)電子媒体 (a)をCD-Rに加工したもの: ○部 <p>b. 保全用写真</p> <ul style="list-style-type: none"> (a)写真 カラーサービス版: ○カット各○部 	

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
工事監理業務	4-5-5	<p>(b) 電子媒体 (a)をCD-Rに加工したもの：○部 c. 完成写真の撮影者との契約にあたっては、次の事項を条件とする。 (a) 完成写真は、国が行う事務並びに国及び国が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合、著作者名を表示しないことができる。 (b) 完成写真の公表並びに他人に閲覧、複写、譲渡等の行為をしてはならない。ただし、予め国の承諾を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(20) パンフレット等の作成 a. 工事説明用パンフレット 事業者は、建設工事中に使用する工事説明用パンフレットを工事着手時までに作成し、国に提出する。パンフレットは、新庁舎の概要及び工法の概要等を、パース、完成模型、図面、イラスト等により説明するものとする。なお、不足した場合は適宜部数の補充を行う。 (a) パンフレット A4版カラー両面：○部 (b) 電子媒体 (a)をCD-Rに加工したもの：○部 b. 事業紹介ポスター 工事完了後に図面、透視図、完成写真及び完成模型の写真等を使用し、施設のコンセプト等の説明文・イメージ図等を加えて本事業紹介用のポスターを作成し、以下により国に提出する。 (a) ポスター (A1判カラー)：○部、(A2判)：○部、(A3判)：○部 (b) 電子媒体 (a)をCD-Rに加工したもの：○部 (21) 事業記録の作成 (適宜作成を指定する。) (22) 建設工事に関する留意事項 【別添資料4—20】「建設工事に関する留意事項」による。</p> <p>(1) 工事監理 工事監理業務の内容は以下の通りとする。 ・ 工事監理業務は、基本的に建築士法(昭和25年法律第202号)に定める工事監理者の立場で行う業務とし、第2条第6項、第18条第3項、第21条に該当する業務とする。 ・ 工事監理業務の内容は、国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添一の2の一及び別添一の一の2の二に定める業務とする。 (2) 工事監理者及び主任技術者の通知 事業者は、建設工事に着手する前に、資格確認資料に記載した工事監理者及び主任技術者を選任の上、国に通知し確認を受ける。 (3) 工事監理業務計画書の提出 a. 工事監理者は、業務工程計画、業務体制、業務方針等について工事監理業務計画書を作成し、国に建設工事の着手前に提出し、確認を受ける。 b. 工事監理者は、設計図書とおりに施工が行われていることその他工事監理業務を的確に実施す</p>	<p>工事監理業務の内容を国土交通省告示第15号により定める。</p> <p>工事監理業務計画書の内容は建築工事業務委託共通仕様書に基づいた規定とする。</p>

項目	事業名 章・節 番号	本文	適用
		<p>るために必要な確認方法及び確認時期、記録方法その他の事項について、施工工程毎に工程別工事監理業務計画書を作成し、毎月提出し、確認を受ける。その際、適用基準の「公共建築工事標準仕様書」との適合を確認する。</p> <p>c. 工事監理業務計画書の作成にあたっては、国による要求水準確認書や要求水準確認計画書における各業務の業務内容や役割分担との整合性を確保するものとする。</p> <p>d. 工事監理業務計画書等については、工事の進捗に応じ変更の必要が生じた場合は、国と協議し確認を受ける。</p> <p>(4) 工事監理状況の報告 工事監理者は、工事と設計図書との照合及び確認の結果を記録し、事業契約書に規定する工事監理状況報告により、当該記録を国に毎月提出する。記録の内容に変更があった場合は同様とする。</p> <p>(5) 工事監理業務報告書の作成 a. 工事監理者は、工事監理に関する記録を作成し、工事監理業務報告書として国に毎月提出し確認を受ける。</p> <p>b. 工事監理業務報告書は、工事監理記録及び工事記録写真として、国による要求水準確認書並びに要求水準確認計画書の内容のうち工事監理業務に係るものや工事監理業務計画書に定められた業務を的確に実施したこと、設計図書に基づいて工事が施工されていることを確認したこと、その施工状況が要求水準に適合していることを確認したことについて、国が確認できる内容とする。</p> <p>(6) 施工計画書及び品質管理計画書の確認 工事監理者は、施工計画及び品質管理計画が要求水準確認計画の計画内容に照らして適正なものになっていることを確認するものとする。</p> <p>(7) 施工報告書の確認 工事監理者は、建設工事において作成する施工報告書に関して国による要求水準確認書、要求水準確認計画書及び施工計画並びに品質管理計画どおりに施工されていることを確認する。</p>	
維持管理	5章	省略	対象外
運営	6章	省略	対象外

別添資料

(別添資料のN-nは、Nが章番号-nが資料順を示す。)

別添資料 1 - 1	用語の定義
別添資料 2 - 1	適用基準等リスト
別添資料 4 - 1	敷地測量図
別添資料 4 - 2	既存土質柱状図
別添資料 4 - 3	敷地社会基盤現況資料 (参考)
別添資料 4 - 4	電波障害机上検討図 (参考)
別添資料 4 - 5	各室性能表
別添資料 4 - 6	既存調査図面
別添資料 4 - 7	官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表
別添資料 4 - 8	LCCO 2 算出方法
別添資料 4 - 9	地震動作成の際の適合条件
別添資料 4 - 10	地下階の耐震安全性確保の検討方法
別添資料 4 - 11	セキュリティに関する基本的考え方
別添資料 4 - 12	揮発性有機化合物の濃度測定
別添資料 4 - 13	各入居官署の諸室位置関係図 (参考)
別添資料 4 - 14	特殊負荷一覧表
別添資料 4 - 15	工事種目一覧表
別添資料 4 - 16	要求水準確認書
別添資料 4 - 17	仮設事務所の設備・備品等
別添資料 4 - 18	重点確認実施要領
別添資料 4 - 19	総合施工計画書作成要領
別添資料 4 - 20	建設工事に関する留意事項

別添資料 1-1 用語の定義

本事業

〇〇県〇〇市〇〇X-X-X に新たに整備される「〇〇庁舎（仮称）整備事業」を示す。

本敷地

本事業の対象となる「〇〇県〇〇市〇〇X-X-X」の事業用地を示す。規模及び形状の詳細は【別添資料 4-1】敷地測量図による。

本施設等

本敷地に新たに整備される〇〇庁舎（仮称）の庁舎、来庁舎用駐車場、外構施設の全てを示す。

本施設

〇〇庁舎（仮称）のうち、庁舎としての本館建物を示す。

来庁者用駐車場

〇〇庁舎（仮称）のうち、一般来庁者用の駐車場を示す。

外構施設

〇〇庁舎（仮称）のうち、庁舎及び来庁者用駐車場以外の屋外附帯施設一式を示す。

既存施設

本敷地に現存している、〇〇局、〇〇局及び〇〇署が入居している既存庁舎本館及び車庫、自転車置場、燃料庫、外構施設等の全てを示す。

国

〇〇省及び本施設に入居する各入居官署を総称している。

事業者

本事業を遂行するために特別目的会社として設立され、当該事業を遂行する P F I 民間事業者をいう。

職員

本施設に入居する各入居官署の職員をいう。

来庁者

本施設を訪れる職員以外の来庁者をいう。

官用車

国が直接調達し、公用として用いる車両をいう。

専用部分

各入居官署における事務室等の所要室を示す。

共用部分

各入居官署の専用部分以外で、施設利用者が共同的に使用する共用会議室、福利厚生諸室、設備関連諸室、交通部分、駐車場等を示す。

点検

建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。

保守

建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。

修繕

建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

日常清掃

日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。

定期清掃

月単位、年単位に長い周期で定期的に行う清掃業務をいう。

保全

建築物（設備を含む）及び諸施設、外構、植栽などの対象物の全体または部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。

劣化

建築物の全体又は各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。

共用物

国及び事業者により調達される、共用部分において共同的に使用する鍵やマイク等の備品の類をいう。

別添資料 2-1 適用基準等リスト

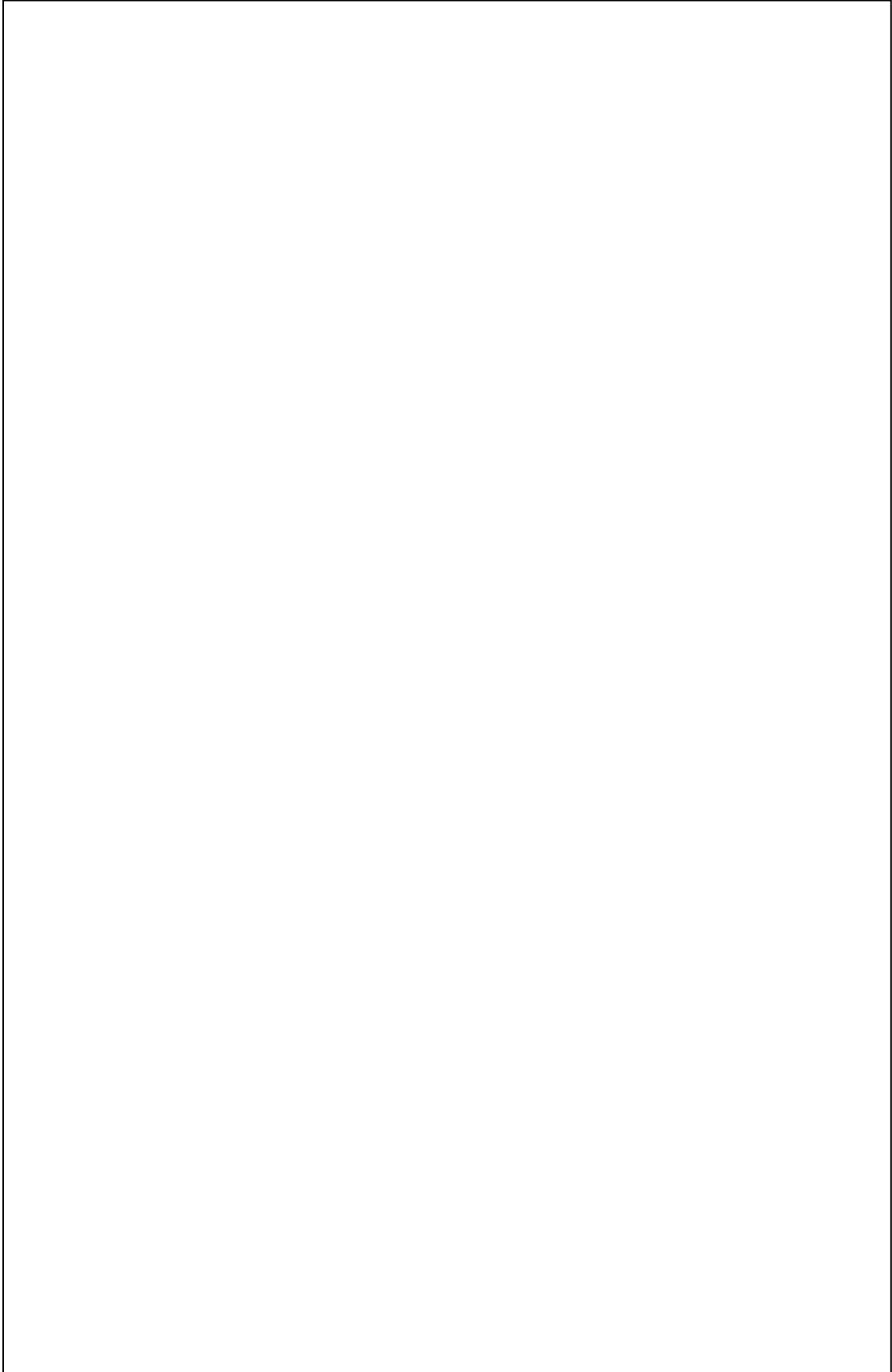
◎ホームページ掲載 ●刊行物 ▲落札者決定後に提示
 ※各基準等は、改定された場合はそれに従うものとする。

【 適用基準 】

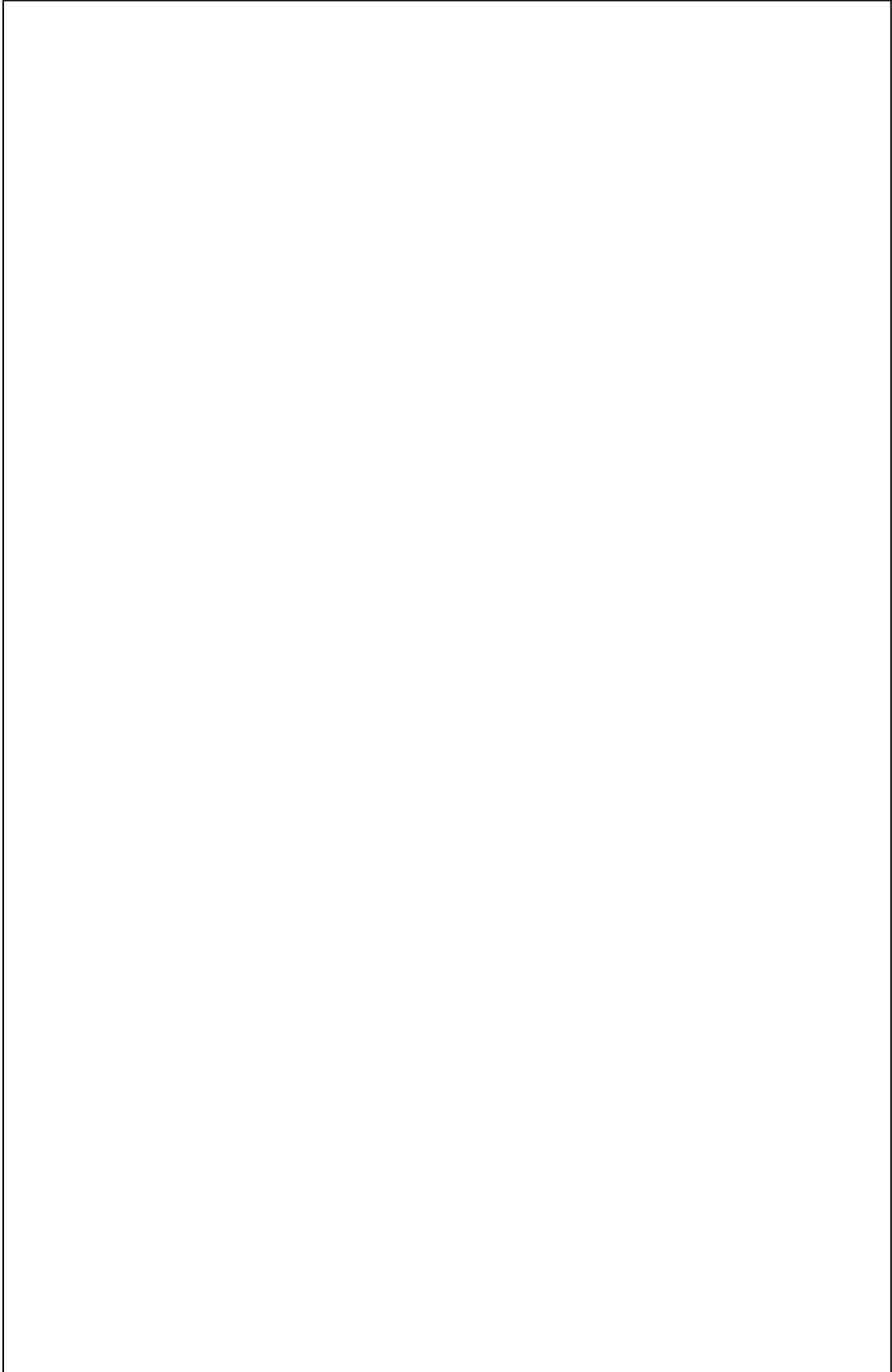
基準名等	刊行物等名称	入手方法	ホームページアドレス、刊行物発行者等
官庁施設の基本的性能基準	官庁施設の基本的性能基準及び同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
官庁施設の総合耐震計画基準	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
官庁施設の環境保全性に関する基準	グリーン庁舎基準及び同解説(官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説)	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
建築設計基準	建築設計基準及び同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
建築構造設計基準	建築構造設計基準及び同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
構内舗装・排水設計基準	構内舗装・排水設計基準及び同解説	●	(社)公共建築協会
建築工事設計図書作成基準	建築工事設計図書作成基準及び同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
建築設備計画基準	建築設備計画基準	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
建築設備設計基準	建築設備設計基準	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
建築設備設計計算書作成の手引	建築設備設計計算書作成の手引	●	(社)公共建築協会
建築設備工事設計図書作成基準	建築設備工事設計図書作成基準	◎	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm
排水再利用・雨水利用システム計画基準	排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
建築設備耐震設計・施工指針	建築設備耐震設計・施工指針	●	(財)日本建築センター
建築CAD図面作成要領(案)	建築CAD図面作成要領(案)	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_cals_cals.htm (社)公共建築協会
営繕工事電子納品要領(案)	営繕工事電子納品要領(案)	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_cals_cals.htm (社)公共建築協会
建築設計業務等電子納品要領(案)	建築設計業務等電子納品要領(案)	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_cals_cals.htm (社)公共建築協会
建築工事安全施工技術指針	建築工事安全施工技術指針・同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(建築工事編)	●	(財)国土技術研究センター
建設副産物適正処理推進要領	建設副産物適正処理推進要綱	◎	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm
建設産業における生産システム合理化指針	建設産業における生産システム合理化指針	▲	

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)	セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)	▲	
デジタル写真管理情報基準(案)	デジタル写真管理情報基準(案)	◎	http://www.cals-ed.go.jp/index_denshi.htm
建設リサイクルガイドライン	建設リサイクルガイドライン	◎	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm
公共建築工事標準仕様書	同左(建築工事編) 同左(電気設備工事編) 同左(機械設備工事編)	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
公共建築改修工事標準仕様書	同左(建築工事編) 同左(電気設備工事編) 同左(機械設備工事編)	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (財)建築保全センター
公共建築設備工事標準図	同左(電気設備工事編) 同左(機械設備工事編)	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
敷地調査共通仕様書	敷地調査共通仕様書	●	(社)公共建築協会
公共建築工事積算基準	公共建築工事積算基準	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (財)建築コスト管理システム研究所
公共建築工事内訳書標準書式	公共建築工事内訳書標準書式・同解説	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (財)建築コスト管理システム研究所
建築物解体工事共通仕様書	建築物解体工事共通仕様書	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
公共建築工事設計業務委託共通仕様書	公共建築設計業務委託共通仕様書	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (社)公共建築協会
建築保全業務共通仕様書	建築保全業務共通仕様書	◎ ●	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_index.htm (財)建築保全センター
国有財産台帳等取扱要領	国有財産台帳等取扱要領について	◎	http://www.kokuyuzaisan.go.jp/KOKUYU/PC/tsutatsu/KYTTOPSRC.html
昇降機技術基準の解説	昇降機技術基準の解説	●	(財)日本建築設備・昇降機センター (社)日本エレベーター協会
昇降機耐震設計・施工指針	同上	●	同上
標準型建具	標準型建具	▲	
建築工事標準詳細図	建築工事標準詳細図	●	(社)公共建築協会
施設保全マニュアル作成要領	施設保全マニュアル作成要領	◎	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun/index.htm
建築工事における建設副産物管理マニュアル	建築工事における建設副産物管理マニュアル	◎	http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun/index.htm
建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン	建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて	◎	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/kensetu.files/0703kisha.htm
木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン	木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン	◎	http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidoraintop.html
検察庁支部、法務局支局等庁舎設計基準及び同解説(平成9年版)		▲貸出	
検察庁支部、法務局支局等庁舎設計基準(平成19年版)		▲貸出	
矯正施設用指定部品図集(平成17年版)		▲貸出	

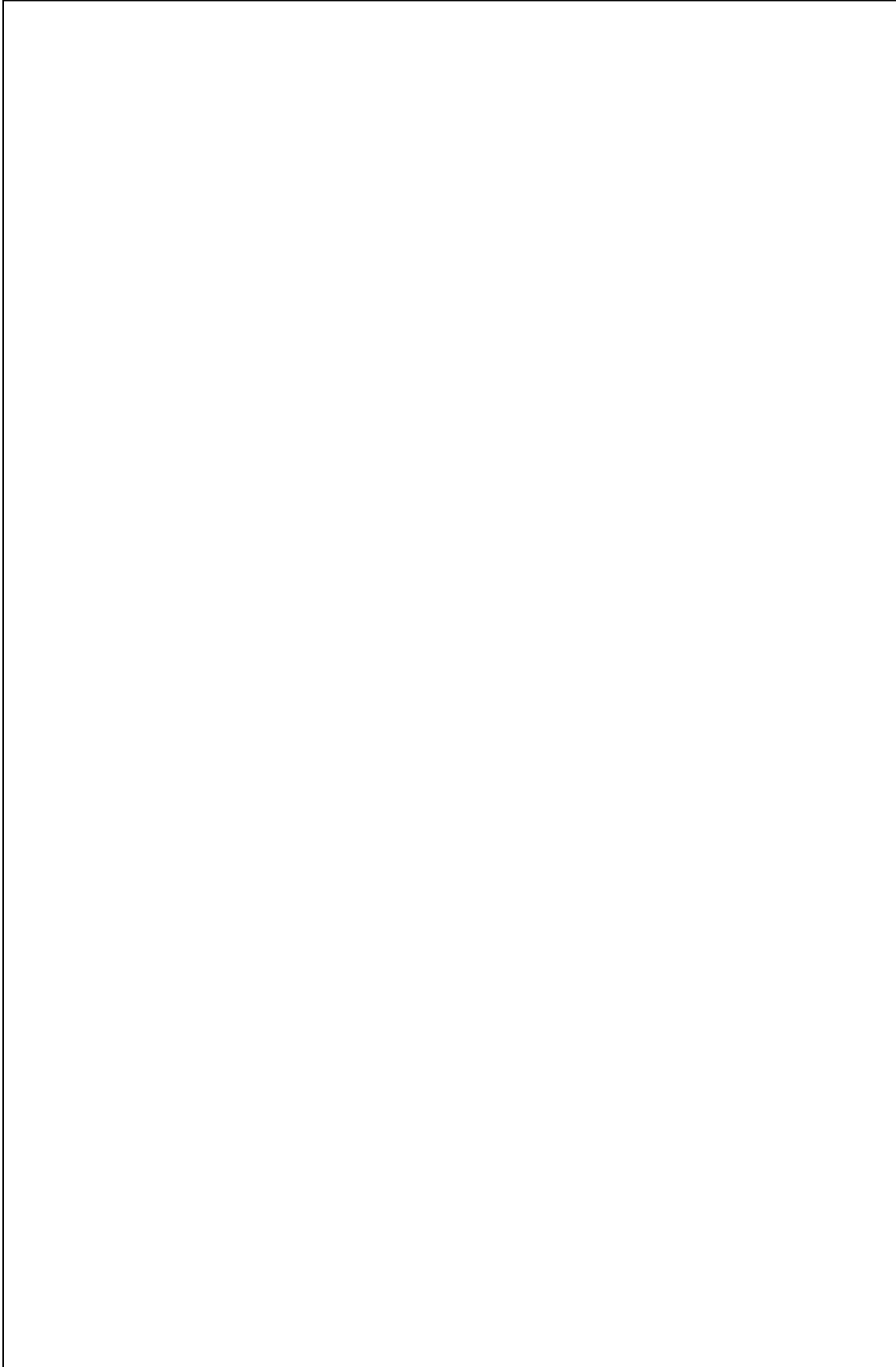
別添資料 4 - 1 敷地測量図



別添資料 4 - 2 既存土質柱状図



別添資料 4 - 3 敷地社会基盤現況資料 (参考)



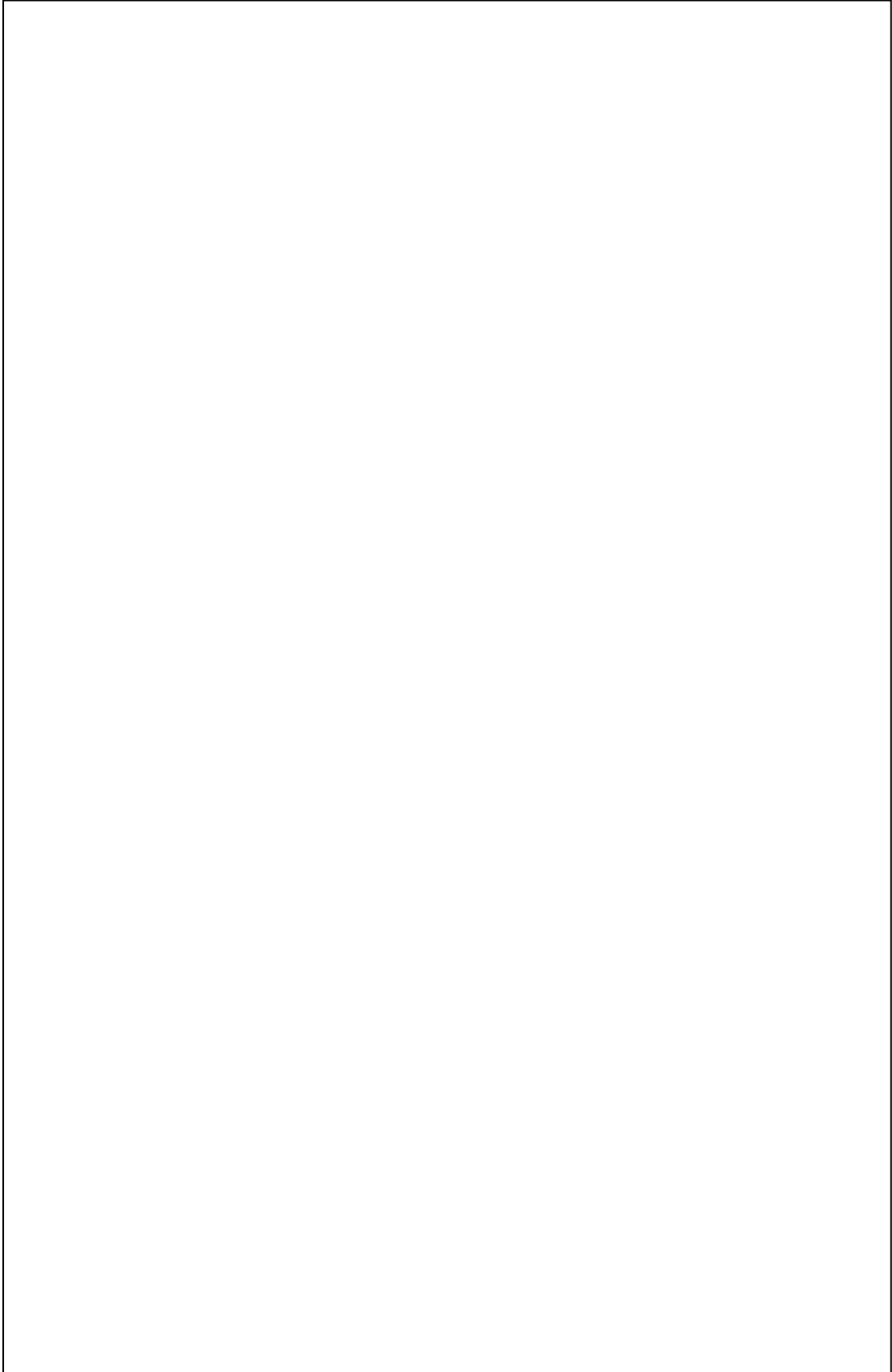
別添資料 4 - 4 電波障害机上検討図 (参考)



【表記内容の説明】

・二重床	○：OAフロアとして二重床(有効高さ80mm以上)とする。なお、詳細は設計時に調整のこと。	・出退表示	表示欄 操作欄	○：表示状態が確認できる機能を設ける ○：出退表示の操作が可能な機能を設ける
・出入口	出入口扉の箇所数： 原則としてその室に対する基本的な出入口数を示しており、隣接する室への出入口扉の数は一部省略している。計画により分散配置する室については、室毎に扉を設置すること。出入口扉の数は、計画により増加することは差し支えない。扉の形式(開き戸、引戸等)については、本文に記載のあるものを含み、設計時に調整のこと。 扉ガラスの有無： 形状やガラスの種類等は、本文に記載のあるものを含み、設計時に調整のこと。 鍵管理： A：官署内の所定の室にて鍵箱による管理を行う。(共用部分は庁舎管理室内の鍵箱による。) B：鍵管理ボックス(システム)：1階庁舎管理室前室に設置のボックスにて管理。詳細は要求水準(本文)を参照。 C1：電気錠による管理(カード式) C2：電気錠による管理(テンキー/暗証番号式)	・時刻表示	○： 時刻表示機能を設ける	
・床荷重	(床版又は小梁計算用)/(大梁・柱又は基礎計算用)/(地震力計算用)を示す。設計時に実状に応じて適宜調整のこと。	・拡声設備	○： 壁等にて一般放送の音量調節機能を設ける	
・照明器具種別	A： 天井埋込型カバー付を主体 B： 天井埋込型OAルーバー付、遮光角15°～30° C： 天井埋込型下面開放 D： 露出型	・テレビ受信	○： テレビ共同受信機能を設ける	
・電源コンセント(一般)	A： 8㎡に2重床内ケーブル用ジョイントボックス1個以上(8㎡当たりのコンセント容量200VA/個)+OAタップ2個以上 B： 1室に2個以上(1個当たりのコンセント容量200VA/個) C： 1室に2個以上(1個当たりのコンセント容量100VA/個)	・配線経路対応	防犯： ○： 監視カメラ、防犯センサ等の別工事用の配線経路、スペースを確保する(設備機器、配線は別途工事) LAN機器等： ○： LAN設備等別工事用の配線経路、スペースを確保する(設備機器、配線は別途工事) 映像音響機器： ○： プロジェクタ等映像音響設備の別工事用の配線経路、スペースを確保する(設備機器、配線は別途工事)	
・構内交換	TEL： 電話機の設置数 FAX： ファクシミリの設置数(機器本体設置は事業範囲外)	・空調	通常使用： ○： 定時時間に業務を行う室 特殊使用： ○： コンピューター室等、機器発熱が発生する室、または業務内容により温湿度条件が定められている室 24h使用： ○： 24時間連続して作業を行う室 災害時使用： ○： 災害活動拠点室として使用する室	
		・給排水	○： 給排水設備を設ける ◎： 給排水設備(給湯設備有り)を設ける	
		・衛生器具	A： B： C：	
		・水損対策室	○： 常時人が使用していない室で、給排水及び水系消火設備により、水損等が甚大に生じないよう配慮する必要がある室	

別添資料 4 - 6 既存調査図面



別添資料4-7 官庁施設の基本的性能基準に基づく適用分類表

項目		対象施設		庁舎	来庁者用駐車場	外構施設	
大項目	中項目	小項目		建物	建物	建物・その他	
社会性	地域性			I	I	I	
	景観性			I	I	I	
環境保全性	環境負荷低減性	長寿命		適用	適用	適用	
		適正使用・適正処理		適用	適用	適用	
		エコマテリアル		適用	適用	適用	
		省エネルギー・省資源		適用	適用	適用	
	周辺環境保全性	地域生態系保全		適用	適用	適用	
		周辺環境配慮		適用	適用	適用	
安全性	防災性	耐震	構造体	II	III	III	
			建築非構造部材	A	B	B	
			建築設備	甲	乙	乙	
		対火災	耐火	【別添資料〇-〇】「各室性能表」参照			
			初期火災の拡大防止	【別添資料〇-〇】「各室性能表」参照			
			火災時の避難安全確保	I	I	I	
		対浸水		【別添資料〇-〇】「各室性能表」参照			
		耐風	構造体	II	III	III	
			建築非構造部材	II	III	III	
			建築設備	II	III	III	
	耐雪・耐寒	構造体	適用	適用	適用		
		外部空間等	適用	適用	適用		
	対落雷		I	III	III		
	常時荷重		適用	適用	適用		
	機能維持性		I	II	II		
	防犯性		適用	適用	適用		
機能性	利便性	移動	適用	適用	適用		
		操作	適用	適用	適用		
	ユニバーサルデザイン		適用	適用	適用		
		音環境	【別添資料〇-〇】「各室性能表」参照				
		光環境	【別添資料〇-〇】「各室性能表」参照				
		熱環境	【別添資料〇-〇】「各室性能表」参照				
		空気環境	【別添資料〇-〇】「各室性能表」参照				
		衛生環境	適用	適用	適用		
	振動		適用	-	-		
	情報化対応性		【別添資料〇-〇】「各室性能表」参照				
経済性	耐用性	耐久性	構造体	適用	適用	適用	
			建築非構造部材	適用	適用	適用	
			建築設備	適用	適用	適用	
	フレキシビリティ		I	II	II		
	保全性	作業性	適用	適用	適用		
更新性		適用	適用	適用			

別添資料4-8 LCCO2算出方法

1. 要求水準に示すLCCO2の位置づけ

LCCO2は、基本設計終了時及び実施設計終了時において、具体的な設計内容に基づいて算出することとする。従って、入札時の提案においての数値は、概略のLCCO2予測計算としても良い。

なお、算出においては、「グリーン庁舎基準及び同解説(平成17年版)」における「グリーン庁舎評価システム(GBES)全国版」による。

2. LCCO2算出における計算条件

LCCO2の算出は、設計監理から廃棄処分までの各段階に係わるCO2排出量を含むものとする。計算条件を以下に示す。

- ① 評価対象期間は65年とする。
- ② 建替周期は65年とする。
- ③ 各種エネルギー原単位は、実情に応じ決定することとするが、入札時の提案においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」による。
- ④ 1990年水準の建物仕様は、「グリーン庁舎基準及び同解説(平成17年版)」第4編 庁舎における評価検討例、表4.3における「1990年水準」とする。なお、空調面積、窓の大きさ、庇形状、内部発熱負荷は計画案と同一とする。
ただし、入札時の提案においては、1990年水準のLCCO2を104.85kg-CO2/年m²とする。
- ⑤ GBESにないグリーン化技術を採用する場合は、事業者にてLCCO2削減効果を試算し、根拠を明示すること
- ⑥ その他各種設定値について、適切な設定が困難なものは、国土交通省と協議して決定する。

別添資料4-9 地震動作成の際の適合条件

<検討方法>

地震動を作成する際には、下記の適合条件を満足することを確認する。

参考文献：「設計用入力地震動作成手法技術指針(案)」

(建設省建築研究所・(財)日本建築センター)

<応答スペクトルの適合条件>

擬似応答スペクトル(減衰定数5%)の適合度は、以下に示す条件を満足すること。

① 最少応答スペクトル比

$$\varepsilon_{\min} = \left\{ \frac{S_{psv}(T_i, 0.05)}{DS_{psv}(T_i, 0.05)} \right\}_{\min} \geq 0.85$$

② 目標設計用応答スペクトルからの変動係数 v ()

$$v \leq 0.05$$

③ 平均値の誤差

$$|1 - \varepsilon_{ave}| \leq 0.02$$

ただし、

S_{psv} : 擬似速度応答スペクトル

DS_{psv} : 設計用応答スペクトル

T_i : 誤差を判定する周期

$$v = \sqrt{\frac{\sum (\varepsilon_i - 1.0)^2}{N}}$$

$$\varepsilon_{ave} = \frac{\sum \varepsilon_i}{N}$$

$$\varepsilon_i = \frac{S_{psv}(T_i, 0.05)}{DS_{psv}(T_i, 0.05)}$$

別添資料 4-10 地下階の耐震安全性確保の検討方法

大地震動に対する地下階の耐震安全性の検討手法は、下記の通りとする。

$${}_B Q_U \geq I \cdot {}_B Q_{UN}$$

I : 重要度係数で構造体Ⅱ類の場合は1.25、Ⅲ類の場合は1.00 とする。

${}_B Q_U$: 地下階の保有水平耐力

$\Sigma 2.5 A_W + \Sigma 0.7 (1.0) A_C$ により算定してよい。

() 内の数値は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合を示す。

なお、 A_W 、 A_C は、昭和58年建設省告示第1790号による。

${}_B Q_{UN}$: 地下階の必要保有水平耐力

$${}_B Q_{UN} \geq {}_I Q_{UN} \cdot \frac{{}_B Q_D}{{}_I Q_D}$$

${}_I Q_{UN}$: 1階の必要保有水平耐力

${}_B Q_D$: 地下階の設計用層せん断力

${}_I Q_D$: 1階の $C_0 = 0.2$ における設計用層せん断力

別添資料4-11 セキュリティに関する基本的考え方

1. 敷地出入口等におけるセキュリティ

- 敷地境界線沿いには、オープンスペース部分を除き、囲障及び門扉を設置することで、セキュリティを確保する。
- 車両の敷地出入口部分は、引戸形式の門扉を設置する。開庁日・時間内は基本的にオープンな状態とし、土日休日・夜間等時間外については閉鎖するものとする。
- 来庁者用駐車場は、開庁日・時間内については基本的にオープンな状態とし、土日休日・夜間等時間外については、出入口部分の閉鎖等により、セキュリティを確保する。
- その他、構内の監視カメラにより監視を行う。

2. 建物におけるセキュリティ

階層構成・ 入居官署及び主な諸室		時間・警備の考え方		セキュリティの考え方	
				開庁日・時間内	土日休日・夜間等時間外
				人的警備・機械警備	機械警備
最上階～	〇〇〇			<ul style="list-style-type: none"> 立哨警備、巡回警備、監視カメラ等により適宜セキュリティを確保する。 専用部分の各官署窓口部分、各階の交通部等の共用部分は、基本的には職員、一般来庁者、関連業者等全ての利用者の出入を可能とする。 上記以外の専用部分及び共用部分の各室については、それぞれのセキュリティレベルに合わせ、通常の鍵管理、電気錠及び別途設置する各官署の機械警備によりセキュリティを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 監視カメラ等による機械警備によりセキュリティを確保する。 通用口のみ出入り可能とし、カード認証及びカメラ付インターホン設備によりセキュリティを確保する。 専用部分及び共用部分の各室については、通常の鍵管理、電気錠及び別途設置する各官署の機械警備によりセキュリティを確保する。
中層階	〇〇〇 ----- 〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 (順不同) 共用会議室③④、休養室等				
	低層階	2階以上	〇〇〇 〇〇〇		
1階		玄関ホール、食堂・喫茶、売店、共用会議室、通用口、庁舎管理室等			
地下階	官用車駐車場、設備関連諸室等		職員及び関係者のみの出入りを基本とし、官用車駐車場から地下EVホールに至る扉は、カード認証によりセキュリティを確保する。		
			時間内は、官用車駐車場への出入口シャッター(スロープの地上部分)はオープンとする。	官用車駐車場への車両出入りを可能とし、出入口シャッターはカード認証及びカメラ付インターホン設備によりセキュリティを確保する。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 建物への不正侵入を感知することができる防犯機能として、建物の3階以下(地下階については1階に通じる箇所)について、不正侵入が予測される箇所に応じて赤外線センサ及びガラス破壊センサ等の設置によりセキュリティを確保する。 				

別添資料4-12 揮発性有機化合物の濃度測定
(濃度測定は下記通達に基づき実施する)

官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について

(平成15年4月1日 国営建第1号・国営設第1号)
(最終変更 平成19年4月18日)

標記について、官庁営繕部では平成12年6月より、室内空気中に発散されるホルムアルデヒド等の化学物質を抑制するため、官庁施設の設計、施工及び保全指導について措置を講じてきたところである。

こうした中、平成14年7月に建築基準法が改正され、本年3月には日本工業規格(JIS)及び日本農林規格(JAS)が改正された。また、室内空気中の化学物質の測定に関する新たな知見が公表されている等、ホルムアルデヒド等に対して講じてきた従来からの措置を見直す必要が生じている。

このため、標記に関する一層の実効を期するため、従来からの営繕工事に使用する建築材料等の使用制限、測定対象化学物質及び測定方法等についての措置を再検討し、下記のとおり定めたので、遺漏なきよう実施されたい。

なお、本通知の適用は平成15年4月1日からとし、平成12年6月7日付け建設省営建発第39号、建設省営設発第54号及び建設省営監発第29号による「室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策について」、並びに平成15年3月6日付国営建第144号、国営設第159号及び国営技第141号による「ホルムアルデヒド等の室内濃度測定機器について」は平成15年3月31日をもって廃止するので併せて通知する。

記

1. 建築材料等の適正な選択による対策
省略

2. 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

3. 施工終了後の測定

測定は責任の明確化を図るため、入居官署が発注する別途工事又は家具の設置等が行われる前に行う。

次の①及び②を確認して、1)の測定対象化学物質全てを同時に測定する。

① 内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。

② 中央式空調設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。

1) 測定対象化学物質

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値(25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08ppm (100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
トルエン	0.07ppm (260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
キシレン	0.20ppm (870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
エチルベンゼン	0.88ppm (3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

スチレン	0.05ppm (220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)
------	--

2) 測定対象施設

測定対象は、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び各地方整備局営繕部等が発注し、新営又は改修を行った施設とする。公共住宅及び学校はこれに含まれない。

3) 測定対象室

測定対象室は、次の①から⑦とし、それぞれ1室以上を測定する。

①事務室	②会議室	③上級室	④休憩室	⑤居室・宿泊室
⑥研究室などその他の主要室		⑦書庫、倉庫など常時換気しない室		

測定対象室ごとに2室以上ある場合は、建築材料等の仕様が大きく異なる室ごとに測定を行う。

なお、改修工事においては、測定対象室のうち、内装改修等を行った室について測定を行う。

4) 測定箇所数

測定箇所数は、次による。また、全ての測定箇所において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。

室の床面積A (m^2)	$A \leq 50$	$50 < A \leq 200$	$200 < A \leq 500$	$500 < A$
測定箇所数	1	2	3	4

5) 測定方法

測定は、パッシブ型採取機器（別紙（省略））を用いて、次の要領で行う。

① 30分間換気

測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30分間換気する。

② 5時間閉鎖

①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

③ 測定

測定は次のイからハによる。

イ ②の状態のまま測定する。

ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。

ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。



注：①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

④ 分析

測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

6) 及び7) 省略

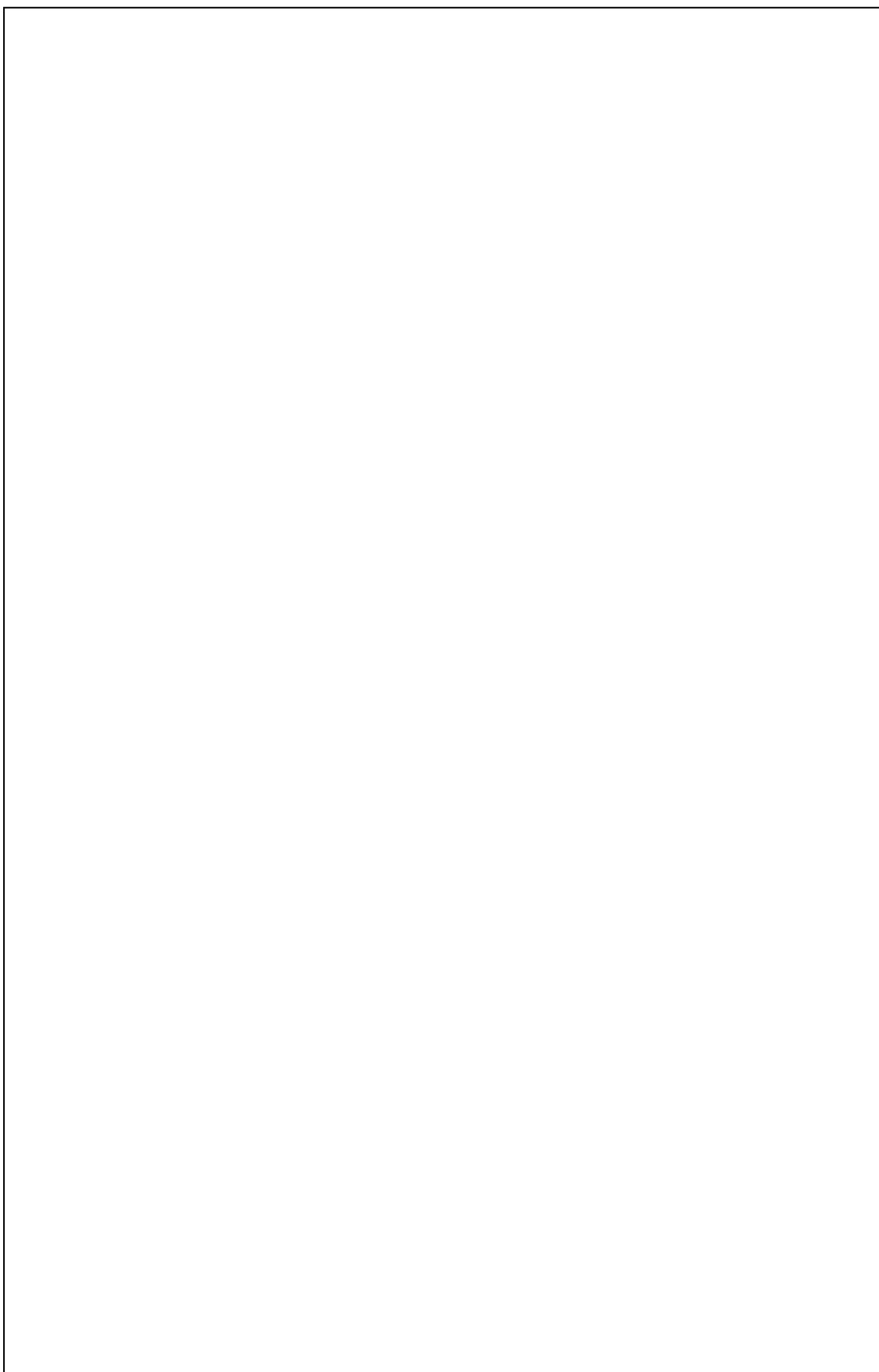
4. 施設引き渡し時の保全指導

引き渡し時に施設管理者に対して、室内空气中に化学物質を発散するおそれのある建築材料等の仕様状況を提示し、必要に応じて措置に関する配慮事項等の指導を行う。

5. その他
省略

以上

別添資料 4-13 各入居官署の諸室位置関係図（参考）



別添資料4-14 特殊負荷一覧表

(1) ○○税務署

室内・部位	負荷名称	負荷容量 (kVA)	台数	電源種別	接続先又は コンセント形状	発電回路	
署長室	プリンター	0.76	1	1Φ100V	2PE15A		
	シュレッダー	0.5	1	1Φ100V	2PE15A		
	テレビ	0.65	1	1Φ100V	2PE15A		
	ビデオ	0.22	1	1Φ100V	2PE15A		
副所長室1	コピー機	0.98	1	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	0.76	1	1Φ100V	2PE15A		
	シュレッダー	0.39	1	1Φ100V	2PE15A		
副所長室2	テレビ	0.49	1	1Φ100V	2PE15A		
	ビデオ	0.12	1	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	0.76	1	1Φ100V	2PE15A		
	シュレッダー	0.39	1	1Φ100V	2PE15A		
一般事務室	テレビ	0.65	1	1Φ100V	2PE15A		
	ビデオ	0.18	1	1Φ100V	2PE15A		
	コピー機	1.5	5	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	1.1	1	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	0.98	4	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	1.32	1	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	1.25	5	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	1.128	8	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	0.98	1	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	1.1	2	1Φ100V	2PE15A		
	プリンター	0.76	3	1Φ100V	2PE15A		
	シュレッダー	1.35	1	1Φ100V	2PE15A		
	シュレッダー	1	5	1Φ100V	2PE15A		
	冷蔵庫	0.14	7	1Φ100V	2PE15A		
	自動製版印刷機	0.25	2	1Φ100V	2PE15A		
	ファックス	0.86	1	1Φ100V	2PE15A		
	電話交換機	0.65	1	1Φ100V	2PE15A		
	電子レンジ	1.15	1	1Φ100V	2PE15A		
	電子レンジ	1.26	1	1Φ100V	2PE15A		
	事務機械室・KSK機械室 (KSKサーバラック)	ルータ	0.37	1	1Φ100V	2PE15A	
ルータ用UPS		0.7	1	1Φ100V	2PE15A		
OCRイメージサーバ		0.618	1	1Φ100V	2PE15A		
OCRイメージサーバ用UPS		0.98	1	1Φ100V	2PE15A	○	
オフィスサーバ		1.158	1	1Φ100V	2PE15A		
オフィスサーバ用UPS		0.68	1	1Φ100V	2PE15A	○	
(OAサーバラック)		L3スイッチングハブ	0.045	1	1Φ100V	2PE15A	
		L3スイッチングハブ用UPS	0.48	1	1Φ100V	2PE15A	○
		WAN及びWANバックアップサーバ	0.569	2	1Φ100V	2PE15A	
		WAN及びWANバックアップサーバ用UPS	0.98	2	1Φ100V	2PE15A	○
	放費システム用サーバ	0.1	1	1Φ100V	2PE15A		
	地図システム用サーバ	0.145	1	1Φ100V	2PE15A		
	指紋認証ユニット用端末	0.023	1	1Φ100V	2PE15A		
	e-Tax署サーバ	0.825	1	1Φ100V	2PE15A		
e-Tax署サーバ用UPS	0.204	1	1Φ100V	2PE15A	○		
(その他)	OCRマスターステーション	0.5	2	1Φ100V	2PE15A		
	漢字ラインプリンタ	1.5	1	1Φ100V	2PE15A		
備考							

別添資料4-15 工事種目一覧表

	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
工 事 種 目	I. 庁舎本館	I. 庁舎本館	I. 庁舎本館	I. 庁舎本館
	1. 直接仮設	1. 電灯設備	1. 空気調和設備	1. エレベーター設備
	2. 土工	2. 動力設備	2. 換気設備	2. エスカレーター設 備
	3. 地業	3. 雷保護設備	3. 排煙設備	(設ける場合)
	4. 鉄筋	4. 受変電設備	4. 自動制御設備	
	5. コンクリート	5. 静止型電源設備	5. 衛生器具設備	
	6. 型枠	6. 発電設備	6. 給水設備	
	7. 鉄骨	7. 構内情報通信網設 備	7. 排水設備	
	8. 既製コンクリー ト	8. 構内交換設備	8. 給湯設備	
	9. 防水	9. 情報表示設備	9. 消火設備	
	10. 石	10. 映像・音響設備	10. ガス設備	
	11. タイル	11. 拡声設備	11. 厨房機器設備	
	12. 木工	12. 誘導支援設備	12. 雨水利用設備	
	13. 屋根及びとい	13. テレビ共同受信設 備	II. 屋外	
	14. 金属	14. 監視カメラ設備	1. 給水設備	
	15. 左官	15. 駐車場管制設備	2. 排水設備	
	16. 建具	16. 防犯・入退出管理 設備	3. ガス設備	
	17. カーテンウォー ル	17. 自動火災報知設備		
	18. 塗装	18. 中央監視制御設備		
	19. 内外装			
20. ユニット及びそ の他	II. 屋外			
II. 工作物	1. 構内配電線路			
III. 囲障	2. 構内通信線路			
IV. 舗装	III. テレビ電波障害防 除			
V. 樹木				
VI. 排水				
VII. 既存施設				
1. 解体撤去 (設備含)				

※本表の工事種目において、事業者の行う設計内容に合わせて上記の工事種目の追加・削除を行う場合は、国と協議のうえ、当該工事種目を変更する。

項目	要求水準	基本設計における対応	参照先	実施設計における対応	参照先	施工時における対応	参照先	
4-3-4 機能性								
(1)利便性 a.移動	ア.昇降機設備 ・エレベーター、小荷物専用昇降機及びエスカレーターは、「建築設備設計基準」に基づき、施設の用途、規模及び利用者数、搬送対象物等に応じて、適切な搬送能力(定員、台数、速度等)が確保されているほか、構造、運転操作方式及び速度制御方式等が適切な仕様となっている。	下記のとおり、台数を確認。 ・エレベーター : ○台 ・小荷物専用昇降機 : ○台 ・エスカレーター : ○台	A	平面図、別添資料○-○(基準に基づくEV等台数の算出)	M	〇〇図		
	イ.車路及び駐車場 ・車両が円滑に回転できるよう、回転軌跡に応じたスペースが確保されている。	有効スペースの確保を確認。(詳細の寸法は実施設計図面にて確認する。)	A	配置図	半径〇mの回転軌跡が確保されている。	A	配置図、別添資料○-○(敷地内における車両の回転軌跡の確認資料)	
	ウ.安全性の確保 ・転倒、転落、接触及び衝突等の事故を防止するため、仕上げ、詳細等における対策、見通しの確保等がされている。 ・通行に支障を及ぼす突出物がない。	(実施設計において確認) (実施設計において確認)			床仕上げ材に防滑処理の材料を使用している。 突出部は〇mm以下に抑えられている。	A A	仕上表 詳細図	
	エ.庁舎へのアプローチ ・歩行者と車両動線が明確に分離された構造とする。	東側出入口・北側出入口ともに、庁舎までの動線が分離されている。また、歩行者用の出入口及び経路はそれぞれ〇mm、〇mmの幅が確保されている。	A	配置図、別添資料○-○(動線計画図)	同左			
	・〇〇駅方向及び県庁方向からの敷地へのアプローチを計画する。	〇〇駅方向、県庁方向、それぞれの方向から敷地にアプローチしやすいように、出入口が2箇所配置されている。	A	同上	同左			
	・主玄関の他、職員等が随時利用できる出入口(以下「通用口」という。)を別に設ける。	通用口(W=〇mm)を庁舎西側に設置している。	A	同上	同左			
	・通用口に至る経路は門や囲障で区画せず、24時間外部から直接利用できる位置に設ける。 ・主玄関及び通用口とは別に、厨房等への業務従事者、納入業者等のサービス動線を確保する。	通用口は敷地出入口から〇mの位置に設けてあり、門や囲障で区画していない。 サービス動線(W=〇mm)を他の動線とは分離して、北側に確保している。	A A	同上 同上	ICカードを利用して、敷地と庁舎共に出入りできるようにしている。 同左	A	詳細図	
	・〇〇地方裁判所から直接敷地内及び庁舎までの、安全かつ円滑な動線を確保する。	裁判所と庁舎西側を渡り廊下(W=〇mm)でつないでいる。	A	同上	同左			
	・来庁者用駐車場から主玄関に至る経路は、敷地内にて安全かつ円滑な歩行者用通路を確保する。	来庁者用駐車場の各駐車スペースから主玄関までは、車両動線と分離した歩行者用数路(一部、横断歩道あり)を確保している。	A	同上	同左			
	・身体障害者用駐車場から主玄関に至る経路は、雨に濡れず近接した動線とする。	身体障害者用駐車場(計〇台)の乗降スペースから主玄関に至る経路に庇を設置している。	A	同上	同左			
	・地下の官用車駐車場からの職員動線を、建物内部で確保する。	地下〇階に官用車駐車場から庁舎内部への動線を確保している。	A	地下〇階平面図	同左			
	・主玄関を含めた各出入口は、段差やスロープを設けない。	出入口(計〇箇所)に階段やスロープを設置していない。	A	配置図、1階平面図	同左			
	オ.車両動線 ・歩行者と車両動線が明確に分離された構造とする。	東側出入口・北側出入口ともに、庁舎までの動線が分離されている。また、歩行者用の出入口及び経路はそれぞれ〇mm、〇mmの幅が確保されている。	A	配置図、別添資料○-○(動線計画図)	同左			
	・敷地への進入口は、車両出入りのピーク時においても、周辺道路への影響が極力小さくできるよう配置や形態を計画する。	車両出入りの際、進入しようとする車両の一時待機スペース(計〇台程度)を敷地内に設けて、周辺道路への影響を小さくするようにしている。	A	同上	同左			
	・敷地内車路においても、周辺道路の混雑を低減できるよう計画する。	同上	A	同上	同左			
・来庁者用駐車場と官用車駐車場はそれぞれ集約して設けるが、敷地出入口及び動線の一部共用することは可能とする。	官用車と来庁者の車両は駐車場(計〇台)を集約し、動線を共用している。(混雑した場合は、下記の対応をとる。)	A	同上	同左				
・官用車は敷地外から駐車場入口への動線において、来庁者用駐車場への入場待ちをしている車両の影響を受けない計画とする。	来庁者用駐車場への入場待ちが発生している場合は、サービス車両の動線を利用して影響を受けないようにしている。	A	同上	同左				
・サービス車両の出入口は、職員及び来庁者等の動線とは分離する。	サービス車両の出入口は、独立して東側に設けている。	A	同上	同左				
・納入業者等の車両動線(厨房サービス、ごみ収集、郵便、宅配便、官署業務による大型車等)には駐停車スペースを設け、荷捌き時における一般来庁車や官用車の通行を阻害しないよう計画する。	サービス車両の駐停車スペース(〇mm×〇mm)を、その他の車両の動線と分離した位置に設けている。	A	同上	同左				

項目	要求水準	基本設計における対応	参照先	実施設計における対応	参照先	施工時における対応	参照先	
4-4-2 電気設備計画に関する要求水準								
2. 電灯設備	・照明制御は、各種照明制御方式を適切に組み合わせたシステムとし省エネルギーを図る。照明器具は庁舎管理室及び中央監視室にて点滅操作を行えるものとする。	○○制御システムを採用している。省エネルギー対応照明器具の採用を計画となっている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	E	幹線系統図・幹線リスト、器具姿図	E	点滅操作は庁舎管理室及び中央監視室で行うこととなっている。	E	幹線系統図・幹線リスト、器具姿図、計算書
	・上記の照明制御による総合省エネルギー効率は、(社)日本照明器具工業会の技術資料130による「標準事務所ビル」において○○%以上となるシステムを採用する。	照明制御による総合省エネルギー効率は、○○%以上となるシステムとなっている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	E	幹線系統図・幹線リスト、負荷計算書	E	照明制御による総合省エネルギー効率は、○○%以上となるシステムとなっている。	E	
	・分電盤は予備回路及び予備スペースを確保する。また、予備回路数は実装回路数の○○%以上又は電源種別毎に○回路以上とする。	予備回路数は実装回路数の○○%以上の電源種別毎に○回路を計画している。	E	電灯分電盤負荷リスト、負荷計算書	E	予備回路数は電源種別毎に○回路となっている。	E	電灯分電盤負荷リスト、負荷計算書
	・OA機器用分電盤には、低圧SPD(サージ防護装置レベルⅡ)を設置する。	OA機器用分電盤には、低圧SPD(サージ防護装置(レベルⅡ))を計画している。	E	電灯分電盤負荷リスト、		同左		
	・外構には夜間の通行安全性、防犯性及び景観性に配慮して必要箇所を外灯を設ける。なお、外灯の点滅は自動制御にて行う。また、周辺への光害防止に配慮する。	安全性、防犯性及び景観性に配慮した機器及び箇所に○箇所計画している。	E	配置図、コンセント設備図、器具姿図	E	安全性、防犯性及び景観性に配慮した機器及び箇所及び周辺への公害防止に配慮した自動点滅仕様の器具となっている。	E	配置図、コンセント設備図、器具姿図
	・外構の保守点検上必要な箇所に屋外コンセント(防水錠付)を設置する。	外構の保守点検上必要な箇所に屋外コンセント(防水錠付)を計画している。	E	同上		同左		
	・レントゲン車用コンセント(ステンレス防水箱共)を、当該駐車スペース付近に設置する。	レントゲン車用コンセントをステンレス防水箱に格納し駐車場に設置している。	E	同上		同左		
	・非常照明器具は、電源別置型とする。	非常照明器具が、電源別置型となっている。	E	非常照明設備系統図、器具姿図		同左	E	非常照明設備系統図、器具姿図
	・視覚障害者及び聴覚障害者の避難時の支援として、外部への避難口及び基準階避難階段等に誘導灯を設置する。誘導灯は、自動火災報知設備と連動した点滅機能、音声誘導機能及び自動点検機能付きとする。	外部への避難口及び基準階避難階段等に誘導灯が○○箇所設置されている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	E	電気系統図、誘導灯・非常設備図、	E	誘導灯が、自動火災報知設備と連動した点滅機能、音声誘導機能及び自動点検機能付きとなっている。		
・自動販売機の電源を準備し、電力量計の設置場所を確保する。	自動販売機の電源及び電力量計の設置場所を確認する。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	E	配置図、システム系統図、器具姿図	E	自動販売機の電源及び電力量計の設置場所を確認。	E	配置図、システム系統図、器具姿図	
4-4-3 機械設備計画に関する要求水準								
2. 空調設備	・熱源システム(熱源機器と必要な周辺機器を含むシステム)は、本施設に対応する熱源システムの中でライフサイクルコストが最小となるものを用いる。また、冷媒を使用する場合はオゾン破壊係数0の冷媒とするか、大気中での寿命が短くオゾン層を破壊しない冷媒とする。	本施設に対応する熱源システムの中でライフサイクルコストが最小となる機器としている。また、その冷媒についてはオゾン層破壊係数0の代替新フロンに対応の機器としている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	M	機器表、カタログデータ、計算書		同左		
	・熱源システムは運転に有資格者を必要としないものとする。	○○冷凍トン以下のシステムを採用し、有資格者を必要としない用になっている。	M	機器表		同左		
	・空調システムは、エネルギーの効率的利用、負荷の平準化、自然エネルギーの利用等システムの組み合わせによる。また、環境負荷低減に配慮したものとし、LCCO2を可能な限り低減できるシステムとする。	自然換気、太陽光発電、地熱利用を採用した、環境負荷低減システムとなっている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	M	計算書		LCCO2を低減できるシステムとなっている。		
	・熱源システムは中央方式とし、蓄熱利用も考慮する。ただし、【別添資料○-○】に示す24時間使用室、特殊使用室については、パッケージ形空調機の使用を可能とする。	熱源システムは中央方式となっている。地下ピットを利用した蓄熱方式となっている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	M	系統図		地下ピットを利用した蓄熱方式となっている。24時間使用室、特殊使用室については、パッケージ形空調機の使用が可能である。	M	系統図、計算書
	・保管庫、書庫等は、中に納める物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境とする。	保管庫、書庫等の保管物に対応した保存状態が確保される換気システム及び機器となっている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	M	機器表、計算書		保管庫、書庫等の保管物に対応し、温度○○℃±○℃、湿度○○%±○%に保存状態が確保される換気システム及び機器となっている。		
	・【別添資料○-○】に示す特殊使用室の内、サーバ等を設置する室の空調は、「施設設備に係る基本的性能」に示す室内環境性のうち、熱環境の性能を次表「サーバ等設置室空調条件表」の温湿度条件とする。空調機及び機器の故障、メンテナンスの際に業務の継続に支障の無いよう、適正なバックアップを持つものとする。	特殊使用室の内、サーバ等を設置する室の空調は、「サーバ等設置室空調条件表」の温湿度条件となっている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	M	同上		温湿度条件が満足されており、空調機及び機器の故障、メンテナンスの際に業務の継続に支障の無いようなバックアップ機能となっている。	M	機器表、計算書
	・空調機のコイル面通過風速は○.○m/s以下(コンパクト形は○.○m/s以下)とする。	空調機のコイル面通過風速は○.○m/s以下となっている。	M	同上		空調機のコイル面通過風速は○.○m/s以下となっている。	M	機器表、計算書
	・熱負荷計算におけるコンピューター室以外の設計用室内条件は、乾球温度は夏期28℃冬期19℃、相対湿度は夏期50%冬期40%、とす。また、設計用屋外条件は、夏期は4ヶ月における各時刻の危険率○.○%のTAC温度とし、冬期は4ヶ月における危険率○.○%のTAC温度とする。	熱負荷計算におけるコンピューター室以外の設計用室内条件は、乾球温度は夏期28℃冬期19℃、相対湿度は夏期50%冬期40%となっている。(詳細は実施設計図面にて確認する。)	M	計算書		熱負荷計算におけるコンピューター室以外の設計用室内条件は、乾球温度は夏期28℃冬期19℃、相対湿度は夏期50%冬期40%となっている。	M	計算書

別添資料 4-17 仮設事務所の設備・備品等

事務両袖机、椅子	○台
補助机 (120×60)	○台
書類キャビネット	○台
ロッカー	○台
電話機	○台
パソコン	○台
パソコン (ISDN 等)	○台
OAタップ	○台
白黒レーザープリンター	○台
カラープリンター	○台
ヘルボード	○ケ用
下足箱	○ケ用
雨合羽・長靴・安全带	○組
携帯灯具	○個
ゴミ箱	○個
軍手・軍即・紙帽子等	○式
傘立て	○個
掛時計	○個
温湿度計	○個
消火器	○個
打合せテーブル	○セット
上記椅子	○客
FAX	○台
乾式複写機	○台
図面架	○台
冷暖房設備	一式

《重点確認実施要領》

重点確認施工段階

建築工事	電気設備工事	機械設備工事
1 試験杭施工時	1 自家発電機据付け時	1 受水槽・給水ポンプ据付け時
2 鉄筋加工・組立終了時	2 動力盤・電灯盤据付け時	2 空調機器据付け後
3 型枠加工・組立終了時		3 エレベーター据付け時
4 鉄骨建方時		
5 防水工事施工時		
6 外装材施工時	電気設備各機器の運転調整及び総合調整	機械設備各機器の総合運転調整及び
7 外部建具施工時		

【別添資料4-18】重点確認実施要領（試験杭施工時の例）

区分	監 督 内 容			請 負 者 提 出 資 料			工事監理企業の業務	国（業種監視員）による業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日	
	項目	細目	要 点	資 料	写 真							
一般事項	工種別の施工計画書 (既設コンクリート杭地業) (鋼杭埋業)	工程表	・施工機械の搬入、搬出	1.2.1	・工種別の施工計画書	・表施工工程表を確認し国に報告する。 ・施工計画書を確認し国に報告する。	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 ・工事着手14日前まで					
			現場組織									・試験杭、本杭の施工時期 ・施工業者名 ・作業管理組織 ・品質管理組織
		材料	・杭の製造業者名	1.2.2	・認定書(写)							
			・杭の種類、規格、寸法、使用場所	4.3.2	・品質証明書 ・規格証明書							
		工法	・鋼杭の防錆処理	4.4.2	・建設大臣認定書 (写)							
			・杭の受入検査方法	1.2.2	・認定工法資料 (写)							
		支持地盤の 確認方法	・長尺物の搬入経路	4.1.3	・セメントミルク工 法技術証明書							
			・施工機械の仕様、性能	4.3.3	・工事経歴書 (写)							
		杭頭の処理 方法	・杭の入れの検査方法	4.3.6	・溶接技量資格証明 書(写)							
			・打込み工法及び埋込み工法(使用材料 ・支持力、施工条件、施工機械)	4.4.3								
品質計画	・安定液、根固め液及び杭周囲定液の 調査計画、管理方法	4.4.4										
	・継手の工法(溶接の種類、溶接工の 資格)	1.2.2										
安全環境対 策	・杭配置図、試験杭の位置、杭の施工 順序	4.1.3										
	・中埋設物の位置の確認	4.3.7										
施工図等	・杭支持力の確認方法(算定式、所要載 終貫入量等)	4.4.5										
	・土質調査資料と掘削深さ、アースオ ーガーの電流値との対照等	1.2.2										
施工一般	・切筋方法、鉄筋の処理方法	1.2.2										
	・養生材の処理方法	4.3.7										
試験杭 報告書	・管理項目(材料、平面位置、形状、寸 法、支持力等)	1.2.2										
	・安全衛生組織	1.3.6										
試験及び 報告書	・機械の転倒防止処置	1.2.2										
	・杭穴への転落防止処置	1.3.7										
試験及び 報告書	・騒音、振動等の防止対策	4.1.3										
	・排土、排水、油漏、安定液等の飛散 防止処置	4.1.3										
試験及び 報告書	・試験杭の位置	4.2.2										
	・本杭の打設順序、打設深さ	4.2.3										
試験及び 報告書	・位置の確認	4.1.3										
	・所定の打込み深さ、支持力、位置等	4.1.3										
試験及び 報告書	・杭の状況	4.2.2										
	・特記事項(位置、本数)	4.2.3										
試験及び 報告書	・試験状況	試験状況										
	・試験成績書	試験成績書										

【別添資料4-18】重点確認実施要領（試験杭施工時の例）

区分	監 督 内 容				請 負 者 提 出 資 料			工事監理企業の業務	国（業種監視員）による業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	建仕等当該項目	資 料	写 真						
既製コンクリート杭地業 鋼杭地業	材料	PHC杭 SC杭 PRC杭	<ul style="list-style-type: none"> 製造所名 告示に定める品質 種類 性能 曲げ強度 径 長さ 数量 	4.3.2	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録（・規格証明書） （品質証明書） （性能証明書） 	表示マーク 材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書を確認する。 材料検査記録を確認する。 目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験杭施工時までに 			
				4.3.2 4.4.2 7.2.5	<ul style="list-style-type: none"> 規格(JIS) 種類 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録（・規格証明書） （品質証明書） （性能証明書） 	表示マーク 材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書を確認する。 材料検査記録を確認する。 目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験杭施工時までに 試験杭施工時 		
				4.3.2 6.3.2	<ul style="list-style-type: none"> 規格(JIS) 数量 種類 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録（・規格証明書） （品質証明書） （性能証明書） 	表示マーク 材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書を確認する。 材料検査記録を確認する。 目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験杭施工時までに 試験杭施工時 		
				4.3.6 4.4.4	<ul style="list-style-type: none"> 杭の軸線 溶接部の清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書 （確認記録） 	確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書を確認する。 目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工後 試験杭施工時 		
				4.4.4 7.6.10	<ul style="list-style-type: none"> 溶接部の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書 （確認記録） 	確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書を確認する。 目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工後 試験杭施工時 		
				4.1.3 4.3.7 4.4.5	<ul style="list-style-type: none"> 処理、補強 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書 （確認記録） 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書を確認する。 目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工後 試験杭施工時 		
				1.3.8	<ul style="list-style-type: none"> 運搬方法 処理方法 処理先 	<ul style="list-style-type: none"> 処理報告書 （マニフェスト票（写）） 	処理先状況 運搬状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 処理先の確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 処理報告書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工後 		
				4.2.5 4.3.8 4.4.6	<ul style="list-style-type: none"> 継手 打込み深さ 高止まり量 打撃回数、貫入量、リバウンド量 セメントミルク量 施工時間 杭の傾斜 水平方向のずれ 打込杭の推定支持力 掘削用電動機の電流値 杭頭処理等 発生材の処理方法 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書 （マニフェスト（写）） 	各状況	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書、施工記録を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工後 		
				4.3.3 4.4.3	<ul style="list-style-type: none"> 挿入れ 掘削深さ オーガー径 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書 （許測記録） （確認記録） 土質資料 	施工状況 許測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを検査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書を確認する。 目視により確認する。 土質資料を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工後 試験杭施工時 		
				1.5.6 4.1.3 4.2.2 4.3.3 4.4.3	<ul style="list-style-type: none"> 位置、建込み中の鉛直度 落下高 打撃回数 貫入量、リバウンド量、最終貫入量の測定 支持力 土質状態 施工時間 管理基準値 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書 （計測記録） （確認記録） （貫入量、リバウンド量、最終貫入量の測定） （試験成績書） 土質資料 	試験状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、試験計画書、計測記録、土質資料等に合致していることを検査する。 打込み深さ、最終貫入量等の各種管理基準値を確認する。 （水平位置のずれが100mmを超える場合は、設計担当者とは協議し、必要事項を指示する。） 試験杭に立会い、その後の施工の指示を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工報告書を確認する。 目視により確認する。 土質資料を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 杭施工後 試験杭施工時 		

【別添資料4-18】重点確認実施要領（試験杭施工時の例）

区分	監 督 内 容				請 負 者 提 出 資 料			国（業績監視員）による業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	建仕等 当該項目	資 料	写 真	工事監理企業の業務				
（つづき） 既製コン クリート 杭地盤、 鋼杭地盤	打込み工法	本杭	位置	4.1.3	杭施工報告書 （計測記録） （確認記録） （電流計記録） （支持力算定資料） （試験成績書） 土質資料	施工状況 計測状況	設計図書、試験計画書に合致していること を承認し国に報告する。 ・目視、計測により確認し国に報告する。	杭施工報告書を確認する。 ・杭施工後	杭施工後		
			建入れ	4.3.3							
落下高	4.4.3										
貫入量、最終貫入量の測定	4.4.3										
セメントミ ルク工法	試験掘削 試験杭	孔径 ・支持地盤の確認 ・掘削深さ ・位置、建込み中の鉛直度 ・高止まり量 ・セメントミルク量 ・施工時間等の管理基準値の設定 ・支持地盤の確認と掘削深さ ・杭の支持地盤への根入れ深さ ・打込みの状況 ・杭の保持 ・管理基準値	1.5.6 4.3.4	杭施工報告書 （計測記録） （確認記録） （電流計記録）	試験状況	設計図書、試験計画書、計測記録、土質 資料等に合致していることを確認し国に 報告する。 ・掘削深さ、高止まり量、セメントミルク量 等の各種管理 基準値を確認する。 ・目視、計測により確認し国に報告する。	杭施工報告書を確認する。 ・杭施工後 ・試験杭施工時				
	安定液 根固め液 杭周固定液	本杭	鉛直度、位置	4.1.3	杭施工報告書 （確認記録）	確認状況	設計図書、試験計画書に合致していること を確認し国に報告する。 ・目視、計測により確認し国に報告する。	杭施工報告書を確認する。 ・杭施工後			
			支持地盤の確認と掘削深さ	4.3.4							
支持地盤への杭の根入れ	4.3.4										
杭の養生	4.3.4										
	管理試験	根固め液、杭周固定液の管理試験	濃度	1.5.6	試験計画書 杭施工報告書 （試験成績書）	試験状況	設計図書、試験計画書に合致していること を確認し国に報告する。 ・目視、計測により確認し国に報告する。	試験計画書を確認する。 ・目視、計測により確認する。 ・杭施工後	試験杭施工時 ” ” ・杭施工後		
			水セメント比	4.3.4							
浸透	4.3.4										
	4.3.4										
特定埋込杭 工法	試験杭	建築基準法に基づく埋込杭工法とし て認定を受けた条件 ・位置	杭の根固め液、杭周固定液の管理試験	1.5.6 4.3.4	杭施工報告書 （計測記録） （確認記録） （支持力算定資料） （試験成績書） 土質資料	試験状況	設計図書、試験計画書、計測記録、土質資 料等に合致していることを検査する。 ・試験杭に立会い、その後の施工の指示を行 う。	土質資料を確認する。 ・目視、計測により確認する。 ・杭施工報告書を確認する。	試験杭施工時 ” ” ・杭施工後		
			建築基準法に基づく埋込杭工法とし て認定を受けた条件 ・位置	4.1.3 4.2.2 4.3.5							
	4.1.3										
	4.3.5										

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（鉄筋の加工・組立て終了時の例）

区分	内容				建設企業提出資料		工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	標準仕様書当該項目	資 料	写 真					
一般事項	工種別の施工計画書（鉄筋）	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 材料の検査時期 関連設備工事との調整 施工場所毎の配筋、検査時期 	1.2.1 1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の施工計画書 （・資格証明書（写）） 		<ul style="list-style-type: none"> 実施工程表を確認し国に報告する。 各細目別の施工計画書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書を確認する。 	工事着手14日前まで		
		現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者名 作業管理組織 品質管理組織 技能士（鉄筋施工（鉄筋組立作業、鉄筋施工図作成作業）） 	1.2.2							
	材料		<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の種類、種類 製造所名 使用区分 規格品証明書 荷札の照合と提出時期 保管場所 管理方法（加工場、現場） 鉄筋の試験（試験場所、回数、試験成績書） 	1.2.2 5.2.1 ～ 5.2.3	<ul style="list-style-type: none"> （・要領通補強評価書（写）、計算書） 		<ul style="list-style-type: none"> 品質計画に係る部分は設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画を確認する。 	工事着手14日前まで		
		工法	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の加工場所、概要、品質管理加工設備（切断、曲げ） 継手種別、位置、継手長さ、定着長さ、余長 異形鉄筋のフック箇所 開口部、貫通孔等の補強要領 特殊補強の要領 鉄筋位置の修正方法 組立後の乱れ防止 関連工事との取合い 鉄筋のかぶり厚さ スベークーサーの材質、形状、サイズ使用部位 	1.2.2 5.3.1 ～ 5.3.7							
	品質計画		<ul style="list-style-type: none"> 管理項目（材料、配筋の形状、寸法、位置、継手及び定着の状態等） 管理方法 	1.2.2 1.3.6	<ul style="list-style-type: none"> （・技量資格証明書（写）） 		<ul style="list-style-type: none"> 実施工程表及び施工計画書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書を確認する。 	工事着手14日前まで		
		安全環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生組織 作業動線計画 墜落 転倒 突き刺さり つまづき等の防止措置 	1.2.2 1.3.7							
	工種別の施工計画書（ガス圧接）	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 圧接の時期 検査の時期 	1.2.1 1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> （・技量資格証明書（写）） 		<ul style="list-style-type: none"> 実施工程表及び施工計画書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書を確認する。 	工事着手14日前まで		
		現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者名 作業管理組織 品質管理組織 ガス圧接技能資格者の人数、資格、種別等 	1.2.2							
	工法		<ul style="list-style-type: none"> ガス圧接器具の種類 圧接端面の処理、作業方法 天候による処理 	1.2.2							

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（鉄筋の加工・組立て終了時の例）

区分	内 容				建設企業提出資料		工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日	
	項目	細目	要 点	標準仕様書 当該項目	資 料	写 真						
(つづき) 一般事項	工種別の 施工計画書 (ガス圧接)	外観試験	<ul style="list-style-type: none"> 判定基準 記録方法 	1.2.2 5.3.1 ～ 5.3.7	<ul style="list-style-type: none"> (・技量資格証明書 (写)) (・経歴書) 							
		超音波探傷 試験	<ul style="list-style-type: none"> 試験箇所 試験方法 試験位置 試験従事者 探傷器 判定基準 成績書 	1.2.2 1.5.6 (5.4.9)								
	工種別の 施工計画書 (特殊な鉄筋 継手)	現場組織	引張試験	<ul style="list-style-type: none"> 本数 採取方法 作業班毎の施工範囲 試験場所 試験片採取箇所の処理方法 成績書 	1.2.2 1.5.6 5.4.9			<ul style="list-style-type: none"> 品質計画に係る部分は設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 品質計画を確認する。 				
			工法	<ul style="list-style-type: none"> 継手の種類 作業方法 継手の工法 修正方法 	1.2.2 5.5.1 ～ 5.5.3							
		工程表	<ul style="list-style-type: none"> 施工の時期 材料検査の時期 施工検査の時期 施工業者名 作業管理組織 品質管理組織 アーク溶接の技能資格者 	1.2.1 1.2.2								
		安全環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ガスボンベの取扱い 落下火花等に対する養生 換気の確保 防護眼鏡 	1.2.2 1.3.7								
	施工图等 (鉄筋)	工種別の 施工計画書 (特殊な鉄筋 継手)	不合格部の 修正	<ul style="list-style-type: none"> 管理項目(圧接部の形状・寸法・すれ等、圧接後の試験等) 管理方法 	1.2.2 1.3.6	<ul style="list-style-type: none"> (・工法について、評定書等により適合を確認し国に報告する。) (・品質計画に係る部分は設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。) 品質計画に係る部分は設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書及び施工計画書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質計画を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋加工図等と合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋加工図等と合致していることを確認し国に報告する。
			現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者名 作業管理組織 品質管理組織 アーク溶接の技能資格者 	1.2.2							
		工法	<ul style="list-style-type: none"> 継手の種類 作業方法 継手の工法 修正方法 	1.2.2 5.5.1 ～ 5.5.3								
		不合格部の 修正	<ul style="list-style-type: none"> 管理項目(材料、継手の位置、かぶり評定条件、溶接試験等) 管理方法 	1.2.2 1.3.6								
安全環境対策		<ul style="list-style-type: none"> ガスボンベの取扱い 落下火花等に対する養生 継手位置、定着長さ、フックの形状 開口部、貫通孔の補強 余長、曲げ半径 	1.2.2 1.3.7									
鉄筋加工図		<ul style="list-style-type: none"> 各部位別の鉄筋の種類、径、長さ間隔、本数 継手位置、定着長さ、フックの形状 開口部、貫通孔の補強 かぶり厚さ 柱梁交差部 	1.2.3									
各部詳細図	<ul style="list-style-type: none"> 開口部、貫通孔の補強 かぶり厚さ 柱梁交差部 	1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図 (・各部詳細図) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部詳細図を確認する。 								

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（鉄筋の加工・組立て終了時の例）

区分	内容				建設企業提出資料		工事監理企業の業務	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日	
	項目	細目	要点	標準仕様書当該項目	資料	写真					
加工及び組立	一般事項 (つづき) 施工図等 (鉄筋)	配筋図		・各部のかぶり厚さ ・鉄筋間隔	1.2.3	・施工図 (・配筋図)					
		配筋検査		・主要な配筋の数量、かぶり、間隔、位置等	5.1.3	・施工報告書 (・計測記録) (・確認記録)	計測状況 検査状況	・施工図に合致していることを目標、計測により確認する。			
	鉄筋	鉄筋	・種別、径、数量 ・規格(JIS) ・品質証明(建築基準法)	5.2.1	・材料搬入報告書 ・材料検査記録 (・規格証明書)	荷札 表示 マーク	・設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 ・設計計画書を報告する。 ・品質管理記録(自主検査記録、材料搬入報告書、工事写真)による確認	・材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。			
		スベークサー	・材質、形状、高さ	5.3.3	・材料搬入報告書 ・見本品 ・カタログ	材料状況 計測状況					
	溶接金網		・鉄線の径 ・網目の形状、寸法 ・数量 ・規格(JIS)	5.2.2	・材料搬入報告書 ・材料検査記録 (・規格証明書)	荷札					
	材料試験	鉄筋	・試験により品質を証明する場合	5.2.3	・試験計画書 ・材料搬入報告書 ・材料検査記録 (・試験成績書)	試験状況	・設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 ・試験計画書を報告する。 ・試験により品質を検査し国に報告する。	・試験計画書を報告する。 ・材料検査記録を確認する。			
加工及び組立	一般事項 加工	技能士	・資格	1.5.2	・資格証明書(写)等	確認状況	・設計図書に合致していることを確認し国に報告する。				
			・種別 ・径	5.3.2	・施工報告書 (・確認記録)	施工状況 計測状況	・目視により確認し国に報告する。 ・許容立会により確認し国に報告する。	・資格を証明する資料により確認する。 ・施工図に合致していることを目標、計測により確認する。			
	組立		・折曲げ内法寸法	5.3.3	・施工報告書 (・確認記録)	施工状況 計測状況	・品質管理記録(自主検査記録・施工記録・工事写真)により確認し国に報告する。				
			・結束 ・定着 ・定着位置	5.3.4	・施工報告書 (・確認記録) (・計測記録)	施工状況 計測状況					
	継手及び定着		・定着 ・フック ・継手の長さ、位置、方法 ・定着の長さ、位置 ・フック								
			・余長 ・曲げ半径 ・継手 ・最小かぶり厚さ ・鉄筋相互のあき	5.3.5	・施工報告書 (・確認記録) (・計測記録)	施工状況 計測状況					
	鉄筋のかぶり厚さ及び間隔		・鉄筋相互のあき								
			・歩み板	5.3.6	・施工報告書 (・確認記録) (・計測記録)	施工状況 計測状況					

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（鉄筋の加工・組立て終了時の例）

区分	内容				建設企業提出資料		工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容	資料提出・報告日	確認日																																																																																
	項目	細目	要点	標準仕様書当該項目	資料	写真																																																																																				
加工及び組立	各部配筋 ガス圧接	スパーサー 補強 結束線 鉄筋の保護・養生	各部配筋	5.3.7 別図「各部配筋」 1.1～9.5	・施工報告書 （・確認記録） （・計測記録）	施工状況 計測状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期																																																																																		
											一般事項	技能士	・資格 ・折れ曲り、硬剛れ、へこみ、垂下がり、内部欠陥 ・平滑処理、面取り ・相互の密着 ・圧力、加熱範囲	1.5.2	・資格証明書(写)等 （・確認記録）	確認状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																																																																								
																					圧接部の品質		・圧接部の形状、寸法 ・圧接面のずれ ・圧接部の折れ曲り ・鉄筋中心軸の偏心率 ・たれ ・硬剛れ	5.4.3	・施工報告書 （・確認記録） （・計測記録）	確認状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																																																														
																															圧接端面		・相互の密着 ・圧力、加熱範囲	5.4.4	・施工報告書 （・確認記録） （・計測記録）	計測状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																																																				
																																									圧接作業		・相互の密着 ・圧力、加熱範囲	5.4.8	・施工報告書 （・確認記録） （・計測記録）	計測状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																																										
																																																			圧接完了後の試験	外観試験	・ふくらみ形状、寸法 ・圧接面のずれ ・圧接部の折れ曲り ・鉄筋中心軸の偏心率 ・たれ ・硬剛れ	5.4.9	・試験計画書 ・外観試験成績書 （・確認記録） （・計測記録）	計測状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																																
																																																													超音波探傷試験		・探傷試験	5.4.9	・試験計画書 ・試験成績書 （・確認記録）	試験状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																						
																																																																							引張試験		・引張試験	5.4.9	・試験計画書 ・試験成績書 （・確認記録）	試験後の供試体	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容												
																																																																																	不良箇所による不合格の修正	不良箇所による不合格	・不良箇所の修正	5.4.9	・施工報告書 （・確認記録）	補修状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容		
特殊な鉄筋継手	溶接継手	・溶接種類 ・溶接姿勢 ・溶接部の確認(ルート間隔等)	5.4.10	・外観試験成績書 ・施工報告書 （・確認記録） （・計測記録）	補修状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																																																																																			
										機械式継手	溶接継手	・溶接種類 ・溶接姿勢 ・溶接部の確認(ルート間隔等)	5.4.10	・外観試験成績書 ・施工報告書 （・確認記録） （・計測記録）	補修状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																																																																									
																				特殊な鉄筋継手	溶接継手	・溶接種類 ・溶接姿勢 ・溶接部の確認(ルート間隔等)	5.4.10	・外観試験成績書 ・施工報告書 （・確認記録） （・計測記録）	補修状況	・設計図書との合致を確認し国に報告する。 ・目視による確認し国に報告する。 ・許測立会による確認し国に報告する。 ・品質管理記録（自主検査記録、材料挿入報告書、工事写真）による確認し国に報告する。	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容																																																															

【別添資料4-18】 重点確認実施要領（型枠の加工・組立終了時及びコンクリート打設時）

区分	内容				建設企業提出資料			写真	工事監理企業の業務	国（業務監理員）による重点項目業務監理内容	国（業務監理員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	標準仕様書 当添項目	資料	写真							
一般事項	工種別の 施工計画書 (コンクリート)	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 計画調合表の提出時期 試験練り 型枠組立 コンクリート打ち 養生期間 支柱取り外し時期 	1.2.1 1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の施工計画書 			<ul style="list-style-type: none"> 実施工程表を確認し国に報告する。 各細目別の施工計画書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業務監理員）による重点項目業務監理内容 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手14日前まで 			
		現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者名 作業管理組織（打設責任者名、ボンプ施工業者名） 品質管理組織 技能士（左官/作業）（コンクリート圧送施工（コンクリート圧送施工（コンクリート業務）） 	1.2.2									<ul style="list-style-type: none"> （資格証明書（写）） （製造実績表） （資格証明書（写）等）
	製造所	<ul style="list-style-type: none"> 場所 名称 運搬時間 経路 製造設備、能力 品質管理体制 規格品の製造、搬出の実績 施工管理技術者（コンクリート（主任）技士） 	1.2.2 6.15.4	<ul style="list-style-type: none"> （骨材試験成績書） （アルカリ骨材反応試験成績書） （セメント試験成績書） （水質試験成績書） （塩化物測定器の校正済証） （混和試験成績書） 									
材料	<ul style="list-style-type: none"> セメントの種類 骨材の種類、採取場所 骨材の品質（アルカリシリカ反応抑制剤） 粗骨材の最大寸法 水 混和材料の種類、使用方法および使用量 塩分含有率 	1.2.2 6.3.1 6.8.2 6.11.2 6.12.2 6.13.2 6.14.2 6.15.2 6.16.2 6.17.2											
	計画調合書	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの種類 発注強度 割増し強度 温度補正値（予想平均気温） 計画調合計算書 気乾単位容積質量 計画スランプ 単位セメント量 単位水量 細骨材率 水セメント比 高性能A/E減水剤の使用 計画空気量 塩化物の含有量 アルカリ総量 試験練り 	1.2.2 6.4.4 6.10.4										

【別添資料4-18】重点確認実施要領（型枠の加工・組立終了時及びコンクリート打設時）

区分	内容				建設企業提出資料		工事監理企業の業務	国（業務監理員）による重点項目業務監理内容	国（業務監理員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	標準仕様書 当項目	資料	写真					
(つづき) 一般事項	工種別の 施工計画書 (コンクリート)	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートの仕上りに関する管理 基準値、管理方法等 ・仮設計画(排水、コンクリートの搬入 路等) ・運搬方法、積載量、時間 ・打設方法 ・打設区画 ・打設順序 ・作業動線 ・人員配置 ・打止め方法、打止め位置 ・ポンプ車の圧送能力、輸送可能距離 ・ポンプ車の設置場所、輸送管の配置 及び支持方法 ・生コン車の配車、待機方法 ・輸送が中断した時の処置方法 ・異常を生じたコンクリートの処置方 法 ・打継ぎ面の処置 ・タンピングの方法 ・打込み後の欠陥処置方法 ・打込み後の養生 	1.2.2 6.4.1 ～ 6.4.9 6.6.1 ～ 6.6.7 6.8.3 6.11.5 6.12.4 6.15.6 6.17.6	(・打設計画書)						
			養生		<ul style="list-style-type: none"> ・打込み後の養生 	1.2.2 6.7.1 ～ 6.7.3 6.8.4 6.12.5 6.13.5 6.15.7 6.16.4					
		試験	<ul style="list-style-type: none"> ・試験所 ・試験方法、回数 ・試験機関の確認 ・供試体の採取場所 ・養生方法 ・数量 	1.2.2 6.10.1 ～ 6.10.6							

【別添資料4-18】重点確認施設要領（型枠の加工・組立終了時及びコンクリート打設時）

区分	項目	内容			建設企業提出資料			工事監理企業の業務	国（業務監理員）による重点項目業務監理内容	国（業務監理員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日				
		細目	要点	標準仕様書 当項目	資料	写真										
(つづき) 一般事項	工種別の 施工計画書 (コンクリート)	品質計画	<ul style="list-style-type: none"> 管理項目（材料、出来形の形状、寸法、表面の仕上り状態、平坦さ、強度等） 管理方法 測定方法 許容範囲を超えた場合の処置方法 	1.2.2 1.3.6 6.2.1 ～ 6.2.5 6.11.3 6.11.4 6.12.3 6.13.3 6.13.4 6.14.3 6.15.2 6.15.5 6.16.3 6.17.5	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ車の配置 輸送管の配置、支持方法 生コン車の搬出、搬入路 現場養生場所、養生方法 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 6.2.1 ～ 6.2.5 6.11.3 6.11.4 6.12.3 6.13.3 6.13.4 6.14.3 6.15.2 6.15.5 6.16.3 6.17.5 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画に係る部分は設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画を確認する。 				
				仮設計画									<ul style="list-style-type: none"> 安全養生組織 災害防止対策（墜落、転倒、つまづき防止対策） 周辺環境の保全（騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、道路の汚れ、過積載等） 	1.2.2 1.3.7	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.7 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.7
														安全確認対策		
		現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 施工図作成時期 型枠組立時期、取外し時期 コンクリート打設時期 	1.2.1 1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 1.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 1.2.2 										
				工程表			<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 1.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 1.2.2 								
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 型枠材の種類、準備量 支保工の種類 型枠緊張材の種類、コーン使用箇所 はく離剤使用の有無、種類 インサート材質 打込み断熱材の有無 スリーブ 	1.2.2 6.9.3	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.3 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.3 										
				工法			<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.4 6.9.5 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.4 6.9.5 								
		安全確認対策	<ul style="list-style-type: none"> 管理項目（材料、型枠精度等） 管理方法 測定方法 安全養生組織 型枠強度の安全検討 墜落、転倒、防止対策 	1.2.2 1.3.6 1.3.7	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 1.3.7 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 1.3.7 										
				品質計画			<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 1.3.7 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 1.3.7 								
		工種別の 施工計画書 (型枠)	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 1.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 1.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 1.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.1 1.2.2 										
現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.3 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.3 														
材料			<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.3 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.3 												
工法	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.4 6.9.5 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 6.9.4 6.9.5 														
品質計画			<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 1.3.7 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 1.3.7 												
安全確認対策	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 1.3.7 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.2 1.3.6 1.3.7 														

【別添資料4-18】重点確認実施要領（型枠の加工・組立終了時及びびコンクリート打設時）

区分	内容				写真	工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日																																																								
	項目	細目	要点	標準仕様書 当設項目							資 料																																																							
（つづき） 一般事項	施工図等	コンクリート 躯体図 インサート 割付け図	開口部、貫通孔補強の位置 埋込み金物の位置 コンクリートの使用箇所 床こて仕上げ高さ 打込み断熱材の位置、増打ち 外部、水廻りの打継ぎ、打止め位置 止水板の位置 柱、梁、壁、床の寸法 打設レベル 打放しの型枠割付 目地寸法、形状	1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> 施工図 (・躯体図) (・割付図) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工図を確認する。 	型枠工事着手14日前まで																																																										
											材料	セメント	種類 規格(JIS)	6.3.2	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録 (・規格証明書) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録を確認する。 	コンクリートの製造着手までに																																																
																					骨材	種類 品質(アルカリシカ反応性等) 規格(JIS) 数量	6.3.3	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録 (・規格証明書) (・品質証明書) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録を確認する。 																																								
																														水	規格(JIS)	6.3.4	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録を確認する。 																															
																																							混和材料	種類 規格 数量	6.3.5	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録 (・規格証明書) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録を確認する。 																						
																																																コンクリートの製造及び輸送	計画調査	<ul style="list-style-type: none"> 試し練り 計画スランブ 計画空気量 所要気乾単位容積質量 調合強度 	6.4.4 6.4.5	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書 報告書 試験成績書 計画調査書 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、試し練り報告書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書、報告書等を確認する。 												
																																																									普通コンクリートの品質管理	フレッシュコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート種別 運輸時間、経路、数量 スランブ 空気量 塩化物量 フレッシュコンクリートの試験は、 【試験】による 	6.1.5 6.10.3	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	搬入後		

【別添資料4-18】重点確認実施要領（型枠の加工・組立終了時及びびコンクリート打設時）

区分	内容				建設企業提出資料				国（業種監督員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日																																																												
	項目	細目	要点	標準仕様書 当項目	資料	写真	工事監理企業の業務	国（業種監督員）による重点項目業種監督内容																																																															
コンクリート	工法	技能士 圧送準備 打込み 縮固め 打継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 資格 運搬用機器の確認 打込み工法、区画、順序 作業動線 道板の確保 打込み箇所の清掃 型枠散水 打設時間 打込み速度 落下高さ 振動機の台数、挿入間隔、要員 たたき締め要員、型枠工、鉄筋工等 打継ぎ面の処理 上面の仕上げ（床コンクリート直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 6.6.1 ～ 6.6.5 6.8.3 6.11.5 6.12.4 6.15.6 6.17.6 	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等 施工報告書 (・確認記録) 	確認状況 施工状況 縮固め状況(要員 数のわかるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明資料を確認し国に報告する。 工事が設計図書、打設計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等を確認する。 目視により確認する。 施工報告書を確認する。 	打設時までに 打設時 施工後																																																														
												養生	<ul style="list-style-type: none"> 養生温度 初期養生 表面乾燥の防止 振動及び外力からの保護 雨養生、寒冷期の保温、採暖 	<ul style="list-style-type: none"> 6.7.1 ～ 6.7.3 6.8.4 6.12.5 6.13.5 6.15.7 6.16.4 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・確認記録) 	養生状況	<ul style="list-style-type: none"> 工事が設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する。 	施工後																																																				
																						打込み後の確認等	<ul style="list-style-type: none"> 主要構造部に影響のある欠陥(コンクリートの有害なひび割れ及びたわみ、空洞、ジャンク、コーールドジョイント等) その他の欠陥 	<ul style="list-style-type: none"> 6.6.7 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・確認記録) 	補修状況	<ul style="list-style-type: none"> 欠陥の報告を確認し、補修方法について国に報告し確認を受ける。 補修後、目視確認を行い国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告を確認する。 施工報告書を確認する。 	補修前 施工後																																										
																																仕上り	<ul style="list-style-type: none"> 部材位置（スパン、開口部位置、部材位置、目地位置） 部材断面の仕上り寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 6.2.5 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・計測記録) 	施工状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する。 施工報告書を確認する。 	施工後 施工後																																
																																										適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの仕上り平たんさ 	<ul style="list-style-type: none"> 6.2.5 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・計測記録) 	施工状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する。 	施工後																						
																																																				材料試験	<ul style="list-style-type: none"> 砂及び砂利 高炉スラグ骨材 	<ul style="list-style-type: none"> 6.10.1 6.10.2 	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書 (・試験成績書) 	材料状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 試験状況を報告し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書、試験成績書を確認する。 	打設時までに 打設時までに												
																																																														試験	<ul style="list-style-type: none"> スランプ 空気量 塩化物量 単位容積質量 (・コンクリート温度) 	<ul style="list-style-type: none"> 6.5.2 6.5.3 6.5.4 6.10.3 6.11.1 6.11.4 	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書 試験成績書 (・製造者品質管理試験報告書) 	試験状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、調査計画書に合致していることを確認し国に報告する。 フレッシュコンクリートの試験に立会い目視で確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書、試験成績書を確認する。 フレッシュコンクリートの試験に立会い目視で確認する。 	・施工時		

【別添資料4-18】重点確認実施要領（型枠の加工・組立終了時及びコンクリート打設時）

区分	内容				建設企業提出資料				国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	標準仕様書 当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業種監視内容			
(つづき) コンクリート試験	コンクリートの強度試験	コンクリートの強度試験	<ul style="list-style-type: none"> 試験回数 試験方法(供試体の養生等) 骨材、混和剤 	6.5.5 6.10.4 6.10.5	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書 試験成績書 検査済証 	試験状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書、試験成績書、検査済証を確認する。 	施工後		
	品質	<ul style="list-style-type: none"> 所要空気量 所要スランプ 水セメント比 単位セメント量 気乾単位容積質量 気乾単位容積質量 	6.11.3	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 (・計測記録) 	材料状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	施工後			
											6.11.4
	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 軽量骨材の吸水率 	6.11.4	<ul style="list-style-type: none"> 試験計画書 試験成績書 (・製造者品質管理試験報告書) 保温管理試験成績書 	試験状況 確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	施工後			
											6.12.3
	マスコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> セメントの種類 混和材料 材料強度 単位セメント量 スランプ 養生温度による強度補正 コンクリートの温度 供試体の養生 	6.13.2 6.13.3 6.13.4	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 (・規格証明書) 材料搬入報告書 材料検査記録 (・計測記録) 材料搬入報告書 材料検査記録 (・計測記録) 	材料状況 計測状況 材料状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	施工後			
											6.14.2 6.1 ～6.10
	無筋コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 骨材(最大寸法) 塩分含有量 再生骨材 再生骨材(JIS) 設計基準強度 スランプ 単位セメント量、水セメント比 気温による温度補正 	6.14.3 6.15.4	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 (・計測記録) 試験成績書 材料搬入報告書 材料検査記録 (・計測記録) 	材料状況 計測状況 材料状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	施工後			
											6.14.3
	高い強度のコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 繰混ぜ水 混和材料 水セメント比 単位セメント量 スランプ 	6.15.4	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書 試験成績書 材料搬入報告書 材料検査記録 (・計測記録) 	材料状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	施工後			
											6.15.4

【別添資料4-18】重点確認実施要領(型枠の加工・組立終了時及びコンクリート打設時)

区分	内容				建設企業提出資料			国(業種監督員)への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	標準仕様書当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務			
(つづき)コンクリート	高炉セメントB種を用いる普通コンクリート	材料	<ul style="list-style-type: none"> 高炉セメントB種 アルカリ量 高炉スラグの混合比 	6.16.2	<ul style="list-style-type: none"> 試練り報告書 試験成績書 	材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試練り報告書、試験成績書を確認する。 	施工後	
		品質	<ul style="list-style-type: none"> 単位セメント量 単位水量 水セメント比 混和剤 気温による強度補正 	6.16.3	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 (・計測記録) 	材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、調合計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	施工後	
型枠	流動化コンクリート	材料	<ul style="list-style-type: none"> 流動化剤 	6.17.5	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 	材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	施工後	
		コンクリートの流動化	<ul style="list-style-type: none"> かくはん 流動化剤の使用手法 	6.17.4	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・確認記録) 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する。 	施工後	
型枠	材料	型枠	<ul style="list-style-type: none"> せき板の種類、厚さ 床型枠用鋼製デッキプレート 断熱材兼用型枠材 MCR工法用シート 緊張材の種類 はく離材の種類 スリーブ寸法、材種 	6.9.3 6.9.3	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 (・規格証明書) (・品質証明書) 確認記録 	表示マーク 材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視により確認する。 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 組立終了時 施工後 	
		技能士	<ul style="list-style-type: none"> 資格 	1.5.2	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等 	確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 組立開始までに 	
型枠の加工及び組立	組立	主要部	<ul style="list-style-type: none"> 部材断面 建入れ 通り 階高 勾配(型枠で勾配をとる場合) コーンの使用箇所 柱脚、柱頭の固定、振れ止め 床型枠用鋼製デッキプレートの固定 支保工の配置、固定 	6.9.4	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・確認記録) (・計測記録) 	施工状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書、施工図に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視、計測により確認する。 施工報告書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 組立終了時 施工後 	
		開口部貫通孔埋込み金物取付け	<ul style="list-style-type: none"> 位置、数量、間隔、変形に対する処置 	6.9.4	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・確認記録) (・計測記録) 	施工状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書、施工図に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視、計測により確認する。 施工報告書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 組立終了時 施工後 	
型枠の存置期間及び取外し	型枠締め付け金物の頭処理	取外し	<ul style="list-style-type: none"> 数量 大きさ 位置 増打ちコンクリート 	13.5.3	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・確認記録) 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書、施工図に合致していることを確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視により確認する。 施工報告書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 組立終了時 施工後 	
		最小存置期間(型枠、支柱)	<ul style="list-style-type: none"> 取外し順序 	6.9.5	<ul style="list-style-type: none"> 構造体のコンクリート強度試験成績書 確認検討書 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 強度試験成績書、確認検討書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工後 	
型枠の存置期間及び取外し	型枠締め付け金物の頭処理	取外し	<ul style="list-style-type: none"> 頭除去 さび止め塗装 コーンの穴埋め 	6.9.6	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・確認記録) 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視により確認する。 施工報告書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 組立終了時 施工後 	

【別添資料4-18】重点確認実施要領（鉄骨建方時の例）

区分	監 督 内 容			請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	資 料	写 真					
一般事項	鉄骨製作工場		<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣認定工場 加工能力 工場設備 契約電力 試験機器 各技術者 実績 図面特記事項等 鉄骨製作工場における品質管理記録 	<ul style="list-style-type: none"> 工場選定資料 		<ul style="list-style-type: none"> 工場選定資料を設計図書と照合、確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場選定資料を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の1ヶ月前までに 		
		工場別の施工計画書（鉄骨工事全体）	工程表 現場組織 工法	<ul style="list-style-type: none"> 実施工程表 作業管理組織 品質管理組織 工事担当 協力業者 仮設計画 建方計画 接合計画 他工事との関連 安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理記録 工場別の施工計画書 		<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨製作工場における品質管理記録を確認し国に報告する。 施工計画書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理記録を確認する。 工場別の施工計画書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 加工後 工事着手の14日前までに 	
	工場製作要領書	工程表 現場組織 製作工場	<ul style="list-style-type: none"> 工作図の作成時期 材料検査時期 現寸検査時期 加工、組立時期 超音波探傷試験等時期 塗装時期 製品検査時期 搬出時期 製作工場名 作業管理組織 品質管理組織 技能士（鉄工（構造物鉄工作業、構造物現図作業）（とび（とび作業）） 加工能力 加工工場の機械設備 施工管理技術者 溶接工の資格 スタット溶接の技能者 非破壊検査技術者の資格 品質管理 	<ul style="list-style-type: none"> 工場製作要領書 （鉄骨製作管理技術者認定書（写）） （溶接施工管理技術者認定書（写）） （溶接技量資格証明書（写）） （スタット溶接技量証明） （7.6.3）1 （7.7.2）1 （7.6.3）2 		<ul style="list-style-type: none"> 品質計画は、設計図書の合致及び工事施工条件等の適切 여부를確認し国に報告する。 工場製作要領書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場製作要領書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前までに 		

【別添資料4-18】重点確認実施要領（鉄骨建方時の例）

区分	監 督 内 容				請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日	
	項目	細目	要点	建仕等当該項目	資 料	写 真						
(つづき) 一般事項	(つづき) 工場製作要領書	材料	<ul style="list-style-type: none"> 鋼材の種類、数量、寸法、規格 ボルトの種類、数量、寸法、規格 溶接材料、規格 製造所名 使用区分 保管場所と保管方法 品質確認の方法 	1. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> 鋼材の種類、数量、寸法、規格 ボルトの種類、数量、寸法、規格 溶接材料、規格 製造所名 使用区分 保管場所と保管方法 品質確認の方法 							
				7. 2. 1								
		工作	<ul style="list-style-type: none"> 総則及び工事概要 製作精度 切断 加工 ボルト接合 溶接接合 溶接部の確認 溶接部の補修 不合格部の補修 スタッド溶接 試験、補修 塗装計画 エンドタグ 製品輸送計画 	1. 2. 2 7. 3. 1 ～ 7. 8. 3 7. 11. 1 ～ 7. 12. 6								
				1. 3. 6								
		品質計画	<ul style="list-style-type: none"> 管理項目(材料、製品の形状、寸法)(構造耐力、耐久性、耐火性の欠陥、溶接接合部の状態等) 管理方法 	1. 2. 2 1. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> 品質確保に関する資料) 							
				1. 2. 2 (7. 6. 11)								
		超音波探傷試験	<ul style="list-style-type: none"> 超音波探傷試験を行う機関 技能資格者 試験の規程 	1. 2. 2 (7. 6. 11)	<ul style="list-style-type: none"> 試験機関組織体制) 超音波探傷試験技 量資格証明書(写) 試験実績) 所有探傷機器届) 							
				7. 7. 4								
		スタッド溶接	<ul style="list-style-type: none"> スタッド溶接用電源(専用電源)の確保 溶接条件の設定 磁気吹きの影響 	1. 2. 2								
				1. 2. 2								
養生	<ul style="list-style-type: none"> 振動、衝撃、荷重、直射日光、寒気 雨水に対する処理 	1. 2. 2										
		1. 2. 1 1. 2. 2										
工事現場 施工要領書	<ul style="list-style-type: none"> アンカーボルトの設置時期 材料検査時期 工場加工検査 建方時期 進入検査時期 躯体強度の確認 高力ボルト締め付け時期 現場溶接時期 耐火被覆時期 完成検査時期 	1. 2. 1 1. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場施工要領書 									
		1. 2. 2										

【別添資料4-18】重点確認実施要領（鉄骨建方時の例）

区分	項目	監 督 内 容		請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
		細目	要 点	当該項目	資 料					
(つづき) 一般事項	(つづき) 工事現場 施工要領書	現場組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者名 ・ 作業管理組織及び協力業者 ・ 品質管理組織 ・ 施工管理技術者 ・ 非破壊検査技術者 ・ 技能士(鉄工(構造物鉄工作業、構造物現図作業))とび(とび作業) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の技能者 ・ 溶接工の資格 	1.2.2 (7.6.2)1 (7.6.3)2 (7.12.2)3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶接施工管理技術者認定書(写) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト施工管理技術証明 ・ スタット溶接技量証明 ・ 溶接技量資格証明(写) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト施工管理技術証明 					
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高力ボルトの種類、規格、寸法、数量 ・ アンカーボルト規格、寸法、数量 ・ 溶接棒 ・ 柱底均しモルタル 	1.2.2 7.2.1 ～ 7.2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定書(写) ・ 資格証明書(写) ・ 認定書(写) ・ 柱底無収縮モルタル評価書(写) 					
		工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンカーボルトの工法、検査方法 ・ 柱底均し工法 ・ 建方手順、検査方法 ・ 高力ボルト接合手順、検査方法 ・ 搬入時確認試験 ・ 現場溶接手順、検査方法 ・ 溶接部の確認 ・ 溶接部の試験 ・ 不合格部の補修方法 ・ スタット溶接 ・ デッキプレート溶接 ・ 鋼止め塗装 ・ 溶融亜鉛めっき工法 ・ 施工荷重に対する補強 	1.2.2 7.3.1 ～ 7.12.6 (7.10.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補強計算書 					
		耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者名 ・ 使用材料名 ・ 規格認定書 ・ 認定マーク ・ 施工方法 ・ 検査方法 ・ 養生 	1.2.2 7.9.1 ～ 7.9.8						
		品質計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理項目(材料、建方位置、建入れ、ボルト接合部の状態、溶接接合部の状態、耐火被覆の性能、取合い部被覆状態等) ・ 管理方法 	1.2.2 1.3.6		<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質計画は、設計図書の合致及び工事施工条件等の適切な対応を確認し国に報告する ・ 品質計画を確認する。 		工事着手の14日前までに		
		超音波探傷試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超音波探傷試験を行う機関 ・ 技能資格者 ・ 試験の規程 	1.2.2 7.6.11						
		仮設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建方用重機配置 ・ 搬入路、ストックヤード 	1.2.2						

【別添資料4-18】重点確認実施要領（鉄骨建方時の例）

区分	監 督 内 容			請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	資 料	写 真					
(つづき) 一般事項	(つづき) 工事現場 施工要領書	安全警戒対 策	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生組織 重機転倒防止 作業区域 落下防止 搬入時間、経路 振動、衝撃、荷重、直材日光、寒 気、雨水に対する処理 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 2. 2 1. 3. 7 						
		養生	<ul style="list-style-type: none"> 柱、梁等の符号 基準線 継手位置 スパン 階高 ベースプレートとの位置 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 2. 3 7. 3. 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作図を確認する 	加工着手の14日前までに			
材料	鋼材	詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柱、梁の取合い ・ ベース回りの納まり、材質、寸法 ・ 溶接の種類、位置 ・ 高力ボルト、普通ボルトの径、ゲー ・ ジ、ピッチ、ヘリあり等 ・ 鉄筋の貫通孔径、位置 ・ 仮設用部材の取り付け等 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 2. 3 7. 3. 2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作図を確認する 	加工着手の14日前までに			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 材質 ・ 規格 ・ 種類 ・ 断面形状、寸法 ・ 品質証明 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 2. 1 (7. 2. 10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 ・ 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料検査記録 (・規格証明書) ・ 材料検査記録 (・原品証明書) ・ 原相対当規格品証 (明書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示 マーク 材料状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料検査記録を確認する 	加工着手の14日前までに	
材料	高力ボルト		<ul style="list-style-type: none"> ・ 規格(建築基準法、JIS) ・ 種類 ・ 径 ・ 長さ ・ トルク係数確認 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 2. 2 7. 4. 3 7. 4. 5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 ・ 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入時 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 材質 ・ 規格(JIS) ・ 形状 ・ 寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 2. 3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 ・ 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書 (・規格証明書) ・ 材料検査記録 (・試験成績書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示 マーク 材料状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入時 	
材料	アンカーボ ルト		<ul style="list-style-type: none"> ・ 規格(JIS) ・ 種類 ・ 径 ・ 長さ 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 2. 4 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 ・ 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入時 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 規格(JIS) ・ 種類 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 2. 5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 ・ 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書 (・規格証明書) ・ 材料検査記録 (・試験成績書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示 マーク 材料状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入時 	
材料	溶接材料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 規格(JIS) ・ 種類 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 2. 6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 ・ 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入時 		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 規格(JIS) ・ 種類 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 2. 7 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等に合致していることを確認し 国に報告する。 ・ 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書 (・規格証明書) ・ 材料検査記録 (・試験成績書) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示 マーク 材料状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入時 	

【別添資料4-18】重点確認実施要領（鉄骨建方時の例）

区分	監 督 内 容			請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	資 料	写 真					
(つづき)材料	柱底拘りモルタル	セメント	・規格(JIS)	・材料搬入報告書 ・材料検査記録 ・(規格証明書) ・(品質証明書) ・(基材同等証明書)	表示 マーク 材料状況	・設計図書等に合致していることを確認し ・目視により確認し国に報告する。	・材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 ・目視により確認する。	・納入時 鉄骨建方時		
		水	・収率 ・有機物等の有害含量(止水の場合)							
		混和材料	・種類 ・規格(JIS)							
		吸水調整材	・材質 ・製造所							
		鋼材の品質試験	・鋼材の品質を証明書により証明する場合	・試験計画書 ・材料検査記録 ・(試験成績書)	表示 マーク 材料状況	・設計図書、試験計画書に合致していることを確認し国に報告する。	・試験計画書を確認する。 ・材料検査記録を確認する。	加工着手の14日前までに		
		技能士	・資格	・資格証明書(写)等	確認状況	・設計図書、資格証明資料により確認し国に報告する。	・資格証明書(写)等を確認する。	加工着手の14日前までに		
		工作図(現寸図)	・各部材の取合い ・寸法	・工作図 ・現寸図	計測状況	・設計図書等に合致していることを確認し国に報告する。 ・主要部分の長さ、幅、厚さを計測し、工作図と照合及び作業性を確認し国に報告する	・工作図を確認する。 ・現寸図を確認する。	加工着手前までに		
		仮組	・組立方法 ・確認方法 ・確認項目	・仮組施工計画書 ・仮組検査記録	施工状況 確認状況	・仮組を行う場合は、施工計画書を承諾し、検査を行う。	・仮組施工計画書を確認する。 ・仮組検査記録を確認する。	仮組み前 仮組み後		
		巻尺	・規格(JIS) ・巻尺の確認	・施工報告書 ・(確認記録) ・(計測記録)	表示 マーク	・設計図書に合致していることを計測により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・(確認記録) ・(計測記録)	建方時		
		製作精度	・寸法精度の許容差	・材料搬入報告書 ・材料検査記録 ・(社内検査成績書) ・(超音波探傷試験成績書)	材料状況	・設計図書、JASS 6により製品受入を目視、計測により適合を確認し国に報告する。	・材料搬入報告書を確認する。 ・材料検査記録を確認する。 ・目視により確認する	建方時 施工後 建方時		
		摩接面の性能、処理	・まぐれ、ひずみ、へこみ、錆の状態 ・寸べり係数値	・施工報告書 ・(確認記録) ・(計測記録)	摩接面の 状況	・設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する	施工後 建方時		
		縮付けの確認	・マーキングのずれ、ピンテールの破断、とも回り、軸回りの有無、ナット回転量、ボルト余長	・施工報告書 ・(確認記録)	縮付状況 確認状況	・設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する	施工後 建方時		
		普通ボルト接合	・ボルト孔の径 ・座金の厚さ ・戻止め	・施工報告書 ・(確認記録)	施工状況	・設計図書、施工計画書に合致していることを目視により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する	施工後 建方時		
		溶接接合	・作業場所の気温 ・降雨量 ・溶接に影響を及ぼす風	・測定記録	予熱状況	・施工計画書に合致していることを計測により確認し国に報告する。	・測定記録を確認する。	施工後		

【別添資料4-18】 重点確認実施要領（鉄骨建方時の例）

区分	監 督 内 容		請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	当該項目					
(つづき) 溶接接合	溶接部の確認	溶接着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・隙間 ・食い ・ルート間隔 ・開先角度及びルート面の加工精度等 ・組立 ・溶接部の清掃 ・予熱 ・エンドタブの取付け 	7.6.10	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書（・確認記録） 	確認状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、工場製作要領書、工事現場施工要領書に合致していることを確認し、国に報告する。 ・目視、計測により確認し国に報告する。 	建方時	
				<ul style="list-style-type: none"> ・溶接順序 ・溶接姿勢 ・溶接棒径及びワイヤ径 ・溶接電流及びアーク電圧 ・入熱 ・パス間温度 ・各層間のスラグ清掃 ・裏はつりの状態 ・完全溶込み溶接部における溶接技能者の識別 	7.6.10	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書（・確認記録） 			
	溶接完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・ビード表面の凹凸 ・ピット、アンダーカット、クレータ ・等の状態 	7.6.10	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書（・確認記録） 	確認状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、工場製作要領書、工事現場施工要領書に合致していることを確認し、国に報告する。 ・目視、計測により確認する。 	建方時		
	溶接部の試験		<ul style="list-style-type: none"> ・工場溶接の場合 	7.6.11	<ul style="list-style-type: none"> ・試験計画書 ・超音波探傷試験成績書 				試験状況
不合格溶接の補修		<ul style="list-style-type: none"> ・補修状況 	7.6.12	<ul style="list-style-type: none"> ・再試験成績書 ・施工報告書（・確認記録） 	試験状況 補修状況	<ul style="list-style-type: none"> ・再試験成績書を確認する ・施工報告書を確認する 	建方時		
スタッド溶接	溶接後の試験	外観試験	<ul style="list-style-type: none"> ・アンダーカット ・仕上り高さ ・傾き 	7.7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・試験計画書 ・試験成績書（・確認記録） 				試験状況 確認状況 計測状況
				7.7.5	<ul style="list-style-type: none"> ・試験計画書 ・試験成績書（・確認記録） ・（計測記録） 	試験状況 確認状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、試験計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 ・試験状況を報告する。 	施工後	
	打撃曲げ試験	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ、その他の欠陥 	7.7.5	<ul style="list-style-type: none"> ・試験計画書 ・試験成績書（・確認記録） ・（計測記録） 	試験状況 確認状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、試験計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 ・補修箇所全数の試験結果記録を確認し国に報告する。 			
	不合格スタッド溶接の補修		<ul style="list-style-type: none"> ・補修状況 	7.7.5	<ul style="list-style-type: none"> ・再試験成績書 ・施工報告書（・確認記録） 		試験状況 確認状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> ・再試験成績書を報告する ・施工報告書を報告する 	施工後
7.7.6	<ul style="list-style-type: none"> ・未塗装の範囲 	7.8.2	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書（・確認記録） 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、工場製作要領書に合致していることを確認し国に報告する。 ・目視により確認する。 	建方時			
7.8.4	<ul style="list-style-type: none"> ・塗膜損傷部分の補修 	7.8.4	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書（・確認記録） 	施工状況				<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、工場製作要領書に合致していることを確認し国に報告する。 ・目視により確認する。 	施工後

【別添資料4-18】重点確認実施要領（鉄骨建方時の例）

区分	項目	細目	監 督 内 容		請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日	
			要 点	建仕等当該項目	資 料	写 真						
耐火被覆	耐火材吹付け		<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく認定を受けた材料、工法 浮き錆、付着油等の除去 吹付け厚さ 飛散防止 	7.9.4	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） （・計測記録） 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 計測状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、工場製作要領書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視、計測により確認する。 	施工後			
				7.9.5	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、工場製作要領書に合致していることを確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視により確認する。 	施工後			
				7.9.6	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく認定を受けた材料 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、工場製作要領書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視により確認する。 	施工後		
				7.9.7	<ul style="list-style-type: none"> 融合 塗り厚 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） （・計測記録） 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 計測状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、工場製作要領書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視、計測により確認する。 	施工後		
				7.9.9	<ul style="list-style-type: none"> 表示方法 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） 	<ul style="list-style-type: none"> 表示状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視により確認する。 	施工後		
				7.10.3	<ul style="list-style-type: none"> 固定方法（構造用、建方用） 養生 柱底均しモルタルの厚さ 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） （・計測記録） 	<ul style="list-style-type: none"> 保持及び埋込み 確認状況 計測状況 	<ul style="list-style-type: none"> 施工図（鉄筋）に合致していることを目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視、計測により確認する。 	建方時		
	溶融亜鉛めっき工法	亜鉛めっき		<ul style="list-style-type: none"> 建方精度 組立て順序 仮ボルト 建入れ直し 建入れ精度 	7.12.3	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） （・付着量試験成績書） 	<ul style="list-style-type: none"> 確認状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視により確認する。 	施工後		
					7.12.6	<ul style="list-style-type: none"> めっき付着量の確認 溶接部の割れ 仕上り状態 JIS表示認定工場 傷の補修 	<ul style="list-style-type: none"> 確認状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視により確認する。 	施工後		
					7.12.4	<ul style="list-style-type: none"> プラスト処理の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視により確認する。 	施工後	
溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	<ul style="list-style-type: none"> 摩擦面の処理 		7.12.6	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書（・確認記録） （・計測記録） 	<ul style="list-style-type: none"> 確認状況 締付状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視により確認する。 	施工後			
				7.12.6	<ul style="list-style-type: none"> マーキングのずれ、とも回りの有無 、ナット回転量、ボルト余長 	<ul style="list-style-type: none"> 確認状況 締付状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視により確認する。 	施工後			

【別添資料4-18】重点確認実施要領（防水工事施工時 アスファルト防水の例）

区分	内容				建設企業提出資料			国（継続監視員）による重点項目継続監視内容	国（継続監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日	
	項目	細目	要点	建仕等当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務					
一般事項	工種別の 施工計画書 (アスファルト 防水)	工程表	防水の種類別着工、完了時期	1.2.1 1.2.2 1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・各種別の施工計画書 ・資格証明書(写)等 ・(・)伸縮目地評価書(写) ・(・)規格証明書 ・(・)試験成績書 	<ul style="list-style-type: none"> ・表施工工程表を確認し国に報告する。 ・施工計画書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書を受理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書の14日前まで 				
		現場組織	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者名 ・作業管理組織 ・品質管理組織 ・技能士(防水施工(アスファルト防水 工事作業)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質計画に係る部分は、設計図書図書に合致していること及び工事施工条件等に適切に対応していることを確認し国に報告する。 								
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所 ・種類 ・規格 ・使用材料名 ・製造所名 ・保管方法 								<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等に合致していることを確認し国に報告する。 	
		工法	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト溶融釜の設置場所、構造 ・下地処理(コンクリート打継ぎ部) ・溶融温度 ・入隅、出隅、立上り、出入口回り、エキスパンション部納まり、ドレン回りの納まり ・異種防水層接続部の処置 ・防水押さえ ・目地割り、目地構造 ・排水勾配 ・消防法による消防署の届出 ・監督職員の検査 									
		品質計画	<ul style="list-style-type: none"> ・管理項目(材料、防水層の形状寸法、仕上り状態、防水性能等) ・管理方法 									
		養生	<ul style="list-style-type: none"> ・換気 ・損傷 									
		安全確認対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生組織 ・火気対策 ・高熱対策 ・墜落防止 ・落下防止 ・酸欠防止 									
		平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配 ・ドレン位置 ・伸縮目地割付 									
		施工図等 (シーリング を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 									
		(つづき) 一般事項										

【別添資料4-18】重点確認実施要領（防水工事施工時 アスファルト防水の例）

区分	項目	内容				建設企業提出資料			国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日			
		細目	要点	建設等当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務								
(つづき) 一般事項	(つづき) 施工図等 (シーリングを 除く)	各部詳細図	<ul style="list-style-type: none"> 立上り 出入口回り 入隅 出隅 設備配管 ドレン回り エキスパンション部取合 	1. 2. 3	<ul style="list-style-type: none"> 施工図 		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 				
		材料	<ul style="list-style-type: none"> アスファルトプライマー 、アスファルト、アスファルトルーフィング グ シール材 絶縁用テープ 押え金物 成形キヤント材 断熱材 絶縁用シート 成形伸縮目地材 成形緩衝材 靴式保護材 メタルラス 	<ul style="list-style-type: none"> 規格(JIS等) 種類 数量 	9. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 (・規格証明書) (・品質証明書) 	表示 マーク 材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 搬入後 	
アスファルト防水		保護コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの調査 溶接金網 	9. 2. 2 6. 14. 2	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 (・計測記録) 	材料状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 搬入後 		
		モルタル	<ul style="list-style-type: none"> 調査 	9. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書 材料検査記録 (・規格証明書) (・品質証明書) 	材料状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 搬入後 	

【別添資料4-18】重点確認実施要領 (防水工事施工時 アスファルト防水の例)

区分	内容				建設企業提出資料				国(業種監視員)による重点項目業種監視内容	国(業種監視員)への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	建設等当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務	内容				
つづき アスファルト防水	施工	技師 防水層の下地	<ul style="list-style-type: none"> 資格 勾配 突起の除去 乾燥状態 入隅、出隅面取り 通り 立上り 出入口回り 設備配管 ドレン回り エキスパンション部取合い 	1. 5. 2 9. 1. 3 9. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等 施工報告書(・計測記録)(・確認記録) 	<ul style="list-style-type: none"> 下地状況 施工状況 計測状況 入隅出隅部各部清掃状況 	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書資料を目視確認し国に報告する。 設計図書、施工図、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工前後 施工時 施工時 				
			<ul style="list-style-type: none"> 使用量 むら 塗布面の乾燥状態 	9. 1. 3 9. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書(・使用量報告書) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工後 施工時 				
保護層等の施工	絶縁用シート 伸縮調整目地	ルーフィング張り(端部、特殊部)	<ul style="list-style-type: none"> 溶融温度 方向 重ねしろ 端部 入隅 出隅 立上り 出入口回り 設備配管 ドレン回り エキスパンション部の増張り 	9. 1. 3 9. 2. 4	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書(・確認記録)(・使用量報告書) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況(特殊部端部) 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工後 施工時 				
			<ul style="list-style-type: none"> 張付け 重ね 割付け 目地高 固着状態 	9. 2. 5 9. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書(・確認記録) 施工報告書(・確認記録) 施工報告書(・計測記録) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 計測状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工後 施工時 施工時 				
	保護コンクリート	立上り部の保護	<ul style="list-style-type: none"> 勾配 仕上げ メタルラス 	9. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書(・確認記録)(・計測記録) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 計測状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工図、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工後 施工時 				
			<ul style="list-style-type: none"> 乾式保護材の場合(材料製作所の仕様) れんがが押えの場合(目地幅、モルタル充填) コンクリート押えの場合(保護コンクリート充填) 屋内等のモルタル押えの場合(とんぼ間隔、メタルラスの取付け) 	9. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書(・確認記録) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工図、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工後 施工時 				

【別添資料4-18】重点確認実施要領（外装材施工時 タイル工事の例）

区分	内容				建設企業提出資料		写真	工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	建設項目	資料	写真						
一般事項	工種別の施工計画書 (脚型器具または タイル張り)	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 材料決定時期 施工図完了時期 材料搬入時期 着工、完了時期 見本焼き時期 試験時期 	1.2.1	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の施工計画書 	<ul style="list-style-type: none"> 実施工程表を確認し国に報告する。 施工計画書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 資料提出・報告日 	<ul style="list-style-type: none"> 確認日 		
				1.2.2								
	現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 製造工場名 施工業者名 作業管理組織 品質管理組織 技能士(タイル張り(タイル張り作業)) 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> (・資格証明書(写)) 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 資料提出・報告日 	<ul style="list-style-type: none"> 確認日 			
			1.2.2									
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 使用材料名(モルタル等) タイルの種類、形状、寸法 (厚みの形状、高さ、截式、型式) 使用箇所 製造所名 モルタルの保水剤、混和剤、接着剤 管理方法 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> (・評価書(写)) (・仕上タイル見本品 ・MSDS 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 資料提出・報告日 	<ul style="list-style-type: none"> 確認日 			
			1.1.2.1 1.1.2.2 1.1.2.3 1.1.2.4									
	施工	<ul style="list-style-type: none"> 施工箇所別の仕上タイルの材質 張付け順序、工法 引き金物の取付け工法 まぐさ、窓台等のタイル施工法 タイル割り 目地の位置、構成、施工法 目地モルタル塗合 張付けモルタル塗付量、練混ぜ方法 関連工事との取合い 排水勾配 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> (・評価書(写)) (・仕上タイル見本品 ・MSDS 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 資料提出・報告日 	<ul style="list-style-type: none"> 確認日 			
			1.1.3.1 ～ 1.1.3.3									
	施工後の確認及び試験	<ul style="list-style-type: none"> タイル接着力試験 打診試験 下地モルタルの浮き試験 試験不合格部の処理方法 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> (・評価書(写)) (・仕上タイル見本品 ・MSDS 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 資料提出・報告日 	<ul style="list-style-type: none"> 確認日 			
			1.1.1.4									
	品質計画	<ul style="list-style-type: none"> 管理項目(材料、仕上り面の形状、寸法、状態、接着性能等) 管理方法 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> (・評価書(写)) (・仕上タイル見本品 ・MSDS 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 資料提出・報告日 	<ul style="list-style-type: none"> 確認日 			
			1.3.6									
	養生 清掃	<ul style="list-style-type: none"> 直射日光、風雨 振動、衝撃 酸洗い、水洗い タイルユニット取付け中、取付け後の養生方法 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> (・評価書(写)) (・仕上タイル見本品 ・MSDS 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 資料提出・報告日 	<ul style="list-style-type: none"> 確認日 			
1.1.1.5												
安全確認対策	<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生組織 足場の安全性、墜落防止、落下防止 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> (・評価書(写)) (・仕上タイル見本品 ・MSDS 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容 	<ul style="list-style-type: none"> 国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手の14日前まで 	<ul style="list-style-type: none"> 資料提出・報告日 	<ul style="list-style-type: none"> 確認日 				
		1.3.7										

【別添資料4-18】重点確認実施要領（外装材施工時 タイル工事の例）

区分	内容				建設企業提出資料			写真	工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点確認項目業績監視内容	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	建設等当該項目	資料	写真						
材料	施工図等	タイル割付け図 各部詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・タイル割付け ・目地寸法、位置 ・入隅 ・閉口部 ・設備機器廻り取合い ・役物使用部 ・勾配(雨水掛かり部) ・伸縮目地、ひびわれ誘発目地の位置 ・構造、形状、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 1.2.3 11.1.3 1.2.3 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 ・割付け図 ・各部詳細図 		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・規格(JIS) ・種類 ・色調 ・形状 ・寸法 ・吸水率 ・役物 ・タイルユニット 	<ul style="list-style-type: none"> 11.2.1 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料搬入報告書 ・材料検査記録 ・材料搬入報告書 ・材料検査記録 	<ul style="list-style-type: none"> 表示 ・マーク 材料状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 ・目視により確認する。 ・材料搬入報告書、材料検査記録を確認する。 ・試験張り、見本焼きは、設計担当者を目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入後 ・施工後 ・施工後 				
陶器器質 タイル張り	施工	<ul style="list-style-type: none"> ・張付け用材 ・砂 ・水 ・混和材 ・保水剤 ・防水剤 ・凍結防止剤 ・混和剤 ・顔料 ・吸水調整材 ・既成調査目 ・地材 ・接着剤 ・技能士 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格(JIS) ・粒度 ・有機物等の有害含量(井水の場合) ・種類 ・規格(JIS) ・規格(JIS) ・材質 ・色 ・材質 ・製造所 ・種類 ・形状 ・種類 ・資格 	<ul style="list-style-type: none"> 11.2.3 15.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書(写)等 ・施工報告書 ・材料検査記録 ・施工報告書 ・検査記録 ・施工報告書 ・確認記録 	<ul style="list-style-type: none"> 表示 ・マーク 材料状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書資料により確認し国に報告する。 ・目視により確認し国に報告する。 ・目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書(写)等を確認する。 ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 ・施工報告書を確認する。 ・目視、許測により確認する。 ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工前 ・施工後 ・施工時 ・施工後 ・施工時 ・施工前 ・施工後 ・施工時 ・施工後 ・施工時 ・施工後 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート素地面の状態 ・下地モルタル浮き、ひび割れ ・伸縮目地 ・目地割付け ・目地構造 	<ul style="list-style-type: none"> 11.3.3 11.3.3 11.1.3 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書(写)等 ・施工報告書 ・確認記録 ・検査記録 ・施工報告書 ・確認記録 	<ul style="list-style-type: none"> 確認状況 施工状況 検査 補修状況 施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書資料により確認し国に報告する。 ・設計図書、施工計画書に合致していることを確認し国に報告する。 ・目視、許測により確認し国に報告する。 ・目視、許測により確認し国に報告する。 ・設計図書、施工図に合致していることを確認し国に報告する。 ・目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工後 ・施工時 ・施工後 ・施工時 ・施工後 ・施工時 				

【別添資料4-18】重点確認実施要領（外装材施工時 タイル工事の例）

区分	内容					建設企業提出資料			国（業種監視員）による重点確認項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	建社等当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務					
（つづき） 脚器器質 タイル張り	（つづき） 施工	張付け	・精度	11.3.3	・施工報告書 （・確認記録） （・計測記録）	施工状況 計測状況	・設計図書、施工図に合致していることを確認し国に報告する。 ・目視により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。	施工後 施工時			
		打診確認	・タイル浮き ・ひび割れ	11.1.4	・施工報告書 （・確認記録）	確認状況	・設計図書に合致していることを確認し国に報告する。 ・打診検査の結果を確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・打診結果を確認する。	施工後 施工時			
		接着力試験	・引張接着強度	11.1.4	・試験計画書 ・試験成績書	試験状況	・試験体の位置を指示し、設計図書、試験計画書に合致していることを確認し国に報告する。 ・目視、計測により確認し国に報告する。	・試験計画書、 ・試験成績書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	施工後 施工時			

【別添資料4-18】外部建具施工時の例

区分	内容				建設企業提出資料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	建仕等当該項目	資料	写真					
一般事項	工種別の施工計画書	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 製作図作成時期 製作時期 製品検査時期 納入時期 取付時期 	1.2.1 1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の施工計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表施工工程表を確認し国に報告する。 ・ 施工計画書を確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作開始の14日前まで 				
		現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者名 作業管理組織 品質管理組織 技能士(サッシ施工(ビル用サッシ施工作业))(ガラス施工(ガラス工事作業)(表装(表具作業))) 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格証明書(写) ・ 見本、カタログ 						
		製作所名	<ul style="list-style-type: none"> 製作工場名 作業管理組織 品質管理組織 	1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価書(写) ・ 耐風圧計算書 ・ 性能試験証明書 ・ MSDS 						
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 性能 (耐風圧、気密、水密、耐震、遮音、断熱、遮炎、遮煙) 型式 機構 防火戸の種別 使用材料名(ガラス、シーリング、金物等副資材共) 規格 製作所名 安全装置 ホルムアルデヒド放散量 VOC 	1.2.2 16.2.3 16.3.3 16.4.3 16.5.3 16.6.2 16.7.2 16.9.2 16.10.3 16.11.3 16.12.3							
		仮組	<ul style="list-style-type: none"> 仮組方法 確認項目 確認方法 	1.2.2							
		製品の検査	<ul style="list-style-type: none"> 製作所検査方法 検査項目 検査基準 	1.2.2							
		工法	<ul style="list-style-type: none"> 加工、組立の順序、工法 表面処理方法 塗装方法 形式 機構 製作所検査方法 検査項目 検査基準 関係工事との取合 運搬 仮置方法 防食、防錆の方法 材料 枠取付工法 精度 取付検査方法 ガラスの有効開口 	1.2.2 16.1.1 ～ 16.12.5							

【別添資料4-18】外部建具施工時の例

区分	内容				建設企業提出資料			国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務			
（つづき） 一般事項	工種別の 施工計画書	品質計画	<ul style="list-style-type: none"> 管理項目（材料、建具の形状、寸法、仕上り状態、各性能、開閉及び作動状態、取付調整等） 管理方法 養生方法 清掃方法 安全環境対策 火災防止策 製品の倒壊、落下防止 	1. 2. 2 1. 3. 6	<ul style="list-style-type: none"> 管理項目 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画に係る部分は、設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質計画を確認する。 	製作開始の14日前まで		
				養生						
		安全環境対策	1. 2. 2 1. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様を確認する。 	製作開始の14日前まで			
		共通仕様	1. 2. 3							<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。
		施工図等	<ul style="list-style-type: none"> 各種性能 主要材料の品質 仕上げ（防錆処理等） 鍵プラン（マスターキー） 	1. 2. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・建具位置図 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
		建具位置図	<ul style="list-style-type: none"> 防火区画（防火戸） 防煙区画（防煙シャッター） 材質 位置 形状 寸法 数量 施錠方法 開き勝手 	1. 2. 3						<ul style="list-style-type: none"> ・製作図
		製作図	<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 数量 施錠方法 使用ガラス ガラス溝形状、寸法 建具金物類（種類、取付位置） 付属部材 補強材 シーリング 防錆処理 取付方法 操作方法 戸当り位置 関連工事及び各仕上りとの取合 	1. 2. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・材料検査記録 （・規格証明書） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 数量 規格（JIS） 接触防食の防止措置 	16. 2. 3 16. 3. 3 16. 4. 3 16. 5. 3 16. 7. 2 16. 9. 2 16. 10. 3 16. 11. 3 16. 12. 3						<ul style="list-style-type: none"> ・材料検査記録 （・規格証明書）
		アルミニウム押出型材	<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 数量 規格（JIS） 接触防食の防止措置 	16. 2. 3 16. 3. 3 16. 4. 3 16. 5. 3 16. 7. 2 16. 9. 2 16. 10. 3 16. 11. 3 16. 12. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・材料検査記録 （・規格証明書） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	施工後			
		アルミニウム板材								<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 数量 規格（JIS） 接触防食の防止措置
		鋼板	<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 数量 規格（JIS） 接触防食の防止措置 	16. 2. 3 16. 3. 3 16. 4. 3 16. 5. 3 16. 7. 2 16. 9. 2 16. 10. 3 16. 11. 3 16. 12. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・材料検査記録 （・規格証明書） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	施工後			
		ステンレス鋼板								<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 数量 規格（JIS） 接触防食の防止措置
		鋼板	<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 数量 規格（JIS） 接触防食の防止措置 	16. 2. 3 16. 3. 3 16. 4. 3 16. 5. 3 16. 7. 2 16. 9. 2 16. 10. 3 16. 11. 3 16. 12. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・材料検査記録 （・規格証明書） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	施工後			
		形鋼								<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 数量 規格（JIS） 接触防食の防止措置

【別添資料4-18】 外部建具施工時の例

区分	内容				建設企業提出資料			国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日			
	項目	細目	要点	建仕等当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務						
建具	(つづき) 材料	木材	<ul style="list-style-type: none"> 規格(JIS、JAS) 材質 形状 寸法 樹種 品質 含水率 	16.6.2	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	材料状況 計測状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録を確認する。 目視により確認する。 	施工後				
				16.2.3	<ul style="list-style-type: none"> 材質 形状 寸法 規格(JIS) 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録 (・規格証明書) 	材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査記録を確認する。 目視により確認する。 	施工後			
				16.7.2	<ul style="list-style-type: none"> 見本 種類 材質 形状 寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 金物類見本 	材料状況	<ul style="list-style-type: none"> 施工図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 金物類見本を確認する。 目視により確認する。 	施工後			
製品		<ul style="list-style-type: none"> 機構 性能 形状 製品の寸法許容差 表面処理、仕上げ方法(皮膜、塗膜厚) 組立状態 作動状態 	16.2.2 ～16.2.4	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工図等に合致していることを目視、計測により確認し国に報告する。 	材料状況 検査状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工図等に合致していることを目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 材料搬入報告書を確認する。 材料検査記録を確認する。 目視、計測により確認する。 	検査時					
			16.3.2 ～16.3.4										
			16.4.2 ～16.4.4										
			16.5.2 ～16.5.4										
			16.6.3										
			16.8.2 ～16.8.3										
			16.9.2 ～16.9.4										
			16.10.2 ～16.10.4										
			16.11.2 ～16.11.4										
			16.12.2 ～16.12.4										
			工法		<ul style="list-style-type: none"> 資格 位置 開き勝手 アンカー 溶接箇所 防錆 建入れ 高さ 対角差 くつずり 下枠モルタル詰め 建具用金物 調整 鍵の管理 操作方法の表示 	1.5.2	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等 	確認状況	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 資格証明書(写)等を確認する。 	施工前		
						16.2.5	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 (・確認記録) 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工図等に合致していることを目視、計測により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する。 目視、計測により確認する。 	施工時		
16.3.5													
16.4.5													
16.5.5													
16.8.4													
16.7.3													
16.10.5													
16.11.5													
16.12.5													
16.1.5													
16.7.4													
16.1.6													

【別添資料4-18】外部建具施工時の例

区分	内容				建設企業提出資料			工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	建仕等当該項目	資料	写真	写真					
(つづき) 建具	工法	(つづき) 工法	建具用金物	・位置 ・間隔	16.7.3	・施工報告書 （・確認記録）	施工状況	・設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	施工時		
			継	・調整 ・継の管理、操作方法の表示	16.7.4	・施工報告書 （・作動確認記録） （・引渡調書）	施工状況	・設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	施工時		
ガラス	材料	各種ガラス	規格(JIS)	・規格(JIS) ・形状 ・寸法	16.13.2	・材料搬入報告書 （・規格検査記録） （・規格証明書） （・品質証明書） （・評価書(写)） （・計測記録）	材料状況	・設計図書に合致していることを目視、計測 により確認し国に報告する。	・材料搬入報告書を確認する。 ・材料検査記録を確認する。 ・目視により確認する。	施工時		
			シーリング材	・規格(JIS) ・種類 ・防火性能 ・有効期限	16.13.2	・材料搬入報告書 （・規格検査記録） （・規格証明書） （・品質証明書） （・評価書(写)）	材料状況	・設計図書に合致していることを目視により 確認し国に報告する。	・材料搬入報告書を確認する。 ・材料検査記録を確認する。 ・目視により確認する。	施工時		
			セッティングブロック	・材質 ・形状(断面計算書) ・傾き ・防火性能	16.13.2	・材料搬入報告書 （・規格検査記録） （・品質証明書） （・評価書(写)）	材料状況	・設計図書に合致していることを目視により 確認し国に報告する。	・材料搬入報告書を確認する。 ・材料検査記録を確認する。 ・目視により確認する。	施工時		
			技能士	・資格	1.5.2	・資格証明書(写)等	確認状況	・資格証明資料により確認し国に報告する。	・資格証明書(写)等	施工時		
工法		ガラスのはめ込み	シーリング材	・シーリング材 ・ガスケット ・セッティングブロック ・掛かりしろ	16.13.4	・施工報告書 （・確認記録）	施工状況	・設計図書、施工図に合致していることを目 視により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。	施工時		
			ガラスの切断、小口処理	・切断面 ・小口の防錆処理	16.13.4	・施工報告書 （・確認記録）	施工状況	・設計図書、施工図に合致していることを目 視により確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。	施工時		

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（自家発電機据付時の例）

区分	建設企業提出資料				写真	工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	電仕等当該項目						
準備	施工計画書	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工時期 ・ 機材等の製作期間、搬入時期 ・ 受電時期 ・ 各種検査時期 ・ 試運転調整時期 ・ 関連工事との整合 	1.1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施工程表及び施工計画書を承認し国に報告する。 	製作開始の14日前までに			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 機材 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.1.1.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 ・ カタログ ・ 施工図 ・ 見本品 ・ 必要に応じ ・ MSDS 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書及び品質計画を確認する。 ・ 施工計画書及び品質計画を確認する。 				
準備	施工計画書	施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支特方法 ・ 据付方法 ・ 養生 ・ 耐震施工 ・ 騒音、振動 ・ ボックスの使用区分 ・ ボンディング ・ 電線の色別、接続、絶縁処理、端末処理 ・ 塗装 ・ 設置条件の確認 ・ 電力会社等との協議 	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 ・ 施工図 ・ MSDS 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等により施工計画書及び品質計画を確認し国に報告する。 	製作開始の14日前までに			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 種別 ・ 規格 ・ 寸法 ・ 製造者 ・ 見本品 ・ コンクリート調査計画書 ・ 防災電源は関係法令に適合 ・ 塗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.1.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 					
準備	施工計画書	種別 規格 寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電線、ケーブル等の種別、サイズ ・ ボックス等の種別、サイズ ・ (共用ボックスのセパレータ) ・ 冷却配管、燃料配管等の種別、サイズ ・ スリーブの種別、サイズ 	1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	製作開始の14日前までに			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 ・ 納まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.1.2.3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図を確認する 					
準備	施工計画書	基礎及び支持 取付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎、ベース等の形状、寸法 ・ 支持材の材質、強度、取付間隔 ・ アンカーボルト、支持ボルトのサイズ ・ 位置 ・ 耐震施工 ・ アイビーム、フックボルトの要否 	1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	製作開始の14日前までに			
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 他工事との取合い ・ 離隔 ・ 仕上げとの調和 ・ 開口部、貫通部の位置、補強 ・ 機器仕様 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.1.2.3 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図を確認する ・ 関連工事との整合を確認する。 					

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（自家発電機機据付時の例）

区分	内容				建設企業提出資料		写真	国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	電仕等当該項目	資料	写 真				
(つづき) 準備	製作図	形式 構造 規格 寸法	<ul style="list-style-type: none"> 形式 構造 規格 寸法 定格 容量 性能 機能 動作方法 発電部（電流密度） 運転方式 設置条件 運転時間 入出力部の納まり 保護装置 保守点検方法 	1.1.2.3 1.1.4.2	<ul style="list-style-type: none"> 製作図（承諾図） 		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書、施工図等に合致していることを確認し国に報告する。 	製作開始の14日前までに		
				色 仕上げ その他	<ul style="list-style-type: none"> 1.1.2.3 1.1.4.2 	<ul style="list-style-type: none"> 製作図（承諾図） 色見本（必要に応じ） 製作図（承諾図） 				<ul style="list-style-type: none"> 製作図を確認する。 製作開始の14日前までに
機材	計算書	容量 耐震 荷重等	<ul style="list-style-type: none"> 付添品及び予備品 表示事項 	1.1.2.3 1.1.4.2	<ul style="list-style-type: none"> 製作図（承諾図） 色見本（必要に応じ） 製作図（承諾図） 計算書 		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書、施工図等に合致していることを確認し国に報告する。 他工事と調整・指示し国に報告する。 設計図書、施工計画書、施工図等に合致していることを確認し国に報告する。 設計図書、施工計画書、施工図等に合致していることを確認し国に報告する。 計算書を確認する。 	製作開始の14日前までに		
				一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 5.1.1.1 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 関係法令に適合する 関係法令に適合する旨を示す証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 適合証明書を確認する。 目視により確認する。 			
機材	アイゼンセル 発電装置	構造一般	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令に適合 運転方式 設置条件 連続定格出力 	5.1.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	搬入届付時		
				性能	<ul style="list-style-type: none"> 5.1.1.3 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 目視、計測により確認する。 			
機材	アイゼンセル 発電装置 (発電機)	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 規格（JIS、JEC、JEM） 形式 保護形式 耐熱クラス 温度計測装置 	5.1.1.3 .1	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。 	搬入届付時		
				性能	<ul style="list-style-type: none"> 5.1.1.3 .2 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 目視、計測により確認する。 			
機材	アイゼンセル 発電装置 (発電機)	予備品等	<ul style="list-style-type: none"> 予備品、附属品 	5.1.1.3 .3	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 予備品等一覧表 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。 	搬入届付時		
				表示	<ul style="list-style-type: none"> 5.1.1.3 .4 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。 			

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（自家発電機据付時の例）

区分	項目	内容			建設企業提出資料			国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
		細目	要点	電士等当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務				
（つづき） 機材	ディーゼル発電装置（原動機）	一般事項	規格（JIS） 形式	5.1.1.4.1	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 目視により確認する。	機入据付時		
		調速機	調整範囲	5.1.1.4.3	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 目視、計測により確認する。	機入据付時		
		部品等	冷却水系統 潤滑油系統 排気集接管 排気背圧測定口	5.1.1.4.5	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 目視、計測により確認する。	機入据付時		
		共通台板	構造 振動	5.1.1.4.7	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 目視、計測により確認する。	機入据付時		
		表示	銘板	5.1.1.4.9	機材搬入報告書	表示	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 目視により確認する。	機入据付時		
保安装置	動作表示 保安装置 故障表示	5.1.1.5.2	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 目視により確認する。	機入据付時				
										制御装置	並列運転 系統運系
ディーゼル発電装置（備機附属装置等）	一般事項	空気圧縮機 空気槽 懸流装置及び始動用蓄電池 予備品、付属品	5.1.1.5.4	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 目視により確認する。	機入据付時			
										減圧水槽、冷却塔等	減圧水槽及び初期注水槽（干法、塗装、計器、配管接続口等） ラジエータ 冷却塔 冷却水
		5.1.1.6.2	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 目視、計測により確認する。	機入据付時				

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（自家発電機据付時の例）

区分	建設企業提出資料				内容	電仕等 当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日			
	項目	細目	要点	写 真												
機材 (つづき)	ディーゼル発電装置（補機附属装置等）	主燃料槽等	主燃料槽（容量、寸法、配管接続口等） ・燃料小出槽 （寸法、塗装、計器、配管接続口等） ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ	5.1.1.6.4	・機材搬入報告書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	搬入据付時	資料提出・報告日	確認日				
				5.1.1.6.5	・機材搬入報告書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.1.1.6.6	・機材搬入報告書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.1.1.6.7	・機材搬入報告書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.1.1.6.8	・機材搬入報告書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.1.1.7.1	・機材搬入報告書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視により確認する。	搬入据付時							
				5.1.1.7.2	・機材搬入報告書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視により確認する。	搬入据付時							
				5.1.1.8	・機材搬入報告書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視により確認する。	搬入据付時							
				5.2.1.1	・施工報告書	施工状況	・設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.2.1.2	・施工報告書	施工状況	・設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
施工	ディーゼル発電設備、発電設備、基礎	発電機及び原動機	・設置に適合するもの ・共通台板 ・水平、中心線等の補正 ・固定 ・有害物の進入 ・防鼠処置	5.2.1.3	・施工報告書	施工状況	・設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.2.1.4	・施工報告書	施工状況	・設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.2.1.5	・施工報告書	施工状況	・設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.2.1.6	・施工報告書	施工状況	・設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。	・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。	搬入据付時							
				5.2.1.6	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽 （固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）	・主燃料槽（関係法令、通気管） ・燃料小出槽（固定、防油堤及び油だまり、通気管） ・燃料ガス加圧装置（固定）

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（自家発電機据付時の例）

区分	建設企業提出資料					国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日							
	項目	細目	要点	電仕等当該項目	資料				写真						
(つづき) 施工	(つづき) ディーゼル発電設備、	配管一般	<ul style="list-style-type: none"> 濡れないように施工 振動、温度上昇、地震入力 管底金 ピット内配管（固定、交差、立ち上げ） 切断 バックヤ 接続 修理 支持間隔 耐震支持 伸縮管継ぎ手 フレキシブルジョイント 防錆塗装 流体の種類及び方向 手動弁表示札 通気管 蒸気配管 	5.2.1.7.1	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視、計測により確認する。 	搬入据付時							
		燃料系統配管	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油配管（接合、立ち上げ及び引き下げ配管、機器等への接続、地中埋設鋼管の塗装又はコーキング） 燃料ガス配管（範囲、安全弁の逃がし管） 	5.2.1.7.2	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 			搬入据付時					
		配管等（水系統配管）	<ul style="list-style-type: none"> 継ぎ手 空気抜き弁 吸い込み管 還水管 流水検知装置 ドレンコック 機器への接続 強度 サイホンブレーカ 	5.2.1.7.3	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視、計測により確認する。 					搬入据付時			
		空気系統配管	<ul style="list-style-type: none"> 電動機への接続 	5.2.1.7.4	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 							搬入据付時	
		排気系統配管	<ul style="list-style-type: none"> 電動機出口の接続 消音器 支持金物 運転時の熱膨張等 断熱 煙突との接続 ばい煙測定口 防鳥網 	5.2.1.7.5	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書を確認する 目視、計測により確認する。 								

【別添資料 4-18】 重点確認実施要領（自家発電機据付時の例）

区分	内容					建設企業提出資料			国（業種監視員）による重点項目業種監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	電仕等当該項目	資料	写真	工事監理企業の業務	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期				
(つづき) 施工	ディーゼルの発電設備、	換気ダクト	<ul style="list-style-type: none"> ・風量調整 ・機器との接続 	5.2.1.7.6	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する ・目視、計測により確認する。 	搬入据付時			
		配線	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱部との離隔 ・充電部の保護 ・第2章「電力設備工事（配管・配線）」による 	5.2.1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書 	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する ・目視、計測により確認する。 				搬入据付時

【別添資料4-18】重点確認実施要領（分電盤・制御盤据付時）

区分	項目		細目	監	監督	内容	請負者提出資料			工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日					
	項目	細目					写真	資料	写真										
準備	施工計画書	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時期 ・機材等の製作期間、搬入時期 ・受電時期 ・各種検査時期 ・試運転調整時期 ・関連工事との整合 	電仕等当該項目	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・要 ・点 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時期 ・機材等の製作期間、搬入時期 ・受電時期 ・各種検査時期 ・試運転調整時期 ・関連工事との整合 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合施工計画書 ・工種別の施工計画書 ・実施工程表 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表及び施工計画書を確認し国に報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・国（業種監視員）による重点項目業績監視内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作開始の14日前までに 	資料提出・報告日	確認日						
														機材	<ul style="list-style-type: none"> ・種別 ・規格 ・製造者 ・見本品 ・塗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・工種別の施工計画書 ・カタログ ・見本品 （必要に依り） ・MSDS ・施工要領書 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質計画にかかわる部分は設計図書等に合致し、施工条件等に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・品質計画書を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作開始の14日前までに
														位置納まり	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入、搬出 ・保守点検スペース ・腫隔、保有害距離 ・ダイヤル、石張り等の目地 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作開始の14日前までに
基礎及び支持取付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎、ベース等の形状、寸法 ・支持材の材質、強度、取付間隔 ・アンカーボルト、支持ボルトのサイズ ・位置 ・強度（ダウンライトの重量等） ・配線施工 ・フックボルトの要否 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連工事と整合されていることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作開始の14日前までに 														
						他工事との取合い	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区分 ・他工事の機材や建具等との位置関係 ・腫隔 ・開口部、貫通部の位置、補強 ・機器の位置及び仕様 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連工事と整合されていることを確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作開始の14日前までに 								
形式構造規格寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・形式 ・構造 ・規格 ・寸法 ・定格 ・容量 ・性能 ・機能 ・動作方法 ・導電部（電流密度） ・入出力部の納まり ・保護装置 ・保守点検方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作図（承諾図） 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工計画書、施工図等により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作図を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製作開始の14日前までに 														

【別添資料4-18】重点確認実施要領（分電盤・制御盤据付時）

区分	項目	細目	監	監督		内容	請負者提出資料		工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
				要	点		電仕等 当該項目	資					
(つづき) 準備	製作図	色仕上げ	色仕上げ ・他工事との調和 ・前処理、塗装	1.1.2.3 1.1.4.2	製作図（承諾図） ・色見本（必要に応じ）	製作図（承諾図） ・色見本（必要に応じ）	製作図（承諾図） ・色見本（必要に応じ）	製作図（承諾図） ・色見本（必要に応じ）	製作図等により確認している。	製作図等により確認している。	製作開始の14日前までに		
		計算書											
機材	分電盤	一般事項	規格（JIS） 種別	2.1.6.1	機材搬入報告書	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、施工計画書等に合致していることを目視により確認している。	設計図書、施工計画書等に合致していることを目視により確認している。	機材搬入報告書を確認する。	搬入据付け時 搬入据付け時 搬入据付け時		
		構造一般	・ガタースペース ・保護構造 ・絶縁距離 ・規格（JIS）	2.1.6.2	機材搬入報告書	機材搬入報告書	機材状況	設計図書、製作図等に合致していることを目視、計測により確認している。	設計図書、製作図等に合致していることを目視、計測により確認している。	機材搬入報告書を確認する。 製作図を確認する。			
機材	制御回路等 の配線	キャビネット	・屋内用 （材質、厚さ、前面枠及びドア、自立形の場合の構造、保護板、防災電源回路、名称板、図面ホルダ、仕上げ、接地端子座） ・屋外用 （「屋内用」による他、バックン、絶縁材料、ドアのハンドル及び固定）	2.1.6.3	機材搬入報告書 ・製作図（承諾図）	機材搬入報告書 ・製作図（承諾図）	機材状況						
		導電部	・主回路の導体 （電流容量、材質、配置、色別） ・絶縁電線 （規格（JIS）、色別） ・導電接続部 ・接地線用端子	2.1.6.4	機材搬入報告書 ・製作図（承諾図）	機材搬入報告書 ・製作図（承諾図）	機材状況						
機材	制御回路等 の配線	制御回路等	・太さ ・配線方式 ・制御器具 ・制御回路 ・電源表示灯 ・その他「導電部」による	2.1.6.5 2.1.11.5	機材搬入報告書	機材搬入報告書	機材状況						
		配線											

【別添資料4-18】重点確認実施要領（分電盤・制御盤据付時）

区分	項目	細目	監	監督	内容	請負者提出資料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日		
						電仕等当該項目	写真							
(つづき) 機材	(つづき) 分電盤	器具類	規格 (JIS) ・配線用遮断器 ・漏電遮断器 ・電磁接触器 ・端子台 ・リモコンリレー ・リモコン差圧器 ・リモコンブレーカ ・リモコン漏電ブレーカ ・積算計器 ・絶縁変圧器 ・制御用スイッチ ・補助継電器 ・計器 ・表示灯 ・回路保護装置 ・ニュートラルスウィッチ ・避雷器 ・予備品	2.1.6.6	電仕等当該項目	要 点	請負者提出資料	写真	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日		
		予備品											機材搬入報告書	機材状況
		表示											・機材搬入報告書 ・予備品等一覧表	機材状況 表示
		一般事項											・機材搬入報告書	機材状況
		構造一般											・機材搬入報告書	機材状況
(つづき) 機材	(つづき) 分電盤	キャビネット	規格 (JIS) ・屋内用 （材質、厚さ、取付板、ドア、自立形の場合の構造、名称板、図面ホルダ、仕上げ、負荷名称板、通気ロウは換気装置、接地端子座） ・屋外用 （「屋内用」による他、パッキン、絶縁材料、ドアのハンドル及び閉栓） ・主回路の導体 ・主回路導体の配置と色別 ・電線被覆の色 ・導電接線部 ・端子符号 ・接地端子	2.1.11.3	電仕等当該項目	要 点	請負者提出資料	写真	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日		
		導電部											・機材搬入報告書	機材状況
		制御回路等の配線											・機材搬入報告書	機材状況
		一般事項											・機材搬入報告書	機材状況
		構造一般											・機材搬入報告書	機材状況
(つづき) 機材	(つづき) 分電盤	器具類	規格 (JIS) ・配線用遮断器 ・漏電遮断器 ・電磁接触器 ・端子台 ・リモコンリレー ・リモコン差圧器 ・リモコンブレーカ ・リモコン漏電ブレーカ ・積算計器 ・絶縁変圧器 ・制御用スイッチ ・補助継電器 ・計器 ・表示灯 ・回路保護装置 ・ニュートラルスウィッチ ・避雷器 ・予備品	2.1.11.5	電仕等当該項目	要 点	請負者提出資料	写真	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日		
		予備品											・機材搬入報告書	機材状況
		表示											・機材搬入報告書 ・予備品等一覧表	機材状況 表示
		一般事項											・機材搬入報告書	機材状況
		構造一般											・機材搬入報告書	機材状況

【別添資料4-18】重点確認実施要領（分電盤・制御盤据付時）

区分	項目	細目	監督		内容		請負者提出資料			工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日	
			項目	要 点	要 点	要 点	責任等 当該項目	資 料	写 真						

【別添資料4-18】重点確認実施要領（分電盤・制御盤据付時）

区分	項目	細目	監	監督	内容	請負者提出資料		工事監理企業の業務	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日							
						写真	真												
(つづき) 機材	(つづき) 制御盤	器具類	監視	監督	内容	要 点	電仕等 当該項目	資 料	国（業種監視員）による重点項目業績監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日							
													負荷の特性	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時			
													盤内配線				機材状況	試験状況を目視により確認する。	搬入据付け時
													器具容量						
配線用遮断器の定格遮断電流及び感度	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
漏電遮断器の定格遮断電流及び感度				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													
漏電継電器の感度							機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時										
交流電磁接触器の規格及び性能										機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時							
端子台の規格	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
絶縁変圧器の規格				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													
制御用スイッチの種別等							機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時										
制御継電器の特性										機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時							
補助継電器の規格	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
保護継電器の規格				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													
計器の規格及び等級							機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時										
プログラマブルコントローラの規格										機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時							
インバータ装置の方式、力量等	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
表示灯の規格				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													
低圧進相コンデンサの規格							機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時										
回路保護装置の規格及び遮断容量										機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時							
負荷名称銘板	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
器具番号				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													
予備品							機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時										
ヒューズ										機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時							
付属工具	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
基板				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													
試験							機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時										
分電盤、及び制御盤										機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時							
構造	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
取付場所				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													
面裏処置施工							機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時										
質量の大きい機器										機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時							
取付面との隙間	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
操作、保守点検スペース				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													
機器の取付							機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時										
及び接続										機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時							
動力設備	機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時																
及び接続				機材搬入報告書	設計図書、製作図等に合致していることを試験により確認し国に報告する。	搬入据付け時													

【別添資料4-18】重点確認実施要領（受水槽・給水ポンプ掘付時の例）

区分	内容				建設企業提出資料			国（業種監視員）による重点項目業績監視内容	国（業種監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要点	機上等当該項目	資料	写真					
準備	実施工程表	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・関連工事との整合性 ・製作区の作成期間 ・機器の製作期間 ・工場検査時期 ・搬入時期 ・掘付工事時期 ・官公署申請 ・届出時期 ・コンクリート打設時期 ・試運転調整時期 	1.1.2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・工種別の施工計画書 		<ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表及び施工計画書を 確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
											<ul style="list-style-type: none"> ・1.1.2.2 ・1.1.3.1 ・1.1.5.2
	工種別の施工計画書	現場組織	<ul style="list-style-type: none"> ・施工業者名 ・作業の管理組織 	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・工種別の施工計画書 ・管理組織表 		<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書を確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
											<ul style="list-style-type: none"> ・1.1.3.1 ・1.1.5.2
	工種別の施工計画書	構材	<ul style="list-style-type: none"> ・種別 ・構造 ・規格 ・寸法 ・製造者名 ・VOC 	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・工種別の施工計画書 ・MSDS 		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により施工計画書及び品質計画を 確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
											<ul style="list-style-type: none"> ・1.1.2.2
	工種別の施工計画書	施工	<ul style="list-style-type: none"> ・施工要領書 ・支持方法 ・掘付方法 ・養生 ・面養生 	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・工種別の施工計画書 		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により施工計画書及び品質計画を 確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
											<ul style="list-style-type: none"> ・1.1.2.2
	工種別の施工計画書	機器の掘付け	<ul style="list-style-type: none"> ・掘付面の構造形態（躯体等） ・防音、防振、耐震計画 ・（防振基礎、耐震基礎仕様） ・アンカーボルトの取付方法 	1.1.2.2 5.2.1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・工種別の施工計画書 ・構造計画書 ・防音計画書 ・耐震計算書 ・耐震計算書 		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により施工計画書及び品質計画を 確認し国に報告する。 計算書を確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
											<ul style="list-style-type: none"> ・1.1.2.2
工種別の施工計画書	コンクリート基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・製造所 ・強度 ・スランブ ・セメントの種類 ・骨材の種類 ・塩分含有量 ・配筋 ・アルカリ骨材反応対策 ・養生期間 ・その他 	1.1.2.2 5.2.1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・工種別の施工計画書 ・調査表 		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により施工計画書及び品質計画を 確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで				
										<ul style="list-style-type: none"> ・1.1.2.2 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により施工計画書及び品質計画を 確認し国に報告する。
施工図	種別 規格 寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・配管、ダクト等の種別、サイズ ・スリーブの種別、サイズ 	1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工計画書等に合致していること 施工図を確認する。 	製作開始の14日前まで				

区分	内 容				建設企業提出資料			国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	機仕等当該項目	資 料	写 真	工事監理企業の業務				
(つづき)準備	(つづき)施工図	位置納まり	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入、搬出 ・保守点検スペース ・離隔、保有距離 ・ダイヤル、石貼り等の目地 	1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 		設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し図に報告する。	製作開始の14日前まで			
		基礎及び支持取付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎、ベース等の形状、寸法 ・支持材の材質、強度、取付間隔 ・アンカーボルト、支持ボルトのサイズ ・位置 ・耐震施工 ・フックボルトの要否 	1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 		設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し図に報告する。	製作開始の14日前まで			
製作図	型式構造規格性能寸法色仕上げ	他工事との取合い	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区分 ・他工事の機材や建具等との位置関係 ・離隔 ・開口部、貫通部の位置、補強 ・機器の仕様 	1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図 		設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し図に報告する。	製作開始の14日前まで			
			<ul style="list-style-type: none"> ・性能 ・部材の材質等の仕様 ・仕様 ・寸法 	1.1.4.2	<ul style="list-style-type: none"> ・製作図（承諾図） 		設計図書、施工計画書、施工図等に合致していることを確認し図に報告する。	製作開始の14日前まで			
計算書	容量耐震荷重等	色仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・他工事との調和 ・前処理、塗装 	1.1.4.2	<ul style="list-style-type: none"> ・製作図（承諾図） ・色見本 		設計図書、施工計画書、施工図等に合致していることを確認し図に報告する。	製作開始の14日前まで			
			<ul style="list-style-type: none"> ・強や大型機材の耐震 ・各種機材の容量 ・屋上機材等の風圧荷重 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・計算書 		設計図書、施工計画書、施工図等に合致していることを確認し図に報告する。	製作開始の14日前まで			
ポンプ	揚水用ポンプ小形給水ポンプユニット	試験	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様 ・性能 ・付属品 ・性能試験 	5.1.2.1～5.1.2.7	<ul style="list-style-type: none"> ・機材搬入報告書 ・性能試験成績書 	<ul style="list-style-type: none"> ・機材搬入報告書及び性能試験成績書を確認する。 	機材搬入報告書及び性能試験成績書を確認する。	据付時			
			<ul style="list-style-type: none"> ・水圧試験の保持圧力 	5.1.2.8	<ul style="list-style-type: none"> ・性能試験成績書 	<ul style="list-style-type: none"> ・性能試験成績書を確認する。 	性能試験成績書を確認する。	据付時			

区分	内 容					建設企業提出資料			国(業績監視員)への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	機 器 当該項目	資 料	写 真	工事監理企業の業務	国(業績監視員)による重点項目業績監視内容			
(つづき) 機材	タンク	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令への適合 耐震強度 形状、寸法等 	5.1.4.1	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	搬入状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。	据付時		
		FRP製一体タンク	<ul style="list-style-type: none"> 仕様 性能 付産品 	5.1.4.2 ～ 5.1.4.6	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 性能試験成績書 	搬入状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	機材搬入報告書及び性能試験成績書を確認する。 目視により確認する。	据付時		
施工	給排水衛生機器	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 耐震施工 基礎形式 アンカーボルト取付方法 関係法令 	5.2.2.1	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 	施工状況	設計図書、製作図等に合致していることを確認し国に報告する。	施工報告書を確認する。 目視により確認する。	据付時		
		ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> 取付状態 基礎形式 防振措置 ポンプ廻り配管要領 	5.2.2.2	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 	施工状況	設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。	施工報告書を確認する。 目視により確認する。	据付時		
		FRP製タンク	<ul style="list-style-type: none"> 組立 取付状態 取付後の清掃及び水洗 飲料用タンクの消毒 	5.2.2.4	<ul style="list-style-type: none"> 施工報告書 	施工状況	設計図書、製作図、耐震計画書等に合致していることを確認し国に報告する。	施工報告書を確認する。 目視により確認する。	据付時		

【別添資料4-18】 重点確認実施要領 (空調機器据付け後の例)

区分	監 督 内 容			請 負 者 提 出 資 料			工事監理企業の業務	国(業績監視員)による重点項目業績監視内容	国(業績監視員)への資料提出及び報告の時期	報告日	確認日		
	項目	細目	要 点	機仕等当該項目	資 料	写 真							
準備	実施工程表	工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工期間 ・ スリーブ ・ 箱入れ ・ インサートの施工時期 ・ ダクト、吹出口等取付期間 ・ 関連工事との整合性 ・ 製作図の作成期間 ・ 機器の製作期間 ・ 工場検査時期 ・ 搬入時期 ・ 据付工事時期 ・ 官公署申請 ・ 届出時期 ・ コンクリート打設時期 ・ 受電時期 ・ 試運転調整時期 	1.1.2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施工程表を確認し国に報告する。 ・ 各細目別の施工計画書を設計図書等に合致し、施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	製作開始14日前まで					
				現場組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工業者名 ・ 作業の管理組織 ・ 技能士 	1.1.2.2 1.1.3.1 1.1.5.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 ・ 管理組織表 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質計画に係る部分はを設計図書等に合致していること及び施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	製作開始14日前まで			
				機材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種別 ・ 構造 ・ 規格 ・ 寸法 ・ 製造者 ・ 見本品 ・ 塗装 ・ VOC 	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 ・ カタログ ・ 見本品 ・ (必要に応じ) ・ MSDS 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質計画に係る部分はを設計図書等に合致していること及び施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 			
				施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支持方法 ・ 据付方法 ・ 養生 ・ 耐震施工 ・ 騒音、振動 	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書、計算書等で確認し国に報告する。 			
				大型機器の搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入口及び搬入路の位置 ・ 揚重機器 ・ 搬入用フック等の有無 	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 ・ 機器搬入計画書 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計画書を確認する。 ・ 通風力計算書を確認する。 			
				機器の据付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据付面の構造強度(躯体等) 	1.1.2.2 3.2.1.1 3.2.1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工種別の施工計画書 ・ 構造計画書 ・ 通風力計算書 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	製作開始14日前まで		
				施工図	種別 規格 寸法 位置 納まり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配管、ダクト等の種別、サイズ ・ スリーブの種別、サイズ ・ 搬入、搬出 ・ 保守点検スペース ・ 離隔、保ち距離 ・ タイル、石貼り等の目地 	1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図を確認する。 			
							1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図 					
							1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工図 					

【別添資料4-18】重点確認実施要領（空調機器据付後の例）

区分	項目	細目	監 督	内 容	機仕等 当該項目	請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内 容	国（業績監視員）への資料 提出及び報告の時期	報告日	確認日								
						資 料	写 真													
(つづき) 準備	基礎及び支 持 取付方法	基礎、ベース等の形状、寸法 ・支持材の材質、強度、取付間隔 ・アンカーボルト、支持ボルトのサイ ズ ・位置 ・耐震施工 ・フックボルトの要否	1. 1. 2. 3	・基礎、ベース等の形状、寸法 ・支持材の材質、強度、取付間隔 ・アンカーボルト、支持ボルトのサイ ズ ・位置 ・耐震施工 ・フックボルトの要否	1. 1. 2. 3	・施工図	・施工図	・関連工事と整合されていることを確認し 国に報告する。	・報告を確認する。	製作開始14日前まで										
													他工事との 取合い	・工事区分 ・他工事の機材や建具等との位置関係 ・離隔 ・開口部、貫通部の位置、補強 ・機器の仕様	1. 1. 2. 3	・施工図	・報告を確認する。	製作開始14日前まで		
	容量 耐震 荷重等	・容量書 ・各種機材の容量 ・屋上機材等の風圧荷重	-	・設計図書、施工計画書、施工図等により確 認し国に報告する。 ・基礎やアンカーボルトの強度等を確認す る。	・計算書を確認する。	製作開始14日前まで														
									鋼製ボイラ ー 鋼製簡易ボ イラ ー 小型貫流ボ イラ ー 鋼製ボイ ラ ー 鋼製簡易 ボイラ ー	・仕様 ・性能 ・付属品、予備品 ・関係法令に適合 している旨の資料	3. 1. 1. 1 ～ 3. 1. 1. 6	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書 ・関係法令に適合して いる旨の資料	機材状況	搬入時						
	温風暖房機	・仕様 ・性能 ・付属品、予備品 ・関係法令に適合 している旨の資料	3. 1. 1. 7	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書 ・関係法令に適合して いる旨の資料	機材状況	搬入時														
									鋼板製煙道	・規格 ・材質 ・板厚	3. 1. 1. 9	・機材搬入報告書	機材状況	搬入時						
	ばい煙濃度 計	・構造	3. 1. 1. 10	・機材搬入報告書	機材状況	搬入時														
									地震感知器	・方式 ・性能	3. 1. 1. 11	・機材搬入報告書	機材状況	搬入時						
	給水軟化装 置	・仕様 ・性能 ・付属品	3. 1. 1. 12	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書	機材状況	搬入時														

【別添資料4-18】 重点確認実施要領（空調機器据付け後の例）

区分	監 督 内 容			請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	報告日	確認日
	項目	細目	要点	機仕等当該項目	資 料					
(つづき) 機材	温水養生機	真空式温水発生機 無圧式温水養生機	・仕様 ・性能 ・付属品 ・関係法令に適合	3.1.2.1 3.1.2.2	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書 ・関係法令に適合している旨の資料	・設計図書、製作図等に合致していることを試験、目視により確認し国に報告する。。	・機材搬入報告書を確認する。 ・性能試験成績書を確認する。 ・試験、目視により確認する。	搬入時		
冷却塔	コージェネレーション装置	水蒸熱ユニット	・仕様 ・性能 ・付属品 ・関係法令に適合	3.1.4.1 ～ 3.1.4.15	・機材搬入報告書 ・関係法令に適合している旨の資料	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。	・機材搬入報告書を確認する。 ・目視により確認する。	搬入時		
空調調和機	ユニット形空気調和機 コンバクト形空気調和機 パッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒーティングポンプ式空気調和機	・仕様 ・性能 ・付属品 ・関係法令に適合	3.1.6.1 3.1.6.2	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書 ・関係法令に適合している旨の資料	・設計図書、製作図等に合致していることを試験、目視により確認し国に報告する。。	・機材搬入報告書を確認する。 ・性能試験成績書を確認する。 ・試験、目視により確認する。	搬入時			
	ファンコイルユニット	・仕様 ・性能 ・付属品	3.1.7.3 3.1.7.4	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書	・設計図書、製作図等に合致していることを試験、目視により確認し国に報告する。。	・機材搬入報告書を確認する。 ・性能試験成績書を確認する。 ・試験、目視により確認する。	搬入時			

【別添資料4-18】 重点確認実施要領（空調機器据付け後の例）

区分	監 督 内 容		請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	報告日	確認日
	項目	細目	要 点	機仕等 当該項目					
機材 (つづき)	空気清浄装置	パネル形エアフィルタ 一 折込み形エアフィルタ 一 袋形エアフィルタ 一 自動巻取形エアフィルタ 一 電気集じん器	・仕様 ・性能 ・付属品	3.1.8.1 ～ 3.1.8.6	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを試験、目視により確認し国に報告する。 ・試験、目視により確認する。	搬入時	
	全熱交換器	回転形全熱交換器 静止形全熱交換器 全熱交換ユニット	・仕様 ・性能 ・付属品	3.1.9.1 ～ 3.1.9.4	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを試験、目視により確認し国に報告する。 ・試験、目視により確認する。	搬入時	
	放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクター 一 ベースボードヒーター パネルラジエーター ユニットヒーター 等	・仕様 ・性能 ・付属品	3.1.10.1 ～ 3.1.10.11	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを検査する。 ・機材搬入報告書を確認する。 ・性能試験成績書を確認する。 ・試験、目視により確認する。	搬入時	
送風機	遠心送風機 軸流及び斜流送風機 消音ボックス付き送風機 排煙機	・仕様 ・性能 ・付属品	3.1.11.1 ～ 3.1.11.4	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを試験、目視により確認し国に報告する。 ・機材搬入報告書を確認する。 ・性能試験成績書を確認する。 ・試験、目視により確認する。	搬入時		
ポンプ	空調用ポンプ ボイラー給水ポンプ 真空給水ポンプ ユニットオイルポンプ	・仕様 ・性能 ・付属品	3.1.12.1 ～ 3.1.12.5	・機材搬入報告書 ・性能試験成績書	機材状況	・設計図書、製作図等に合致していることを試験、目視により確認し国に報告する。 ・機材搬入報告書を確認する。 ・性能試験成績書を確認する。 ・試験、目視により確認する。	搬入時		

【別添資料4-18】 重点確認実施要領（空調機器据付け後の例）

区分	監 督 内 容				請 負 者 提 出 資 料			国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	報告日	確認日														
	項目	細目	要点	機仕等当該項目	資 料	写 真	工事監理企業の業務																		
機械	タンク及びヘッド	多管形熱交換器、空調用密閉形隔熱式膨張タンクオイルタンク	仕様・性能・付属品・関係法令に適合	3.1.13.1	仕様・性能・付属品・関係法令に適合	機械搬入報告書	機械状況	・工場検査により確認し国に報告する。 ・設計図書、製作図等に合致していることを試験、目視により確認する。	搬入後																
				3.1.13.3																					
				3.1.13.6																					
				3.1.13.7																					
				3.1.13.10																					
				3.1.13.1								運水タンクプレート形熱交換器開放形膨張タンクオイルサービスタタンクヘッド	仕様・性能・付属品・関係法令に適合	機械搬入報告書	機械状況	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。									
				3.1.13.2																					
				3.1.13.4																					
				3.1.13.5																					
				3.1.13.8																					
3.1.13.9																									
3.1.13.10																									
3.1.14.2	規格及び運用規格	材質・形状・厚さ・耐久性・耐火性・耐酸性・亜鉛めっきの要否・製造者（コーナー金具、押さえ金具）	機械搬入報告書	機械状況	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。																				
3.1.14.3																									
3.1.14.4																									
3.1.14.5																									
3.1.14.6																									
3.2.2.2						フランジ用ガスケット	材質・厚さ（アングル、コーナー）・耐久性	機械搬入報告書	機械状況	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。															
3.1.14.3																									
3.1.14.3											直管	材質・板厚・はせ形状・はせピッチ	機械搬入報告書	機械状況	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。										
3.1.14.3																									
3.1.14.3																継手	規格（製作法等） ・材質 ・板厚 ・差込長さ ・防錆 ・構造（はせ継ぎ、シーム溶接、アーケ溶接、フランジ用カラー）	機械搬入報告書	機械状況	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。					
3.1.14.3																									
3.1.14.3	フレキシブルダクト	不燃材料の確認（建基令） ・空調用は断熱材付 ・可とう性 ・耐圧強度 ・耐酸性	機械搬入報告書	機械状況	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。																				
3.1.14.4																									
3.1.14.4																					チャンバー	材質・形状・板厚	機械搬入報告書	機械状況	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。
3.1.14.5																									
3.1.14.6						吹出口、吸込口ボックス	材質・形状・板厚	機械搬入報告書	機械状況	・設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。															
3.1.14.6																									

【別添資料4-18】 重点確認実施要領 (空調機器据付け後の例)

区分	監 督 内 容		請 負 者 提 出 資 料			国 (業績監視員) による重点項目業績監視内容	国 (業績監視員) への資料提出及び報告の時期	報告日	確認日																																																																
	項目	細目	要 点	機仕等当該項目	資 料					写 真																																																															
機械	(つづき)	排気フード	<ul style="list-style-type: none"> 材質 板厚 フード囲い 補鋼材の要否 点検口 (特記) 垂れ下がりがり 傾斜角度 としい ノック・ブラグ (特記) 	3.1.14.7	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視、計測により確認し国に報告する。。 	搬入後																																																																	
										グリンス除去装置	<ul style="list-style-type: none"> 方式 構造 油脂分除去率 グリース回収器 材質 (不燃材料) 予備品 	3.1.14.8	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。 	搬入後																																																									
																		たわみ継手	<ul style="list-style-type: none"> 材質 構造 	3.1.14.9	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。 	搬入後																																																	
																										風量測定口	<ul style="list-style-type: none"> 材質 構造 	3.1.14.10	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。 	搬入後																																									
																																		温度計	<ul style="list-style-type: none"> 規格又は準用規格 形状 使用温度 	3.1.14.11	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。 	搬入後																																	
																																										外気取入れガラリ及び排気ガラリ	<ul style="list-style-type: none"> 開口率 構造 材質 板厚 補強 面風速 	3.1.15.2	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。 	搬入後																									
																																																		吹出口	<ul style="list-style-type: none"> シーリング ディフューザー及びユニバーサル形 材質 板厚 寸法 色 風量調節機構 整流器の有無 誘引性能 内コーンの落下防止機能 シャッター形状 気流方向調整機能 	3.1.15.3.1	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。 	搬入後																	
																																																										ノズル形	<ul style="list-style-type: none"> 材質 板厚 寸法 色 気流方向調整機能 風量調整機能 	3.1.15.3.2	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。 	搬入後									
																																																																		線状吹出口	<ul style="list-style-type: none"> 形式 材質 板厚 色 ベーン機構 気流調整機能 	3.1.15.3.3	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。。 	搬入後	

【別添資料4-18】重点確認実施要領（空調機器据付け後の例）

区分	監 督 内 容				請 負 者 提 出 資 料			国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	報告日	確認日
	項目	細目	要 点	機仕等当該項目	資 料	写 真	工 事 監 理 企 業 の 業 務				
機械	(つづき)	吸込口	<ul style="list-style-type: none"> 種別 材質 板厚 寸法 色 シャッター機構 	3.1.15.4	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	機材搬入報告書を確認する。 目視により確認する。	搬入後	
	風量調節ダ ンパー	<ul style="list-style-type: none"> 材質 板厚 寸法 羽根の枚数・開閉機構 開閉指示器の要否 空気を流すための抵抗 	3.1.15.6	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 目視により確認する。 	搬入後		
											防火ダンパ ー
	ヒストンダ ンパー	<ul style="list-style-type: none"> 材質 板厚 寸法 作動性能 閉鎖機構 気流に対する抵抗 	3.1.15.10	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 関係法令に適合している旨の資料 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 目視により確認する。 	搬入後		
											逆流防止ダ ンパー
	廻りダンパ ー	<ul style="list-style-type: none"> 材質 板厚 寸法 作動性能 閉鎖機構 気流に対する抵抗 	3.1.15.12	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	機材状況	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 目視により確認する。 	搬入後		
											定風量ユニ ット 変風量ユ ニット

【別添資料4-18】 重点確認実施要領（空調機器据付け後の例）

区分	項目	細目	監 督	要 点	機仕等 当該項目	請 負 者 提 出 資 料			工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内 容	国（業績監視員）への資 料提出及び報告の時期	報告日	確認日
						資 料	写 真	真 実					
施工 (機器の 据付け及 び取付け)	一般事項	コンクリー ト基礎	・ 耐震施工 ・ 基礎形式 ・ アンカーボルト取付方法 ・ スタップバー形状、取付要領	3.2.1.1	・ 養生等	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。 （・基礎の位置、配筋等をコンクリー ト打設前に立会い検査し国に報告する。）	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	施工後			
				3.2.1.2	・ 据付位置 ・ コンクリート養生期間 ・ ボイラー内部の洗浄、清掃	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。 （・機器設置過程を、立会い検査し国に報告 する。） ・ 洗浄、清掃等を確認し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	据付け後				
	温風感房機	バーナー	・ 据付位置、状態	3.2.1.3	・ 据付位置、状態	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	据付け後			
				3.2.1.4	・ 取付状態	取付状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	据付け後				
	銅板製煙道	銅板製煙道	・ 支保間隔 ・ 支持方法 ・ 覆れ止め ・ 固定支持金物 ・ ばい煙濃度計 ・ ばいじん量測定口	3.2.1.5	・ 支保間隔 ・ 支持方法 ・ 覆れ止め ・ 固定支持金物 ・ ばい煙濃度計 ・ ばいじん量測定口	取付状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。 （・機器設置過程を、立会い検査し国に報告 する。）	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	据付け後			
				3.2.1.5	・ ばい煙濃度計 ・ ばいじん量測定口	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	据付け後				
	地震感知器	給水軟化装置	・ 取付状態（機械室主要構造部）	3.2.1.6	・ 取付状態（機械室主要構造部）	取付状態	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	据付け後			
				3.2.1.7	・ 取付状態（固定）	取付状態	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視により確認する。	据付け後				
	温水養生機	冷凍機	・ 据付け ・ 離隔	3.2.1.8	・ 据付け	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。 ・ 機器設置過程を、立会い検査し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	据付け後			
				3.2.1.9	・ 据付け ・ 離隔	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。 ・ 機器設置過程を、立会い検査し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	据付け後				
	コーゼネ レーション 装置	水蓄熱ユニ ット	・ 据付け ・ 保有距離	3.2.1.10	・ 据付け ・ 保有距離	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。 ・ 機器設置過程を、立会い検査し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	据付け後			
				3.2.1.11	・ 据付け	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。 ・ 機器設置過程を、立会い検査し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	据付け後				
	冷却塔	空気調和機	・ 据付け ・ 離隔	3.2.1.12	・ 据付け ・ 離隔	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。 ・ 機器設置過程を、立会い検査し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	据付け後			
3.2.1.13				・ 据付け	施工状況	・ 設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。 ・ 機器設置過程を、立会い検査し国に報告する。	・ 施工報告書を確認する。 ・ 目視、計測により確認する。	据付け後					

【別添資料4-18】 重点確認実施要領（空調機器据付け後の例）

区分	項目	細目	監	監督		内容	請負者提出資料			工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	報告日	確認日				
				要	点		資	料	写真									
施工 (つづき) (機器の据付け及び取付け)	ファンコイルユニット	放熱器	送風機	軸流及び斜流送風機	ポンプ	タンク	ヘッド	一般事項	3.2.1.14	取付状態（固定）	取付状態	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.1.15	取付状態（固定）	取付状態	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.1.16	据付け 防振基礎	据付け 防振基礎	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.1.17	据付け 防振基礎	据付け 防振基礎	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.1.18	据付け	据付け	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.1.19	据付け	据付け	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.1	寸法 形状 板厚 湾曲部の内側半径 傾斜角度 案内羽根、整流板の有無 多量箇所の排気用ダクトのシール 防火区画貫通部の処理	寸法 形状 板厚 湾曲部の内側半径 傾斜角度 案内羽根、整流板の有無 多量箇所の排気用ダクトのシール 防火区画貫通部の処理	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.2	ダクトの板厚	ダクトの板厚	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.3	ダクトの接合	ダクトの接合	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.4	ダクトの補強	ダクトの補強	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
施工 (ダクト)	アンダルフランジ工法	コーナー	ルト工法	ダクトの吊り及び支持	スバィラルダクト	ダクトの吊り及び支持	フレキシブルダクト	一般事項	3.2.2.2.2	低圧、高圧・2の確認	低圧、高圧・2の確認	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.2.3	はせ部及び接続部のシールの確認	はせ部及び接続部のシールの確認	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.2.3	フランジの最大間隔	フランジの最大間隔	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.3.4	ボルト、ナットの締付け状態	ボルト、ナットの締付け状態	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.2.4	補強間隔	補強間隔	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.3.5	リブの有無	リブの有無	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.4.1	補強材の取付法（リベット、溶接）	補強材の取付法（リベット、溶接）	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.2.5	吊り間隔	吊り間隔	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.3.6	支持方法	支持方法	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.4.1	継手の接続方法	継手の接続方法	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
施工 (ダクト)	フレキシブルダクト	ダクトの吊り及び支持	フレキシブルダクト	ダクトの吊り及び支持	フレキシブルダクト	ダクトの吊り及び支持	フレキシブルダクト	一般事項	3.2.2.4.2	ボルト、ナットの締付け状態	ボルト、ナットの締付け状態	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.4.2	吊り間隔	吊り間隔	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.4.2	支持方法	支持方法	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.4.2	揺れ止め	揺れ止め	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.4.2	固定	固定	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.4.2	防振材	防振材	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.5	吊り	吊り	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.5	支持	支持	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.5	差込長さ	差込長さ	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日
									3.2.2.5	曲げ状態（有効断面の確保）	曲げ状態（有効断面の確保）	施工状況	施工報告書	写真	施工状況	取付後	資料提出、報告日	確認日

【別添資料4-18】 重点確認実施要領 (空調機器据付け後の例)

区分	監 督 内 容				請 負 者 提 出 資 料			国 (業績監視員) への資料提出及び報告の時期	報告日	確認日
	項目	細目	要 点	機仕等 当該項目	資 料	写 真	工事監理企業の業務			
施工 (ダクト)	排煙ダクト		<ul style="list-style-type: none"> ・補強 ・支脚間隔 ・機器との接続 	3.2.2.6	施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。 	施工後	
					ダクト付属品	<ul style="list-style-type: none"> ・寸法 ・板厚 ・点検口及び温度計取付座の要否 ・消音内貼 	2.3.1.4	施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。。
	ガラリ		<ul style="list-style-type: none"> ・吊り金物の位置 ・取付個数 ・取付位置 ・点検口の位置 ・雨仕舞い状況 ・開口率 	3.2.2.7.1 3.2.3.1	施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視、計測により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視、計測により確認する。 	施工後	
					施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	施工後	
					施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	施工後	
	吹出口、吸込口及び非煙口		<ul style="list-style-type: none"> ・操作スペースの有無 	3.2.3.2	施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	施工後	
					施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	施工後	
	ダンパー		<ul style="list-style-type: none"> ・操作スペースの有無 ・点検口の位置 ・火災時に脱落のない取付方法 (吊りボルトの本数) ・ヒューズの検査及び取替スペース 	3.2.3.3	施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	施工後	
					施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	施工後	
	変風量ユニット		<ul style="list-style-type: none"> ・吊り、支脚 ・取付方向 ・操作スペースの有無 ・点検口の位置 ・直管部の長さ 	3.2.3.4	施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	施工後	
					施工報告書	施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書を確認する。 ・目視により確認する。 	施工後	

【別添資料4-18】重点確認要領（エレベーター据付時の例）

区分	監 督 内 容				請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	機仕等 当該項目	資 料	写 真					
準備	実施工程表	工程表	<ul style="list-style-type: none"> 関連工事との整合性 製作図の作成期間 機器の製作期間 工場検査時期 搬入時期 据付工事時期 官公署申請 届出時期 コンクリート打設時期 試運転調整時期 	1.1.2.1	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の実施工程表 		<ul style="list-style-type: none"> 実施工程表、施工計画書が設計図書に適合し、施工条件等に適切に対応していることより確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
		現場組織	<ul style="list-style-type: none"> 施工業者名 作業の管理組織 技能士 	1.1.2.2 1.1.3.1 1.1.5.2	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の施工計画書 		<ul style="list-style-type: none"> 施工計画書を確認する。 	製作開始の14日前まで			
	施工	機材	<ul style="list-style-type: none"> 種別 規格 寸法 製造者 VOC 	1.1.2.2 1.1.4.2	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の施工計画書 MSDS 		<ul style="list-style-type: none"> 品質計画に係る部分は設計図書等に合致していること及び工事施工条件に適切に対応していることを確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
			<ul style="list-style-type: none"> 施工要領書 搬入（搬入路） 据付（フック、躯体強度） 養生 	1.1.2.2	<ul style="list-style-type: none"> 工種別の施工計画書 搬入計画書 構造計画書 		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで			
施工図	昇降路 機械室 ピット	<ul style="list-style-type: none"> 移地 遠方表示 フック 換気設備 躯体形状、強度 高調波対策 地震感知器 点検用コンセンスト 監視盤 火災報知器、自家発電、箱内放送との取り合い 計画通知所用図面 機械室床塗装、防音措置 	1.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> 施工図（承諾図） 		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書等に合致していることを確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで				
		<ul style="list-style-type: none"> 形式 構造 規格 仕様 材質 寸法 電源 運転条件 製造者名 設計算書 	1.1.4.2	<ul style="list-style-type: none"> 製作図 		<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、施工計画書、施工図等に合致していることを確認し国に報告する。 	製作開始の14日前まで				
色 仕上げ		<ul style="list-style-type: none"> 他工事との調和 前処理、塗装 	1.1.4.2	<ul style="list-style-type: none"> 製作図 色見本 		<ul style="list-style-type: none"> 製作図、色見本を確認する。 					

【別添資料4-18】重点確認要領（エレベーター据付時の例）

区分	項目	細目	要点	請負者提出資料			工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
				機仕等当該項目	資料	写真					
機材 (エレベーター)	機械室内機 器	巻上機	<ul style="list-style-type: none"> 形状 構造 寸法 	9.2.2.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 工場検査を行い国に報告する。 設計図書、製作図等に合致していることを検査し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書を確認する。 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後		
				9.4.2.1							
				9.5.1.1							
				9.6.2.1							
電動機	<ul style="list-style-type: none"> 始動電流有効値 特性 温度上昇 絶縁抵抗 耐電圧 	9.2.2.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 工場検査を行い国に報告する。 設計図書、製作図等に合致していることを検査し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書を確認する。 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後				
		9.4.2.1									
		9.5.1.1									
		9.6.2.1									
ブレーキ	<ul style="list-style-type: none"> 構造 仕様 性能 	9.2.2.1.3	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 工場検査を行い国に報告する。 設計図書、製作図等に合致していることを検査し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書を確認する。 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後				
		9.4.2.1									
		9.5.1.1									
		9.6.2.1									
油圧パワーユニット	<ul style="list-style-type: none"> 形状 寸法 作動状態 油タンクの材質、板厚、容量 電動機の特性、温度上昇、耐電圧 油圧配管の規格 	9.3.2.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 工場検査を行い国に報告する。 設計図書、製作図等に合致していることを検査し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書を確認する。 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後				
		9.4.2.1									
		9.5.1.1									
		9.6.2.1									
かご乗場	かご三方枠（戸共）	<ul style="list-style-type: none"> 形状 寸法 作動状態（運転シミュレーション） 絶縁抵抗 耐電圧 高調波対策の要否 	9.2.2.1.4	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 工場検査を行い国に報告する。 設計図書、製作図等に合致していることを検査し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験成績書を確認する。 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後			
			9.3.2.1.2								
			9.4.2.1								
			9.5.1.1								
昇降路内機 器	レール	<ul style="list-style-type: none"> 材質 板厚 寸法 表面精度 	9.2.2.2	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後			
			9.2.2.3								
			9.3.2.2								
			9.3.2.3								
レールブラケット	<ul style="list-style-type: none"> 材質 	<ul style="list-style-type: none"> 寸法 表面精度 	9.2.2.4.1	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後			
			9.5.1.1								
			9.7.2.3								
			9.7.2.3								
主索	<ul style="list-style-type: none"> 構造 	<ul style="list-style-type: none"> 寸法 	9.2.2.4.2	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後			
			9.5.1.1								
			9.7.2.3								
			9.7.2.3								
張力平衡用ばね	<ul style="list-style-type: none"> 規格又は大臣認定 切断 素線 材質 	<ul style="list-style-type: none"> 寸法 	9.2.2.4.3	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書 	搬入状況	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、製作図等に合致していることを目視により確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機材搬入報告書を確認する。 	搬入後			
			9.5.1.1								
			9.7.2.3								
			9.7.2.3								

【別添資料4-18】重点確認要領（エレベーター一括付時の例）

区分	項目	細目	監 督 内 容	請 負 者 提 出 資 料			工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日			
				機仕等当該項目	資 料	写 真								
(つづき) 機材 (エレベーター)	(つづき) 昇降路内機 器	ロープ自重 の補償装置 つり合いお もり ガイドシユ ー プランジヤ ー及びシリ ンダー 緩衝装置 安全装置	・設置の要否 ・材質 ・形式 ・構造 ・形状 ・寸法 ・規格 ・材質 ・必要ストローク ・規格 ・形式 ・形状 ・各種安全装置 (頂部安全距離確保スイッチ、ピット 内安全スイッチ等) ・耐震安全性の分類 ・性能 ・種類	9.2.2.4.6 9.5.1.1 9.2.2.4.7 9.5.1.1 9.7.2.3 9.2.2.4.8 9.5.1.1 9.3.2.4.1	機材搬入報告書 機材搬入報告書 機材搬入報告書 機材搬入報告書	搬入状況 搬入状況 搬入状況 搬入状況	・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。 ・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。 ・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。 ・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・機材搬入報告書を確認する。 ・機材搬入報告書を確認する。 ・機材搬入報告書を確認する。	搬入後 搬入後 搬入後 搬入後					
				9.2.2.5 9.3.2.5 9.5.1.1 9.6.2.4	機材搬入報告書 機材搬入報告書	搬入状況 搬入状況	・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。 ・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。 ・機材搬入報告書を確認する。	搬入後 搬入後					
				9.2.2.6 9.3.2.6 9.4.2.4 9.5.1.1 9.6.2.5.1	設計図書 耐震計算書	搬入状況	・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。 ・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・設計計算書を確認する。 ・耐震計算書を確認する。	搬入後 搬入後					
				9.2.2.7 9.3.2.7 9.4.2.5 9.6.2.6	・通用の有無 ・動作フロー ・停電時放出用電源装置 (形状、寸法、作動状態)	搬入状況	・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・試験成績表 ・機材搬入報告書	搬入状況	・工場検査を行い国に報告する。 ・設計図書、製作図等に合致していることを 確認し国に報告する。 目視により確認し国に報告する。	・試験成績書を確認する。 ・機材搬入報告書を確認する。	施工後		
				9.2.2.8.2 9.3.2.8	・防錆処理 ・塗膜性能	搬入状況	・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・塗り見本 ・機材搬入報告書	搬入状況	・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・機材搬入報告書、塗り見本を確認する。	施工後		
				9.2.2.9.1 9.3.2.9	・関係法令への適合 ・工法	搬入状況	・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・機材搬入報告書	搬入状況	・設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	・機材搬入報告書を確認する。	搬入後		
				塗装	一般事項 塗料 塗装標準									
				電気配線	一般事項									

【別添資料4-18】重点確認要領（エレベーター据付時の例）

区分	項目	細目	監 督	内 容		請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
				要 点	機 仕 等 当 該 項 目	資 料	写 真					
機材 (エレベーター)	(つづき) 電気配線 付属品及び 予備品	材料	規格 ・太さ ・品目	9.2.2.9.2 9.3.2.9 9.2.2.10 9.3.2.10 9.4.2.6 9.6.2.7	9.2.2.9.2 9.3.2.9 9.2.2.10 9.3.2.10 9.4.2.6 9.6.2.7	機材搬入報告書 機材搬入報告書	搬入状況 搬入状況	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。 設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。 機材搬入報告書を確認する。	搬入後 搬入後		
機材 (エレベーター)	身体障害者 付加仕様	一般事項	・通用の有無	9.2.3.2 9.3.3.1 9.4.3.2 9.6.3.2	9.2.3.2 9.3.3.1 9.4.3.2 9.6.3.2	機材搬入報告書	搬入状況	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	機材搬入報告書を確認する。	搬入後		
機材 (エレベーター)	非常用エレベーター付 加仕様	付加仕様	・各機器の付加仕様 ・標識及び表示灯 ・非常スイッチ等 ・管制運転フロー	9.2.2.1 9.4.2.1 9.5.1.1 9.6.2.1	9.2.2.1 9.4.2.1 9.5.1.1 9.6.2.1	施工報告書	施工状況	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	施工報告書を確認する。	施工後		
機材 (エレベーター)	巻上機 電動機 ブレーキ 電源盤及び 制御盤 そらせ車及 び共通台盤 マシンビー ム	固定 ・油圧配管の防火区画貫通部の処理	・固定 ・油圧配管の防火区画貫通部の処理	9.2.2.2 9.3.2.2 9.4.2.3 9.5.1.1 9.6.2.3	9.2.2.2 9.3.2.2 9.4.2.3 9.5.1.1 9.6.2.3	施工報告書	固定状態	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	施工報告書を確認する。	施工後		
機材 (エレベーター)	かご 乗場	かご室	・取付 (三方枠、小枠)と幕板	9.2.2.3 9.3.2.3 9.4.2.2 9.5.1.1 9.6.2.2	9.2.2.3 9.3.2.3 9.4.2.2 9.5.1.1 9.6.2.2	施工報告書	取付状態	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	施工報告書を確認する。	施工後		

【別添資料4-18】重点確認要領（エレベーター一括付時の例）

区分	監 督 内 容			請 負 者 提 出 資 料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	資料提出・報告日	確認日
	項目	細目	要 点	機仕等 当該項目	資 料					
試験 （エレベーター） （小荷物 専用昇降 機）	昇降路内機器 （エレベーター）	レール レールブラケット アンカーボルト 昇降路内突出物の保護 プランジャー、シリンドラーの取付 アンカーボルト 安全装置	9.2.2.4	取付（レール） 固定（レールブラケット） アンカーボルト 昇降路内突出物の保護	取付状態	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	施工後			
			9.3.2.4	プランジャー、シリンドラーの取付 アンカーボルト	取付状態	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	施工後			
			9.2.2.5 9.3.2.5 9.6.2.4	安全装置	各安全装置の取り付け位置	取付状態	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	施工後		
			9.2.2.6.1 9.3.2.6 9.4.2.4 9.6.2.5	耐震措置	耐震安全性の分類 機器類の固定 移動ケーブル等の防護措置 地震感知器の取付位置及び設定値	耐震施工	設計図書、施工図、耐震設計・施工指針に 合致していることを目視により確認し 国に報告する。	施工後		
			9.2.2.8.3 9.3.2.8 9.5.1.1	塗装	一般事項 塗装標準 前処理 塗装工程 塗膜性能	施工報告書	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。 （協奈色、工業界色以 外の場合）	施工後		
試験 （エレベーター） （小荷物 専用昇降 機）	電気配線	絶縁抵抗	9.2.2.9.3 9.3.2.9 9.5.1.1	配線状態 端子ピスの増締め 表示 電線の塗装 アース線接続 絶縁抵抗	施工状況	設計図書、製作図等に合致していることを 目視により確認し国に報告する。	施工後			
			9.2.2.11 9.3.2.11 9.4.2.7 9.6.2.8 9.7.2.6	JISの検査標準に準ずる試験等	試験成績表 施工報告書	試験状況	設計図書、施工計画書等に合致しているこ とを検査し国に報告する。	施工後		
試験 （エレベーター） （小荷物 専用昇降 機）	試運転		—	着床精度 戸の開閉状態 セフティシユューの作動 始動電流値 管軸運転状態（戸閉ボタン点灯の有 無共） 乗り過ぎ警報 かご内照度 各種安全装置作動状態 警報装置作動状態 かご出入口検出装置 自動放送装置（身体障害者用付加仕 様適合） インターホン スピーカー 換気扇 照明器具 停電灯 安全装置用スイッチ類の動作	試験成績表 施工報告書	試験状況	設計図書、施工計画書等に合致しているこ とを検査し国に報告する。	試運転時		

【別添資料4-18】重点確認実施要領（総合試運転調整の例）

区分	項目	細目	内容		建設企業提出資料		工事監理企業の業務	国（業績監視員）による重点項目業績監視内容	国（業績監視員）への資料提出及び報告の時期	報告日
			要点	建仕等当該項目	資料	写真				
電気設備各機器の運転調整及び総合調整										
一般事項			<ul style="list-style-type: none"> ・ 試運転調整のスケジュール ・ 総合調整の計画 ・ 他の工事との調整 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転調整資料 ・ 総合試運転調整報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転調整に立会い確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合試運転調整に立会い確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試運転実施の14日前まで総合試運転調整報告書を確認する。 		
機械設備各機器の総合運転調整及び試験調整										
一般事項			<ul style="list-style-type: none"> ・ 試運転調整のスケジュール ・ 総合調整の計画 ・ 他の工事との調整 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転調整資料 ・ 総合試運転調整報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転調整に立会い確認し国に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合試運転調整に立会い確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試運転実施の14日前まで総合試運転調整報告書を確認する。 		

総合施工計画書作成要領

第1章 総則

目的：当該工事における要求水準の達成のため、適用図書及び契約条件等を十分把握する。
また、総合施工計画書の変更が生じた場合の措置を確認する。

1. 1 適用図書

- ① 当該工事において適用する図書及びその優先順位について記載する。
- ② 総合施工計画書に記載する適用図書は、工事全体を通して用いるものを対象とする。各工種において必要とする適用図書については、工種別の施工計画書に記載する。

1. 2 総合施工計画書の変更

目的：施工計画書の内容を変更する場合が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

記載内容：変更履歴には、次の①から⑤を記載する。

- ① 変更日（例：平成〇年〇月〇日）
- ② 変更内容
- ③ 業績監視員名（品質計画に係る確認を行う者）
- ④ 承認者名（現場代理人等、即ち、「標仕」1. 1. 2（2）による建設企業等）
- ⑤ 作成者名

第2章 工事概要

目的：建設企業が工事着手に当たり、当該工事の概要や特徴的な仕様について十分に把握する。

記載内容：記載に当たっては、当該工事の契約書、設計図書、計画通知書等の内容を適宜参照する。

第3章 建設企業の組織

目的：当該工事に関わる建設企業の現場組織体制及び支援スタッフ等の体制を示し、役割指示系統を明確にする。

3. 1 社内組織

記載内容：支援スタッフの役割及び責任については明確にする。表現方法については、組織表等で示すことを標準とする。

3. 2 現場の組織

記載内容：以下の内容を標準とする。表現方法については、組織表等で示すことを標準とする。

- ① 現場代理人、監理（主任）技術者、品質管理責任者及び担当係員の構成を含めた、当該現場の施工管理組織を示す。
- ② 各々の1）指示系統、2）「3. 1 社内組織」に記載した支援スタッフとのかかわり方、3）担当者の経歴・資格等を盛り込む。
- ③ 特に、監理（主任）技術者による現場管理（安全・環境・品質・工程）の確認方法と監督職員への報告項目及び方法を示す（「標仕」1. 5. 4参照）。

第4章 現場の運営

目的：監督職員・建設企業間であらかじめルールを定め、関係法令を遵守しつつ、現場を適切に運営すること。

4. 1 会議体

記載内容：当該工事における各種会議体の種類（検討、打合せ項目を含む）と出席者の構成・司会進行役・記録者及びその議事書式等を記載する。

4. 2 休日・作業時間

記載内容：当該現場において、通常の作業時間及び原則として作業を行わない曜日を記載する。また、やむを得ず休日作業・時間外作業を行う場合の手続き方法について記載する。

4. 3 業績監視員への対応

記載内容：次の①から③に示す内容を標準とする。

- ① 指摘・確認・報告・協議等の手続きの方法と手順
業績監視員の指摘・確認、業績監視員への報告、協議・質疑・回答等を行うための書類様式の作成について記載する。
- ② 施工計画書、施工図等、機器、見本類等の作成・提出・確認の手順
施工計画書、施工図等（総合図も含む）、設備機器・仕上げ見本等の確認における手続き並びに国・建設企業間で定めたルールについて記載する。
- ③ 業績監視員による施工確認（検査）・立会い、並びに中間確認・官公署検査・完成検査における手続き等についても記載する。

第5章 施工の方針等

目的：建設企業が、当該工事の契約条件・立地条件等も認識しつつ、事業契約書、業務要求水準書、設計図書並びに事業提案書に基づき業務を実施すること。その上で、建設企業としての品質づくり込みの課題を明確にし、対処方針（現場代理人等方針）として取りまとめ、重点施工管理項目へ落とし込むこと。また、国による重点確認工程の確認への対応を取りまとめること。

5. 1 要求水準の達成

記載内容：建設企業は、自ら作成する要求水準確認計画書に基づく工事の管理、運営とともに、国による要求水準確認書の内容を把握し、要求水準を確実に達成するため、工事管理方針等を取りまとめる。

5. 2 現場代理人等方針

記載内容：当該工事において、建設企業が 5.1 国の要求事項をどのように具現化していくかの方針として取りまとめる。なお、各工種に係る詳細な内容については、工種別の施工計画書に記載する。

- ① 主要な品質のづくり込み方針
 - ・ 1) 品質確認手段、2) 採用工法や採用機器、3) 施工の納まり・使用材料等を記載する。
 - ・ 採用工法については具体的に、1) 地下構工法計画（例：山留め、乗入れ構台逆打ち等）、2) 地上構工法計画（例：鉄骨、PC、足場、型枠、外装等）の各々を記載する。

- ・施工改善提案の手順・方法についても記載する。
- ② 主要な工事の流れに係る制約条件等
 - ・当該工事の全体的な手順（進め方）について、工程上の問題等の側面を考慮の上で記載する。
- ③ 重点施工管理項目
 - ・上記①及び②に示した特性を踏まえ、当該工事における重点施工管理項目を抽出し、記載する。
- ④ 特殊な工法
 - ・上記①及び②に示した特性を踏まえ、当該工事において特殊な工法（例：大スパンの鉄骨建方、逆打ち工法等）を採用する場合に記載する。

第6章 工程の管理

目的：工事進捗の確認と管理の方法(出来高管理)を示す。

記載内容：次の6. 1及び6. 2に示す内容を標準とする。記載に当たっては、工事工程だけではなく、工種別の施工計画書、施工図等及び機器・見本類等の検討・確認スケジュール、官公署提出書類の提出スケジュール等を作成しておく必要があることに留意する。

6. 1 工程上の主要管理項目

記載内容：受電日、総合試運転期間、各種検査等の日程を設定し、記載する。

6. 2 進捗度管理のポイント

記載内容：

- ・各種工程表の作成方法について記載する。
- ・総合実施工程表を用いた工事進捗の確認と管理方法について記載する。
- ・施工計画書・施工図等確認工程表については、確認時期を見込んでおく。
- ・官公署申請・届出時期リストについては、進捗度管理を行う旨についても記載する。

第7章 品質管理

目的：工事関係図書の周知徹底の方法、施工管理の手順、確認・検査の計画等を示す。

具体的には、各種工事のプロセス段階、最終段階で誰（業績監視員及び建設企業）が、どのタイミングで、何を基準に、どのような（書類確認、検査立会い等）確認の仕方をするかの大要を定めておくこと。

記載内容：次の①から⑤に示す内容を標準とする。品質管理全般に係る共通的なルールについて記載する。

- ① 設計図書・工事関係図書の周知徹底の方法
- ② 施工管理の手順
- ③ 試験・検査の計画
 - ・対象工種を明確にする。
 - ・測定、試験機器の管理の手法についても記載する。記載に当たっては、使用機器や資格者適用の有無について明確にする。
- ④ 工種別の施工計画書、施工図等の作成
 - ・各々の作成の有無、作成・承諾時期、及び作成要領について記載する。
 - ・上記書類を専門工事会社に周知させる方法についても記載する。
 - ・特殊工程についても明記する。
- ⑤ 工事記録一覧

- ・工事写真、検査記録の取りまとめ方について記載する。
- ・トレーサビリティを確保する方法について記載する。

第8章 安全衛生管理計画

目的：安全衛生管理方針及び工事の特性を踏まえた安全管理体制を立案し、その伝達要領等を示すこと。

安全衛生管理計画は別冊でまとめてもよい。

記載内容：次の①から⑪に示す項目を標準とする。

- ① 安全衛生管理基本方針
 - ・現場内における工事関係者を対象とした労働安全衛生を示すだけでなく、特に、第三者災害の防止等公衆災害に対する安全管理についても基本方針に盛り込む。
- ② 安全衛生管理重点項目
 - ・特に、次の2点は重点項目に位置付ける。
 - 1) 敷地周辺の公衆災害防止
 - 2) 足場の組立・解体等特定作業主任者と元建設企業の責任
- ③ 安全衛生組織
 - ・「3. 2現場の組織」に盛り込むことも可とする。
 - ・組織の構成は、次を標準とする。
 - 1) 安全衛生管理機構：建設企業毎に構成
 - 2) 営繕工事関係者連絡会議：1) とは別に定める。労働安全衛生法に基づく指名を受けた場合、建設企業が当該会議の企画・運営を実施するために必要な計画内容を記載する。
 - ・災害防止協議会組織についても記載する。
 - ・有資格者一覧表（作業員）を添付する。
- ④ 工期全体の安全衛生管理活動の計画表:添付する。
- ⑤ 工程別の安全衛生管理計画表:添付する。
- ⑥ 会社としての安全衛生管理活動と現場における活動との関係
 - ・「3. 1 社内組織」で記載した当該工事における建設企業の全社的な取り組み状況に関連させつつ、会社としての安全衛生管理活動と現場における活動との関係を記載する。
- ⑦ 防火管理実施事項
- ⑧ 震度4以上の地震が発生した場合の事後点検と結果の国への連絡方法
- ⑨ 台風、大雨、大雪等の気象情報が出された場合の措置及び事後点検と結果の国への連絡方法
- ⑩ 安全関係届出書類予定表
- ⑪ 災害時の安全確認

第9章 環境管理計画

目的：現状の地球環境に対する社会状況、近隣環境への対応を踏まえ、当該工事において実施する予定の「環境（地球環境・近隣環境）への配慮事項」を立案し、取りまとめる。

環境管理計画は別冊でまとめてもよい。

記載内容：次の①から⑦に示す項目を標準とする。

- ① 環境管理基本方針
- ② 環境管理重点項目（目的・目標）
- ③ 工期全体での環境管理活動の計画
 - ・工期全体の環境管理活動の計画表を添付。具体的な記載項目については、広い意味での

環境も含めて次の通りとし、各々の対応方法を示す。

- ・下記の各項目について、積極的に提案を行うよう留意する。特に1) から3) に関しては、「標仕」に示されている各種関連法令・要綱等を踏まえ、各建設材料の発生材処理の実態を十分に把握し、計画を立案する。
 - 1) 建設発生材の抑制
 - 2) 建設副産物の有効利用、リサイクル
 - 3) 建設廃棄物の適正処理
 - 4) 建設作業環境の改善
 - 5) 建設業のイメージアップ
 - 6) 地域コミュニケーションの実施
- ④ 会社としての環境管理活動と現場における活動との関係
 - ・「3.1 社内組織」で記載した当該工事における建設企業の全社的な取組み状況に関連させつつ、会社としての環境管理活動と現場における活動との関係を記載する。
- ⑤ 現場内外の整理・整頓計画
- ⑥ 管理の実施状況の点検方法及び国への報告方法
- ⑦ 公害防止対策
 - ・騒音・振動等、当該現場における公害発生の抑制方法について記載する。
 - ・環境影響チェックリスト等を用いる場合は、当該様式を添付する。

第10章 総合仮設計画

目的：総合仮設計画（総合仮設計画図も含む）について、当該工事の諸条件を踏まえ、総合的な方針が明確になるよう取りまとめること。

総合仮設計画は別冊でまとめてもよい。

記載内容：次の①から⑤に示す項目を標準とする。仮設物の物置に関する内容の記載に当たっては、取付け状況、立地状況、予想される気象の変化の影響（例：積雪・落雷・突風の影響の受け易さ等）を十分考慮する。

- ① 仮囲い・工事用出入口等の仮設平面図
- ② 現場事務所等の仮建物計画
- ③ 外部足場等の足場・仮設通路計画
- ④ 揚重機の配置等の荷揚計画
- ⑤ ベンチマーク、遣方の確認

建設工事に関する留意事項

建設工事に際して法令・条例等を遵守するほか、次の事項について協力建設業者を指導する。

1. 施工時間について

夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に工事を行おうとする場合は、国と事前に協議する。

2. 工事の周知について

施工方法と工程計画は、近隣及び工事に際し環境影響がある関係機関に対し周知する。

3. 発生材の再資源化等

(1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等を実施した場合、分別解体・再資源化の完了時に、以下の事項を書面にて国に報告すること。

- a. 再資源化等が完了した年月日
- b. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- c. 再資源化等に要した費用

また、建設及び解体撤去にあたっては「建築工事における建設副産物管理マニュアル」の「3 施工編」に従い副産物の適切な処置に努める。

(2) 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処分方法は、原則として以下のとおりとする。

a. 金属類・フロンガス・ハロンガス等

発生した金属類は国に引渡しを行う。

また、解体撤去を行う既存施設に含まれるアスベスト等については、【別紙】に参考として示す。

b. PCB 廃棄物

既存施設の解体撤去に伴い発生する PCB 廃棄物については、国に引き渡す。

なお、既存施設に含まれる PCB については、【別紙】に参考として示す。

また、国が引き渡す特別管理産業廃棄物の管理者が処分を行う場合、事業者は手続き等の協力を行う。

c. 建設工事において、以下の内容を含む工事を行う場合は、「建設副産物情報交換システム」（財団法人 日本建設情報総合センター（建設副産物情報センター））を活用し、総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた時点で、速やかに当該システムにデータ入力を行い、その結果を国に報告する。また、同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、国に提出する。

(a) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥搬出する工事

(b) 対象地域で、コンクリート再生材、アスファルト・コンクリート再生材の使用がある工事

(3) 「建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を国に提出するものとする。

4. 施工中の安全確保及び環境保全について

- (1) 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。
- (2) 施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- (3) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (4) 工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法を定める。
- (5) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講ずる。
- (6) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- (7) 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いにあたっては、当該製品の製造所が作成した製品安全データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
- (8) 建設事業及び建設業のイメージアップのため、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。
- (9) アスベストを含有している吹き付け材、成形板、保温材、ガスケット等の使用の有無について、工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に基づくアスベスト含有建材の事前調査等を行い、国に報告すること。なお、アスベスト含有建材の石綿含有測定が明記されている場合は、別途定める「建材中の石綿含有率の分析方法」に基づき分析を行い、分析の結果を国に報告すること。

また、別途定める「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場の適切な場所に掲示すること。

- (10) PCB含有シーリング材の処理について記載がある場合、又はPCB含有シーリング材が工事中に確認された場合、別途定める「PCB含有シーリング材の処理」により適切に処理すること。
- (11) 廃せっこうボードの処分について、工事着手後、廃せっこうボードの裏面の表示を別途定める「対象となるせっこうボードの表示」により確認し、該当する場合又は

該当していないことが確認できない場合は、工場に問い合わせの上、適切に処分すること。

5. 安全対策等について

- (1) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行う。
- (2) 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずる。
- (3) 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、事業者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
- (4) 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講ずること。
- (5) 枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省平成15年4月)により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、又は改善措置機材を用いて手すり先行専用足場と同等の機能を確保するものとする。

6. 災害時の安全確保について

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を国に報告する。

7. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について

- (1) セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について国に報告する。
- (2) セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。
- (3) 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施し、土壤環境基準を超えないことを確認する。

8. ホルムアルデヒド等のVOC対策について

(1) 使用材料等

本事業の建物内部に使用する材料等は、原則として以下に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下の内容を満たすものとする。

- a. 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- b. 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放

散が極めて少ないものとする。

- c. 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- d. 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。
- e. a、c及びdの材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。また、材料等に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。

＜ホルムアルデヒド放散量の規制対象外に該当する材料＞

- (a) J I S 及び J A S の F☆☆☆☆ 規格品
- (b) 建築基準法施行令第 20 条の 5 第 4 項による国土交通大臣認定品
- (c) 以下表示のある J A S 規格品

非ホルムアルデヒド系接着剤使用、接着剤等不使用、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散、ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

(2) 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

(3) 室内空気中の化学物質の濃度測定

工事中の室内空気環境対策や、工事後の施設等引渡しに当たっては、室内空気に含まれるホルムアルデヒドやVOC (Volatile Organic Compounds: 揮発性有機化合物) 対策として、当該施設の室内空気環境が厚生労働省の指針値 (以下、「指針値」という。) 以下の状態であることを次により確認する。

また、施設等引渡し時に、国に対して室内空気中に化学物質を発散する恐れのある建築材料等の状況を説明し、必要に応じて措置に関する配慮事項等の助言、指導等を行う。

a. 測定対象物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン

b. 測定方法

- (a) パッシブ型採取機器により行う。
- (b) 測定を行う前に、測定対象室を 30 分換気し、その後 5 時間閉鎖する。
- (c) 測定時は換気を行い、測定時間には午後 2 時から 3 時の時間帯を含むものとする。

- (d) 測定位置は室中央付近の床から 1.2～1.5mの高さとする。
- (e) 測定対象室の測定対象物質濃度が指針値以下であることを確認する。なお、測定値が指針値を超えた室については、厚生労働省の基準法により再測定を行う。
- (f) 測定年月日、測定時刻、測定時の室温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録する。

c. 測定対象室

次に示す室のうち、主要な事務室、上級室、共用会議室、食堂・喫茶、その他の主要な室、及び継続的な換気が見込まれない居室で代表的な室を測定対象室とし、測定点数は概ね各室面積 50 m²毎に 1 測定点以上となるよう設定する。詳細は、事前に国と協議を行う。

- (a) 合板類、フローリング、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他でホルムアルデヒドを含有する建材を使用した室
- (b) 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木、せっこうボードその他の施工に測定対象物質を含有する接着剤を使用した室
- (c) 合成樹脂塗り床、塗装工事、シーリングその他で測定対象物質を含有する塗料、材料、用材を使用した室
- (d) ユニット、収納家具、書庫その他で測定対象物質を含有するもの及び塗装したものを工事で設置した室

9. 公共事業労務費調査に対する協力について

- (1) 事業者は、公共事業労務費調査に対する協力を求められた場合には、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。
- (2) 調査票等を提出した当該工事に関わる事業所を国が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、事業者はその実施に協力しなければならない。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、事業者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- (4) 事業者が当該建設工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が上記(1)～(3)と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

10. 工事实績情報の登録

- (1) 事業者は、工事实績情報として「工事カルテ」を作成の上国に提出し、確認を受けなければならない。
- (2) 確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターにデータにより提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを国に提出し、登録

結果を報告するものとする。

(3) 登録内容を訂正する必要が生じた場合も、同様の手順により訂正を行うものとする。

1 1. 施工体制台帳に係る書類について

「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく施工体制台帳に係る書類及び施工体制図を作成する場合は、以下の事項を追加する。

- (1) 「建設業法」第 24 条の 7 第 1 項及び「建設業法施行規則」第 14 条の 2 に掲げる事項
- (2) 統括安全衛生責任者名、安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者(下請負人を含む。)の顔写真
- (4) 一次下請負人となる警備会社がある場合は、その商号又は名称、現場責任者名、及び工期
- (5) 緊急時の連絡体制表

1 2. 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)第 13 条第 2 項により、国から施工体制について点検を求めることがある。

1 3. 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努める。

1 4. 建設業退職金共済制度について

- (1) 事業者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付する。
- (2) 事業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進する。

1 5. ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材・土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しない。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
- (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に工事用資材・土砂等を積み込まず、また積み込ませない。並びに工事現場に出入りしないようにする。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を長することのないようにする。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等

を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。

- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する。
- (8) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除する。

1 6. 低騒音型・低振動型建設機械の使用について

本事業においては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年 7 月 31 日付建設省告示第 1536 号最終改正平成 13 年 4 月 9 日付国土交通省告示第 487 号）に基づき国土交通大臣が形式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、国と協議の上、必要書類を提出するものとする。低騒音型建設機械を使用する場合、建設企業の現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、国に提出するものとする。

1 7. 排出ガス対策型建設機械の使用について

本事業において次表に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付 建設省経機発第 249 号 最終改正平成 14 年 4 月 1 日付国総施第 225 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成 7 年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、国と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、建設企業の現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、国に提出するものとする。

一般工事用建設機械

バックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式、溶接兼用機を含む。）、空気圧縮機（可搬式）、油圧ユニット、ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ）、ホイールクレーン但しディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上、260kW 以下）を搭載したものに限る

1 8. 塗装工事について

塗装業者が当該工事の施工に当たり、品質管理や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導を希望した場合、現場管理上支障ないと判断すれば当該指導に協力して差し支えない。

1 9. 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努める。

20. 環境物品等の調達について

- (1) 建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達を行う。ただし、要求水準書において示されたものは除く。
- (2) 断熱材は、オゾン層を破壊する物質が使用されていない物を使用する。

21. 製材等及び再生木質ボードの合法性の確認について

製材等（製材、集成材、合板又は単板積層材）又は再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質セメント板）については、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の製材等又は再生木質ボードの判断の基準に従い、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」（以下、「ガイドライン」という。）に準拠した証明書（ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が、4月1日より前に契約を締結していることを記載した証明書でもよいこととされている。）を国に提出する。なお、これにより難しい場合は、国と協議するものとする。基本方針及びガイドラインは、下記により、ダウンロードすることができる。

基本方針：<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h18bp.pdf>

ガイドライン：<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidorain.pdf>

22. せっこうボード製品の処分について

当該現場で使用した新材せっこうボード製品の端材については、再資源化を図るべく、再生利用に関する契約をせっこうボード製造所と締結し、当該契約書の写し及び建設廃棄物マニフェストの写しを国に提出する。

なお、上記によらず、特殊堆肥化する等、他の方法で再資源化する場合は、国に報告する。

23. 硬質塩化ビニル管・継手の処分について

当該現場で使用した硬質塩化ビニル管・継手（再生材含む）の端材については、再資源化を図るべく、中間受入場に排出する。排出後は、売却伝票の写し又は建設廃棄物マニフェストの写しを国に提出する。

なお、廃棄量が少量の場合は、他の廃プラスチックと混合で再資源化を図る。

24. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合

は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により国に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、国と協議を行うこと。
- (4) (1) による警察への通報等及び(2)による国への報告を怠った場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

25. その他

- (1) 「建設リサイクル法」に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずる。
- (2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、法定外労災制度の加入について配慮する。
- (3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努める。
- (4) 事業者が建設企業をして配置する資格確認資料に記載した建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を専任で配置する。
- (5) 事業者が建設企業をして配置する資格確認資料に記載した建設業法第26条に定める監理技術者のうち、当該事業工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置する。この場合において、国から請求があったときは、資格者証を提示する。

【別紙】

〇〇庁舎解体工事に伴うアスベスト・P C B 調査業務報告書

PF I 事業の施設整備における要求水準の設定及び業績監視実施要領

業績監視要領作成例

第1章 総則

- 1-1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-1-1 業績等の監視の基本的考え方・・・・・・・・ 1
- 1-1-2 改善要求措置の基本的考え方・・・・・・・・ 1
- 1-2 業績等の監視の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 国による業績等の監視の体制・・・・・・・・ 1

第2章 各業務等に係る確認方法

- 2-1 経営管理に係る確認方法 **省略**・・・・・・・・ 1
- 2-2 施設整備に係る確認方法・・・・・・・・ 2
- 2-2-1 基本的な考え方・・・・・・・・ 2
- 2-2-2 書類による確認・・・・・・・・ 2
- 2-2-3 実地における確認・・・・・・・・ 3
- 2-3 維持管理・運営に係る確認方法 **省略**・・・・・・・・ 3

第3章 要求水準の未達成による減額

- 3-1 提案等の要求水準の未達成による減額等・・・・・・・・ 4
- 3-1-1 施設整備に係る提案等要求水準の未達成による減額等・・・・・・・・ 4
- 3-1-2 経営管理・維持管理・運営に係る要求水準の未達成による減額等 **省略**・・・・・・・・ 4

◆施設整備における業績等の監視及び改善要求措置要領

事業名		本文		適用
項目	総則	第1章		
基本的考え方	業績等の監視の基本的考え方	1-1-1	事業期間を通じて安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、国は、施設整備に係る事業者の経営管理の状況、事業者が実施する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）の確認及び管理を行う。国は、事業者が業績等の確認及び管理に必要な対応を指示するとともに、事業者は、自ら必要とする業績等の確認及び管理を行う。国は、これらを監視し、要求水準書又は事業者が提案した事業計画（以下「要求水準」という。）が達成されていることを確認する。	国は、施設整備における業績等の確認及び管理を行い、事業者は、これに必要な対応を指示することを明示する。
改善要求措置の基本的考え方		1-1-2	国は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰す事由により、業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあるかと判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善要求措置を講ずる。	
業績等の監視の方法		1-2	① 事業者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、また、そのために適切に自らの業績等を管理するため、事業契約書又は要求水準に基づき、国の指示への対応方法、業務の実施方法、工程、自らの業績等の確認の方法及び時期等を示した計画を作成し、国に提出して確認を受ける。 ② 事業者は、上記①の計画に基づき、業務を実施するとともに、自らの業績等が要求水準を達成していることを確認する。 ③ 事業者は、事業契約書又は要求水準に定められる書類を所定の時期までに国に提出し、上記②による確認の状況を報告する。 ④ 国は、事業者の報告を受け、事業者の業績等が要求水準を達成していることを確認する。 ⑤ 国による業績等の監視については、上記③の事業者が提出する書類のうち、第2章に示す書類による確認を基本とするが、必要に応じて業績等の各段階において、実地における確認を行う。 ⑥ 事業者が国の求めに応じないで報告を行わない場合は、国は、必要に応じて遡って確認することができる。	
国による業績等の監視の体制		1-3	国による業績等の監視は、業務内容に応じて、以下に示す国の機関が行う。 ・施設整備業務：〇〇局 ・維持管理・運営業務：〇〇局 ・事業者の経営状況、事業契約締結日以降本施設等の引渡日の前日まで：〇〇局 ・事業者の経営状況、本施設等の引渡日以降：〇〇局 ・事業終了時：〇〇局	
改善要求措置の方法				対象外
各業務等に係る確認方法		第2章		
経営管理に係る確認		2-1		対象外

事業名		本文		適用	
項目	方法	2-2	2-2-1	2-2-2	
施設整備に係る確認方法	基本的な考え方	施設整備に係る業績等の監視は、本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、第1章2. 業績等の監視方法による手順で行う。 事業者は、各業務の履行について要求水準確認計画書による確認を行うとともに、施設整備業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を基に要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、要求水準確認報告書を作成し、国に提出し、確認を受ける。 国は、要求水準確認報告書、各提出書類及び実際の施工状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。 また、国は指定する施工段階で要求水準確認報告書、各提出書類及び実地による状況の重点的な確認を行う。重点確認工程等の内容は要求水準書第4章—5—4による。	施設整備に係る業績等の監視は、本施設の要求水準の確保を図るために各業務が適切に実施されているかどうかを、第1章2. 業績等の監視方法による手順で行う。 事業者は、各業務の履行について要求水準確認計画書による確認を行うとともに、施設整備業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を基に要求水準を満たしているかどうかの確認を行い、要求水準確認報告書を作成し、国に提出し、確認を受ける。 国は、要求水準確認報告書、各提出書類及び実際の施工状況を基に、要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行う。 また、国は指定する施工段階で要求水準確認報告書、各提出書類及び実地による状況の重点的な確認を行う。重点確認工程等の内容は要求水準書第4章—5—4による。		施設の品質確保のために、その施工段階で国による実地確認の必要があるものをすべて指定し、事業者から書類を提出させ、実地確認を行う。
書類による確認		事業者は、下記の提出書類をそれぞれの提出時期までに国に提出し、確認計画及び要求水準の達成状況について確認を受ける。 提出書類は、国の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。 国は、事業者が作成する要求水準確認書により達成状況の確認を行い、確認結果を事業者に交付する。	事業者は、下記の提出書類をそれぞれの提出時期までに国に提出し、確認計画及び要求水準の達成状況について確認を受ける。 提出書類は、国の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。 国は、事業者が作成する要求水準確認書により達成状況の確認を行い、確認結果を事業者に交付する。		<ul style="list-style-type: none"> 基本設計着手：終了段階、実施設計着手、終了段階での「設計図書の確認」を行う。 この「設計図書の確認」は要求水準書の性能項目の全てについて、事業者からの説明とこれに対応する図面の内容を確認することにより行うものとする（チェックシート方式による要求水準確認書が適当） 要求水準確認書に、甲（国）が乙（事業者）からの説明及び図面により確認（≠承認）した内容、及びそれに対して甲から乙に対して指摘（≠指示）した内容を乙が記載する。なお、確認行為は中間検査ではないことから、この段階で「指摘」した内容について甲から乙へ設計図書の修正指示等が行わない。乙が自主的に修正した場合は修正した内容をもって再度、確認の手順を実施する。 設計段階における一連の確認が終了した後、甲乙間で要求水準確認書を取り交わす（形式的には甲が乙に交付する）。なお、

項目	事業名	本文	適用																						
		<p>②各提出書類</p> <table border="1" data-bbox="252 589 930 1615"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1099 327 1615">提出書類</th> <th data-bbox="252 589 327 1099">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1099 386 1615">設計業務計画書</td> <td data-bbox="327 589 386 1099">基本設計に着手する前</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1099 445 1615">設計説明書</td> <td data-bbox="386 589 445 1099">基本設計途中、基本設計終了時、実施設計途中、実施設計終了時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="445 1099 504 1615">設計図面</td> <td data-bbox="445 589 504 1099">基本設計終了時 ※実施設計図は建設工事に着手する35日以上前までとする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1099 563 1615">工事監理業務計画書</td> <td data-bbox="504 589 563 1099">建設工事に着手する前</td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1099 622 1615">工事監理業務報告書</td> <td data-bbox="563 589 622 1099">毎月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1099 681 1615">総合施工計画書</td> <td data-bbox="622 589 681 1099">毎月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="681 1099 740 1615">施工図・製作図</td> <td data-bbox="681 589 740 1099">建設工事に着手する前、但し重点確認工種等は建設工事に着手する14日前</td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 1099 799 1615">工種別施工計画書</td> <td data-bbox="740 589 799 1099">重点確認工種等について要求水準書第4章-5-4(6)により提出する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1099 858 1615">施工報告等</td> <td data-bbox="799 589 858 1099">各工種の着手前、但し重点確認工種については要求水準書第4章-5-4(6)により提出する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1099 930 1615">その他国が必要と認める書類</td> <td data-bbox="858 589 930 1099">各部位の施工後 随時</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出時期	設計業務計画書	基本設計に着手する前	設計説明書	基本設計途中、基本設計終了時、実施設計途中、実施設計終了時	設計図面	基本設計終了時 ※実施設計図は建設工事に着手する35日以上前までとする	工事監理業務計画書	建設工事に着手する前	工事監理業務報告書	毎月	総合施工計画書	毎月	施工図・製作図	建設工事に着手する前、但し重点確認工種等は建設工事に着手する14日前	工種別施工計画書	重点確認工種等について要求水準書第4章-5-4(6)により提出する。	施工報告等	各工種の着手前、但し重点確認工種については要求水準書第4章-5-4(6)により提出する。	その他国が必要と認める書類	各部位の施工後 随時	<p>確認内容は要求水準確認書に記載された項目及びそれぞれに対して要求水準確認書に記載した内容のみに限られるものであり、この内容について疑義がないよう必要に応じ甲乙間で十分な協議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書に付随するべき検討書類（設計意図の伝達業務において作成される色彩計画書等の原案等）についても確認対象とする。 <p>※35日より短縮できる場合は、日数を指定する。</p>
提出書類	提出時期																								
設計業務計画書	基本設計に着手する前																								
設計説明書	基本設計途中、基本設計終了時、実施設計途中、実施設計終了時																								
設計図面	基本設計終了時 ※実施設計図は建設工事に着手する35日以上前までとする																								
工事監理業務計画書	建設工事に着手する前																								
工事監理業務報告書	毎月																								
総合施工計画書	毎月																								
施工図・製作図	建設工事に着手する前、但し重点確認工種等は建設工事に着手する14日前																								
工種別施工計画書	重点確認工種等について要求水準書第4章-5-4(6)により提出する。																								
施工報告等	各工種の着手前、但し重点確認工種については要求水準書第4章-5-4(6)により提出する。																								
その他国が必要と認める書類	各部位の施工後 随時																								
実地における確認	2-2-3	<p>国は、2-2「施設整備に係る確認方法」に示された施工段階以外に、以下に示す事情により、施工品質の確保のために必要と判断した場合は、施工の各段階で、品質等について設計図書又は要求水準確認計画書に従っているかどうか又は要求水準を満たしているかの確認（以下「中間確認」という。）を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要求水準を満たさないことが完成検査時点で確認することが困難であると認められる場合 ② 完成検査において要求水準を満たしていないことが明らかになった場合、その修補を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難であると認められる場合。なお、国は、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認及び復旧に係る費用は、事業者の負担とする。 ③ 特に重要な工程その他国が必要と認める時は、国は実地における確認を行う。 <p>省略</p>																							
維持管理・運営に係る確認方法	2-3		対象外																						
要求水準の未達成による減額	第3章																								

事業名 項目		本文	適用
提案等の要求水準の未達成による減額等	3-1	要求水準が達成できないことが明らかとなった場合、国は、「PFI事業費の算定及び支払方法」に基づき提出されている当該時点のPFI事業費内訳表に基づき、当該部分に係るPFI事業費を減額又は違約金の請求を行う。	
施設整備に係る提案等要求水準の未達成による減額等	3-1-1	施設整備に係る要求水準が、達成されなことが明らかになった場合は、当該時点のPFI事業費内訳表に基づき、当該部分に係る施設整備費を減額又は違約金の請求をすることができるものとする。なお、当該内容に係る維持管理・運営費又はその他の費用もあわせて減額することができるものとする。	
経営管理、維持管理・運営に係る要求水準の未達成による減額等	3-1-2	省略	対象外

〇〇庁舎整備等事業実施方針

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1. 特定事業の事業内容に関する事項	1
2. 特定事業の選定方法に関する事項	4
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 民間事業者の募集及び選定	4
2. 民間事業者の選定手順	4
3. 第二次審査の方法	5
4. 提出書類の概要	6
5. 応募者の参加資格要件	7
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1. 事業者の責任の明確化に関する事項	10
2. 事業者の責任の履行確保に関する事項	11
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	12
1. 立地に関する事項	12
2. 本施設等の計画に関する事項	12
3. 既存施設に関する事項	12
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	12
1. 疑義が生じた場合の措置	12
2. 管轄裁判所の指定	13
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	13
2. 事業の継続が困難となった場合の措置	13
3. 融資機関又は融資団と国との協議	14
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	14
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	14
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	14
3. その他の措置及び支援に関する事項	14
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
1. 本事業において使用する言語	14
2. 書類作成に係る費用	14
3. 実施方針の公表に関する事項	14
4. 今後のスケジュール	15
5. その他	15
様式-1 質問等届出書	
様式-2 実施方針等に関する質問書	
様式-3 実施方針等に関する意見又は提案書	
資料-1 ○○庁舎整備等事業業務要求水準書(案)	
資料-2 PFI事業費の算定及び支払方法の概要(案)	
資料-3 リスク分担表(案)	
資料-4 業績等の監視及び改善要求措置の概要(案)	
参考資料-1 「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」 (昭和33年1月7日蔵管第1号) 抜粋	

第1 特定事業の選定に関する事項

国土交通省（以下、「国」という。）は、〇〇庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

この「〇〇庁舎整備等事業実施方針」（以下「実施方針」という。）は、本事業について、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日）等にとり、必要となる事項を定めるものである。

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

〇〇庁舎整備等事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

〇〇庁舎

② 種類

庁舎（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第2項に定める庁舎）

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 〇〇

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 国土交通省〇〇地方整備局〇〇）

(4) 事業目的

国は、国民生活に密接な行政サービスを行う官庁施設の集約・立体化及び国有財産の効率的な活用の推進に加え、耐震安全性が確保されていない庁舎について、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を進めているところである。

本事業は、〇〇市内に分散している行政機関を集約・立体化することにより、国有財産の有効活用と利用者の利便性の向上や業務効率の増進、また、民間活力の導入による更なる行政サービスの向上を図るとともに、耐震安全性が確保されていない庁舎について耐震安全性を確保し、さらに、まちづくり、バリアフリー対策、環境負荷低減への貢献等の実現を目的とするものである。

本事業は、〇〇県〇〇市に、建設される国の庁舎である。計画地は、〇〇市が作成している「〇〇市都市計画マスタープラン」の中で〇〇市の玄関口・顔としての中心市街地形成に指定されており、また、「〇〇市景観計画」においても、顔となる景観を創るという方針が示されていることを踏まえ、本事業においても、駅前に建つ官庁施設として周辺環境や地域特性を生かした景観形成に配慮するものとする。

また、施設計画においては、多くの官署が入居するため、各官署の入居構成を考慮の上、執務室等のスペースをより多く確保するなど業務効率等の向上を目指すとともに、近年の地球温暖化対策の動きや「〇〇市環境基本計画」も含め、環境負荷の低減等に配慮した施設整備を図るものとする。

(5) 事業の概要

本事業は、特定事業として、〇〇庁舎（以下「本施設」という。）及びその附帯施設（以下「附帯施設」という。また、「本施設」と「附帯施設」を総称して「本施設等」という。）の整備等を実施するものである。

選定された民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、特定事業を実施する。

(6) 特定事業の業務内容

特定事業として事業者が実施する業務は、次の①から③に掲げるものとし、各業務の詳細については、「〇〇庁舎整備等事業に関する要求水準書（案）」（資料1。以下「要求水準書（案）」という。）によるものとする。

① 施設整備業務

- ア 設計業務（設計及び必要となる調査、手続き等）
- イ 建設業務（工事及び必要となる調査、手続き、電波障害対策等）
- ウ 〇〇庁舎及び附帯施設（以下「既存施設」という。）の解体撤去業務
- エ 工事監理業務（工事の監理）

② 維持管理業務

- ア 建築物点検保守・修繕業務（建築物の点検保守・修繕、外構及び植栽の管理等）
- イ 建築設備運転・監視業務
- ウ 清掃業務（日常及び定期の清掃等）

③ 運營業務

- ア 警備・受付業務
- イ 福利厚生諸室運營業務（独立採算による食堂、売店等の運営）

(7) 事業方式及び権利関係

事業者は、自らを本施設等の原始取得者とし、国有地に本施設等を整備した後、本施設等を未使用のまま国に引き渡し、本施設等の維持管理及び運営を行う、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により特定事業を実施する。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、国と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から平成〇年〇月〇日までの期間（約〇〇年間）とする。

また、事業者は、既存施設の解体に平成〇〇年〇月頃より着手し、本施設等を平成〇年〇月〇日に国に引き渡すものとする。なお、事業契約の詳細については、入札公告時に示す。

(9) PFI事業費の支払

国は、事業者から本施設等の引き渡しを受けた後に、特定事業の実施の対価（以下「PFI事業費」という。）として、次の①から④に掲げる費用を事業者を支払う。

- ① 施設整備費
- ② 維持管理・運営費（ただし、福利厚生諸室運營業務に係る費用を除く。）
- ③ その他の費用
- ④ 消費税等

なお、福利厚生諸室運營業務については、独立採算により実施することとし、事業者は、福利厚生諸室においてサービスを受けた利用者から、直接その対価を収受する。

PFI事業費の支払については、「PFI事業費の算定及び支払方法の概要（案）」（資料2）

によるものとする。

(10) 本事業の実施に関する協定等

国は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①から③に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定の締結

国は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定については、入札公告時に示す。

② 事業契約の締結

国は、基本協定の定めるところにより、選定された民間事業者が設立した事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約（事業契約書、要求水準書、事業者が自ら提案した事業計画をその内容として含む。）を締結し、事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

③ 国有財産貸付契約等の締結

国は、事業契約の定めるところにより、事業者との間で、次のア及びイに掲げる国有財産の貸付契約等を締結する。

ア 国は、事業者にPFI法第12条第1項の定めるところにより特定事業に係る敷地を特定事業の施設整備期間中に限り無償で使用させる。

イ 国は、事業者に対して有償にて福利厚生諸室運営業務において使用する福利厚生諸室の使用を許可する。その利用条件等の詳細については、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号。以下「行政財産の取扱い基準」という。）によるものとし、その抜粋を参考資料-1に示す。

(11) 遵守すべき法令及び許認可

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）、許認可を遵守する。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

国は、自らが本施設等の施設整備、維持管理及び運営を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PSC」という。）と、本実施方針に示した内容に基づいて事業者の本施設等の設計、建設、維持管理及び運営の実施を委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「PFI事業のLCC」という。）を比較し、PFI事業のLCCがPSCを下回ると認めた場合に、PFI法第6条に基づき特定事業を選定する。

(2) 評価方法

国は、PFI法、基本方針及び「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」（平成13年7月27日）等に基づき事業を評価することとし、国自らが本施設等の施設整備、維持管理及び運営を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものと評価する。

(3) 選定結果の公表

国は、本事業をPFI法第6条に基づき選定事業とした場合は、その判断の結果を、評価の

内容と併せて、国土交通省〇〇地方整備局のホームページ等において速やかに公表する。
また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定

国は、本事業をPFI法第6条に基づき選定事業とした場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第91条第2項に基づく方式）により選定することを予定している。

本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2. 民間事業者の選定手順

国は、次の手順により民間事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

(1) 入札公告

国が民間事業者の選定等を行う場合は、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、国土交通省〇〇地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。

(2) 質問受付

国は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

(3) 第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者（以下「応募者」という。）は、入札説明書に定めるところにより、参加表明書及び第一次審査に必要な資料を提出する。

(4) 第一次審査結果の通知及び公表

国は、第一次審査資料を提出した応募者（以下「一次応募者」という。）を対象に第二次審査資料提出資格の有無を確認し、その結果を各一次応募者に通知するとともに、国土交通省〇〇地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。第二次審査資料提出資格があると認められた一次応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(5) 質問回答の公表

国は、上記(2)による質問及びこれに対する回答を国土交通省〇〇地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要な質問に対する回答については、第一次審査資料の受付期限までに公表する。

(6) 第二次審査資料の受付

第二次審査資料提出資格があると認められた一次応募者は、入札説明書の定めるところによ

り、本事業を実施するための事業計画の提案資料及び入札書を提出する。

(7) ヒアリング

国は、必要に応じて第二次審査資料の事業計画の内容についてヒアリングを行う。

(8) 民間事業者の選定

国は、第二次審査資料を提出した応募者（以下「二次応募者」という。）を対象に、事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる民間事業者を選定する。

(9) 第二次審査結果の公表

国は、事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、二次応募者に通知するとともに、国土交通省〇〇地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。

3. 第二次審査の方法

(1) 有識者委員会の設置

国は、二次応募者から提案された事業計画に対する評価の客観性を確保するため、国土交通省〇〇地方整備局に「〇〇庁舎整備等事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）を設置し、二次応募者から提案された事業計画の評価に係る調査・審議を委ね、その経過及び結果を公表する。

なお、有識者委員会の構成については、入札公告時に示す。

(2) 審査の内容

二次応募者から提案された事業計画については、次の①から④に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- ① 総合的なコストに関する事項
- ② 本施設等の性能及び機能に関する事項
- ③ 本施設等の維持管理・運営に関するサービス水準に関する事項
- ④ 事業実施能力及び経営計画に関する事項

また、上記②から④については、以下の事項を評価の視点として含めることを予定している。

- ② 本施設等の性能及び機能に関する事項
 - ・ 〇〇駅前に建つ官庁施設として周辺環境や地域特性を生かした、駅及びその周辺からの高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する計画
 - ・ 入居官署の構成に配慮しながら、執務室等のスペースをより多く確保することによる、業務効率の向上化
 - ・ 地球温暖化対策や地域の環境特性にも配慮した施設整備 等
- ③ 本施設等の維持管理・運営に関するサービス水準に関する事項
 - ・ 本施設等の機能及び性能を将来にわたり維持し、長期に亘る公的財政負担（光熱水費を含む。）の縮減に資する維持管理の方法
 - ・ 本施設等の利用者の利便性・快適性・安全性の確保に資する警備・受付業務の実現方法・職員等の利便性向上に資する福利厚生諸室の運営計画及びその実現性 等
- ④ 事業実施能力及び経営計画に関する事項
 - ・ 本事業を適正かつ確実に実施できるような事業主体及び実施体制並びに資金計画等

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

(3) 民間事業者の選定

国は、有識者委員会から報告される調査・審議の経過及び結果を踏まえ、事業計画及び入札価格を総合的に評価して民間事業者を選定する。

4. 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

第一次審査資料として、参加表明書及び競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、次の①から④に掲げる事項を主な内容として含む事業計画の提案資料等の提出を求めることを予定している。

- ① 入札書
- ② 施設整備に関する提案
- ③ 維持管理・運営に関する提案
- ④ 事業主体及び経営計画に関する提案

なお、詳細については、入札公告時に示す。

(2) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、国が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、国は、これを無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった提出書類については、民間事業者の選定後、当該提出書類を提出した応募者に返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

③ 資料の公開

国は、民間事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については各応募者と協議する。

5. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、第1. 1. (6)に掲げる業務（ただし、③イを除く。以下同じ。）を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。
- ② 応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うこと。（以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）

また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。

ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。

イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③ 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。

④ 応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、第1.1.(6)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本金若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と建設業務を実施することはできない。

⑤ 上記④において、「資本金若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。

ア 資本金

当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

⑥ 応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

⑦ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。

⑧ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑨ 上記⑧において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウに該当する場合をいう。

ア 資本関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについて子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はbについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 第1. 1. (6)に掲げる業務のうち当該企業が実施する業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（上記②の再認定を受けた者を除く。）。
- ④ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、〇〇地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
また、財務省（地方支分部局を含む。）又は財務省〇〇財務局管内を管轄とする官庁から指名停止、一般競争参加資格停止又は営業停止を受けている期間中に該当していないこと。
- ⑤ 〇〇地方整備局が本事業に関する検討を委託した〇〇株式会社若しくは当該企業の協力事務所である〇〇法律事務所又は株式会社〇〇、あるいはこれらの者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 上記⑤及び⑥において、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、上記（1）⑤に同じ。

（3）設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④の要件を満たすこと。

- ① 〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く。）の平成〇・〇年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあつては、いずれの設計企業においても上記①及び②を満たしていること。
- ④ 設計企業の実績、配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

（4）建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から④の要件を満たすこと。

- ① 〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く。）の平成〇・〇年度における建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ② 次のアからウの各工事に携わる建設企業は、〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成〇・〇年度における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）に

ついて算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれアからウに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数がそれぞれアからウに示す点以上であること。）。

ア 建築工事 〇〇点以上

イ 電気設備工事 〇〇点以上

ウ 暖冷房衛生設備工事 〇〇点以上

③ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても上記①及び②を満たしていること。

④ 建設企業の実績、各工事の配置予定技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）

は、次の①から④の要件を満たすこと。

① 〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く。）の平成〇・〇年度における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしていること。

④ 工事監理企業の実績、配置予定の技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）

は、次の①から④の要件を満たすこと。

① 平成 〇・〇・〇年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「〇〇（地域名）」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

② 維持管理業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

③ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

④ 維持管理企業の実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

(7) 運営企業

応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の

①から⑤のうち実施する業務に応じた要件を満たすこと。

① 警備・受付業務を実施する運営企業は、平成 〇・〇・〇年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「〇〇（地域名）」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

② 警備業務を実施する運営企業においては、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条

に基づく認定を有すること。

- ③ 運營業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ④ 複数の運営企業が共同して同一業務を実施する場合にあつては、いずれの運営企業においても上記①から③をのうち実施する業務の内容に応じた要件を満たしていること。
- ⑤ 運営企業の実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、入札公告時に示す。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

国と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

(2) 想定されるリスクの責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「リスク分担表（案）」（資料-3）によるものとする。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見及び提案があつた場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を事業契約書（案）に反映する。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額を負担することとする。

また、いずれの責めにも帰されないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、国と事業者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については、リスク分担表（案）によるほか、詳細を事業契約書（案）において示す。

なお、国及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限にとどめるよう相互に協力し、努力するものとする。

2. 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

国は、事業契約に基づいて事業者が実施する本施設等の施設整備業務の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

- ① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付
- ② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
 - ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ③ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
 - ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、設計費、建設（解体撤去を含む。）工事費及び工事監理費に相当する額の10分の1以上とする。

(2) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

国は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。

なお、監視の具体的な時期、方法等については、「業績等の監視及び改善要求措置の概要(案)」(資料-4)によるものとする。

② 改善要求、支払の減額等

国は、維持管理・運営業務において、事業者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に維持管理・運営業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべき事業費のうち維持管理・運営費及びその他の費用を減額することができるものとする。

なお、改善要求措置等については、「業績等の監視及び改善要求措置の概要(案)」によるものとする。

(3) 業務の履行の検査等

① 施設の完成検査

国は、本施設等の引き渡しを受ける前に、会計法第29条の11第2項に定められる検査を行う。

国は、上記の検査の結果、本施設等が事業契約書等に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって事業費のうち施設整備費を支払うものとする。

② 維持管理・運営業務の検査

国は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査を行い、事業費のうち維持管理・運営費及びその他の費用を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約書等に定めた条件に適合しない場合、国は上記(2)②の措置を講ずる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

本施設等の敷地の概要は次のとおりである。なお、詳細については、要求水準書(案)に示す。

地名地番 ○○

地域地区 ○○地域、○○地域、○○地区、○○区域

敷地面積 ○○㎡

基準建ぺい率 ○○%

基準容積率 ○○%

接道 ○側：市道 ○m(車道 ○m+歩道○m)、○側：市道○m(車道○m+歩道○m)

2. 本施設等の計画に関する事項

本施設等の計画の概要は次のとおりである。なお、詳細については、要求水準書(案)に示す。

延べ面積 ○○㎡

入居予定官署：○○、○○

附帯施設 外来者用駐車場(○台以上)

3. 既存施設に関する事項

庁舎本館

- ・構造規模：鉄筋コンクリート造地上〇階建
- ・延床面積：〇〇㎡
- ・現入居官署：〇〇

車庫

- ・構造規模：鉄筋コンクリート造平屋建
- ・延床面積：〇〇㎡

自転車置場

- ・構造規模：鉄骨造平屋建
- ・延床面積：〇〇㎡

燃料庫

- ・構造規模：コンクリートブロック造、平屋建
- ・延床面積：〇〇㎡

外構施設

- ・屋外付帯施設一式

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

国が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び民間事業者が提出した事業計画並びに国と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、国と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約並びに国有財産貸付契約等に係る紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに国又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了するものとする。

なお、本事業の一部のみの継続が困難となった場合は、当該部分の契約のみを解除することができるものとする。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者が提供するサービスが事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、国は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求めることができるものとする。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、国は事業契約を解除できるものとする。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合は、国は事業契約を解除できるものとする。

③ 上記①又は②の規定により国が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、国は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 国の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

① 国の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。

② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、国は事業契約の定めるところにより、事業者が生じた増加費用を負担する。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

① 国又は事業者の責めに帰すことができない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、国と事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。

② 一定の期間内に上記①の協議が調わないときは、国が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、国は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できるものとする。

③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従うものとする。

④ 不可抗力の定義については、事業契約書に定めるものとする。

3. 融資機関又は融資団と国との協議

国は、事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、国は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

3. その他の措置及び支援に関する事項

国は、事業者が事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、国及び事業者で協議することとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

2. 書類作成に係る費用

第一次審査資料、第二次審査資料、質問の書類の作成及び提出並びにヒアリングへの参加に係る費用は、応募者の負担とする。

3. 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局：〇〇

(2) 質問又は意見等の受付及び回答の公表

実施方針及びその添付資料に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表方法については、次①から⑥のとおりとする。

① 受付期間

平成〇年〇月〇日〇時から 平成〇年〇月〇日〇時まで
ただし、持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の〇時から〇時までとする。また、郵送の場合は、平成〇年〇月〇日〇時必着とする。

② 提出先

上記(1)に同じ。

③ 提出方法

実施方針及びその添付資料に関する質問、意見又は提案を簡潔にまとめ、質問書(様式-2)又は意見・提案書(様式-3)に記入し、質問等提出届(様式-1)を付して持参、郵送、電子メールのいずれかにより提出すること。

なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excel(Excel2002に対応した形式とする。)で作成した質問等提出届(様式-1)、質問書(様式-2)及び意見・提案書(様式-3)が記録された電子ファイルを3.5インチFD又はCD-Rに保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付すること。なお、電子メールの場合は、電話により〇〇あてで着信を確認すること。

④ 回答方法

質問に対する回答は、下記⑤の予定日に国土交通省〇〇地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

⑤ 回答公表予定日

平成 〇年〇月〇日

⑥ 質問・意見等に対するヒアリング

提出された質問・意見のうち、国が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを行う場合がある。

(3) 実施方針の変更

国は、民間事業者等からの意見及び提案等を踏まえ、PFI法第6条に定める「特定事業の選定」までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、国土交通省〇〇地方整備局のホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4. 今後のスケジュール

実施方針公表後のスケジュールについては、次のとおり予定している。

平成 〇年〇月 特定事業の選定

平成 〇年〇月頃 入札公告

平成 ○年○月頃 第一次審査資料の受付
平成 ○年○月頃 第一次審査結果の通知
平成 ○年○月頃 第二次審査資料の受付
平成 ○年○月頃 民間事業者の選定
平成 ○年○月頃 基本協定の締結
平成 ○年○月頃 事業契約の締結
平成 ○年○月頃 既存施設の解体撤去業務着手
平成 ○年○月 本施設等の引き渡し
平成 ○年○月○日 P F I 事業終了

5. その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

(2) 問い合わせ先

上記3.(1)に同じ。なお、実施方針の内容について電話での直接回答は行わない。

Summary (以下省略)

入札説明書

〇〇庁舎整備等事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、平成〇年〇月〇日に公表した「〇〇庁舎整備等事業実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問又は意見等及び回答（以下「質問回答等」といい、実施方針及び質問回答等を「実施方針等」という。）を反映したものである。なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先するものとする。

本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札に参加することを表明し、入札参加表明書、競争参加資格確認通知書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）を提出する民間事業者（以下「応募者」という。）は、これらを踏まえ、入札等に必要の手続きを行うこと。

1. 公告日

平成〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇地方整備局長 〇〇

支出負担行為担当官 〇〇〇〇局長 〇〇

※本件に関する入札等の一切の手続きについては、上記の者を代表して、支出負担行為担当官 〇〇地方整備局長 〇〇（以下「国」という。）が行う。

3. 事業概要

(1) 事業名

〇〇庁舎整備等事業

(2) 対象施設

① 整備対象施設

ア 〇〇庁舎（以下「本施設」という。）

イ 来庁者用駐車場及びその他外構施設一式（以下「附帯施設」といい、本施設と附帯施設を総称して、「本施設等」という。）

② 入居予定官署

〇〇

〇〇

③ 解体撤去対象施設

〇〇庁舎及び附帯する施設（以下「既存施設」という。）

(3) 事業場所

〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇

(4) 事業内容

〇〇庁舎整備等事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業（以下「PFI事業」という。）として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）の

規定による株式会社、以下「事業者」という。)を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBTO (Build, Transfer and Operate) 方式により、本施設等の整備 (既存施設の解体撤去を含む。)、維持管理及び運営に関する業務を行う。

次に主な業務を掲げるが、より詳細な業務内容については、「〇〇庁舎整備等事業 事業契約書 (案)」(資料I、以下「事業契約書 (案)」という。)及び「〇〇庁舎整備等事業業務要求水準書」(資料II、以下「業務要求水準書」という。)による。

本施設等の整備、維持管理及び運営に関する業務の概要は、次のとおりである。

① 本施設等の施設整備業務

事業者は、次のアからウまでに掲げる業務 (既存施設の解体撤去を含む。)を行う。

ア 設計業務

イ 建設業務

ウ 工事監理業務

② 本施設等の維持管理業務

事業者は、次のアからウまでに掲げる業務を行う。

ア 建築物点検保守・修繕業務

イ 建築設備運転・監視業務

ウ 清掃業務

③ 本施設等の運営業務

ア 警備・受付・庁舎管理業務

イ 福利厚生諸室運営業務 (独立採算による食堂、売店等の運営)

(5) 提供される業務要求水準

業務要求水準書による。

(6) 事業期間等

① PFI事業期間

事業契約締結日から平成〇年〇月〇日まで。

② 今後のスケジュールは次のとおりである。

平成〇年〇月〇日 入札公告

平成〇年〇月〇日 入札価格の基準金利設定日

平成〇年〇月〇日 本入札説明書の交付

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 本入札説明書に関する質問受付期間

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 第一次審査資料の受付期間

平成〇年〇月〇日 第一次審査結果の通知

平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間

平成〇年〇月〇日 本入札説明書に関する質問回答公表

※応募者が審査資料作成に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答期限以前に回答を公表する。

平成〇年〇月〇日 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答

平成〇年〇月〇日 入札書及び第二次審査資料の提出

平成〇年〇月 第二次審査資料のヒアリング

平成〇年〇月〇日 開札及び落札者の決定

※開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。

平成〇年〇月頃 落札者との基本協定の締結

平成○年○月頃 事業者との事業契約の締結
平成○年○月○日 既存施設の解体撤去業務着手
平成○年○月○日 本施設等の引渡予定日
平成○年○月○日 P F I 事業終了

4. 競争参加資格

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、3.(4)①から③までに掲げる業務に携わることを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。
- ② 応募者を構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定められる株式会社として設立する事業者に出資を行うこと。(以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。)
また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。
ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が株主中最大とならないこと。
イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ③ 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。
- ④ 応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、3.(4)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務を実施することはできない。
- ⑤ 上記④において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア又はイに該当する者をいう。
ア 資本面
当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
イ 人事面
当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑥ 応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。
- ⑦ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。
- ⑧ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。
- ⑨ 上記⑧において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウまでに掲げる条件に該当する場合をいう。

ア 資本関係

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)について子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は(イ)について子会社の一方が、会社更生法(平成14年法

律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更生会社 (以下「更生会社」という。) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社 (会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次の (ア) 又は (イ) に該当する二者の場合。ただし、(ア) については会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令 (平成 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 3. (4) に掲げる業務のうち当該企業が実施する業務に対応した予決令第 72 条の資格の認定を受けている者であること (会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。)
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること (上記②の再認定を受けた者を除く。)
- ④ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国から次のアからエまでに掲げるいずれの措置も受けていないこと。
 - ア 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 (昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号) に基づく指名停止措置
 - イ 「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」 (平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号) に基づく指名停止措置
 - ウ 「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」 (平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号) に基づく指名停止措置
 - エ 「〇〇省〇〇局における物品等調達契約に係る指名停止等措置要領」 (平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号) に基づく指名停止措置
- ⑤ 〇〇地方整備局が本事業に関する検討を委託した〇〇株式会社、株式会社〇〇若しくは当該企業の協力事務所である〇〇法律事務所と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 15. (2) に掲げる有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 上記⑤及び⑥において、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、上記 (1) ⑤に同じ。
- ⑧ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、建設コンサルタント等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継

続している者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち3.(4)①ア「設計業務」に携わる者(以下「設計企業」という。)は、以下に掲げる要件を満たすこと。

- ① ○○地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成○・○年度一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ② 管理技術者(本業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行う者をいう。以下同じ。)が所属する設計企業は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている者であること。
- ③ 設計業務を複数の設計企業が業務分野を分担して行う場合は、いずれの設計企業も①を満たしている者であること。

また、設計業務を分担する場合の「業務分野」の分類は、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(平成21年国土交通省告示第15号)における別添一(以下「告示別添一」という。)第1項第一号の及び第二号における設計の種類に基づく次のアからエまで並びにオによること。なお、業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ただし、応募者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野(以下、「追加業務分野」という。)を追加することは差し支えない。その場合は、新たに追加する業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にすること。

- | | |
|--------|---|
| ア 総合 | 本施設等の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計 |
| イ 構造 | 本施設等の構造に関する設計 |
| ウ 電気設備 | 本施設等の設備における電気設備に関する設計 |
| エ 機械設備 | 本施設等の設備における給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等に関する設計 |
| オ 積算 | アからエまでに係る積算業務(業務要求水準書○章○節○に規定するコスト管理計画書を作成するために必要な業務) |

- ④ 次のアからカまでに掲げる業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者(管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。以下同じ。)を配置できること。

また、追加業務分野を追加する場合は、⑦及び⑧の要件を満たす、当該追加業務分野における主任担当技術者を配置できるものとする。

- | |
|---|
| ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務 |
| イ 建築主任担当技術者については、③ア「総合」に係る業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務 |
| ウ 構造主任担当技術者については、③イ「構造」に係る業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務 |
| エ 電気設備主任担当技術者については、③ウ「電気設備」に係る業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務 |

オ 機械設備主任担当技術者については、③エ「機械設備」に係る業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

カ 積算主任担当技術者については、③オ「積算」に係る業務分野について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

⑤ 管理技術者は、一級建築士であること。

⑥ 管理技術者及び各主任担当技術者（以下「配置予定担当技術者」という。）は次のア、イに掲げる要件を満たすこと。

ア 平成〇年〇月〇日以降に、次の表に掲げる要件を満たす業務（施設の建設工事の完成、引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計（積算主任担当技術者は積算業務。）に携わったものに限る。）において、担当する業務分野の業務実績を有すること。業務実績については、次の表に掲げる実績要件のうち、管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあつては（ア）の、電気設備主任担当技術者にあつては（イ）の、機械設備主任担当技術者にあつては（ウ）の項目に該当するAからEまでに掲げる要件を満たす業務実績を対象とする。なお、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認める。

	(ア)	(イ)	(ウ)
A 建物用途	次の（A）、（B）、（C）又は（D）のいずれかに該当する施設 （A）用途が事務所又は庁舎である施設 （B）事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付随する共用部分を含む。）がその延べ面積の過半を占める施設 （C）「（A）同種施設」と認められる部分の合計面積が、延べ面積〇〇㎡以上ある複合用途施設 （D）「（A）同種施設」と認められる部分の合計面積が、その延べ面積の過半を占める複合用途施設		
B 構造	〇〇造		
C 建物規模	延べ面積〇〇㎡以上		
D 階数	地上〇階以上かつ地下〇階以上	地上〇階以上	
E 工事種目		電灯設備及び火災報知設備	空気調和設備及び給排水設備
F 備考	AからEまでは同一業務の実績であること。		

イ 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名とし、兼務することは認めない。

また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、その場合当該候補者のいずれについても上記アの要件を満たしていなければならない。

⑦ 配置予定担当技術者は、その所属する設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に少なくとも3ヶ月の雇用関係があることをいう。以下同じ。）にあること。

⑧ 配置予定担当技術者は、本施設等の引渡しまでの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。

⑨ 配置予定担当技術者の手持業務について、事業契約締結以降、本施設等の引渡しまでの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（工事監理業務を除く。特定後未契約のものを含む。）が、本件以外に〇件以下であること。

(4) 建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち3.(4)①イ「建設業務」に携わる者(以下「建設企業」という。)は、次の①から④までに掲げる要件を満たすこと。

① 建設企業は、〇〇地方整備局における平成〇・〇年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、建築工事に携わる者にあつては「建築工事」、電気設備工事に携わる者にあつては「電気設備工事」及び暖冷房衛生設備工事に携わる者にあつては「暖冷房衛生設備工事」の認定をそれぞれ受けていること(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

② 次のアからウまでに掲げる各工事に携わる建設企業は、担当する工事種別に応じ、〇〇地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成〇・〇年度における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)がそれぞれ規定する点数以上であること(上記①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数がそれぞれ規定する点数以上であること。)

- ア 建築工事 〇〇点
- イ 電気設備工事 〇〇点
- ウ 暖冷房衛生設備工事 〇〇点

③ 下記アからエまでに掲げるいずれかの実績を有していること。ただし、平成〇年〇月〇日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部(旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。)又は各地方整備局(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)発注の工事に係る施工実績にあつては工事成績評価が65点以上であることが確認できるものに限る。

ア 平成〇年〇月〇日以降に元請として完成・引渡し完了した、次の表における(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たす工事の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること。共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また異工種建設工事共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。なお、事業協同組合構成員の実績は認めない。

担当工事種別	(ア) 建築工事	(イ) 電気設備工事	(ウ) 暖冷房衛生設備工事
同種工事の実績	AからEまでに掲げる要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績	AからEまでに掲げる要件を満たす新設の電気設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)の施工実績	AからEまでに掲げる要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)の施工実績
A 建物用途	次の(A)、(B)、(C)又は(D)のいずれかに該当する施設 (A) 用途が事務所又は庁舎である施設 (B) 事務室(上級室を含む。)、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積(これらに付随する共用部分を含む。)がその延べ面積の過半を占める施設 (C) 「(A)同種施設」と認められる部分の合計面積が、延べ面積〇〇㎡以上ある複合用途施設 (D) 「(A)同種施設」と認められる部分の合計面積が、その延べ面積の過半を占める複合用途施設		
B 構造	〇〇造		
C 建物規模	延べ面積〇〇㎡以上		

D 階数	地上〇階以上かつ地下〇階以上	地上〇階以上	
E 工事種目		電灯設備及び火災報知設備	空気調和設備及び給排水設備

イ 経常JVにおいては、当該経常JV構成員のうち1社が「同種工事の実績」を有し、その他経常JV構成員は平成〇年〇月〇日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の表における(ア)、(イ)、又は(ウ)の担当する工事種別に係る要件を満たす工事の施工実績(以下「その他経常JV構成員の実績」という。)を有すること。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また異工種建設工事共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。なお、事業協同組合構成員の実績は認めない。

担当工事種別	(ア) 建築工事	(イ) 電気設備工事	(ウ) 暖冷房衛生設備工事
その他経常JV構成員の実績	AからEまでに掲げる要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績	AからEまでに掲げる要件を満たす新設の電気設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)の施工実績	AからEまでに掲げる要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)の施工実績
A 建物用途	次の(A)、(B)、(C)又は(D)のいずれかに該当する施設 (A) 用途が事務所又は庁舎である施設 (B) 事務室(上級室を含む。)、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積(これらに付随する共用部分を含む。)がその延べ面積の過半を占める施設 (C) 「(A)同種施設」と認められる部分の合計面積が、延べ面積〇〇㎡以上ある複合用途施設 (D) 「(A)同種施設」と認められる部分の合計面積が、その延べ面積の過半を占める複合用途施設		
B 構造	〇〇造		
C 建物規模	延べ面積〇〇㎡以上		
D 階数	地上〇階以上		
E 工事種目		電灯設備及び火災報知設備	空気調和設備及び給排水設備

ウ 複数の建設企業が工事種別をそれぞれ分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての、「同種工事の実績」を有すること。

エ 複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合は、1社が「同種工事の実績」を有し、その他の建設企業は「その他経常JV構成員の実績」を有すること。

- ④ 次のアからエにまで掲げる要件を満たす建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第26条の規定による監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備の工事種別を複数の企業が分担する場合は、分担する工事種別についてそれぞれアからエに掲げる要件のうち当該工事種別に係る要件を満たすこと。

第一次審査資料提出時点において、当該業務に配置予定の監理技術者又は主任技術者(以下「配置予定技術者」という。)を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、その場合当該候補者のいずれについても下記の要件を満たしていなければならない。

ア 以下の(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たす資格を有する者であること

(ア) 建築工事に携わる配置予定技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりで

ある。

A 一級建築士である者

B 国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

(イ) 電気設備工事に携わる配置予定技術者は、一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

A 技術士法（昭和58年法律第124号）第32条第1項の規定による登録を受けた技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とする者に限る。))の資格を有する者

B 技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年8月18日文部科学省令第36号）施行前に技術士法第32条第1項の規定による登録を受けた技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者に限る。))の資格を有する者

C 国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

(ウ) 暖冷房衛生設備工事に携わる配置予定技術者は、一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

A 技術士法第32条第1項の規定による登録を受けた技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。))の資格を有する者

B 技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年8月18日文部科学省令第36号）施行前に技術士法第32条第1項の規定による登録を受けた技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。))の資格を有する者

C 国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者と認定した者

イ 平成〇年〇月〇日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の表に掲げる要件を満たす工事において、担当する工事種別の工事实績を有すること。工事实績については、次の表に掲げる実績要件のうち、建築工事に携わる配置予定技術者にあつては、(ア)の、電気設備工事に携わる配置予定技術者にあつては(イ)の、暖冷房衛生設備工事に携わる配置予定技術者にあつては(ウ)の項目に該当するAからEまでに掲げる要件を満たす業務実績を対象とする。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また異工種建設工事共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。なお、事業協同組合構成員の実績は認めない。

また、平成〇年〇月〇日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）発注の工事に係る施工実績にあつては工事成績評定が65点以上であることが確認できるものに限る。

	(ア)	(イ)	(ウ)
--	-----	-----	-----

A 建物用途	次の(A)、(B)、(C)又は(D)のいずれかに該当する施設 (A) 用途が事務所又は庁舎である施設 (B) 事務室(上級室を含む。)、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積(これらに付随する共用部分を含む。)がその延べ面積の過半を占める施設 (C) 「(A)同種施設」と認められる部分の合計面積が、延べ面積〇〇㎡以上ある複合用途施設 (D) 「(A)同種施設」と認められる部分の合計面積が、その延べ面積の過半を占める複合用途施設		
B 構造	〇〇造		
C 建物規模	延べ面積〇〇㎡以上		
D 階数	地上〇階以上かつ地下〇階以上	地上〇階以上	
E 工事種目		電灯設備及び火災報知設備	空気調和設備及び給排水設備
F 備考	AからEまでは同一業務の実績であること。		

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

エ その所属する建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(第一次審査資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係)にあること。その関係を明示することができる資料(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。

なお、監理技術者を配置予定技術者(又はその他構成員の配置予定技術者)とする場合には、上記ウの写しによって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち3.(4)①ウ「工事監理業務」に携わる者(以下「工事監理企業」という。)は、次の①から⑨までに掲げる要件を満たすこと。

- ① 〇〇地方整備局(港湾空港関係を除く。)における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成〇・〇年度一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ② 工事監理者(告示別添一、2の規定に係る業務を実施する者をいう。以下同じ。)が所属する工事監理企業は建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が業務分野を分担して行う場合は、いずれの工事監理企業も①を満たしている者であること。

また、工事監理業務を分担する場合の「業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。なお、業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

- ア 総合 告示別添一、2一による工事監理で、同第1項第二号ロ(1)における(1)総合に定める成果図書に基づき行う業務
- イ 構造 告示別添一、2一による工事監理で、同第1項第二号ロ(1)におけ

- る(2)構造に定める成果図書に基づき行う業務
- ウ 電気設備 告示別添一、2一による工事監理で、同第1項第二号ロ(1)における(3)設備(i)に定める成果図書に基づき行う業務
- エ 機械設備 告示別添一、2一による工事監理で、同第1項第二号ロ(1)における(3)設備(ii)、(iii)及び(iv)に定める成果図書に基づき行う業務
- ④ 次のアからオまでに掲げる業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者(③アからエまでに掲げる各業務分野に関する業務を総括し、工事監理者を補助する役割を担う者をいう。以下同じ。)を配置できること。ただし、工事監理者は(3)④の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。
- ア 工事監理者については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第5条の4第4項に規定する業務
- イ 建築監理主任技術者については、③ア「総合」に関する業務
- ウ 構造監理主任技術者については、③イ「構造」に関する業務
- エ 電気設備監理主任技術者については、③ウ「電気設備」に関する業務
- オ 機械設備監理主任技術者については、③エ「機械設備」に関する業務
- ⑤ 工事監理者及び各監理主任技術者(以下「配置予定監理技術者」という。)は、その所属する工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ⑥ 工事監理者は、一級建築士であること。
- ⑦ 工事監理者を複数名選任する場合は、そのうち1名を3.(4)①ウ「工事監理業務」を統括する工事監理者として配置すること。
- ⑧ 配置予定監理技術者は、平成〇年〇月〇日以降に、完成・引渡し完了した次のアからウまでに掲げる要件を満たす工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法第5条の4第4項に規定する工事監理者としての実績であること。
- なお、各業務分野に係る業務を実施する各監理主任技術者を複数名配置することは支障ないものとするが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務は認めない。
- また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、その場合は当該候補者のいずれについても次の要件を満たしていなければならないものとする。
- ア 工事監理者及び建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、(3)⑥ア(ア)の要件(工事監理者については、躯体、外装、内装、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、排水設備及び昇降機設備を工事種目に含むこと。また、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を工事種目に含むこと。)
- イ 電気設備監理主任技術者については、(3)⑥ア(イ)の要件
- ウ 機械設備監理主任技術者については、上記(3)⑥エ(ウ)の要件
- ⑨ 配置予定監理技術者は、本施設等の引渡し日までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めない。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち3.(4)②「本施設の維持管理業務」に携わる者(以下「維持管理企業」という。)は、次の①、②及び③までに掲げる要件を満たすこと。

- ① 平成〇・〇・〇年度一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)審査において、資格の種類が「役務の提供等(建物管理等各種保守管理)」であり、競争参加地域が「〇〇」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

- ② 維持管理業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ③ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

(7) 運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち3.(4)③「本施設の運営業務」に携わる者（以下「運営企業」という。）は、次の①から⑥までに掲げる要件を満たすこと。

- ① 警備・受付・庁舎管理業務に携わる運営企業は、平成〇・〇・〇年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「〇〇」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ② 福利厚生諸室運営業務に携わる運営企業は、平成〇・〇・〇年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（その他）」であり、競争参加地域が「〇〇」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ③ 運営業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ④ 事業者又は事業者の役員が、第一次審査資料提出期限日から過去5年以内に法令違反により刑事罰を受ける等の社会的信用失墜がないこと。
- ⑤ 第一次審査資料提出期限日から過去3年以内に、保健所から衛生管理面での指摘等を受けていない者であること、また、指摘等があった場合には、適正な措置が講じられていること。
- ⑥ 複数の運営企業が共同して同一業務を実施する場合にあつては、いずれの運営企業においても上記①から⑤までのうち実施する業務の内容に応じた要件を満たしていること。

5. 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇

〇〇地方整備局総務部契約課〇〇係

電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

6. 競争参加資格の確認（第一次審査）等

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官〇〇局長より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、4.(2)②、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①、(7)①又は②の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4.(2)①及び③から⑧までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)①、(4)①、(5)①、(6)①、(7)①又は②の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4.(3)②から⑨まで、(4)②及び③、(5)②から⑨まで、(6)②から④まで、又は(7)③から⑥までに掲げる要件を満たしているときは、開札の時において当該企業がそれぞれ4.(2)②、(3)①、(4)①、(5)①(6)①、(7)①又は②に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで。土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで
 - ② 提出場所：5. に同じ。
 - ③ 提出方法：参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 提出書類は、「〇〇庁舎整備等事業提出書類の様式集及び記載要領」（資料Ⅲ、以下「記載要領」という。）に従い作成すること。
- (3) 4. (3) ⑥の設計の実績、4. (4) ③の施工実績、4. (4) ④の施工経験及び4. (5) ⑦の工事監理の実績の確認は、以下のア又はイに掲げる国及び地域に主たる営業所を有しない建設コンサルタント等及び建設業者にあつては、日本国における設計の実績、工事の施工実績及び施工経験、並びに工事監理の実績をもって行う。
- ア 効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域
イ 日本国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域
- (4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成〇年〇月〇日までに通知する。
- (5) 競争参加資格確認後は、応募者の代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、応募者の代表企業、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4. (2) ②、(3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①、(7) ①又は②の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、4. (2) ①及び③から⑧までに掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) ①、(4) ①、(5) ①、(6) ①、(7) ①又は②の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4. (3) ②から⑨まで、(4) ②及び③、(5) ②から⑨まで、(6) ②及び③、又は(7) ③から⑥までに掲げる要件を満たし、開札の時において当該企業がそれぞれ4. (2) ②、(3) ①、(4) ①、(5) ①(6) ①、(7) ①又は②に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募者の代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。
- なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を「記載要領」に定めるところに従い提出すること。
- (6) その他
- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 国は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加希望者から提出されたものについては返却する。
 - ④ (5) ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、入札参加希望者は、「記載要領」を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
 - ⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先 5. に同じ。
ただし、4. (3)から(7) までに係る問い合わせ先は、以下とする。

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇
〇〇地方整備局営繕部計画課〇〇係
電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、国に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成〇年〇月〇日まで。
- ② 提出場所：5. に同じ。
- ③ 提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 国は、説明を求められたときは、平成〇年〇月〇日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 本入札説明書に対する質問

(1) 本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合は、「記載要領」に従い質問書を提出すること。

- ① 提出期間：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで。持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。
- ② 提出場所：5. に同じ。電子メールによる場合のメールアドレス：〇〇
- ③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールのいずれかにより、期限までに必着するように提出すること。なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excel（バージョン〇〇以前）で作成した質問書が記録された電子ファイルを3.5インチFDに保存して提出するものとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。ただし、電子メールの場合は質問者の責任において着信を確認する。また、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを必ず記載すること。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、〇〇局のホームページに掲載する。

- ① 期間：平成〇年〇月〇日午前〇時分から平成〇年〇月〇日午後〇時まで。
- ② 場所：5. に同じ。

9. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出日時に入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

(1) 提出日時：平成〇年〇月〇日午後〇時（なお、郵送による提出の場合は、上記日時に必着させること。）

(2) 提出場所：5. に同じ。

(3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）によるものとし、電送によるものは受け付け

ない。

10. 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ② 入札書は持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による入札は認めない。
- ③ 入札書は、「記載要領」に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業の氏名）を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。
- ④ 郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、〇〇地方整備局総務部契約課〇〇係宛の親展（書留）で提出しなければならない。
- ⑤ 上記④の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
- ⑥ 入札書を提出するに当たっては、国により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- ⑦ 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を「記載要領」に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、上記⑥と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑨ 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了（入札書及び第二次審査資料の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合は、「記載要領」に定める入札辞退届を5. の場所に直接持参、又は郵送（入札書及び第二次審査資料の提出日の前日までに到達するものに限る。）することにより、申し出るものとする。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「〇〇庁舎整備等事業PFI事業費の算定及び支払方法」(資料IV、以下「PFI事業費の算定及び支払方法」という。)を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

1 1. 第二次審査資料等

(1) 第二次審査資料は、「記載要領」に定めるところに従い作成すること。

(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数の提案を行うことはできない。

(6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の変更はできない。

(7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇-〇
〇〇地方整備局営繕部計画課〇〇係
電話番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

1 2. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付

国は、事業契約に基づいて事業者が実施する施設整備業務の履行を確保するため、以下の①から③までに掲げるいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

- ② 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
 - ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）」第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供
 - ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する額の 10 分の 1 以上とする。

1 3. 開札

(1) 日 時：平成〇年〇月〇日午後〇時 00 分

(2) 場 所：〇〇

(3) その他：入札参加者（応募者の代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

1 4. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、国により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに 4. に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時において 4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 入札参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札

(4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

(10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6、予決令第91条第2項）により事業者を選定する。

また、本事業は、政府調達協定（1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、事業者の選定手続については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

(2) 事業者の選定体制

国は、事業者の選定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、国土交通省〇〇地方整備局内に平成〇年〇月〇日付で設置した「〇〇庁舎整備等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）において、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、その結果を受けて、事業者を選定する。

有識者等委員会の委員構成は以下のとおり。

- 委員長 〇〇
- 委員 〇〇
- 委員 〇〇
- 委員 〇〇
- 委員 〇〇
- 委員 〇〇

(3) 落札者の決定方法

国は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を決定する。

① 第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

② 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により民間事業者を決定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、「〇〇庁舎整備等事業事業者選定基準」（資料V、以下「選定基準」という。）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての調査審議を有識者等委員会に委ねる。

事業計画の提案内容の評価は、選定基準に定める各評価項目について、選定基準を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、選定基準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。

国は、事業計画の提案内容の評価に関する有識者等委員会の調査審議結果の報告に基づ

き、資料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

③ 開札

国は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札したすべての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

④ 総合評価

ア 入札参加者は入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下のイによって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札参加者からの事業提案を「選定基準」に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合は、その部分は採点の対象としない。

（ア） 事業提案が業務要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は不合格とする。

なお、適格者については、基礎点（〇〇点）を付与する。

（イ） 事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点（最高点〇〇点）を付与する。

ウ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び〇〇局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

16. 基本協定の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇、支出負担行為担当官〇〇局長〇〇）を相手方として、「〇〇地方合同庁舎（仮称）整備等事業 基本協定書（案）」（資料VI、以下「基本協定書（案）」という。）により、基本協定を締結しなければならない。

ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17. 特別目的会社の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として特別目的会社を事業契約締結時までに設立する。

なお、落札者等の事業者に対する出資に関する詳細については、「基本協定書（案）」を参照すること。

18. 事業契約の締結

(1) 契約書作成の可否等

「事業契約書（案）」により、作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

事業者は、落札決定後2ヶ月以内に、国（支出負担行為担当官〇〇整備局長〇〇、支出負担行為担当官〇〇局長〇〇）を相手方として、「事業契約書（案）」により事業契約を締結しなければならない。

ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

19. 建設企業における配置予定技術者の確認

監理技術者又は主任技術者の変更については、下記に該当する場合に限り協議の上、変更を認めることができる。

(1) 病気により監理技術者又は主任技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合

(2) 当該監理技術者又は主任技術者が死亡した場合

(3) 当該監理技術者又は主任技術者が退職した場合

(4) 監理技術者又は主任技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合

(5) 国により工期延期となる場合

(6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理技術者又は主任技術者として従事した場合

なお、監理技術者又は主任技術者を変更する場合は、本工事の入札説明書に定められた配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）に係るすべての条件に満足し、かつ当初の配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の監理技術者又は主任技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、(6)により監理技術者又は主任技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について発注者と協議すること。

20. 手続における交渉の有無

無

21. 支払条件

「PFI事業費の算定及び支払方法」（資料IV）を参照すること。

22. 建設工事保険等付保の要否

「事業契約書（案）」の規定による。

23. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-3581-0381(直通))に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「指名停止措置要領」に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、選定事業者の責任が軽減されるものではない。

27. 添付書類

本入札説明書の添付資料は次のとおりである。

資料Ⅰ	〇〇庁舎整備等事業 事業契約書(案)
資料Ⅰ-1	業績等の監視及び改善要求措置要領
資料Ⅱ	〇〇庁舎整備等事業 業務要求水準書
資料Ⅲ	〇〇庁舎整備等事業 提出書類の様式集及び記載要領
資料Ⅳ	〇〇庁舎整備等事業 PFI 事業費の算定及び支払方法
資料Ⅴ	〇〇庁舎整備等事業 事業者選定基準
資料Ⅵ	〇〇庁舎整備等事業 基本協定書(案)
資料Ⅶ	行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について(抜粋)

〇〇庁舎整備等事業

提出書類の記載要領

第1 提出書類及び各様式の作成要領

1 質問書に関する提出書類

- (1) 質問書提出届 (様式1-1)
- (2) 質問書 (様式1-2)

2 入札参加表明書等に関する提出書類

(1) 入札参加表明に関する提出書類 (用紙は全てA4とする)

- ア 入札参加表明書 (様式2-1)
- イ 構成員及び協力企業の役割分担表 (様式2-2)
本入札説明書の「4. 競争参加資格」に基づき、本事業における応募グループ構成員並びに協力企業の構成について記載し、その業務内容に関する各企業の役割についてそれぞれ簡潔に記載すること。
- ウ 委任状 (構成員・協力企業→代表企業) (様式2-3)
各構成員及び協力企業がそれぞれ、書式に従い、記入捺印の上、とりまとめて提出すること。

(2) 資格審査の確認に関する提出書類

- ア 競争参加資格確認申請書 (様式2-4)
本事業の競争参加資格確認申請について、以下に示す必要書類を添付の上、提出すること。
なお、必要書類は、特に注釈がないものについては、全ての構成員及び協力企業に関する添付書類を提出すること。

(添付書類)

- イ 会社概要 (パンフレット等の使用も可とする)
- ウ 会社定款 (最新のもの)
- エ 印鑑証明書 (入札公告日以降に交付されたもの)
- オ 使用印鑑届 (様式は随意)
- カ 法人税納税証明書 (入札公告日以降に交付されたもの)
- キ 消費税納税証明書 (入札公告日以降に交付されたもの)
- ク 商業登記簿謄本 (入札公告日以降に交付されたもの)
- ケ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書 (各構成員の直近2期分)
- コ 企業単体の減価償却明細表 (各構成員の直近2期分)
- サ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書 (各構成員の直近1期分)

(3) 競争参加資格 (実績) 確認資料 (用紙は全てA4とする)

入札説明書4. (2) から (8) までに記載された資格・経験・実績要件を満たしていることを確認するための資料については次の様式を用い作成することとする。

- ア 競争参加資格審査の等級を証する書類の写し
福利厚生諸室運営企業を除くすべての企業が提出すること。
- イ 必要とされる資格 (一級建築士事務所登録、建設業許可等) を証する書類の写し
- ウ 維持管理・運營業務に必要な資格に関する書類 (様式2-5)
入札説明書4. (6) から (8) までの参加資格要件 (上記アを除く。) については、競争参加資格の確認 (第一次審査) において、「維持管理・運營業務に必要な資格に関する書類」 (様式2-5) を提出することによって (具体的な資格を証明する書類は不要)、その競争参加資格を確認する。

エ 設計業務経験等

- (ア) 配置予定管理技術者の設計業務経験等 (様式2-6-1)
- (イ) 配置予定建築主任担当技術者の設計業務経験等 (様式2-6-2)
- (ウ) 配置予定構造主任担当技術者の設計業務経験等 (様式2-6-3)
- (エ) 配置予定電気設備主任担当技術者の設計業務経験等 (様式2-6-4)
- (オ) 配置予定機械設備主任担当技術者の設計業務経験等 (様式2-6-5)
- (カ) 配置予定積算主任担当技術者の設計業務経験等 (様式2-6-6)
- (キ) 分担業務分野の追加 (様式2-6-7)

オ 工事の実績及び工事経験

- (ア) 同種工事の実績 (建築工事) (様式2-7-1)
- (イ) 同種工事の実績 (電気設備工事) (様式2-7-2)
- (ウ) 同種工事の実績 (暖冷房衛生設備工事) (様式2-7-3)
- (エ) 経常JVのその他構成員の実績 (建築工事) (様式2-7-4)
- (オ) 経常JVのその他構成員の実績 (電気設備工事) (様式2-7-5)
- (カ) 経常JVのその他構成員の実績 (暖冷房衛生設備工事) (様式2-7-6)
- (キ) 配置予定技術者の資格・工事経験 (建築工事) (様式2-8-1)
- (ク) 配置予定技術者の資格・工事経験 (電気設備工事) (様式2-8-2)
- (ケ) 配置予定技術者の資格・工事経験 (暖冷房衛生設備工事) (様式2-8-3)

カ 工事監理経験等

- (ア) 配置予定工事監理者の工事監理経験等 (様式2-9-1)
- (イ) 配置予定建築監理主任技術者の工事監理経験等 (様式2-9-2)
- (ウ) 配置予定構造監理主任技術者の工事監理経験等 (様式2-9-3)
- (エ) 配置予定電気設備監理主任技術者の工事監理経験等 (様式2-9-4)
- (オ) 配置予定機械設備監理主任技術者の工事監理経験等 (様式2-9-5)

上記エからカまでにおいて記載する同種の業務・工事の経験・実績は、各々最低限の件数のみでよい。ただし、資料提出時点において、配置予定の技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって資料を提出する場合には、当該技術者の候補者ごとに様式による資料を作成する。

様式中の各記載項目に関する注意事項は、以下の通りである。

・業務名称・工事名称

要件に該当する業務・工事の名称を記載する。また当該設計業務が PUBDIS に登録されている場合にはその登録番号を、当該工事が CORINS に登録されている場合にはその登録番号を記載する。なお、PUBDIS とは社団法人公共建築協会による公共建築設計者情報システムのことをいい、CORINS とは財団法人日本建設登録情報センターによる工事实績情報サービスのことをいう。

・受注形態

単独又は共同体のうち該当するものに丸を付ける。なお、共同体で受注している場合には他の構成員を括弧内に記載すること。また、工事を共同体で受注している場合にはその出資比率を記載すること。

キ 契約書の写し等

上記エからカまでの同種の業務・工事の経験・実績として記載した業務・工事について、本事業の競争参加資格のすべてが確認できる契約書及び図面等の資料(ただし、上記(2))イからサまで及び(3)アからウまでの資料を除く。)の写しを提出すること。なお、下記(ア)から(ウ)までに示す事項に留意すること。

- (ア) 設計業務経験等

- a. 配置を予定する技術者
- (a) 資料提出時にそれぞれの候補者を特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、候補者1名に様式1枚とする。
 ただし、審査においては資格経験等の評価が低い者で審査を行う。
 なお、実績として記載した設計業務の工期に対して従事期間が短い場合においては、明示した設計業務の実績を満たしていることが証明できる資料（最終の実施工程表等）を提出すること。
- (b) 配置予定技術者の業務実績については、平成〇〇年度以降に工事が完成し、資料の提出期限日までに引渡しが完了した入札説明書に掲げる設計業務の経験の中から代表的なものを〇件記載する。
- (c) 配置予定技術者の有する資格の資格証等の写しを添付すること。
- (d) 配置予定管理技術者及び建築主任担当技術者については、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係）が必要であるので、その関係を明示することができる資料（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。なお、当該写しに記載されている設計企業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (e) 配置予定技術者の設計業務経験について下記の事項が確認できる資料として、契約書等の所定の部分の写しを添付すること。
 イ. 工事名、工期、発注機関及び受注者双方の押印が確認できるもの。
 ロ. 設計業務すべての経験が確認できるもの。
 ハ. 管理技術者、各主任担当技術者等として従事したことが確認できるもの。
 ニ. 工期内に完成し、引渡しが完了した工事については、完成及び引渡し済みであることが確認できるもの。
 ただし、PUBDISに上記イ、ロ、ハ、ニすべてが確認できる内容が登録された業務については、契約書等の写しの資料の提出は不要であるが、PUBDISに登録された業務名及び当該業務実績を登録した時点で所属していた設計事務所等のPUBDISでの「会社コード」を記入すること。
- (イ) 工事の実績及び工事経験
- a. 工事実績
- (a) 入札説明書4（4）に掲げる同種工事の実績及びその他構成員の実績（その他構成員の実績は経常JVとして提出する場合のみ。共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、建築一式工事及び事業協同組合構成員の実績は認められない。）で、平成〇年度以降に元請として完成させ、資料の提出期限日までに引渡しが完了したのものの中から代表的なものを別記様式2-7-1～3及び別記様式2-7-4～6（経常JVにあつては構成員のうち1社は別記様式2-7-1～3、その他構成員は別記様式2-7-4～6）に〇件（経常JVとして提出する場合は各1件）記載するものとする。
- (b) 記載した施工実績について下記の事項が確認できる資料として、契約書、図面等の所定の部分の写しを添付すること。
 イ. 工事名、工期、発注機関及び受注者双方の押印が確認できるもの。
 ロ. 同種工事の実績及びその他構成員の実績（その他構成員の実績は経常JVとして提出する場合のみ）が確認できるもの。
 ハ. 共同企業体としての施工実績の場合は、各社の構成比率が確認できるもの。

ニ. 工期限内に完成し、引渡しが完了した工事については、完成及び引渡し済みであることが確認できるもの。

ただし、工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に上記イ、ロ、ハ、ニすべてが確認できる内容が登録された工事については、契約書等の写しの資料の提出は不要であるが、建設業許可番号（共同企業体構成員としての実績をあげる場合は、幹事社の建設業許可番号）及び CORINS 登録番号を記載すること。なお、同種工事の実績及びその他構成員の実績が CORINS 登録されている工事内容で確認できない場合は、確認できる資料（契約書、図面等）を添付すること。

ただし、平成〇年度以前の同種工事の実績及びその他構成員の実績については、工事内容が確認できる資料（契約書、図面等）を添付すること。

(c) 平成〇年〇月〇日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）で低入札工事以外の工事については、工事成績評定が65点未満でないことが確認できるもの（工事成績評定通知書の写し等）を添付すること。また、低入札工事にあつては工事成績が70点未満でないことが確認できるもの（工事成績評定通知書の写し等）を添付すること。

b. 配置を予定する技術者

(a) 資料提出時にそれぞれの候補者を特定できない場合は、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、候補者1名に様式1枚とする。

ただし、審査においては資格経験等の評価が低い者で審査を行う。

なお、実績として記載した工事の工期に対して従事期間が短い場合については、明示した同種工事の実績を満たしていることが証明できる資料（最終の実施工程表等）を提出すること。

(b) 配置予定技術者の工事経験については、平成5年度以降に元請として完成し、資料の提出期限日までに引渡し完了した入札説明書に掲げる同種工事すべての経験（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の経験は認められない。）の中から代表的なものを1件記載する。

(c) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）の有する資格の資格証等の写しを添付すること。監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証又はこれに準ずる者であることを証する書面等の表面の写しを添付すること。なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも添付すること。

(d) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係）が必要であるので、その関係を明示することができる資料（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。

なお、監理技術者を配置予定技術者（又はその他構成員の配置予定技術者）とする場合には、上記（c）の写しによって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(e) その他構成員の配置予定技術者を監理技術者とする場合には、上記（c）の写しによってこれに代えることができる。

(f) 配置予定技術者の工事経験について下記の事項が確認できる資料として、契約書等の所定の部分の写しを添付すること。

イ. 工事名、工期、発注機関及び受注者双方の押印が確認できるもの。

- ロ. 同種工事すべての経験が確認できるもの。
- ハ. 監理技術者、主任技術者等として従事したことが確認できるもの。
- ニ. 共同企業体としての工事経験の場合は、各社の構成比率が確認できるもの。
- ホ. 工期内に完成し、引渡しが完了した工事については、完成及び引渡し済みであることが確認できるもの。

ただし、CORINSに上記イ、ロ、ハ、ニ、ホすべてが確認できる内容が登録された工事については、契約書等の写しの資料の提出は不要であるが、建設業許可番号（共同企業体構成員としての経験をあげる場合は、幹事社の建設業許可番号）及びCORINS登録番号を記載すること。なお、工事経験がCORINS登録されている工事内容で確認できない場合は、確認できる資料（契約書、図面等）を添付すること。

ただし、平成〇年度以前の工事経験については、工事内容が確認できる資料（契約書、図面等）を添付すること。

- (g) 配置予定技術者の工事経験に記載した工事で、平成8年4月1日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）については、工事成績評定が65点未満でないことが確認できるもの（工事成績評定通知書の写し等）を添付すること。
- (h) 配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、同一の技術者を重複して複数工事の候補者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）を当該工事の現場に配置できなくなった場合は、直ちに申請書及び資料の取り下げもしくは入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者は、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号、以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。
- (ウ) 工事監理業務経験等
上記（ア）と同じ。ただし、この場合、上記（ア）の文中の「設計」はすべて「工事監理」に読み替えるものとする。

3 入札辞退届等に関する提出書類

入札参加者が、第二次審査書類提出時まで、必要に応じ、提出することができる書類

- (1) 入札辞退届 (様式3-1)
- (2) 構成員等変更届 (様式3-2)

構成員等を変更する場合は、上記2. (1) ウに示す委任状（様式2-3）を添付すること。また、上記2. (2) 及び2. (3) に示す提出書類のうち、当該企業の競争参加資格の確認に必要な書類を添付すること。

4 第二次審査資料に関する提出書類

(1) 入札に関する提出書類（用紙は全てA4とする）

様式番号	提出書類名	記載上の留意事項
4-1	第二次審査資料提出書	・所定の様式に、必要な事項を記入すること。
4-2	提出書類確認表	・必要な提出書類が揃っているか確認の上、チェック欄に○をすること。
4-3	委任状（代表企業内）	・書式に従い、記入捺印の上、入札書提出場所において提出すること。
4-4	入札書	・金額の記載は、アラビア数字を使用すること。 ・金額を訂正した入札書は無効となるので、留意すること。

4-5	業務要求水準書に関する確認書	・所定の様式に、必要な事項を記入すること。
-----	----------------	-----------------------

(2) 事業計画に関する提出書類

評価項目		様式番号	提出書類名	記載上の留意事項	制限枚数
実施方針 及び体制	実施方針	5-1	事業実施方針提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するうえでの課題及び対応方針について記載すること。 ・本事業の実施体制及びその特徴について記載すること。 ・株主構成と出資割合の考え方について記載すること。 	A 4 2枚
	実施体制				
資金計画・ 収支計画	事業費積算	5-2-1	事業費積算の考え方	・事業費積算の考え方について記載すること。	A 4 2枚
		5-2-2	施設整備費内訳書	・所定の様式に必要な事項を記載すること。	A 4 1枚
		5-2-3	維持管理・運営費内訳書	・所定の様式に必要な事項を記載すること。	A 4 1枚
	資金計画	5-2-4	資金計画の考え方	・資金調達の方法・特徴について記載すること。	A 4 1枚
		5-2-5	投資計画及び資金調達計画	・所定の様式に必要な事項を記載すること。	A 3 1枚
		5-2-6	資金調達に関する関心表明書	・資金調達に関する関心表明書を添付すること。	A 4 適宜
		5-2-7	割賦金利の提案	・所定の様式に必要な事項を記載すること。	A 4 1枚
	収支計画	5-2-8	収支計画の考え方	・収支計画の考え方・特徴について記載すること。	A 4 1枚
		5-2-9	SPCの財務諸表	・所定の様式に必要な事項を記載すること。	A 3 3枚
		5-2-10	PFI事業費内訳	・所定の様式に必要な事項を記載すること。	A 3 1枚
事業安定化 方策	事業安定化 方策	5-3	事業安定化方策	・本事業を実施するにあたり、想定されるリスクとその回避方策及びリスク発生時の対応方策について記載すること。	A 4 2枚

(3) 施設整備に関する提出書類

評価項目	様式番号	提出書類名	記載上の留意事項	制限枚数
ー (必須項目及び一般事項)	6-1-1	建築計画概要	・ 所定の様式に必要事項を記載すること。	A 4 1枚
	6-1-2	電気設備計画概要	・ 所定の様式に必要事項を記載すること。	A 4 2枚
	6-1-3	機械設備計画概要	・ 所定の様式に必要事項を記載すること。	A 4 2枚
	6-1-4	各室面積表	・ 所定の様式に必要事項を記載すること。	A 4 1枚
	6-1-5	外部仕上表	・ 所定の様式に必要事項を記載すること。	A 4 1枚
	6-1-6	内部仕上表	・ 所定の様式に必要事項を記載すること。	A 4 1枚
	6-1-7	工程計画	・ 所定の様式に設計・施工の各工程表を作成すること。	A 3 1枚
	6-1-8	必須項目チェックリスト	・ 各項目に対する提案内容を簡潔に示し、参照様式及び応募者自身のチェック (○印) を記載すること。	A 4 1枚
	6-1-9	提案主旨説明書	・ 施設の計画主旨について記載すること。	A 4 1枚
配置計画	6-2	配置計画に関する提案	・ 合同庁舎としての利便性や安全性を考慮した配置・動線計画について記載すること。	A 4 2枚
建築計画	6-3-1	建築計画 (安全性・快適性) に関する提案	・ 全ての利用者が安全で快適に利用できる計画について提案すること。	A 4 2枚
	6-3-2	建築計画 (執務空間の向上) に関する提案	・ 執務空間の向上に配慮した計画について提案すること。	A 4 2枚
	6-3-3	建築計画 (安定性・将来対応) に関する提案	・ 庁舎機能の安定性や将来対応に配慮した計画について提案すること。	A 4 2枚
構造計画	6-4	構造計画に関する提案	・ 耐震性能の向上等構造計画について提案すること。	A 4 2枚
景観計画	6-5-1	建築デザインに関する提案	・ 庁舎としての外観デザインについて提案すること。	A 4 2枚
	6-5-2	景観計画に関する提案	景観シミュレーション図を含め、○○や山並み等を考慮した眺望景観について提案すること。	A 4 2枚

環境負荷の低減	省エネルギー	6-6-1	PAL 値の低減に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・PAL 値の算定値を記載すること。 ・算定値と併せ、算定条件、根拠等実現性について提案すること。 算定条件例：各ゾーン別、空調・非空調室別、部位別について、面積、仕様、熱貫流率、日射侵入率、日除け形状、PAL 値低減のための工夫 等	A 4 3枚
		6-6-2	CEC 値の低減に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・CEC 値の算定値を記載すること。 ・算定値と併せ、算定条件、根拠等実現性について提案すること。 算定条件例：各設備の諸元（性能、台数、制御方法 等）、省エネルギー手法と諸元（採用度等）、エネルギー利用効率化設備の諸元（採用した場合）、上記以外の CEC 低減のための工夫 等	A 4 3枚
		6-6-3	LCCO2 削減に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・LCCO2 削減率の算定値を記載すること。 ・算定値と併せ、算定条件、根拠等実現性について提案すること。 	A 4 3枚
	性能検証方法	6-6-4	性能検証方法に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・設備システムの省エネルギーに関する性能を確保し、検証するための方法について提案すること。 	A 4 2枚
	省資源その他	6-6-5	省資源その他に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマテリアル活用など、環境負荷低減に資する方策について提案すること。 	A 4 2枚
施工計画		6-7	施工計画に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性や環境、品質確保に配慮した施工計画について提案すること。 	A 4 2枚
地域への配慮		6-8	地域への配慮に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティへの配慮について提案すること。 	A 4 1枚

<図面等>

様式番号	提出書類名	縮尺	記載上の留意事項	制限枚数
6-9-1	配置図	1/500	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路等を含めた敷地全体が分かるよう作成すること。 	A 3 1枚
6-9-2	平面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・各階及び屋上の平面図について作成すること。 ・各室名称及び室面積並びに設備や備品等のレイアウト、数量等が分かるよう記載すること。 	A 3 適宜
6-9-3	立面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・各面について、主要な外部仕上とともに記載すること。 	A 3 2枚
6-9-4	断面図	1/300	<ul style="list-style-type: none"> ・東西、南北の各方向の断面について1面以上作成すること。 ・地盤高及び階高並びに天井高等を記載し、建物高さも明示すること。 	A 3 2枚
6-9-5	設備図	—	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備の以下の主要なシステムについて作成すること。 ① 電源設備関連 ② 防犯・入退室管理設備	A 3 適宜

			<ul style="list-style-type: none"> ・機械設備の主要なシステムについて作成すること。また、下記項目が記載されていること。 ① 熱源方式、熱源構成・容量等 ② 各階（基準階および特別な階）のゾーニングや空調方式等 ③ 雨水利用設備の集水面、貯留槽、処理フロー等 ④ 昇降機の台数、方式、仕様 	
6-9-6	透視図	—	・鳥瞰1枚、アイレベル1枚、内観1枚を作成すること。	A3 3枚
6-9-7	PAL 値概略計算書	—	・各値の概略計算書とし、できるだけ最小限の枚数とすること（計算書のみ、添付図は不要）。	適宜
6-9-8	CEC 値概略計算書	—		
6-9-9	LCCO2 概略計算書	—		
6-9-10	昇降機設備交通計算書	—		

※図面等様式の体裁は任意とする。

(4) 維持管理に関する提出書類

(略)

(5) 運営に関する提出書類

(略)

第2 作成上の留意点

1 審査書類の位置づけ

- ・書類の作成にあたっては、資料V「事業者選定基準」を熟読し、審査書類の審査上及び契約上の位置づけをよく理解すること。

2 企業名の記載

- ・第二次審査書類のうち、企業名は、正本となる「第二次審査資料提出書」に記入し、それ以外では、入札に関する提出書類及び事業計画に関する提出書類を除き、原則として代表企業、構成員及び協力会社の企業名及び企業を類推できる記載は行わないこと。会社名及び会社を類推できる記載（ロゴマークの使用等）は行わないこと。

3 記載内容

- ・各提案書類を作成するにあたり、資料II「業務要求水準書」及び資料V「事業者選定基準」に記載された必須項目及び加点項目について、具体性をもった記載により提案を行うこと。
- ・入札説明書及び添付資料に明示される事項については、履行される内容で提案すること。
- ・提案は、確実に履行する内容のみを記載することとし、留保条件付きの提案は行わないこと。
- ・各様式において、記述が必要とされている事項については、必ず記述すること。
- ・各様式において、一定の計算を必要とする箇所は、計算を正確に行うこと。
- ・平易な文章で明確かつ具体的、簡潔に記述すること。また、具体的かつ明確に記述するために必要な項目等がある場合は、適宜、追加記入すること。
- ・造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。
- ・各様式間において記載内容の整合性を図り、他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。また、要求水準を超える提案と事業費との関係が明確になるよう配慮すること。

4 書式等

- ・各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はS I単位とすること。
- ・使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し、特に指定のある場合を除き、A4縦長またはA3横長とし、横書き片面とすること。
- ・ページ数に制限がある場合は、それを遵守すること。
- ・図表等は適宜使用して構わないが、規定のページ数に含める。
- ・図面等を除き、各提出書類で使用する文字の大きさは、原則10.5ポイント程度とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- ・会社概要については、パンフレット等の使用を認める。

5 編集方法

- ・書類の順序は、様式通番のとおりとすること。
- ・提案書の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を付すこと。
例) 1/2
- ・第一次審査資料は全てA4縦長左綴じとすること。ただし、パンフレット等で左綴じとできない場合は別綴じとすることも可。
- ・第二次審査資料は、事業計画に関する提出書類、施設整備に関する提出書類、維持管理に関する提出書類、運営に関する提出書類に分けて編集すること。

6 提出方法

- ・第一次審査に関する資料は正本1部、副本〇部の合計〇部を提出すること。なお、副本については、正本の複写でも構わない。
- ・第二次審査に関する資料は、以下の通りとする。
 - ア 第二次審査書類提出書及び要求水準書にかかる確認書は正本1部を提出すること。
 - イ 入札書は封かんのうえ、入札者名を表記して1部を提出すること。
 - ウ 事業計画に関する提出書類、施設整備に関する提出書類、維持管理に関する提出書類、運営に関する提出書類は、各提出書類ごとに、正本1部、副本〇部、合計〇部を用意し、1セットずつ〇の封筒に分けて提出すること。
 - エ 副本の表紙には、右肩に1～〇の番号を付けること。
 - オ 指定のある様式については、Microsoft Excel（バージョン〇〇以前）を使用して作成し、その他の様式については、データの読み取り及びコピー、印刷が可能なPDFファイル形式で作成し、各情報が保存されているCD-ROMを1枚提出すること。
(計算の数式を残したまま、他のシートとのリンクが残ったままで提出のこと)

ＰＦＩ事業の品質確保の観点から事業契約書に新たに盛り込むべき事項

ＰＦＩ事業の品質確保については、事業者は要求水準書又は事業者が提案した事業計画（以下「要求水準」という。）を達成するための責任を負うが、国は事業者の業績を適切に監視する責任を負う。そのため、事業契約書に以下に関する事項を盛り込む必要がある。

- ・ 国は、施設整備に係る事業者の経営管理の状況、事業者が実施する各業務の業績及び実施状況の確認及び管理を行うこと。
- ・ 国は、事業者の業績等の確認及び管理に必要な対応を指示するとともに、事業者は自ら必要とする業績等の確認及び管理を行うこと。
- ・ 国は、事業者の業績等を監視し、要求水準書又は事業者が提案した事業計画を達成されていることを確認すること。
- ・ 国が事業者に対して提出を求める書類については、国の確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出時期を設定すること。
- ・ 国は、事業者が作成する要求水準確認書により達成状況の確認を行い、確認結果を事業者に交付する。
- ・ 事業者は、業務要求水準書に従い、要求水準確認書を作成し、必用な段階毎に国の確認を受けること。